慶應義塾各國經濟研究會編

ナチス經濟及經濟政策

改造社版

序

さきに「アメリカ經濟及經濟政策」「イギリス經濟及經濟政策」「大英ブロック經濟及經濟政策」を出版した本會は、玆に引續いて「ナチス經濟及經濟政策」を公けにする。洵にドイツこそ「不死鳥」の名を以て譬へらるべきものであらう。第一次世界大戰に於ける戰敗國として、苛酷極まりないヴェルサイユ條約の下に多年呻吟したドイツは全體主義國家として甦生し、極めて短日月のうちに再び英佛に對立する强大國に迄成長して、世界現狀打破を叫ぶ一大勢力となるに至つた。將に行はれんとする全體主義國家群對民主々義國家群の一大決戰の前夜に於て、ドイツの動向を理解せずして國際情勢を、そして明日の世界を識ることは出來ないといふも過言ではない。併し乍らドイツの斯かる驚異的國力伸長の基底に、そしてまたその尨大な軍備の陰に、ナチス獨自の經濟政策が儼存することは言ふ迄もない。卽ちナチスの經濟政策が現在のドイツをして世界最强國の一たらしめたと言つてもよいであらう。從つて吾々がナチスの經濟政策に特別の關心を抱くのは蓋し當然なことである。本會がこのたびの刊行に本編を選んだ理由の一も玆にあるのであつて、それと同時に東亞新秩序の建設といふ至大な任務を負ひ、そしてこれを達成せんが爲めの聖戰下に置かれてゐる我が國の經濟にナチス經濟政策の檢討、研究が些かでも役立ち得ればとの微意からでもある。

最後に御多忙中にも拘らず、玉稿と種々の御援助とを賜つた加田哲二、高木壽一、金原賢之助、武村忠雄、小池基之、山本登の諸氏に本會は深甚な謝意を表するものである。

昭和十四年六月

編　　者

目次

財政部門

金融部門

商業部門

ドイツの植民地問題

前編　ドイツ資本主義發達史概説

第一章　序　論

第一節　産業革命前の一般的情勢

第十四・五世紀頃迄のドイツの經濟生活は歐羅巴の北部から南部に向ふ商業路と、そしてイタリーとに緊密に結び付けられてゐたのであつたが、第十五世紀の終末に商業路が地中海から大西洋へと、そして商業中心地がイタリーからスペインに移動するに及んで、ドイツは最早東洋及び上部イタリーと、北歐及び東歐との繫材ではなくなり、國際貿易の主路から外れて終つた。世界經濟の重心はスペイン、オランダ、フランス、イギリスに移つて、ドイツは經濟的發展の外部に置かれねばならなかつた。從つて都市の發展は停止し、商業資本の發育は著しく遲れ、然もこれらの事情が永くその商業資本に「臆病、不決斷、無力」と謂ふ精神的特質を與へてゐた。資本主義革命の成功の前提の一つである農民運動（これは一五二五年に勃發したドイツ農民戰爭）が脆くも敗退した深い原因の一も茲にあると謂はれてゐる。この農民戰爭に就ては紙數の關係上觸れないが、その結果は勝利を獲た諸侯伯が教會の從來所有してゐた幾多の世俗的權力を削ぎ、僧院の領地を分割し、然も農民より教會への貢物の大半を自己の手に收めることゝなつた。內亂に次ぐに內亂を以てして、それが終に三十年戰役（一六一八年—四八年）となつた。然るにこの戰爭は一部分宗教的スローガンの下に行はれたのであつたが、實際は北ドイツの諸侯伯が中央集權に反對し、統一ドイツ帝國の建設に反對する戰爭であつた。彼等はフランスとスウエーデンの勢力を國內に引入れて互ひに鬪爭した。この戰爭の熄んだ後

のドイツは如何なる狀態であつたか。フランツ・メーリンクは次ぎの如く云つてゐる。

「二百年だけドイツはその發展に於て投げ返へされた。それが三十年戰爭の始めに占めて居た經濟的高度に再び到達するに二百年を要した。四肢を皆切斷された上に腐爛した死骸となつてドイツ王國は横はつた。……西ではフランスが豐饒な地方を强奪し北ではスウエーデンがオーデル、エルベ、及びウエーゼルの河口を奪取した。兩國はドイツの事件に干渉する權利を獲た。皇帝と帝國との最後の權威は去つて又歸らなかつた。……「身分の自由」（貴族の特權）が全列の上に凱歌を擧げた。外國と同盟を結ぶ權利に迄擴大した諸侯伯の無制限の主權の中に、ドイツ國民は最後に倘、未曾有の困苦、果し無き屈辱を以てしても、困苦と屈辱との酒杯はまだ永く飲み干されまいといふ、嬉しい保證を受けとつた」

他の諸國家即ちフランス、イギリス、スペイン等々が中央集權制を確立し、そして世界貿易に參與することによつて、力强く發達してゐる間に、ドイツは大小の諸國家に分裂し、經濟的に衰弱してゐた。斯様な運命の下にドイツは爾來一世紀有餘呻吟してゐたのであつたが、漸く第十九世紀の初頭から一つの新たな機運が動いてきた。然しこれは其内部からといふよりも寧ろ外部からの動因に基くものであつた。即ちそれはナポレオンと彼れによる侵略に他ならなかつた。彼れは南ドイツ及びライン地方に於ける幾多の小公國をその支配下に置いたが、一八〇六年バイエルン、ウユルテンベルヒ等ライン流域の十六國を以てライン同盟を作り、自らその保護者となつたが、これは後に行はれた獨逸統一への一歩ともなつた。彼れがこのラインランドに幾多の近代的法律關係を導き入れたことは注目すべきことであつた。ドイツはナポレオンによつて蹂躪され、甚大な打擊を蒙むつた國の一であつたが、彼れの常勝軍がロシアの雪野に一敗地に塗れた時、ドイツ國民のうちに一つの愛國的火花が燃え上り、外國の壓迫者から國土を解放し統一獨逸を建設しようといふ思想が特にプロシヤを中心として芽生えてきた。一八一三年から一五年に至る戰鬪に於てドイツ諸國は凋渇する迄精力を傾倒して、遂にナポレオンの權力を打倒した。然るに戰後は神聖同盟（一八一五年九月）を通じて

ツアールが歐洲の上に優越權を振ひ、ウイーン會議によつて三十五國、四自由市を以て成立したドイツ聯邦（ウイーン會議に於て獨逸統一の思想はプロシヤのシユタイン等によつて主唱せられた爲めにオーストリーはプロシヤの獨逸統一を懸念してこれに反對し、其他の獨逸諸邦も自己の權力を統一國家に引渡すことを喜ばなかつた爲めに、緩い組織しか出來なかつたのである）のうちでは老猾なる反動家メツテルニヒが獨裁した。「鉛の如き霧が獨逸全土に降りて」凡ゆる政治的自由主義は彈壓せられた。ドイツ統一の宣傳さへも謀叛として糾彈されて、その支持者である學生組合、體育會（特にベルリンに於て設立せられた）は解散を命ぜられ、印刷物の檢閲は嚴重を極め、そして大量的投獄が行はれた。

一八三〇年のフランス七月革命が初めてこの雰圍氣を打ち破つた。然しこの革命は同時に神聖同盟に對する弔鐘でもあつた。ドイツの二三の邦では革命が起つた。然し、統一的運動は起らず、暴動は直ちに鎭壓せられたが、時代的な自由主義思想は最早全然壓迫されては了はなかつた。特にフランスからは社會主義的及びジヤコバン的民主々義的思想が浸潤しきたつて、一八四八年は斯くして次第に迫りつゝあつた。吾々は玆に以上の如き時代的變遷の根柢に横はる當時のドイツに於ける經濟的狀態に一瞥を與へて置かう。

第二節　產業革命前の經濟的、社會的情勢

ドイツ資本主義の發足はイギリス、フランスのそれに比較して甚だしく遲れてをり、ドイツの產業革命は漸く一八四〇―五〇年に至つて、その緒に就いたに過ぎなかつた。併し乍ら、第十九世紀の初頭からは、資本主義制度は次第に封建的制度のうちに浸潤し來り、凡ゆる產業部門に亙つて產業革命の準備が着々として進められてをり、そして漸く新しい經濟的時代に這入らんとしてゐたのである。一八〇七年の農民解放は實にこれが一象徵と看做れ得るであらう。

第十九世紀の初頭に於て、ドイツは尙著しい農業國であつた。一八〇四年、全人口の七割三分（一千萬人）は農村に居住してゐた。殘餘の二割七分は都市に集中してゐたが、然もこの半數も亦、農民であつた。從つて全人口の八割以上が農業に從事してゐたのである。一八〇〇年ベルリンの人口は僅かに十五萬餘に過ぎず、人口五萬以上の都會としては、ブレスラウ、ケーニヒスベルヒ等であり、一萬を超ゆる都市は十四に過ぎず、然もこれとても多分に村落的色彩を持つてゐた。ドイツはフランスよりも遙かに高い程度に於て農業の優越した國であつた。そしてフランスに於ては農民の小所有（零細農）が支配的であつたのに反して、ドイツに於ては大土地所有（南部西部を除いて）が優越的地位を保つてゐた。元來ドイツには中世の初期に於て、未だ土地共有制（マルク共產體）が存續してゐたのであるが、同時に小規模ではあるが、既に莊園の發生をみるに至つた。そして時の經過に伴ふて、莊園貴族は小地主、騎士領等の土地を購買或は押收し、更に教會領迄も購入し、その領土を擴大した。斯くして漸次土地の兼倂が行はれて、大土地所有制は次第に圓熟して第十八世紀の末葉、第十九世紀の初頭には獨逸は、法律、諸制度を異にする約四百の大小の封土に分裂してゐた。當時の農民は如何なる狀態にあつたか。第十六、十七世紀を通じて、農民の殆んど全部が土地を押收せられ、農奴となり、或は浮浪者、乞食に零落したが、この浮浪者乞食も結局は法令又は權力によつて農奴或は隸農にならなければならなかつた。プロシヤ諸地方、ボンメルン、ブランデンブルク、シユレジエン、メクレンブルク、シユレスウイツヒ・ホルシユタイン等の諸地方には完全な莊園法が行はれてゐた。これらでは農民は莊園主に隸屬する世襲奴であり、唯土地の附屬物と考へられてゐた。彼等は莊園主の許可なくしてその土地から離れることが出來ず、その土地が他に讓渡せられる時は、彼等も共に讓渡せられた。又彼等は通常貢賦、賦役を負擔しなければならなかつた。更に領主は彼等に對して、絕對の裁判權、結婚許可權をも有してゐた。中部及び南部ドイツに於てはその農民の地位は前記の地方よりは幾分良好であつたが、根本的地位は決して變らなかつた。北部地方には小作人法が行

農民の地位は前記の地方よりは幾分良好であつたが、根本的地位は決して變らなかつた。北部地方には小作人法が行はれてゐた。小作人は人格的には自由であつたが、これとても單に名目上のみの自由であつて、彼等は領主に對して貢税、酒賣税、婚姻税等を支拂はねばならなかつた。小作人は其土地に對して世襲的使用權を所有してゐたが、領主の許可なしにはその土地を讓渡し、或はそれを抵當として借金する事は出來なかつた。領主は農民に對し裁判權、結婚許可權を有してゐたことは隷農に對すると變りなかつた。斯樣な封建的關係の下にその農法は原始的な三圃制度を採つてをり、農民は凡ゆる封建的桎梏、過重な貢賦の下に頗る怠惰であり、斯くして第十九世紀初頭のドイツ農業が著しく後進的であつたことは已むを得ないことであつた。從つてその農業の正常な發達のためには先づ第一に農民の上に加へられてゐた法律上の桎梏が除去されなければならなかつた。更に當時ドイツは對外的にはナポレオンに對する鬪爭、そして對内的には西歐諸國に蔓延してゐた近代國家的自由主義への要求に促がされて農民の解放は不可避のものとなつてきたのである。併しフランスの農民解放が農民階級自らの力によつて行はれたのに反して、ドイツに於ては領主側からなされたのである。この代表的改革者はフライヘル・フォン・シュタインであつた。

農民解放の勅令は一八〇七年十月九日プロシヤ首相シュタインによつて發布せられた。これによつて隷屬關係は廢止され、農民は自己の財産に就ての決定權を得、職業撰擇の自由權等を得たのであつた。然し乍ら解放が領主の側からなされた以上、決して農民の利益にのみ基づくものではなく、領主自身の緊急な利益のためでもあつた。同勅令は「(一)農民の新らたに得た所有物は、若し領主が『その成立せる所有權を賠償するときは』領主の所有となすことを得、(二)若し領主が他の場所に同じ面積の土地をつくり、これを農民に指示すれば、その農民の現在所有する土地を沒收してこれを領主の領地となすこと得」と云ふが如き條項を含んでゐた。農民解放は續いてプロシヤ以外の諸部に於て或は急速に或は徐々と行はれた。併し乍ら農民階級のこの解放によつて獲得した土地への束縛からの自由、土地所有の自由は同時に土地からの離脱の自由をも意味してゐるものであつた。洵に農民解放は大土地所有者階級の手に

更に大なる土地を集中せしめると同時に、農業勞働者階級をつくり出したのであつた。勿論この農業勞働者は今日に於けるが如き賃銀勞働者ではなく、貴族の爲めの狩獵、洗禮、結婚の爲めの貢賦、貴族及びその從者の旅行に對する供奉等々の封建的義務を負擔してゐた。これらの義務からの農民の解放は四八年の革命以後のことであつた。

斯くして前世紀の中頃のドイツの農民の階級的構成は封建的大地主、小數の富裕なる大農、中農、小自作農、小作農、農業勞働者階級といふ形樣を呈してゐたが、このうち前二者が全土地面積の半分以上をも占有してゐたのである。

次ぎに吾々は工業に移らう。中世のドイツ諸都市の手工業を支配してゐたものは排他的同業組合の組織即ちツンフトであつた。第十八世紀の末葉迄はこの組合的手工業が工業の領域に於て壓倒的であつたが、玆に近代資本主義制度が次第に浸潤し來つた。先づ都市の手工業を脅かしたものは農村に於ける家內工業の發達であつた。農民は封建領主の苛酷な經濟的搾取の下に多年貧困のうちに呻吟してゐたが、都市に於ける組合的手工業の生産が組合の獨占的、制限的な規定の爲めに、次第に增大する工業品に對する需要に相應して擴大し得られなくなると、工業生産は農民の副業として漸次農村に侵入してきた。生計の爲めに苦腦してゐた農民がこれを歡迎したことは云ふ迄もなかつた。斯くして農村は家內工業の絕好の溫床となつたのであるが、同時に農民は都市の商業資本に從屬しなければならなくなつてきた。商業資本家は農民に原料を提供し、その生産物を買ひ取るのであるが、この間に於ての商人による農民の搾取は勿論甚だしいものであつた。

この家內工業化は單に農村のみに止らず、都市にも次第に波及しきたつて、組合制度はその崩壞の運命に迫られたのである。ツンフトの崩壞の因は內部的にも幾多のものがあつたであらう。增大する需要に對する組合規定の生産束縛、內部に於ける親方對職人の階級的對立、鬪爭等々。ドイツ諸邦は漸く組合制度否定の態度を示すに至つた。一七八

三年のプロシヤの勅令、七三年のバーデンの法律等を始めとして、多くの法律が組合制度を切り崩して行き、同世紀の末葉にはアウグスブルク、リユーベツク、ストラスブルク等の都市は漸次家内工業化した。それと同時に都市の手工業に對しても商業資本の支配は深まり、又ツンフトの小親方、職人、徒弟は次第に近代的プロレタリアートに轉化せざるを得なかつた。家内工業からマヌフアクツール（手工業的工場生産）への發展は僅かに一歩に過ぎなかつた。一七八五年プロシヤに於ては組合制は崩壞し、工業生産品の三分の二は家内工業によつて、その三分の一はマヌフアクツールによつて生産せられてゐた。第十九世紀に這入つてからも、この狀態は繼續せられ、同世紀の四〇年頃迄は家内工業とマヌフアクツール並存の時代であつた。家内的手工業も根强く普及してをり、手工業者の數も非常に多かつた。一八四六年プロシヤには尙四十五萬七千の親方と三十八萬五千の職人が居た。併し乍ら資本家的マヌフアクツールは時と共に次第に家内工業の領域を蠶食しつゝあり、特にシユレヂア、ザクセン地方に於てそうであつた。そしてこれらの地方に於ける手工業者はマヌフアクツール勞働者に轉化した。此手工業者の沒落過程の一例を吾々は、かのシユレジア織匠の一揆（一八四四年）のうちに看ることが出來るであらう。その他の諸地方、殊に經濟的に發達してゐたライン地方に於ては大工場組織さへも發生してゐた。一八四六年プロシヤには五十五萬一千人の近代的勞働者階級が存在した。ドイツ關税同盟の境界内に於ては、七十五萬餘錘を持つた三百十三の木綿紡績工場があつた。プロシヤ工場調査表によれば同年毛絲及亞麻紡績工場の錘數は總計四十九萬七千に達してゐる。木綿及半毛織工場は十三萬九千臺と家内工業の七萬一千臺から成立つてをり、そして更に同年には、同じくプロシヤには二萬一千馬力を持つた一千百三十九臺の蒸氣機關があり、これは、主として鑛山業に使用せられてゐた。ドイツに於て最も早く發達した産業部門は、纎維工業と鑛山業とであつた。勿論當時使用せられてゐた機械（主として英吉利よりの輸入）は粗末なもので その生産力も決して高いものではなく——二十世紀初頭に於ける獨逸の四つの大木綿紡績工場は一八四六年に於ける前記

の三百十三工場の全生産高と同量を生産した――又蒸汽力を動力とするものも極めて稀で、通常は主として水力で運轉せられてゐた。

第十九世紀の前半紀に於てはドイツ資本主義の發達に對して劃期的な二つのことがなされてゐる。それは一八三四年の關税同盟の成立とそしてその翌年に於ける鐵道の創設とである。關税同盟はドイツ國内の關係諸邦間の關税障壁の撤廢による一種の經濟ブロックの樹立である。既に一八一八年プロシヤはこれを二三の邦と實施し、二六年には北ドイツ六州關税同盟が成立した。これに續いて二八年南ドイツ關税同盟、翌年には中部ドイツ通商同盟の成立をみた。即ち各同盟内部に於ては自由貿易を、その外部に對しては、關税壁を設けることであつた。然しこれでも各同盟間の對立は解消せられず殘存してゐたのであるが、三四年これらが合同して玆にドイツ關税同盟が出來上つた。この同盟に抱含せらるゝ地域は全ドイツの約三分の二に迄達してゐたから、その經濟的發展に資することは著しかつた。

鐵道は一八三五年ニュルンベルヒ＝フエルト間に六粁敷設せられたが、同四〇年にはこれが四百七十粁、四五年には二千粁餘、そして五〇年には六千粁弱に迄發達した。

更に國内商業に於ては行商は次第に影を沒し、手工業的段階に相應する小賣市場も漸次その勢力を失ひ、これに代つて店舗商業が盛行するに至つた。又外國貿易に於ては一八四二年輸入五億六千六百馬克、輸出四億八千八百馬克に達し、輸入品は木綿原料、砂糖、珈琲、輸出品の主要なるものは綿製品、穀物等であつた。

これを要するに第十九世紀前半期の終末頃の獨逸の經濟的發展の程度は、一七八九年のフランスに於けるそれよりも高度に達してゐたことは瞭かである。從つて工業及び商業資本家階級は自己の發展の前に立ち塞つてゐた土地貴族階級（ユンカーツーム）とこの階級に利益するその政治機構に向つて鬪爭を挑む程の勢力を次第に培養しつゝあつたことは當然である。

第十九世紀初頭農民解放が農民の肩から完全に封建的重壓を除去しなかつたことは前述の通りである。解放の結果農村に於ては領主對隷農の階級的對立は、領主對農業勞働者のそれに轉化したが、四八年の直前に於けるこれらの農業勞働者、或は小農民の生活狀態は全く劣惡なるもので、極度の窮乏、困憊のうちにあつたが、彼等は自己を封建的桎梏から解放する爲めの明確な要求を持つ程に政治的に進んでは居なかつた。更にその勞働者階級――マヌフアクツール勞働者、近代的工場勞働者――はその社會的政治的發達の點に於て英佛の勞働者階級の遙か後方に居ることはドイツの新興資本家階級が英佛のそれに後れてゐるのと同樣であつた。

社會的ピラミットの頂上に居り、舊制度の支柱である土地貴族――ユンカーツーム――はどうであつたか。第十九世紀の前半、それは政治的に經濟的に强大な支配權を掌握してゐた。それに反して新興ドイツ資本家階級、そしてドイツ資本主義は、その發展に對して幾多不利な條件の下に置かれてゐた。「この勃興しつゝある工業及びそれと結び付いてゐる貿易にとつては、ドイツ小國家制はその種々雜多な貿易及營業立法を以て間もなく耐へ難き桎梏とならねばならなかつた。二三哩行く每に異なれる手形法、營業の實行に對する異なれる條件、然も到る處異なれる奸計、官僚的及び財政的の足枷、實際屢々未だ同業組合の柵があり、これに對して一つの特許すら役に立たなかつた。そしてその上に多くの異なれる歸化立法、滯在期間制限があり、それは資本家に對して礦石、石炭、水力及び、其他の天惠が産業的企業の基礎を提供した地點に、利用し得べき勞働力を充分に集中することを不可能ならしめた。大量の勞働力を妨げられずに利用する可能性は工業的發展の第一條件である。然るに愛國的工場主が勞働者を隅々から引寄せた所では何所でも警察と貧民局とが、新來の移住者の定住に反對して頑張つた。ドイツの公民權、凡ての市民に對する完全な移民權、統一的商業及び工業立法、それは最早空想的學生の愛國的幻想ではなく、今や産業の缺くべからざる生存條件である……」

斯かる物質的利害を基礎として新興資本家階級はその封建的機構の改變を切望して已まなかつた。右に述べた如き諸種の障害は一八七一年のドイツ帝國の建設によつて漸く除去せられたのであるが、第十九世紀の前半期から興隆の過程を辿つてゐたドイツ資本家階級には、逐年これが除去の必要が次第に痛感せらるるに至つたのである。

一八四八年二月巴里に革命が勃發した。この報道が一度ドイツに傳へられると、ドイツ資本家階級は立ち上つた。プロシヤ、オーストリー、バーデン、ウユルテンベルヒ、ヘツセン・ダルムシユタツト、ナツソウ等到るところに於て彼等は統一的國家、憲法の制定、陪審裁判、出版集會、結社の自由等の標語を以て政府に迫つた。この運動は勞働者階級、プチ・ブルジョアによつても支持せられた。農民も亦、自己の上に課せられてゐる封建的桎梏の廢棄を要求してこの運動を支持した。斯くしてこれら利害を異にした諸階級によつて共同戰線が張られた。がこの運動の指導者が資本家階級であつたことは云ふ迄もない。到る處に於て政府との衝突が起つた。ウイーンに於ては三月十三日憲法制定と言論の上奏請願運動は遂に暴動化し、この運動を輕視一笑してゐたメツテルニヒは辭職し、英吉利に逃れ、そしてフエルヂナント一世は退位し、甥のフランツ・ヨセフが卽位し、これと同時に憲法の制定と國民議會の召集が公けにせられた。ウイーンの騷亂の報がプロシヤに傳はると此處にも騷擾が勃發し、ベルリンの市街戰に迄進んだが、立憲政治と民選議會とを獲得することが出來た。斯くしてドイツに於てブルジョア自由主義が勝利を占め、同年五月フランクフルトに於て各諸邦の憲法制定、或は旣存憲法の改正と、ドイツ統一の準備の爲めの會議が開催され、フランス大革命に於ける人權宣言に倣ふて「ドイツ人の根本權利」を起草し、法律の平等、不法監禁の廢止、住居の安全、言論、集會、信仰、營業等の自由が規定された。ドイツ統一の計畫に就てはオーストリーがプロシヤによる統一に反對してこの議會に干渉し、これを解散せしめた爲めに頓挫して終つた。

一八四八年の三月革命はドイツ・ブルジョア興隆史の一齣として最も重大なる事件であつたらう。フランスに於ては

一八四八年の三月革命はドイツ・ブルジョア興隆史の一齣として最も重大なる事件であつたらう。フランスに於ては

二月革命の結果共和制が樹立せられたが、ドイツ・ブルジョアジーの力を以つてしては、未だその封建關係を全部一掃することは出來なかつた。のみならず、資本家階級は運動の進展中勞働者階級が運動の目標である資本主義革命の域を越えて進まんとする傾向を觀取した時、封建的勢力と妥協して終つた。從つて革命は未完成の資本主義革命として終結したのであつたが、それにも拘らずドイツ資本主義は、爾後の發展を容易ならしめる多くの成果を獲得したのであつた。これからドイツに漸く産業革命の時代が始まつたのである。

第二章　ドイツに於ける產業革命と資本主義的發展

第一節　產業革命と統一ドイツの建設

ドイツに於ける產業革命は、イギリスのそれに比して約七八十年、フランス及アメリカ合衆國のそれに比較して三四十年も遲れて行はれた。それは前述の如く、第一に封建的諸關係の廢止が遲れたこと、第二に國內の小國家分立によつて關稅制度その他の制限が存在してゐたこと。第三にこれらのことからしてドイツは海外植民的發展にも携はることが出來ず、又第十六世紀頃より世界商業路から外れてゐたのであるから、海外貿易其他による商業資本の蓄積量も比較的に僅少であつた事等の諸條件に基づくものであつた。併し乍ら第十九世紀の前半期に於ける關稅同盟の成立、鐵道の創設、加ふるにプロシヤのフリードリツヒ・ヴイルヘルム四世及び其他諸邦のマーカンテイリズム的保護政策による經濟的進步に伴ふ資本蓄積の增大等によつて、漸くドイツ產業革命の機は熟し來つたのである。ドイツ產業革命は一八五〇年頃を以て開始せられたとするのが普通である。勿論前述の如く、五〇年代以前にも機械や蒸氣機關は使用せられてゐたのであるが、これは決して一般的ではなかつた。ドイツの產業革命は主としてイギリスからの諸機械の輸入によつて行はれた。卽ち木綿紡績機及び毛絲紡機はリツヒヤルト・ハルトマン、作業機械はヨハン・チムメルマン、蒸氣機關はアウグスト・ボルシツクによつて輸入製作せられたのである。

使用せられてゐたのであるが、これは決して一般的ではなかつた。ドイツの產業革命は主としてイギリスからの諸機械の輸入によつて行はれた。卽ち木綿紡績機及び毛絲紡機はリツヒヤルト・ハルトマン、作業機械はヨハン・チムメルマン、蒸氣機關はアウグスト・ボルシツクによつて輸入製作せられたのである。

これらの機械の輸入、そして技術の改善によつて纖維工業は著しい發展を遂げた。綿絲紡績はその最も重要なるものであるが、これの總噸數は上掲表の如く增加してゐる。綿絲紡績はライン、プロイセン、シユレジエン、バイエルン、ウユルテンベルヒ、バーデン等に於て最も多く行はれて、その生產額は一八三六年の

年次	國內生產に依るもの	輸入に依るもの
一八五五—六〇年	三七、二二三噸	二六、一四四噸
一八六一—六五年	三七、四六五	一二、三三〇
一八六六—七〇年	五四、六二五	一四、八一四
一八七一—七五年	九三、一一二	二一、六七八

二四・九百萬磅から六一年の六八・八百萬磅に增大した。其他織物工業、羊毛の紡績及び絹織物工業等も擴大せられたが、五〇年代以後逐年近代的工場組織がこれらの部門に浸潤して行き、舊式經營は衰退の路を辿るのみであつた。唯亞麻工業のみはその消費が主として農家の需要に依賴するものであつたから農村の副業として殘つたに過ぎなかつた。

ドイツの產業革命も英吉利其他の諸國に於けると同樣に纖維工業の部門から開始せられた。モーリス・ドツブは產業革命を二つに區分して、一七六〇年前後に行はれた纖維工業部門の諸機械の發明による產業組織の變革を第一次革命とし、一八七〇年前後の鐵及鋼鐵工業部門の變革を以て第二次革命と呼んでゐる。從つて第一次產業革命の過程を通過した國々に於て、一八六〇—七〇年迄それらの國々の工業に於て最も指導的な、優越的な部門は纖維工業であつた。それ故に世界市場に於ては最も早く第一次產業革命を迎へた英吉利が最優位壓倒的であつて、この間イギリス纖維工業は世界經濟に君臨してゐたのである。これが七〇年代以後は鐵と石炭によつて代へられた。それと同時にイギリス產業の世界に於けるその支配的地位は次第に失はれてきた。前述の如く、ドイツ及びアメリカ合衆國は、第一次產業革命をイギリスに比較して頗る遲れて通過した。然しドイツ及び合衆國は第一次產業革命を終了するや否や引續き、直ちに、そしてイギリスと同時に第二次產業革命を迎へた。從つてそれ以後の發展に於て兩國はイギリスに遲れないばかりでなく、イギリス工業が持つ幾多の「古さ」——例へばその覇者時代の組織的、技術的水準への固定、從つて

その集積過程の比較的に極めて緩慢なること――によつて、ドイツ及び合衆國の工業はイギリスのそれを凌駕するに至つた。吾々は次ぎにドイツの目覺しい經濟的發展に就て看る前に、斯かる發展のモメントになつた普佛戰爭とドイツ統一の實現に觸れなければならない。

ドイツの統一には二つの問題が絡み付いてゐた。第一には從來のユンケル的群小國家の近代的議會主義的統一國家への再組織にはこゝに二つの方法が可能である。卽ち「下からの運動」によつて舊制度を廢止し、共和制を樹立するか、又は「上からの運動」によつて換言すればこれらの群小國家をその中の比較的强大な國家が覇權を握り、吸收して統一國家を形成するかであつた。ドイツの統一は後の方法によつて行はれた。そして二十二の群小國と三自由市の結合によつてドイツ帝國が形成せられたのであるが、この結合は決して完全なるものではなく、土地貴族の特權も、群小國王の權力も政治的に確保せられてゐた。從つてこの統一がユンカー型或はプロシヤ型と稱される所以である。更にこの統一の方法は更に第二の問題に關聯してゐた。それは何れの國が他の諸邦を統一するかといふ事である。從來獨逸諸邦中最も强大であつたのはプロシヤとオーストリーとであり、この兩國は獨逸聯邦に於ける覇權の爲に鬪爭してきた。然しこの鬪爭に於けるプロシヤの勝利は關稅同盟に於けるプロシヤの地位、オーストリーに對するプロシヤの經濟的優越とによつて保證せられてゐた。從來オーストリーはプロシヤによるドイツ統一に常に反對し、是を妨害してきた。從つてプロシヤはこの爲に對オーストリー戰爭(一八六六年)を敢行し、ウイーンを陷落せしめ、爾後に於けるプロシヤの政治的行動の自由を確保し、又統一によるドイツの强大化に反對してゐた佛蘭西とも戰端を開いた。一八七〇年の普佛戰爭がこれである。そして戰爭はプロシヤの大捷に歸し、七一年一月十八日ヴェルサイユ宮殿に於てドイツ帝國建設の宣言が行はれた。オーストリーは帝國から除外せられた。ドイツは更にこの戰爭の賠償金として五十億フランとエルザス・ロートリンゲンの鐵床をフランスから獲得した。これらの凡てを遂行したものは周知の如く一八

ツ帝國建設の宣言が行はれた。オーストリーは帝國から除外せられた。ドイツは更にこの戰爭の賠償金として五十億フランとエルザス・ロートリンゲンの鐵床をフランスから獲得した。これらの凡てを遂行したものは周知の如く一八六二年プロシヤの宰相に就任したオツトー・ビスマルクに他ならなかつた。

第二節　諸産業部門の發達

普佛戰爭後ドイツの資本主義的發展は疾風の勢を以て行はれ、その工業化は嵐の如きテンポを以て進行した。先づこれを一八七一年以後に於ける人口の動態から看ればそれは次ぎの如くである。

	一八七一年	一八八〇年	一八九〇年	一八九五年	一九〇〇年
ドイツ總人口數%（單位千）	四〇、八一八（七〇年）	四五、二三六	四九、四二八	五二、二八〇	五六、三六七
十萬以上の都市人口%	四・八	七・二	一一・四	一三・五	一六・一八
二萬乃至十萬の都市人口%	七・七	八・九	九・三	一〇・五	一三・六二
五千乃至二萬の都市人口%	一一・二	一二・六	一一・五	一三・六	一三・四六
二千乃至五千の都市人口%	一二・四	一二・七	一〇・三	一二・二	一二・〇九
都市人口%	三六・一	四一・四	四二・五	四九・八	五四・三五
農村人口%	六三・九	五八・六	五七・五	五〇・二	四五・六五

(William H. Dawson; The Evolution of Modern Germany. 1911. Statisticher Jahrbuch für das Deutsche Reich. 1914. 參照)

既に述べた如く、第十九世紀の初頭獨逸人口の約八〇%は農業に從事してゐた。夫が一八四九年には六四%、六七年には四八%、七一年には四七・三%、そして八二年には四二・五%と逐年減少してゐる。更に上表に關聯して、工業化は農村に於ても或る程度行はれるといふこと、そして工業的生産は農業生産よりも遙かに集約的であること等を考へれば、七〇年代にはドイツは著しく工業化されたと云はなければならない。

フランスから得た五十億フランの戰時賠償金、然も極めて短期間に支拂はれたこの賠償金はドイツ産業の發展の上に驚くべき程多大の効果を齎らした。政府は陸軍の擴張、要塞の築造、戰略的な鐵道の敷設に熱中し、又民間にあつては幾多の新事業が簇出した。取引所は沸き立ち、殊に鐵道株と不動産證券の狂氣的投機が行はれた。十九世紀の前半

期に於ては未だ財富の個人の手中への集中は小規模なものであり、當時十萬ターレルの財産家といへば所謂大富豪であつた。然し斯くの如き個人的財産家、個人的企業家は景氣の變動や近代的大規模生産組織の資本の需要には漸次適應出來なくなつてきた。斯くして株式會社が次第にドイツ工業の主要な企業形態となつてきた。株式會社は次表の如く増加してゐる。

株式會社増加數（註）

年次	創立數	資本金（百萬馬克）
一八〇一—二五	一六	三四
一八二六—五〇	一〇二	六三七
一八五一—七〇	三三六	二五八二
一八七一	二〇七	七五七
一八七二	四九九	一四七八
一八七三	二四二	五四四
一八七四	九〇	一〇六
一八七五	五五	四六
一八七六—八〇	二七〇	二二二
一八八一—八五	六二〇	五九五
一八八六—九〇	一六〇一	一一〇〇
一八九〇—九六	八一四	九八四
一九〇七	△五一四七	×一四
一九一三	△五四八六	×一六

×單位十億馬克　△現在數

（註）今世紀初頭—世界大戰迄の株式會社數の諸工業部門別は W. Sombart; Die Deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert. SS. 501–04.參照）

そして斯かる企業形態の變化は同時に銀行制度に於ける變革を齎らした。それ迄銀行は殆んど專ら國債の媒介に從事してゐた。ロートシルト家はこの點で卓越した經濟的要素と、偉大な政治的勢力を獲得したものであつた。然るに今や企業組織の進展と共に有價證券の取引、産業に對する資本發行の任務を持つた新らしい銀行企業が急速な發展をなすに至つた。一八四八年にはシャーフハウゼンの銀行聯盟(Schaafhaus. Bankverein) 五一年にはディスコント・ゲゼルシャフト(Disconto-Gesellschaft) 五三年には商工業銀行 (Bank f. Handel u. Ind.) 五六年にはベルリン商業銀行 (Berl. Handelsgesellschaft) 更に七〇年には獨逸銀行 (Deutsche Bank) と商業・割引銀行 (Commerz-u. Disconto-Bank) 七二年にはドレスデン銀行 (Dresdner Bank) 八一年にはナチオナル銀行 (National Bank) が創立せられた。

關税同盟の結成が商業の發達に資すること多大であつたこと

は言ふ迄もないが、この商業の發展は鐵道と國內航路の發達によつても促進せられた。然しこの交通機關の發達は農業にも非常なる影響を及ぼしてゐる。交通機關の發達、改善が如何なる影響を農業生產に與へたかは、次ぎの數字が示してゐる。即ち一八一七年一シエツフエルの小麥は東部ドイツに於ては、九六と六分の五銀グロシエン、西部では一六六と四分の一銀グロシエン、一シエツフエルの裸麥は東部に於ては五六と六分の五銀グロシエン、西部では一三二と二分の一銀グロシエンの價格であつた。この六九乃至七五と三分の二銀グロシエンといふ差額は、一八五五年には既に一七乃至二三銀グロシエンの差額に減じた。このことは交通機關の發達によつて、農業の生產がその地方的性質を失ひ、國內市場のために生產され、穀物の輸出が可能となつたことを意味したのである。農業人口は一八八二年の一千九百二十萬人から一九〇七年の一千七百六十八萬人に減少したが、一方農業生產物は同期間中著しく增大した。先づ家畜類に就て云へば「獨逸國統計年鑑」（一九一一年第二十三卷以前の各册參照）に従ふと、馬は一八八三年の三百五十二萬頭から一九〇七年の四百三十五萬頭に、牛は一千五百七十九萬頭から二千六十三萬頭に、豚は九百二十一萬頭から二千二百十三萬頭に增加してゐる。更に耕地面積一ヘクタ－當りの收穫高は著しく高められた。次表を參照され度い。これは牧畜の合理的方法、農藝化學の發達による人工肥料の採用、農業機械の適用等の結果である。農業機械の二三に就て云ふならば打穀機は一八八二年の 二六八、三六七臺より一九〇七年の 九四七、〇〇三臺に（この中一九〇七年二ヘクタ－以下の小經營には僅か四四、七五二臺）蒸氣打穀機は同期間に七五、六五〇臺より四八八、八六七臺に（前記の小經營に於ては七一、二一八臺）刈除機は 一九、六三四臺より 三〇一、三二五臺に（前記の小經營に於ては一、三六三臺）蒸

獨逸鐵道網の發達

一八三五年	六粁
一八五〇年	五、八二二
一八六〇年	一一、〇二六
一八七〇年	一八、五六〇
一八八〇年	三三、八六五
一八八五年	三七、五七二
一八九〇年	四一、八一八
一八九五年	四五、二〇三
一九〇〇年	四九、八七八
一九〇五年	五四、六八〇
一九一〇年	五九、〇三一

（W. Sombart, Die Deutsche Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert. S. 493.）

氣犁は八三六臺より二、九九五臺（前記の小經營に於ては僅かに一八臺）に增大した（獨逸帝國統計年鑑第二十三巻三十一頁參照）。吾々は次ぎに農業の狀態を經營の規模から看よう。

一ヘクター當り農產物收穫高

種類	一八七八—一八八〇年 總生產高（1000瓩）	一八七—七九年 一ヘクター當り收穫高	一八九八—一九〇〇年 總生產高（1000瓩）	一八九九—一九〇〇年 一ヘクター當り收穫高	一九〇一—一九一〇年 總生產高（1000瓩）	一九〇一—一九一〇年 一ヘクター當り收穫高
小麥	二、四一〇、三八六	一三・五	三、七六五、四〇七	一八・九	三、八六一、四七九	一九・六
裸麥	五、八二一、五四二	一〇・六	八、七五二、八七五	一四・六	一〇、五二一、一六〇	一六・三
大麥	二、一七六、〇六七	一三・六	二、九三八、三九〇	一八・一	二、九〇三、九三八	一九・〇
燕麥	四、五一〇、八七四	一二・五	六、九〇九、五七九	一七・二	七、九〇〇、三七六	一八・三
馬鈴薯	二〇、六五四、五三九	七一・一	三八、五九七、三七六	一二四・五	四三、四六八、三九五	一三五・一

(W. Sombart, a. a. O., S. 519.)

經營別	經營數（單位千） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年	農業用益面積（千ヘクター） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年	總面積（千ヘクター） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年
二ヘクター以下	三、〇六二	三、二三六	三、三七九	一、八二六	一、八〇八	一、七三一	二、一五九	二、四一六	二、四九二
二—五ヘクター	九八一	一、〇一六	一、〇〇六	三、一九〇	三、二八六	三、三〇五	三、八三三	三、八三三	四、三〇六
五—二〇ヘクター	九二七	九九九	一、〇六六	九、一五八	九、七二一	一〇、四二二	二、四九二	一二、五三八	一三、七六九
二〇—一〇〇ヘクター	二八二	二八二	二六二	九、九〇八	九、八七〇	九、三二二	一二、四一五	一三、一五七	一二、六二三
一〇〇ヘクター以上	二五	二五	二三	七、七八六	七、八三一	七、〇五五	一〇、二七九	一一、〇三二	九、九一七

(W. Sombart, a. a. O., S. 517.)

經營別	經營數（百分比） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年	農業用益面積（百分比） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年	總面積（百分比） 一八八二年	一八九五年	一九〇七年
二ヘクター以下	五八・〇三	五八・二三	五八・九〇	五・七三	五・五六	五・四四	五・三七	五・五八	五・七六
二—五ヘクター	一八・六〇	一八・二八	一七・五四	一〇・〇一	一〇・一一	一〇・三八	九・五四	九・五七	九・九九
五—二〇ヘクター	一七・五六	一七・九七	一八・五八	二八・七四	二九・九〇	三二・七四	二八・六〇	二八・九六	三一・九五
二〇—一〇〇ヘクター	五・三四	五・〇七	四・五七	三一・〇九	三〇・三五	二九・二八	三〇・九〇	三〇・四〇	二九・二八
一〇〇ヘクター以上	〇・四七	〇・四五	〇・四一	二四・四三	二四・〇八	二二・一六	二五・五九	二五・四九	二三・〇一

(W. Sombart, a. a. O., S. 517.)

五—二〇ヘクター	一七・五六	一七・九七	一八・五八	二八・七四	二九・九〇	三三・七四	二八・六〇	二八・九六	三一・九五
二〇—一〇〇ヘクター	五・三四	五・〇七	四・五七	三一・〇九	三〇・三五	二九・二八	三〇・九〇	三〇・四〇	二九・二八
一〇〇ヘクター以上	〇・四七	〇・四五	〇・四一	二四・四三	二四・〇八	二三・一六	二五・五九	二五・四九	二三・〇一

(W. Sombar
S. 517.)

即ち一九〇七年〇・四%の一〇〇ヘクター以上の經營が農業用益面積の五分の一以上を占めてゐるに反して、その經營數が全經營中五八・九%を占めてゐる二ヘクター以下の零細經營は全農業用益面積の僅か五・四四%を持つてゐるに過ぎない。一〇〇ヘクター以上の經營に於て特に一、〇〇〇ヘクター以上を所有する巨大農場の役割及び中經營の增加の趨勢等に關する諸種の問題は存在してゐるが、それは兎も角として、以上の二表に示された多數の零細經營の存在は農民の窮乏が如何に甚だしいかを物語つてゐる。二ヘクター以下の所有者の壓倒的部分は農業のみによつては生活出來ず、副收入即ち賃銀勞働によつて生活しなければならなかつた。勿論例外はある。即ち特殊の栽培（例へば葡萄栽培、野菜栽培、工業用原料栽培等々）に從事すれば農民は一・五ヘクターでも生活の維持は可能とされてゐるが、これらは三百萬以上の經營に於て極く些少の役割しか演じてゐない。事實これらの零細經營者が、賃銀勞働者であることは一八九五年の統計が示してゐる。

當時獨逸農業家總數のうち、主要職業よりみて獨立農業者は僅かに四五%、即ち半數以下である。更にこれらの獨立農業者の二〇・一%は尙副業に携はり、農業者の一七・五%は商業或は園藝に從事してゐた。六・四%は主として軍人、官吏、或は自由職業者であるが、二ヘクター以下の農業者のうち、その五〇%は賃銀勞働に服してゐたとされてゐる。

農業特に大經營農業の利益は第二十世紀に這入つて以來諸國の工業化の結果、穀物と肉類との世界市場價格が不斷に高騰を續けたことによつて著しく促進されたが、殊に獨逸の農業はこれに加ふるに一九〇六年以來の高度保護關稅と穀物輸入の制限とによつてその利益は增大した。一九〇九年度に於て食糧品及び奢侈品に對する關稅は四億八千二百萬馬克であつたが、同時にその保護政策によつて土地所有者（それは主として市場生產を行ふ大經營農業者）に十二億六千四百萬馬克の餘剩利得を齎らしたのであつた。

第三節　國內經濟に於ける獨占の發展と世界市場への進出

第十九世紀の九十年代から歐洲大戰への時期に於て、ドイツは歐羅巴に於ける最も强力な資本主義國となつた。工業は九十年代に這入ると全く「狂瀾怒濤」の勢を以て發展した。鐵と石炭とが工業に於ける指導的部門となつた。又新らしい工業部門としては電氣工業、化學工業が急速に發展を遂げ、戰前既に世界に於て最優位を獲得するに至つた。卽ち電氣工業は、發電機と電動機の採用によつて、又後には地方の電化を可能ならしめた遠距離に亘る電力輸送によつて素張らしい成功を收め、シーメンス・ウント・ハルスケ、アルゲマイネ・エレクトリテーツ・ゲゼルシヤフト・シュケット會社等の世界有數の企業を擁するに至つた。化學工業も同樣な發展を遂げて、染色材料と藥劑製品に於ては、同產業は殆んど完全に世界の獨占權を握つた。更に加里採掘に於ても同樣であつた。而して此等の諸工業部門の輝かしい發展には、後述する巨大な獨占體がその背後に既に形成せられてゐたことは言ふ迄もないことである。

（單位百萬馬克）

國別	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年	一九一〇年 輸入	一九一〇年 輸出	一九一〇年 總計
イギリス	九、一八〇	一三、一三三	一三、九七八	一六、六三五	一一、七一九・七	八、七七九・九	二〇、四九九・六
ドイツ	四、二四〇	五、九七六	七、四七二	一〇、三七六	八、九三四・一	七、四七四・七	一六、四〇八・八
フランス	四、五四〇	七、四一四	六、六三四	七、一三三	五、七三八・七	四、九八七・〇	一〇、七二五・七
合衆國	三、四二〇	六、一八〇	七、〇一一	八、五六五	六、四九一・九	七、一八二・四	一三、六八〇・三

(W. Sombart, a. a. O., S. 521.)

このドイツ工業の驚威的進歩は殊に世界市場へのその著しい進出のうちに反映せられてゐる。これは上に揭ぐ

イギリス	九、一八〇	一二、一一三	一三、九七八	一六、六三五	一一、七一九・七	八、七七九・九	二〇、四九九・六
ドイツ	四、二四〇	五、九七六	七、四七三	一〇、三七六	八、九三四・一	七、四七四・七	一六、四〇八・八
フランス	四、五四〇	七、四一四	六、六三四	七、一三三	五、七三八・七	四、九八七・〇	一〇、七三五・七
合衆國	三、四三〇	六、一八〇	七、〇一一	八、五六五	六、四九一・九	七、一八二・四	一三、六八〇・三

(W. Sombart,
S. 521.)

揚へのその著しい進出のうちに反映せられてゐる。これは上に掲ぐるところの戦前に於ける先進資本主義國の貿易表について看られ度い。

卽ち既に一八八〇年からドイツの對外貿易は佛蘭西を凌駕して英吉利に次ぐ世界第二位を得てきた。一九一三年卽ち世界大戰勃發の前年度のドイツの對外貿易は世界總貿易額の 一二・六％を占めて、イギリスの 一七・三％に次ぎ、合衆國は 一〇・九％、フランスは 七・五％であつた。ドイツのこの對外貿易の伸長は又その船舶の著しい增加を伴ふてゐる。ドイツの蒸氣船は一八七一年隻數一四七、噸數 八一、九九四噸が 同七三年には既に六六四隻 四二〇、六〇五噸に達し、一九〇三年には一、五四五隻、一、六二二、四三九噸、一九〇六年には一、七六二隻、一、九一五、四七五噸に迄增大してゐる。そして一般ドイツの世界的工業國としての飛躍的發展を示すものは、その石炭、鐵、鋼鐵の生產に於て、より明確に指示せられてゐる。

石炭採掘量

年次	英吉利 千噸	獨逸 千噸	佛蘭西 千噸	合衆國 千噸
一八五〇	四五、三〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	五、八〇〇
一八六〇	八五、四〇〇	一五、六〇〇	八、三〇〇	一三、二〇〇
一八七〇	一一〇、八〇〇	二六、四〇〇	一三、三〇〇	三六、〇〇〇
一八八〇	一四七、〇〇〇	四七、〇〇〇	一九、四〇〇	—
一八九〇	一八四、七〇〇	七一、四〇〇	二五、七〇〇	一六二、〇〇〇
一九〇〇	二二八、八〇〇	一〇九、二九〇	三三、七〇〇	二四四、六〇〇
一九一三	二九二、〇四三	一九〇、一〇九	四〇、八四四	五一七、〇六〇

銑鐵生產額

年次	英吉利 千噸	獨逸 千噸	佛蘭西 千噸	合衆國 千噸
一八五〇	二、三〇〇	四一〇	四一六	五七四
一八六〇	三、九〇〇	六五〇	九〇〇	八三四
一八七〇	六、一〇〇	一、三五〇	一、二〇〇	一、六九二
一八八〇	七、九〇〇	二、七三〇	一、七三〇	三、九〇〇
一八九〇	八、〇三一	四、六五八	一、九六二	九、三五〇
一九〇〇	九、一〇〇	八、五〇〇	二、七〇〇	一四、〇〇〇
一九一三	一〇、四二五	一九、三一二	五、二〇七	三一、四六三

鋼鐵生產額

年次	英吉利 千噸	獨逸 千噸	佛蘭西 千噸	合衆國 千噸
一八八〇	一、三二一	六二四	三八九	一、二六七
一八九〇	三、六三七	一、六一四	五八二	四、三四六
一九〇〇	五、一三一	六、六四六	一、五六五	一〇、三五一
一九一〇	六、四七六	一三、六九九	三、三九〇	二六、五一二
一九一三	七、七八六	一八、九三五	四、六八七	三一、八〇三

斯くの如く既に前世紀の末葉に於て英吉利の工業獨占は終りを告げた。即ち新らしい工業國獨逸と亞米利加合衆國とが現はれて、猛烈なテンポを以て英吉利工業と競爭し、これを壓倒し始めたのである（本會編イギリス經濟及經濟政策參照）。勿論イギリス資本主義はその工業の世界獨占に於て打ち破られたとは云へ、未だに保持してゐた世界の制海權、世界金融市場に於ける倫敦市場の重要性、植民地からの巨大な利潤等によつて、大戰前に於ては依然として世界第一の資本主義國として世界經濟に指導的地位を維持してゐたのであつた。これがドイツをして世界經濟の覇權を繞つて、對英一大鬪爭を敢行せしめた所以である。合衆國と雖も、當然この鬪爭に參加する程に資本主義的發展成熟は遂げてゐた。然し乍ら合衆國は未だその自國內に開拓し得べき尨大な販賣市場を持つてゐた爲めに、戰前に於て世界市場に於て英、獨の競爭者として現はれなかつた（本會編アメリカ經濟及經濟政策參照）。然し、ドイツは合衆國と異なりその國內に廣大な市場を持たず（前節農業經營をも參照）、イギリスの植民地、合衆國の國內市場に比敵すべきところのものを海外に於て開拓することを餘儀なくされてゐた。これがドイツをして猛烈に世界市場の覇權を目指して突進せしめた所以であり、その結果ドイツ商品はイギリス商品、ドイツ資本はイギリス資本に對する競爭者として登場し、イギリスの植民地獨占に對して世界再分割を企圖するに到つた。

ドイツは上記の經濟鬪爭に於て著しく準備されてゐた。既述の如くイギリスの工業は高度の分散性によつて特徵付けられてゐる。英吉利工業はその無制限的世界市場支配の永い間に一定の組織水準技術水準に固定して終つた。從つてその結果、工業の集積の度合（卽ち工業の强大化とその小數獨占團體へ（卽ちトラスト、カルテル、シンヂケートへの集中）は最初からイギリス工業と競爭しなければならなかつた若い資本主義國卽ちドイツや合衆國に於けるよりも遙かに低かつたのである。

カルテルの祖國はドイツである。而して巨大經營は强大なカルテルや、或はシンヂケートの基礎である。先づ吾

つたのである。

カルテルの祖國はドイツである。而して巨大經營は强大なカルテルや、或はシンヂケートの基礎である。先づ吾吾はドイツの工業に於ける大企業の地位から看よう。

ドイツに於ては企業各一千のうちにあつて五十人以上の賃銀勞働者を使用する企業は一八八二年には三、九五年には六、一九〇七年には九であつた。そしてこれらの大工場に雇傭せられる勞働者總數は全勞働者の二二%、三〇%、三七%を示してゐた。然るに勞働生產力は大工場に於て一層大なるものとなるが爲、生產の集積は勞働者の集積よりも更に一段と急速に進行する。これは蒸氣力及び電力に關する右表を看られ度い。この表は商業及び運輸をもそのうちに含んでゐるが、全企業の僅か〇・九%のものが蒸氣力及び電力の總量の四分の三以上を使用してゐる。更に一九〇七年、百人以上の勞働者を使用する企業はその總數五八六に過ぎなかつたが、これらの工場は全勞働者數の約十分の一(百三十八萬人)、蒸氣力及び電力の總量の三二%を使用してゐた。

獨逸に於ける大企業の地位

	數	勞働者(單位百萬)	工場に於ける蒸氣力(單位百萬馬力)	電力(單位キロワツト)
全企業	三、二六五、六二三	一四・四	八・八	一・五
內大企業	三〇、五八八	五・七	六・六	一・二
百分率	〇・九	三九・七	七五	八〇

一八八〇年代以來ドイツの凡ゆる產業に於て、カルテルとシンヂケートが發達して、一九〇五年にはその數四百に達し、これに約一萬二千の工場が關係してゐた。トラストとして著名なるものはエミール・ラテナウの主宰した一般電氣株式會社(A. E. G)がある。一九一二年この會社は一七五から二〇〇の會社に關係し、これらを支配しこれらの會社を通じて十億五千萬馬克の資本を左右してゐたと謂はれる。シンヂケートには九三年成立のライン・ウエストフアーレン石炭シンヂケート、九七年の銑鐵シンヂケート、一九〇四年の鋼鐵品聯盟等があるが、これらは個々の企業家からの製品販賣を獨占し、これによつて製品の價格は引上げられた。例へば、一八九四年迄イギリス炭の價格より低かつたドイツ炭の價格は、この年以後前者を凌駕する程に高められた。然しこれらの組織はその目的の一である生

産額の制限には成功しなかつた。蓋し生産割當額は、各自企業の生産能率によつて決定せられるのであるから、その結果は各企業の生産能率を却つて益々増進せしめたのである。同時に巨大企業はその原料――例へば石炭、鐵、鋼鐵等――調達に於て他の中間利得を廢除する様になつた。從つて企業のうちに、炭坑、精錬所、展鐵工場等々が結合せられるに至り、茲に混合企業が出來上るのである。從つて純粹單一企業は次第にこの混合企業によつて壓迫を蒙らなければならなくなる。この混合企業の典型的なものは、例へば炭坑、鑛山、精錬所、製鐵所、機械製

獨逸産業に於けるカルテル數

産業部門	カルテル數	産業部門	カルテル數
炭鑛業	一九	煉瓦工業	一三二
鐵鋼業	六二	土石工業	二七
金屬業(鐵を除く)	一一	陶器業	四
化學工業	四六	食料品工業	一七
纖維工業	三一	電機工業	二
製革及護謨製品工業	六	其他	七
木材工業	五	總計	三八五
製紙工業	六		
硝子工業	一〇		

一九一〇年、株式企業へのベルリン大銀行の參與

銀行名＼會社名	鐵山及精錬	採石及窯業	金屬加工	機械及器具製作	化學工業	電力瓦斯石油其他	纖維工業	製紙工業	護謨工業	食料品工業	建築工業	商業	保險業	交通業	外國會社	其他	合計
獨逸銀行	一三	一	三	二七	一	五	六	一	一	三	二	三四	八	六	二一	二	一三四
ディスコントゲゼルシャフト	二一	二	二	一〇	七	四	―	―	―	一	―	四三	二	四	二五	三	一二四
ドレスデン銀行	一三	二	三	一四	一	―	二	一	―	二	―	四〇	三	三	八	一	一〇二
銀行聯盟シャーフハウゼン	二六	二	四	一六	二	一	五	―	―	一	四	二七	一	一六	六	一	一一二
ベルリン商業銀行	一八	一	八	一〇	七	一	―	―	―	三	二	一九	―	一三	二〇	―	一〇一
商工業銀行	一〇	四	二	一六	三	二	五	二	―	七	―	三〇	三	一〇	六	一	一〇一
ナチオナル銀行	一三	四	三	一八	三	三	―	―	一	七	二	二五	一	九	六	六	一〇一
商業割引銀行	一	二	二	八	一	―	一	―	―	三	一	九	二	三	一	―	三五

(W. Sombart, a. a. O., S. 488.)

造工場、造船所、船舶等々を同時に包括する巨大企業である。而して巨大獨占體は屢々一定產業部門の全生產の七割乃至八割を支配してゐた。例へば前記のライン・ウエストフアレン石炭シンヂケートはその成立の年（一八九三年）に同地方の採炭總額の八六・七%を、一九一〇年には九五・四%を供給してゐた。

斯かる生產の集積と獨占への過程の背後に銀行が關與してゐることは言ふ迄もない。否銀行の財政々策的利害が產業の集中、カルテル化及び獨占化と、そして高度の保護關稅へと導くのである。ドイツに於ては銀行資本はその工業化の初期から工業と緊密に結合せられてゐた。最初企業に對して單に金融を行つてゐた銀行が、漸次その企業に參與し、その代表者をその企業に派遣し、工業の信用需要の增大するに伴ふて、遂ひにはその企業を左右する程の支配力を持つに至る。

金融資本による產業支配、統制がこれである。その結果大工業の利益は同時に大銀行の利害となる。又銀行の支配的勢力はたとへ個々の企業の特殊的利害がこれと對立しても、益々強く產業全體に浸潤し貫徹せらる。蓋し銀行は個々企業に對し、信用操作を通じてこれを統制しその運命を左右し決定し得るからである。そして銀行は巨大な獨占的利潤の實現を可能ならしめるところの產業のカルテル化、トラスト化を猛烈に促進遂行するのである。ドイツに於て一八九〇年代以來行はれ來つた過程もこれに他ならなかつた。而して工業に於けるこの集積と獨占過程と相並んで銀行業自體に於ける集積も行はれた。例へば九個のベルリンの大銀行はこれに聯結した諸銀行と共に、一九〇九年には百億五百萬馬克餘、一九〇九年には百十二億七千百萬馬克、卽ち全ドイツ銀行資本の八三%を管理してをり、一九一三年には約百億馬克の全ドイツの豫金總額中五十一億馬克がこの九大銀行の預金であると推定せられた。そして同時にこの九大銀行の一つである前記「ドイツ銀行」はそのコンツエルンを通じて八十七個の銀行を直接間接統制し、約三十億の銀行資本を統制してゐた。斯く銀行資本も巨大な少數銀行の掌中に集中され獨占されて、これらの少數銀行

は前述の如く産業界を支配し、又起業、公債の發行等に際して絕對的權力を振ふに至つた。

財産額による區分	財産所有者數 一八九五年	財産所有者數 一九一一年	財産增加額 一八九五―一九一一（單位百萬馬克）	財産現在高 一九一一年
六千馬克―十萬馬克	一、〇五二、一四九	一、六〇八、〇五〇	一一、九四二	三七、四九九
十萬馬克―五十萬馬克	八六、五五二	一三五、八四三	一〇、〇一七	一六、〇〇六
五十萬馬克―百萬馬克	八、三七五	一三、八〇〇	三、八八九	九、八五八
百萬馬克―二百萬馬克	三、四二九	五、九一六	三、五五八	八、四六六
二百萬馬克以上	一、八二七	三、四二五	九、三三五	一八、三三一
總計	一、一五二、三三二	一、四六七、〇五七	三八、九二七	一一〇、〇一〇

以上の如く歐洲大戰前の二三十年間にドイツは歐洲大陸に於ける第一の資本主義國家になり、更に工業の決定的部門に於てイギリスを壓倒し、合衆國とともに愈々世界經濟の第一線に進出し來つた。

以上の如く一八七〇―八〇年から大戰に至る迄がドイツ資本主義の飛躍的發展の時期であつたが、この時期を通じてドイツの國富は如何に增大したか。大戰前ヘルフリツヒの概算によればドイツの

	年次	マタイ・フォン・ロートシルト	クルツプ・フォン・ボーレン	ヘンケル・フォン・ドンネルスマルク	ウェスト伯	フランツ・ハンニエル	アウグスト・テイツセン	フーゴー・スチンネス
財産額（單位百萬馬克）	一八九五	二〇四	一一九	七一	四五			
	一八九九	二六六	一四八	八五	五四	二〇	二五	
	一九〇二	一三九	一八七	九六	五九			
	一九〇五	一一五	二一四	一二〇	一〇〇	三六	三四	一五―二〇
	一九〇八	一六七	一八七	一七七	一五一	五五	四六	二五―三〇
	一九一一	一六三	二八三	二五四	一五四	六五	五二	
收入額（單位百萬馬克）	一八九五	六・一〇	七・一	二・七	二・七			
	一八九九	七・〇〇	一三・〇	五・〇	三・〇	〇・八二		
	一九〇二	五・〇〇	二一・〇	六・〇	五・〇	一・二〇		
	一九〇五	五・〇〇	一三・〇	八・〇	七・〇	一・七〇	一・三五	〇・五
	一九〇八	四・〇〇	一七・〇	一三・〇	七・〇	二・五〇	二・六五	〇・八
	一九一一	三・四七	一八・二	一三・一	六・四	三・二八	三・〇〇	一・〇

國民總財産は一八九五年約二千億、一九一三年約三千億であつた。而してこのうち大小の富豪資本家がこの富の如何なる割合を持つてゐたかは興味あるが、これに就ては、一八九五年と一九一一年度に就てのプロシヤの財政統計がその大體を示してゐる。

卽ちこれによればプロシヤのミリオネエヤーの數は一八九五年から一九一一年迄に五千二百五十六人から九千三百四十一人に、そしてその財産額は百三十九億馬克から二百六十六億馬克に增大し、從つて彼等はドイツ總財産の大約十分の一をその手中に收めてゐる（勿論この公けの數字は課税の關係上少なく見積られてとみるのが普通である）。更に富者中の富者卽ち億萬長者をこのうちからとつて、その財産と所得とをみれば前頁の表の如くである。

右表の數字は前表の數字と同樣眞實の數字よりも小さいものであらう。又この數字はその家族の財産は包括されてゐない。例へばハンニエル家の總財産は歐洲大戰前約五億馬克に達してゐたとされてゐる。この表に示された顯著な事象はロートシルト家の如き舊い型の金融財産家が相對的衰微を示してをり、ドンネルスマルクの如きユンカーは依然として優秀な地位を占めてはゐるが、一方クルツプは既に首位を占め、更にテイツセン、ステインネス等の如き近代的資本家が擡頭し來つたことである。

第四節　ドイツの世界政策

〔Wir wollen niemand in den Schatten stellen, aber wir verlangen auch unsern Platz an der Sonne!—Bülow.（吾々は何人をも日蔭に立たせやうとするのではない。併し吾々は吾々にも亦、日當り良き場所を求めるのである）〕

一八八〇年代頃から歐洲大戰に到る短かい期間に於てドイツはヨーロッパ第一の經濟國家に迄進展した。而してそ

年　次	イギリス	フランス	ドイツ	合衆國
一八五五	二、三〇〇	一、〇〇〇	小額	小額
一八七〇	四、九〇〇	二、五〇〇	小額	小額
一八八五	七、八〇〇	三、三〇〇	一、九〇〇	小額
一九〇〇	一二、一〇〇	五、二〇〇	四、八〇〇	五〇〇
一九一四	一九、五〇〇	八、六〇〇	六、七〇〇	二、五〇〇

(Eugene Staley. War and the Private Investor. 1935. P. 523.)

の資本主義的發展の國內情勢に就ては吾々はその概貌を前節に於て看た。然しその資本主義的發展成熟の必然的結果として、國內需要に相應する以上に擴大せしめられた工業はその製造品の販賣市場を、又國內に於て蓄積せられた尨大な過剩資本はその投下領域市場を、更にまた工業に原料資源を保證するが如き地域を國外に於て追求せざるを得なくなつてきた。これがドイツをして植民地獲得、勢力圏の確立への道に追ひやつた。ドイツの世界政策への公然たる參加は大體ウイルヘルム二世卽位の年卽ち一八八八年から始まつたとしてよいであらう。勿論植民地政策はそれ以前から行はれてゐた。卽ち一八八二年にはドイツ植民地協會が結成せられ、八四年にはアフリカに於てトーゴーランド、カメルン其他を獲得してゐる。然しビスマルク時代にはドイツ資本主義は未だ國內に充分な發展の餘地を持つてをり、そしてビスマルク全勢力の目標はプロシヤによるドイツの統一といふことであり、又七一年その統一の實現後も彼れの對外政策の基調はフランスに對抗して勝利の成果たる統一を維持し、歐羅巴大陸に於ける各國の勢力を、如何にして安定せしめるかにあつた。一八七二年三帝會盟(ドイツ、ロシア、オーストリー)も、八二年からの三國同盟(ドイツ、オーストリー、イタリー)も總てこれが爲めの努力の現れであつた。

然し乍らいよ〳〵ドイツが植民地政策に乘り出した時には、地球上の最も重要な領域はイギリス、フランスそしてオランダ等の諸國の間に分割されてゐた。殘されてゐたのは唯太平洋上の諸嶋とアフリカ內部の諸領土(東及西南アフリカ)だけであつた。ドイツは先づこれらに向つて突進した。一八八〇年代から今世紀の初めまでにドイツの獲得した植民地は次表の如くである。

オランダ等の諸國の間に分割されてゐた。殘されてゐたのに唯太平洋上の諸島とアフリカ内部の諸領土（東アフリカ西南アフリカ）だけであつた。ドイツは先づこれらに向つて突進した。一八八〇年代から今世紀の初めまでにドイツの獲得した植民地は次表の如くである。

	獲得年度
アフリカ——	
トーゴーランド	一八八四
カメルン	一八八四
獨領西南アフリカ	一八八四—九〇
獨領東アフリカ	一八八五—九〇
アジア——	
膠州（山東省に於ける勢力圏をも含む）	一八九七
カイゼル・ウイルヘルムランド	一八八五—八六
ビスマルク半島	一八八五
ソロモン諸島	一八八六
マアシャル諸島	一八八六
カロリン諸島 } ペリュー諸島 }	一八九九
マリアン諸島	一八九九
サモア島	…

（J. A. Hobson, Imperialism. 1902. 石澤新二譯 帝國主義論（改造文庫）第三八——三九頁）

	植民地の數	面積（平方哩）母國	面積（平方哩）植民地其他	人口 母國	人口 植民地其他
イギリス	五〇	一二〇、五七九	一一、六〇五、二三八	四〇、五五九、九五四	三四五、二二二、二三九
フランス	三三	二〇四、〇九二	三、七四〇、七五六	三八、五一七、九七五	五六、四〇一、八六〇
ドイツ	一三	二〇八、八三〇	一、〇二七、一二〇	五二、二七九、九〇一	一四、六八七、〇〇〇

（J. A. Hobson, Imperialism. 1902. P. 23.）

然し乍ら斯様な植民地所有がドイツに與へた經濟的效果は極めて僅少なものに過ぎなかつた。一九一二年に於てドイツとこれらの植民地との貿易は全貿易額の約〇・五%、對植民地輸出はその輸出總額の約〇・六%にしか當らず、又一九一四年現在、約二百七十億馬克の對外投資のうち主要植民地たるアフリカには約二十億馬克内外しか投下せられてゐなかつた。原料資源に就ても、これらの植民地はドイツに保證を與へなかつた。卽ち植民地は消費彈性護謨の約一〇%、棉花の僅か〇・五%等を與へたに過ぎなかつた。從つてこれら植民地の持つ軍事的意義は別として、經濟的には、ドイツ資本主義が Kapitalismus ohne wesentlichen Kolonialbesitz と稱せられた所以である。從つて、ドイツの經濟的勢力の伸長はこれらの植民地のみに限られてゐたのではない。ドイツ資本は凡ゆる國々に侵入した。更にドイツ商品はイギリス植民地及びその勢力範圍に逐年食ひ込んで行き、次第にその販路を擴大するに到つた。

以上の如く偶々獲得した植民地もドイツ資本主義には大した利益を齎らさず、唯將來に於ける更に大なるものの獲

ドイツ對外投資の地理的分布

アフリカ	八・五%
アジア	四・三%
ラテン・アメリカ	一六・二%
合衆國及びカナダ	一五・七%
ヨーロッパ	五三・二%
バルカン諸國	七・二%
スペイン ポルトガル	七・二%
ロシア	七・七%
トルコ	七・七%
オーストリー・ハンガリー	一三・八%

(E. Staley, ibid., P. 11.)

得に對する足場として、これらは重要な意義を持つてゐた。同時に自己の植民地外に於けるドイツ勢力圏の形成は着々と進められた。特にドイツの勢力圏として重要性を帶びて來たのはトルコであつた。英吉利がエヂプト占領といふ反古政策を遂行して以來、ドイツの勢力は此處に於て借款、銀行、鐵道利權譲渡の形で着々と侵入してきた。トルコに投下せられたその資本は一九一三—一四年には約二十億馬克に達し、ドイツはフランスに次ぐトルコの第二の債權者となつた。トルコの鐵道の著大な部分の利權はドイツの資本家の握るところとなつた。既に一八八〇年代の末に、ドイツ銀行は小アジアに於ける鐵道の敷設權を獲得してゐた。これが軈て所謂バグダット鐵道といふ巨大な計畫に迄なつたのである。一九〇三年ドイツはこの鐵道敷設の利權を獲得した。バグダット鐵道計畫を通じて、何億といふ國家補助金建設利潤、鐵道沿線からの利益をドイツ資本の獲得したことはいふ迄もない。ドイツ銀行の支配人フォン・ゲウィンナーの言によればバグダット鐵道に對する金融のみで一億一千萬馬克の建設利潤を獲得することが出來たと謂はれてゐる。この鐵道計畫はベルリンの幹線をコンスタンチノープルを通じてペルシヤ灣に結合し、そして鑛物石油を豐富に持つメソポタミヤとインドとに對するドイツ勢力侵入の端緒をなすものであつた。更にこの鐵道はトルコ及びメソポタミヤの農業を以てドイツに對し、穀物と棉花との供給を保證するところのものでもあつた。然し、この鐵道の敷設はその利益の莫大なだけに政治上の危險もこれに伴ふて大きかつた。即ちドイツはこの計畫を通じて他の國家の利益と衝突せざるを得なかつたのである。この鐵道計畫は先づインドに於けるイギリスの支配權に對する直接の脅威となつた。更に當時ロシアはコンスタンチノープルの占領を計畫し、コウカサス

ものでもあつた。然し、この鐵道の敷設はその利益の莫大なだけに政治上の危險もこれに伴ふて大きかつた。即ちドイツはこの計畫を通じて他の國家の利益と衝突せざるを得なかつたのである。この鐵道計畫は先づインドに於けるイギリスの支配權に對する直接の脅威となつた。更に當時ロシアはコンスタンチノープルの占領を計畫し、コウカサスから南下して海洋に出る道を求めてゐた。フランスはシリアの攻略を企圖してゐた。そこへドイツが這入つてきて、決定的な勢力とまでになつたのである。

　既にドイツのトルコ政策のみでも英佛露、三國との衝突は不可避なものとなつたが、他面に於てもドイツは英佛と激烈な衝突を惹起し、既に一九〇六年と一一年には戰爭勃發の瀨戸際迄に行つてゐる。モロッコ問題が即ちこれである。一九〇四年英佛協商が成立し、その協商項目の一としてエヂプトに於けるイギリスの自由行動の代償として、フランスはモロッコに於ける自由行動權を獲た。此地に鐵道、鑛山、其他諸種の借款を通じて利害關係を持つドイツがこれに對して猛烈に反對したのは云ふ迄もなかつた。最初は開戰も不可避と思はれた。然るに當時に於てはフランスの戰備が充分でなく、同盟者たる露西亞は第一次革命のために動くことが出來なかつた。戰爭は起らず、この問題の後始末であるアルヂエシラス會議に於てフランスとスペインがモロッコに於ける政治的權利を獲得した。ドイツは會議で全然孤立し會議の直後英佛露の三國協商が成立した。斯くして爾後モロッコは歐洲外交の嵐の焦點の一となつたが、ドイツは此處で常に英・佛協商の强度を測ると同時に英・佛の注意をこの地に集中せしめて、隱密裡にトルコ及近東に亘つて、その勢力の伸長を圖るといふ巧妙な政策を採つたのであつた。この政策の一つの現はれとして一九〇八年オーストリーはボスニヤ、ヘルゼゴビナを併合した。この時も墺露國交は危機に瀕したが、この併合は前記バグダット鐵道計畫の一部をなすもので、從つてこれが爲めに敢行されたのである。

　第一次事件に於ての失敗にも拘らずドイツはモロッコから手を引かなかつた。一方フランスはアルヂエシラス會議の決議などを問題とせず、一九一一年モロッコの占領に着手した。そこでドイツは何等の外交的手段に訴ふることなく、軍艦パンテルとベルリンをアガデール港に派遣した。尤もこの時はドイツは國內の金融恐慌によつて、戰端を切れない狀態にあつたが、然し、フランスの無償占領には反對せざるを得なかつた。そして同年末の獨佛條約に於て

ドイツはフランスの保護領としてのモロッコを承認する代償として、佛領コンゴーの一部を受取つた。この地はそれ自身は無價値なものではあつたが、併し、ドイツのアフリカ植民政策にとつては、これによつてその東部から大陸を横切る橋梁を獲たのである。

アフリカに於ける葛藤が落着した如くみえた時、バルカン戰爭がやつてきた。これに對する列強の干渉は問題を解決するどころか、益々これを紛糾せしめるのみであつた。このバルカン問題を挾んでオーストリーとイタリーの同盟は決裂した。一二年二月協商國側の支援によつて、ドイツの東方進出の障碍となるバルカン同盟が成立した。ドイツは翌年のブカレスト條約によつてこの聯盟を粉碎した。それ以來こゝに歐洲大戰への直接の危機が醸されつゝあつた。

ドイツの世界政策は北海に對する、より廣汎な接觸線を占取し、そして北海から地中海を經て、マルモラ海及びその海峽地帶に伸張し、そこから又東南へ向つてアジアの偉大な寶庫に　がるところの「中央歐羅巴」の夢想を實現せんとするにあると云はれてゐた。然し、ドイツが世界政策に後ればせに進入した時は、他の列強による地球の分割、勢力圏の確立が一應成し遂げられてゐた。然もドイツが斯かる勢力圏を必要とすることは、他の如何なる國にも劣らな

列強の軍備費

年次	ドイツ 總額（千馬克）	ドイツ 人口一人當り（馬克）	イギリス 總額（千馬克）	イギリス 人口一人當り（馬克）	フランス 總額（千馬克）	フランス 人口一人當り（馬克）	ロシア 總額（千馬克）	ロシア 人口一人當り（馬克）
一九〇二	八七四、五三六	一五・〇八	一、一二八、三〇〇	二九・〇七	八二七、二〇三	二一・一八	九五八、〇一五	六・九四
一九〇五	九二八、六〇九	一五・三三	一、二五七、二六三	二九・二四	八五七、二九〇	二一・八七	一、〇六八、七〇五	七・三七
一九〇八	一、一六五、一六七	一八・七〇	一、二〇四、四二九	二七・二五	九三三、八四四	二三・六八	一、一〇六、〇一三	七・四九
一九一〇	一、二四一、二六八	一九・一六	一、三九四、六一九	三〇・九九	九九八、一八〇	二四・二七	一、二三七、九八九	八・一〇
一九一三	一、四七九、四〇〇	一九・七〇	一、五七一、四〇〇	二八・八〇	一、二〇三、六〇〇	二五・六八	一、七五一、七〇〇	八・三三

かつた。斯くしてドイツは斷乎として世界再分割の要求者として立現はれたのであつた。

既にドイツの世界政策への準備はウイルヘルム二世即位後程なく、イギリスの海軍を目標として着々行はれてきた。一八九八年ドイツの艦隊はイギリスのそれの五分の一であつたものが、一九一三年にはこれが二分の一に迄なつた。イギリスは不斷に追はるゝものゝ不安と脅威を感ぜずにはをられなかつた。

斯くして幾度かその頂上に迄押上げられたヨーロッパの危機は、遂に一九一四年六月二十八日サラエヴオに於けるセルビヤの一青年の拳銃の音を合圖に爆發するに至つた。

第三章　大戰後に於けるドイツ資本主義の動向

第一節　大戰の終了とその後に於けるドイツ經濟の危機

世界大戰に於てドイツは一敗地に塗れた。一九一八年早春ドイツ軍攻擊の頓挫と、これに續く聯合軍の反擊が功を奏した後、戰爭に於けるドイツの敗北は決定的なものとなつたが、これとともに從來の政治機構は危機に陷り、共和制國家への變革が次第に必然性を帶びて來て、そして遂に一八年十一月九日の革命によつてこの變革が遂行せられた。政權は多數社會黨（社會民主黨）と獨立社會黨との聯立臨時政府に移り、この臨時政府によつて休戰條約への調印がなされた。時十一月十一日。從つてこの日世界大戰は終末を告げたのである。

ドイツ革命を共産主義革命に迄推進せしめんとするスパルタクス團の運動も、また共和制を顚覆して舊政體を復活せんとする右翼の運動も行はれたのであつたが、何れも失敗に歸し、鎭壓せられて終つた。一九年二月六日國民議會が召集せられて、十一日共和國初代の大統領としてエーベルトが選任せられた。次いで國民議會はドイツ共和制の基礎をなす新憲法を通過せしめ、八月十四日これを公布した。

これが所謂ワイマール憲法として知られてゐるものである。この憲法の採決に贊意を示した黨派は社會民主黨、中央カトリツク黨、及びドイツ民主黨で、これが爾來ワイマール派或はワイマール同盟と呼ばれたものである。同盟の主力をなすものは社會民主黨で、これは、一九三〇年ブリユーニング內閣が成立するまで、常に政府の中心的勢力で

これが所謂ワイマール憲法として知られてゐるものである。この憲法の採決に贊意を示した黨派は社會民主黨、中央カトリック黨、及びドイツ民主黨で、これが爾來ワイマール派或はワイマール同盟と呼ばれたものである。同盟の主力をなすものは社會民主黨で、これは、一九三〇年ブリューニング內閣が成立するまで、常に政府の中心的勢力であつた。

以上の如く一九一九年のドイツ革命はその擔ひ手が社會主義的政黨である社會民主黨ではあつたが、然し、それは決して社會主義革命に迄は進まなかつた。ドイツ革命は從來の政治制度を變革した。然し私有制の廢止とか社會的富の再分配とかを企圖するものではなかつた。そして樹立せられた共和制の下に於て、經濟的・社會的覇權を全幅的に掌握するに到つたところのものは資本家階級であつた。從つて一九年の革命は一八四八年の革命が成就し得なかつたところのものを完成したものと謂ひ得るであらう。

一九一九年一月以來聯合國はパリにドイツを除外した幾度かの會議を開き、これによつて作製せられた平和條約は五月ドイツ側に交附せられた。それが史上未曾有とまで謂はれる程頗る峻嚴苛酷なるものであつた爲め、ドイツ國內では當然、各種の反對運動（修正案の提示、國民大會等）が惹き起されたが、聯合國側がこれに應じない以上結局無條件降服の外、他に路なく、六月二十八日ヴエルサイユ宮殿に於て講和條約の調印がなされた。この講和條約の詳細に就てはいま茲には觸れない。然し、ドイツが世界大戰と講和條約とによつて蒙つた打擊こそ全く慘憺たるものであつたと謂ひ得るであらう。損失の主要なるものを擧ぐれば、先づ全植民地と國內ではエルザス・ロートリンゲン、上部シュレジエンの工業地帶及びポーランド廻廊と呼ばれる地方であるポーゼンを失ひ、更に、全部の戰艦及び五百萬噸中四百五十萬噸の船舶、約五千臺の機關車と十三萬臺の車輛を聯合國に讓渡しなければならなかつた。そして鐵鑛埋藏量の七割五分、銑鐵生產高の四割三分强、鋼鐵生產高の三割五分强、石炭採掘高の三割、加里採掘高の二割五分、錫及び亞鉛採掘高の五割、熔鑛爐の二割七分、耕地の一割四分强を失つてしまつた。世界大戰に於て死亡したものは約二百萬人、負傷したものは約四百萬人に達した。また國內に於ける戰時負債は約一千四百億マルクに達し、二一年のロンドン賠償委員會の決定によつて、聯合國に支拂ふべき賠償金は一千三百二十億金マルクにも上つたのであつ

た。

戰敗國ドイツの經濟にとつて最大の重壓となつたものは賠償問題であつた。が然し、それはまた戰勝聯合國にとつても、ドイツからの賠償金はその戰債の元利支拂ひの財源であつて、財政上收支の均衡を維持するためには不可缺なるものである。從つてこの賠償問題がドイツにとつても聯合國にとつても極めて重大な問題であつたことは云ふ迄もない。ヴエルサイユ條約調印後ドーズ案實施に到る迄の五ケ年、ドーズ案からヤング案の成立迄五ケ年そしてローザンヌ會議迄の三ケ年併せて十有餘年間、終始問題となつたのは賠償問題に他ならなかつた。嚮に述べた如く、ドイツが聯合國に支拂ふべき賠償金總額は一千三百二十億マルクと決定され、これによつてドイツは爾後三十二年間に每年二十億金マルクを支拂ひ、其外に輸出貿易額の二五%に相當する金額をこの爲めに振り當てることになつた。然し乍ら斯くの如き負擔は戰後ドイツの堪え得るところではなかつた。旣にドイツは一九一九―二〇年に於て國民生活に必要な穀物は五百萬乃至七百萬噸不足を告げ、その石炭は生產の著しい減少にも拘らず、實物賠償としてフランスに引渡されねばならず、そして鐵鑛も石炭も逆に外國から輸入しなければならなかつた。國內情勢の極度の不安が戰線よりの總ての歸還者に仕事を與へさせた。從つてドイツの失業者は外國よりも遙かに少なく二〇年三・七%、二一年二・八%、二二年一・五%といふ數字を示してゐる。然し乍ら實際には各部門の企業には、極めて低下した勞働生產性と、劣惡な賃銀といふ半失業的狀態の勞働者が氾濫してゐた。これはその勞働者階級の物質的狀態に就てみれば瞭かである。二二年穀物は四一%、馬鈴薯は三六%、肉類は六三%、砂糖は二六%、麥酒は六三%だけ消費が低減し、平均賃銀は、アメリカのそれの四分の一、イギリスの二分の一に等しかつたと謂はれる。資源を喪失したドイツ工業は外國からの原料を必要とし、國民は食糧の輸入を必要とした。然も賠償支拂の義務によつて强行的な工業輸出が要求されてゐた。吾々は次ぎに戰後數ケ年間に於けるドイツの生產と貿易との狀態とに就て看よう。ドイツに於ける最重要な

鉄は、アメリカのそれの四分の一、イギリスの二分の一に等しかつたと謂はれる。資源を喪失したドイツ工業は外國からの原料を必要とし、國民は食糧の輸入を必要とした。然も賠償支拂の義務によつて強行的な工業輸出が要求されてゐた。吾々は次ぎに戰後數ヶ年間に於けるドイツの生産と貿易との狀態とに就て看よう。ドイツに於ける最重要な工業である銑鐵及び鋼鐵生産並びに貿易總額は左の二表の如く戰前と比較して極めて悲惨なる狀態を示してゐる。

銑鐵及び鋼鐵生産高

	銑鐵（單位千噸）	鋼鐵（單位千噸）
一九一三年	一九、二九一	一八、九五八
一九一八年	一一、七五四	一三、七五六
一九一九年	五、六五四	六、八七七
一九二〇年	五、五五〇	七、七一〇
一九二一年	六、一九四	八、八三九
一九二二年	六、六〇四	九、一四四
一九二三年	六、二〇四	四、八五七

貿易額

	輸出（單位千金マルク）	輸入（單位千金マルク）	合計（單位千金マルク）
一九一三年	一〇、一九八	一一、二〇六	二一、四〇四
一九一九年	一〇、〇五七	三二、三七六	四二、四三三
一九二〇年	三、七二四	三、九四七	六、六七一
一九二一年	三、〇〇二	五、七五〇	八、七五二
一九二二年	六、一九九	六、三一一	一二、五一〇
一九二三年	五、三五〇	四、八二四	一〇、一七四

一方に於てドイツの國家財政は戰後逐年惡化の一途を辿つてゐた。國債增加額は世界大戰の五ケ年間に一、四五五億マルクにも達し、これだけ戰後のドイツ財政に巨大な重荷が繰込まれた上に、前述の如きヴエルサイユ條約による歳入財源の喪失と、戰後に於ける歳出の著しい膨脹（國內賠償費、時局救濟的な社會施設費等々による）はその國家財政を極度に迄窮乏せしめずには措かなかつた。旣に一九二一年に於て租稅及び關稅からの國家收入は、債務の利子及び國家企業（鐵道郵便等）の缺損をすら補塡出來なかつた。斯くの如き歳入不足を補塡するために年々巨額の紙幣が現實の生産過程とは何等の關係もなく、外部から注入され、玆に紙幣價値の想像を絕する樣な下落が招來せられた。

以上の如き困難な狀態に呻吟してゐたドイツにとつて規定された賠償額の支拂が殆んど不可能に近い事は言ふ迄もないことであつた。ドイツは屢々支拂の猶豫を懇請したのであつたが、ドイツ彈壓主義を採るフランスは絕對にこれを聽かず、モラトリアムの要求、實物賠償の不履行等はドイツが故意に斯かる狀態を造りつゝあるものと主張し、一二三

年一月ベルギーと共にルール地方の占領を敢行したのであつた。このフランスのルール占領こそドイツ經濟に破局的結果を齎らしたものであつた。ドイツ貨幣の信用はそれ以前から可成に損れてゐたが、その最重要な工業地域であるルールが存在する限り、僅かにその命脈を維持してゐたのであるが、これが占領は取りも直さずドイツ工業生產の壊滅と看做されて、その結果信用は根本的に失墜して終つた。這般の事情は、對外爲替相場の動態に於て最もよく示されてゐる。卽ち一九二三年一月一ドルに對して一萬八千マルクであつた對米爲替は、同年十一月には二兆一千六百億マルク十二月には四兆二千億マルクといふ天文學的數字を現出するに至つた。卽ち弗に對するマルクの相場は舊平價の一兆分の一に達したのであつた。次ぎに紙幣及び物價の動きを看れば、次表の如くである。

年次	紙幣流通量（單位十億）	卸賣物價指數 一九一三＝一〇〇
一九一九年末	五〇	一、二五六
一九二〇年末	八一	一、四四〇
一九二一年末	一二三	三、四八七
一九二二年末	一、二九五	一四七、四八〇
一九二三年一月	二、〇〇〇	二七八、五〇〇
四月	六、五八一	五二一、二〇〇
七月	四三、八一四	七、四七八、七〇〇
八月	六六八、七〇三	九四、四〇四、一〇〇
九月	二八、二四四、四〇六	二、三九四、八八九、三〇〇
十月	二、五〇四、九五五、七〇〇	七〇九、四八〇、〇〇〇、〇〇〇
十一月	四〇〇、三三八、三二六、四〇〇	七二、五七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
十二月	四九六、五八五、三四五、九〇〇	一二六、一六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

斯くの如き破局的な經濟的情勢を背景として、ドイツ國内の政治的社會的不安は極度に高まり、内閣はクノーからシュトレーゼマン、シュトレーゼマンからマルクスへと變つた。ヒットラーの指導によるミュンヘン一揆も勃發したが、他方ザクセン及びチューリンゲンに於ては共產黨の指導下に起された幾多の反亂が續起して、第二次革命の機運が異常に濃厚になつてきた。

歴史上未曾有な斯かるインフレーションは、若しこの儘持續せられてゐたならば、ドイツ資本主義の完全な沒落を意味するものであらう。然るにこのインフレーションこそ逆にドイツ資本主義に復興の機會を與へる作用を

十月	[illegible]	[illegible]
十一月	四〇〇、三三八、三二六、四〇〇	七二、五七〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
十二月	四九六、五八五、三四五、九〇〇	一二六、一六〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇

落を意味するものであらう。然るにこのインフレーションこそ逆にドイツ資本主義に復興の機會を與へる作用を

なしたのである。それは國際資本がドイツ資本主義を沒落から救濟する爲に乘り出してきたことであつた。世界資本主義體制の一環たるドイツが急速なる沒落の過程を辿り、然も玆に革命的情勢さへ濃厚であるといふことは、國際資本の最も好まざるところである。ドイツ經濟が崩壞すれば莫大なる賠償は、その源泉が失はれる。從つてこれを見殺しには出來なかつた。國際資本はドイツ資本主義を常態に立ち還らせることに援助することになつた。この國際資本の活動は卽ちドーズ案の成立に於て示されてゐる。ドース案は從來の賠償支拂期限三十年を、約五十年に延長し、支拂額は第一年度十億金マルク、第二年度十二億二千萬、第三年度十七億五千萬、第四年度十七億、第五年度二十五億以後每年二十五億金マルクと規定し、一九二四―二五年度を以つて實施第一年度となしてゐる。但し、該案はドイツが最も關心を持つてゐる賠償金總額に就ては、些かもこれに觸れてゐないことは注目すべきである。更に賠償問題と關聯してドイツ貨幣制度の安定が最も緊急事であるとされ、遂にレンテン・マルクの採用となつた。これはドイツ政府とは全然獨立したレンテン・バンクと稱する銀行をつくり、これに紙幣發行權を獨占せしめ、金を準備とせず、土地、山林建築物等の不動產及び諸企業を擔保としてレンテン・マルク紙幣を發行して、紙幣一兆マルクを一レンテン・マルクで回收して、濫發紙幣を整理することになつた。更に二四年八月には新銀行法及び必要な法律が制定せられ、金準備を基礎とするライヒス・マルクが發行せられて、貨幣制度の安定をみるに至つた。斯くの如くしてドイツ資本主義を復興せしめるために、さしものインフレーションも遂に克服せられたのであつた。

インフレーションが社會的富の分配の割合を變化せしめる有力な槓杆たることは言ふ迄もない。ドイツが經驗した如き未曾有インフレーションに於て、斯く結果は最も顯著なるものがあつた。インフレーションの時期を通じて、俸給、賃銀の實質的低下は勞働者階級を極度の貧窮に、中間社會層を全般的沒落の運命に曝らした。更に從來の債權債務の零化は全金利生活者層を沒落せしめたが、これとともに銀行投資の大部分は失はれて、金融資本家の支配的勢力

は全く失墜せざるを得なかつた。然るにこのインフレーションは銀行への舊債務を極めて僅少な價値を以て消却することが出來、更に賃銀の實質的低下を利用することの出來た產業資本家を、極めて有利な地位に置いたのであつた。こゝに於て多數企業の簇生とその生產設備の極度の擴張が、この期間に於てもドイツ產業資本によつて可能であつたのである。

さてインフレーションは前述の如くして克服せられたが、然し從來極端に膨脹した通貨が極めて急激に收縮せられたのであるから、こゝに當然激烈な整理恐慌が惹き起されるに到つた。そしてこの恐慌過程によつて、中小產業資本の沒落、また更に中間社會層の轉落が促進せられたことは言ふまでもなかつた。貨幣安定期に這入つて直ちに困難に直面したものは產業資本家であつた。ライヒス・バンクはインフレーションの再出現を極力防止する爲め極度の緊縮政策を採り、寛容な貸付をなさず、またその貸付には極めて高率の利子が課せられた。玆に於てインフレーション時代に尨大な規模に迄擴張せられた多くの諸企業は、何れも金融難に陷つて、その基礎の不健全な企業は相繼いで破產、崩壞するに至つた。企業の破產者は一九二四年四月以降毎月五百件以上あり、七月にはこれが一千七百十餘件にも上り、二五年度の上中期には七百件以上、十月以降二六年五月迄は常に千件以上にも達した程であつた。スチンネス・コンツエルンの如き巨大企業の倒壞したのも卽ちこの時期に於てゞあつた。そして恐慌を通じて斯かる產業界の整理が進捗してゐる一方に、一時產業資本と遊離してゐた金融資本の再進出が行はれて、これによつて金融資本は、ドイツ產業界の統制權を再び完全に掌握するに至つた。これが一九二四年の央頃から二六年末迄の情勢であつた。

第二節　ドイツ資本主義の復興

第一項　合理化運動と獨占の高度化

斯くしてドイツ資本主義は再建の軌道に乘ることが出來たのであつた。然も當然この再建は强行的に、然も最も能率的に遂行せられなければならなかつたのである。戰爭とインフレーションと、そして恐慌とによつて荒廢に委され、瓦解に瀕し、然も莫大な賠償金を支拂つた上、尙且つ資本の利潤を餘すことの出來る如くに再建せられねばならなかつた。これには獨占的金融資本の統制の下に、全生産機構を整然たる秩序に置き、生産設備を極度に能率化し、勞働を最大限度に强化することが、絶對に必要であつた。斯くの如き要求は、ドイツ資本主義をして必然的に合理化(Rationalisierung)の一途を辿らしめたのであるが、この合理化運動は、二五年に襲來した恐慌を克服する過程に始まり、二八年に至つて大體完了せられたのである。

ドイツに於ける合理化運動は、先づ企業結合及び獨占組織の發展、カルテル、トラストの形成から開始せられたのであつた。吾々は次ぎにこの合理化の過程を通じて達成せられたドイツ獨占資本主義の相貌を瞭かならしめる識標の若干に觸れるであらう。

擲にも一言した如く、通貨の安定を通じてのドイツ資本主義の樹て直しに於て極めて多くのインフレーション企業は崩壞した。併し乍ら一方これらの多くは强力な集積と就中集中化の過程に於て、新らしい、一段と强大な獨占結成の基礎を形成したのであつた。一九二五年の工業調査はこれに就ての明確な説明を與へてゐる。それは一九〇七年に

	一九〇七年	一九二五年	増減の百分比
企業數	二、〇八四、一七〇	一、九二一、九六八	(一)七・八
勞働者數	九、七九九、二〇七	一二、六二六、七七六	二八・九
機械發動機の能力(馬力)			
發電装置	七、一八〇、〇四五	二一、一八三、三九五	一九五・〇
電動機	一、六三四、五五三	一四、二〇一、八八六	七六八・九

(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich. 1929 及び Deutsche Wirtschaftskunde, bearb. im Statistisches Reichsamt. 1930 參照)

對して企業數の減少、勞働力の増加及び機械、發電能力の著しい増大を示してゐる。

次ぎに就業勞働者數に從つてその工業を、(一)一―五人、小企業、(二)六―五〇人、中企業、(三)五〇人以上、大企業の三つの基本的範疇に類別して、その集積過程を看よう。一八八二年に於ては工業勞働者の二六%が大企業に屬してゐたが、これが九五年には三四%、一九〇七年には四八%、而して一九二五年には五五%に増大してゐる。

		舊地域			新地域	
		一八八二年	一八九五年	一九〇七年	一九〇七年	一九二五年
經營數	小企業(五人迄)	二、一七五、八五七	一、九八九、五七二	一、七五九、五四五	一、六一八、七八一	一、六一六、〇八〇
	中企業(六―五〇人迄)	八五、〇〇一	一三九、四五九	一七四、〇二三	一六〇、〇九一	二〇五、九二一
	大企業(五〇人以上)	九、四八一	一七、九四一	二七、一六七	二四、九九四	三三、七六一
就業勞働者數	小企業	三、二七〇、四〇四	三、一九一、一二五	三、〇四八、四六五	二、八〇四、五八八	二、八三七、三三七
	中企業	一、一〇九、一二八	一、九〇二、〇四九	二、五〇五、四五一	二、三〇五、〇一五	二、八九八、七三六
	大企業	一、五五四、一三三	二、九〇七、三二九	五、一七七、三六七	四、七六三、一七七	六、九五八、一九〇

この表に示された如く、小企業は一九〇七年迄に相對的にも、また絶對的にも減少してゐる。一九〇七―二五年間には、その數並びに就業人員數は現在の地域に於ては殆んど不變であつたが、然し生産に於ける比重は減少してゐる。中企業は極めて漸次的ではあるが、絶えず増大してゐる。然し大企業の發展には極めて目覺しいものがあつた。更に一九二五年の工業調査に就いて云へば就業勞働者數二百人以上の大企業は僅かに總企業數の〇・四%を包括してゐるにも拘らず、全勞働者の三六%と全機械

えず增大してゐる。然し大企業の發展には極めて目覺しいものがあつた。更に一九二五年の工業調査に就いて云へば就業勞働者數二百人以上の大企業は僅かに總企業數の〇・四%を包括してゐるにも拘らず、全勞働者の三六%と全機械動力の六六%とを集中してゐる。更に是を鑛業、機械製造工業、化學工業等の指導的工業部門に就てみれば、この集積過程は更に一層急速であつた。即ち鑛業に於ては、勞働者數二百人以上の大企業は全企業數の九・八%であるが、勞働者の九四%を、化學工業に於ては二・八%の企業が勞働者の六六%、機械製造に於ては二・四%の企業が勞働者の六四%を包括してゐる。併し乍ら眞の支配的巨大企業と謂ふべきものは、就業勞働者數一千人以上を持つところのものであるが、一九二五年の調査によれば、斯かる規模の巨大企業は八九二を算し、全企業數の僅かに〇・〇三二%に過ぎないのであるが、斯かる企業の壓倒的地位は、上揭の二表に依つて充分窺知し得るであらう。即ち全企業數の僅かに〇・〇三二%にしか當らない數百の巨大企業が、全勞働者の一六・五%と全機械的動力の四二%とを包括してゐるのである。次ぎに資本額の增加の動向から、ドイツに於ける集積過程を示す一表を揭げてをく。

年度	巨大企業數	就業勞働者數
一九〇五年	二四八	四三〇、二八六
一九〇七年（舊地域）	五四八	一、二一七、七八八
一九〇七年（新地域）	五〇四	一、一七五、五六五
一九二五年	八九二	二、一〇九、〇〇五

人員	就業勞働者數	使用動力馬力
五一—二〇〇	二、三九二、三三七	二、六三三、九一〇
二〇一—五〇〇	一、五三八、二三九	二、二九一、八五三
五〇一—一〇〇〇	九二九、六〇九	二、一三〇、四四一
一〇〇〇及それ以上	二、一〇九、〇〇五	七、七八三、四一五

一九二六年—一九二九年間の資本の變動

企業資本（馬克）	工業全體 資本の總增加	工業全體 一企業當りの平均增減	株式組織 資本の總增加	株式組織 一企業當りの平均增加
一百萬以上五百萬未滿	八	〇・〇	二・四	（一）三・〇
五百萬以上二千萬未滿	一一	（十）三・〇	二三・〇	（一）七・〇
二千萬以上五千萬未滿	二二	（一）一・八	一五・〇	（一）三・〇
五千萬以上一億未滿	三三	（一）六・五	四〇・〇	（一）一三・六
一億以上	三六	（十）一九・〇	三五・〇	（十）一五・六

（Deutsche Wirtschaftskunde, 1930 及びフアインガル著小松譯、獨逸工業論參照）

一九二六年から一九二九年までの期間にドイツ工業に於ける資本の總增加額は三十九億一千

八百萬馬克即ち一四%（株式資本に於ては二〇%）であつた。然も共强力な增加は、工業全體に對して、株式組織に對しても、更に資本全體に對しても、平均資本に對しても全く、最高群たる資本金一億馬克以上の企業に於てのみ行はれてゐる。卽ち前表の示す如く、この最高群に就てその總增加は工業全體に對して三六%、一企業に對する平均增加は一九%、株式會社に對しては三五%、一企業に對しては一五・六であつた。特に同期間中の增加を株式組織に就てみれば資本五百萬以上二千萬馬克未滿の企業に於ては七千五百六十萬馬克、二千萬以上五千萬馬克未滿の企業に於ては二億二千七百八十萬馬克、五千萬以上一億未滿に於ては三億一千八百二十萬馬克、而して一億馬克以上に於ては實に十五億三千七百萬馬克であつた。

以上の如く、ドイツに於ける資本の集積は、貨幣安定と共に始まり世界恐慌の勃發に到る迄の時期に於て然も最高群の企業に於て强力に行はれたのであつた。然しこれと平行して、殊に株式會社の媒介による資本の集中は極めて顯然なるものがあつた。ファインガルの指摘するところによれば、一九二八—二九年ドイツ工業の株式化の水準は、工業總資本の五一・一%であり、而して全工業經營の僅かに六・二%が株式化されてゐた。更に株式合資會社及び有限責任會社をも株式企業に加算するときは、資本の株式化はドイツ全工業の七二・八%となり、株式企業の總數は全企業數の一六・七%をなしてゐた。而してこの場合株式化の水準は企業資本が强度化するに從つて增大してゐることは注目すべきである。卽ち十萬以上五百萬馬克未滿の企業に於ては九・五%、五十萬以上百萬馬克未滿に於ては二五%、百萬以上五百萬以上二千萬馬克未滿に於ては二九%、二千萬以上五千萬馬克未滿に於ては三四%、五千萬以上一億馬克未滿に於ては八九%、一億馬克以上は九六%であつて、大企業は殆んど株式化せられてゐる。然も株式大企業に於ける集中化は恐慌期に於て極めて顯著に增大してゐる。卽ち一九二八年五千萬馬克以上の資本を持つ六〇の大株式會社は株式總資本の約三分の一を占めてゐたが、三二年に此種の六四の株式會社は株

ては三四%、五千萬以上一億馬克未滿に於ては八九%、一億馬克以上は九六%であつて、大企業は殆んど株式化せられてゐる。然も株式大企業に於ける集中化は恐慌期に於て極めて顯著に增大してゐる。卽ち一九二八年五千萬馬克以上の資本を持つ六〇の大株式會社は株式總資本の約三分の一を占めてゐたが、三二年に此種の六四の株式會社は株式總資本の三九%卽ち八六億馬克を支配した。更に資本一億五千萬馬克を有する僅か十三の工業會社は株式總資本の一五%を占め、他方最大の五つの工業會社は株式總資本の一一・四%を占めてゐたと謂はれる。大企業（株式資本五千萬以上）がドイツの代表的工業部門に於いて占める顯著なる地位・役割は、次表（一九三二年十二月現在）によつて瞭かであらう。

	總企業數	資本五千萬馬克以上の企業數	株式總資本に於ける大企業の割合（%）
重工業全體	七三五	一九	五八・六
石炭業	二五	五	七四・〇
結合せられた企業（金屬と石炭）	一七	八	九〇・〇
化學工業	四六四	四	六三・〇

（フアインガル、前揭書、第三一及三二頁）

大戰後のドイツ工業に於ける以上の如き集積及び集中は當然工業獨占の諸種の形態卽ちカルテル、トラスト、コンツエルンの增大を促進したのであつた。大戰前の獨占に就ては擱きに述べた。併し既に述べたところによつて窺知し得るであらうが、（戰後ドイツ經濟の獨占化過程は、これを戰前に比較するならば遙かに高い段階に達してゐる。戰前に於てはカルテル、シンヂケートへの緩かな結合が主たるものであつた。戰後に於ては勿論これらの發達も見受けられるが、同時にアメリカに倣つてトラストへの發展も行はれた。ドイツの指導的工業に於けるカルテル化――勿論この場合シンヂケート、カルテル及びトラスト等の間の區別は暫らく措く――は國家統計局の發表によれば、一九二五年の後半期から一九二六年秋に到る期間に於て次ぎの如きものであつた。加里鑛業はその總資本の九八・三%がコンツエルンに統括され、これを筆頭として、鑛業に關係ある企業に於ては九七・三%、染料工業は九六・三%、褐炭採掘業は九四・五%、石炭採掘業九〇・一%、更に大製鐵業はカルテル化された資本八八%、電氣技術工業は八六・九%、上水、瓦斯及び電氣の生產及び配給に關するものは八一・五%、銀行は七三・八%、大洋航路及び沿岸航路に從事するものは八〇・九%を示してゐる。これらの數字に依つても戰後ドイツに於ける獨占が如何に高い段階に達してゐたかゞ理

一九二六年に於けるドイツのカルテ數(註)

鑛山(石炭)	五一
黒色冶金	七三
有色冶金	一四七
化學	九一
纖維物	二〇一
皮革、護謨	四六
木材加工	四四
製紙	一〇七
硝子	二〇
煉瓦	—
採石	三〇
陶器	三〇
食料品	四九
電氣工業精密機械	五六
機械製作	一四七
ボイラー製作	四八
車輛製作	一
發動機製作	八
鐵・鋼鐵製品	二一四
油脂類	三六
陶磁器	一〇
ビール醸造	九七
船舶	四
裁縫	七一
金屬製品	七八
合計	一、六五九

一九三〇—三二年に於けるドイツのシンヂケート數

	シンヂケート數	一國の製造乃至生產の割合(%)
銑鐵	一	100
鋼鐵	一	九八
鉽力	一	100
展鐵	一	九〇—九五
鐵屑	一	アウトサイダー一
石炭	一	九〇
加里	一	七〇
機械製作	一	九三
電氣工學及電力計器	一	100
無電機械	一	100
硝子の機械製造	一	100
リノリユウム	一	100
アルミニユウム	一	100
アスフアルト	一	100
燐寸	一	100
染料	一	100
窒素	一	100

解出來るであらう。斯くの如く殆んど全主要產業部門に亘つて形成された獨占のうち絕對的獨占の形成に到達した超獨占體が二つある。それは製鐵事業に於て形成された製鐵トラストたる聯合鋼鐵業株式會社と染料工業利益協定株式會社、所謂イー・ゲー染料會社である(これらの詳細に就ては後編工業部門參照)。然も注目すべき事はこれら巨大な獨占體は相互に極めて緊密な關係に結ばれてゐることである。例へばこれらの鋼鐵トラストと化學トラスト、化學と石炭、化學と加里等々であつて、それは株式の買收、共同企業の創設經營、監査役會議に於ける委員の交換等々によつて行はれてゐる。この二大トラストの他に更に重工業部門に於ては中部ドイツ鋼鐵トラスト及び上部シュレジア鋼鐵トラストがあり、この外銅工業、航海造船業、加工產業等々に於ても續々と獨占的トラストが形成せられた。尙これらと相並んで舊くから存在してゐ

る三大電氣トラスト及び石炭鐵等のシンヂケート等のドイツ工業部門に於ける絶大なる役割に就ては次表並びに前表下段を看られたい。

（註）戰前のカルテルと比較され度い。尚一九二七年度には一八、二八年度には二〇、二九年度には一六の新カルテルが成立し、一九三〇—三二年に於てはその數二、五〇〇にも達したと謂はれてゐる。

生産品	獨占組織の名稱並びに數		總生産に對する割合（%）
石炭	ライン・ウエストフアレン石炭シンヂケート		七六
褐炭	三シンヂケート		八〇
製鋼業製品	鋼鐵トラスト		五二
鐵管及び附屬品	二企業	六七・九	（此内製鋼トラスト 五〇・九）
葉鐵と鉱力	四企業	六九・〇	三七・五
針金製品	四企業	六四・〇	二九・五八
染料	化學トラスト		100
肥料	同		七五
電力	ライン・ウエストフアレン電氣株式會社		七二

以上述べた如き産業に於ける生産及び資本の集積・集中は當然銀行資本の集中を伴ふものである。戰後一九二六・七年頃まで銀行資本の集中は緩慢ではあつたが間斷なく行はれてゐた。二六・七年に於ける集中の程度は、百萬馬克以上の株式資本の信用銀行數は一九一三年の一六〇から二七年初頭の六五に減少し、戰前に於て全信用銀行中株式資本で四四%、株式資本と準備金合計で四七%を占めてゐたベルリン六大銀行は二六年秋には各々六五%、七二・五%を占めるに到つた。然るに二八年以後銀行の合同は極めて大規模に行はれて、殊に二九年のドイツチエ・バンクとデスコント・ゲゼルシヤフトとの合同、三一年のダナート・バンクとドレスデン・バンクとの合併等はドイツ銀行史上特筆すべきものであらう。三一年八〇の信用銀行の預金額、貸出額に於てベルリンの六大銀行の占むる割合は、各々八〇・六%、八一・一%に上つてゐた。三一年の金融恐慌を契機としてドイツの銀行集中は更に一層高度化したと推定されてゐる。

斯かる銀行資本の集中の高度化を背景として大戰後一時卽ちインフレーション時代に產業資本に覇權を握られてゐた銀行資本はデフレーション時代に這入ると共に產業界に對する其支配力を取戾した。ドイツ金融資本の支配力を示すものは產業會社の經營への參與卽ち銀行がそれらの會社のうちに保有する取締役、監査役の地位であるが、三一年ベルリン六大銀行は一、一五九の監査役または取締役の地位を保有してをり、そのうち三五一は監査役會または取締役會に於ける議長または副議長の地位であつた。

以上述べた如き、高度獨占化を基礎として大戰とその後の混亂によつて未曾有の大打擊を蒙つたドイツ經濟は一九二七―二八年頃には上に揭げる諸表に看られるが如き復興振りを示してゐる。

生產指數（一九二八年＝一〇〇）

	一九二四年	二五年	二六年	二七年	二八年	二九年
一月―三月	五七・八	八五・〇	七三・二	九三・一	一〇一・九	九五・〇
四月―六月	六八・六	八六・三	七四・八	一〇一・三	一〇三・六	一〇九・一
七月―九月	七〇・一	八三・六	七九・八	一〇一・七	一〇三・九	一〇三・三
十月―十二月	七九・七	七九・一	八九・八	一〇三・四	九一・五	九九・一

(F. Sternberg, Der Niedergang des deutschen Kapitalismus. S. 195. Berechnungen des J. f. K.)

更に貿易に就てみれば此期間それは次ぎの如き狀態を示してゐる。

	輸入額（單位百萬馬克）	輸入 一九一三年＝100	輸出額	輸出 一九一三年＝100	總體額	總體 一九一三年＝100
一九一三年	一五、五六五	100・0	一五、九二八	100・0	三一、四九三	100・0
一九二四年	九、〇八三	—	六、五五二	—	一五、六三五	—
一九二五年	一二、三六二	七九・四	九、二九〇	五八・三	二一、六五二	六八・七
一九二六年	一〇、三六二	六四・三	一〇、四一五・	六五・四	二〇、四一六	六四・八
一九二七年	一四、二二八	九一・四	一〇、八〇一	六七・八	二五、〇二九	七九・五
一九二八年	一四、〇〇一	九〇・〇	一二、三〇一	七七・二	二六、三〇二	八三・五

(F. Sternberg, a. a. O., S. 203.)

重要生產月平均產出高

	石炭	褐炭	石炭に換算總計	生鐵	生鋼	加里
一九一三年（現在領土）	一一・七	七・三	一三・三	九一〇	九九三	一、一八九
一九二四年	九・九	一〇・四	一二・二	六五三	八〇九	八九六
一九二五年	一一・〇	一一・六	一三・六	八四一	一、〇〇四	一、三五〇
一九二六年	一三・一	一一・六	一四・七	八〇三	一、〇〇二	一、〇八九
一九二七年	一三・八	一三・五	一五・六	一、〇九一	一、三四七	一、二六九
一九二八年	一三・六	一四・五	一六・八	一、一一六	一、三五四	一、四六二

第二項　合理化過程と諸社會層

ドイツに於ける産業合理化が企業結合と獨占組織の形成とを齎らしたことは既述の如くである。がこれと關聯し、平行して各企業經營内部に於ても、經濟的に技術的に最高能率を發揮せんがために、凡ゆる進歩改善の手段方法が採用せられたのであつた。それは、(一)製品の規格化、定型化、(二)作業工程の改善、時間研究、(三)熱及び動力經濟の改善、(四)研究機關の設置とその善用、(五)原價計算の整備、(六)經營の專門化、(七)勞働力の節約等其他に就てゞあつた。これらのうち特に(二)と(七)とを通じて合理化運動がその勞働者階級に如何なる影響を齎らしたか、それは先づ當然勞働强度の增進、勞働の能率の、從つてその生産性の異常な增加となつて現はれてゐる。一九二五年に於ける諸産業部門の一人當り生産能力を一〇〇とすれば二七年にはそれが次ぎの如く增大してゐる。動力製造工業一七二、銑鐵生産一四三、粗鋼生産一四二、機械工業一四〇、コークス生産一三七、加里生産一三〇、砒鑛銅鑛生産一二六、セメント生産一二四、鉛銀、亞鉛生産一一八、鐵鑛採掘一一二に增大してゐる。

以上の總括的數字と並んで例へばルール地方に於ける石炭業に就てみれば、その採炭額、一交替の採掘高の增加と從業勞働者數の減少は上表の如くであつた。

	採炭總額（百萬噸）	一交替採掘高一人當（瓩）	從業勞働者數（年平均）
一九二四年	九四・一三	八五七	三九八、一一五
一九二五年	一〇四・一〇	九四六	三九九、六三一
一九二六年	一一三・一一	一、一一四	三八八、七五七
一九二七年	一一八・〇三	一、一三三	三七四、〇九六

鐵鑛採掘に就ても同樣な現象が示されてゐる。

	從業員數	同上指數	生産額（千噸）	同上指數
一九一三年	二一、七七三	一〇〇	五、四六二	一〇〇
一九二〇年	二五、四四二	一一六	四、五三一	八三
一九二三年	二五、三〇七	一一六	三、五六二	六五
一九二四年	一四、九九三	六八	三、四六八	六三
一九二五年	一五、〇六八	六九	四、三三二	八一
一九二六年	一二、七一六	五三	三、三六八	六一
一九二七年	一四、八六五	六八	四、七二〇	八六

勞働組合員失業百分比

年	完全失業者	短時間勞働者 一般	短時間勞働者 完全失業者に換算	完全就業者
一九一三年	二・九	—	—	—
一九二四年一—三月	二一・七	一四・六	五・〇	七三・三
四—六月	九・八	九・七	三・〇	八七・二
七—九月	一一・八	二一・〇	七・〇	八一・二
十—十二月	七・九	七・五	二・一	九〇・〇
一九二五年一—三月	七・一	四・五	一・一	九一・八
四—六月	三・八	四・三	一・一	九五・一
七—九月	四・二	六・〇	一・五	九四・三
十—十二月	一三・〇	一五・二	四・五	八二・五
一九二六年一—三月	二二・〇	二二・〇	六・九	七一・一
四—六月	一八・三	一八・二	五・七	七六・〇
七—九月	一六・五	一四・八	四・三	七九・二
十—十二月	一五・〇	八・六	二・二	八二・八

(F. Sternberg, a. a. O., S. 218—19.)

產業勞働者失業百分比

年	完全失業者	短時間勞働者	完全就業者
一九二七年(月平均)	九・八	四・四	八九・〇
一九二八月(〃)	九・七	八・〇	八八・一
一九二九年(〃)	一四・六	九・四	八三・〇

(F. Sternberg, a. a. O., S. 220.)

更に同様な傾向は、例へば化學工業に於ても自動車工業に於ても看られるのであつた。斯様に合理化は生産能率の增進を招來したが、勞働の强度と速度との增大は、これに基因する勞働者の疲勞疾病或は傷害死亡等の增加を結果せずには措かなかつた。然るに勞働の生産性の增大した割合に、若しも生産の擴大した割合が及ばない場合には玆に必然失業が發生する譯であるが、合理化過程を通じてドイツに於ける失業は上記の如き狀態であつた。

更にこの期間に於ける失業者の實數を勞働組合加入者に就てみれは次ぎの如くである。

年次	勞働組合加入全數	完全失業者
一九一三年(月平均)	一、九九七、一七三	五七、三九一
一九二四年(〃)	三、六七〇、七一九	四三四、九五〇
一九二五年(〃)	三、六三五、二〇四	二四五、五三九
一九二六年(〃)	三、四五六、三六〇	六三三、二四八
一九二七年(〃)	三、八〇六、二八九	三三〇、八七二
一九二八年(〃)	四、三二九、一九四	三七二、三七七
一九二九年(〃)	四、五八〇、四六五	六〇六、六一四

次ぎにこの期間に於てドイツに於ける賃銀はどうであつたか。公けの統計によればドイツに於ける名目賃銀は一九二五年初頭から一九二八年にかけて熟練勞働者も不熟練勞働者も、何れも增加してゐる。卽ち一九二五年十二月の賃銀を一〇〇とすれば、二七年十二月には熟練勞働者のそれは一〇五・六二、不熟練勞働者のそれは一〇七・五七、二八年十二月には前者は一一三・六三、後者は一一九・一〇といふ指數となつてゐる。然し乍ら實質賃銀は寧ろ戰前の水準と比較したならば減少したと謂はねばならない。實質賃銀は租稅の負擔によつて非常な影響を受けることは云ふ迄もなく、戰後ドイツに於ける各種の消費稅は何れも騰つてゐる。

一九一三年＝一〇〇

	消費財總體の價格指數
一九二四年	一七七・一
一九二五年	一七三・四
一九二六年	一六三・二
一九二七年	一六〇・二
一九二八年	一七四・九

(F. Sternberg, a. a. O., S. 239.)

賃銀から賃銀稅 (Lohnsteuer) と社會保險掛金とを差引いた額卽ち勞働者の手取り賃銀額と、消費物價とを次ぎの二表に就て比較對照するならば、二七・八年に於ける實質賃銀の減少は瞭かである。

一九一三年＝一〇〇

		熟練勞働者			不熟練勞働者		
			戰前	戰後		戰前	戰後
			%	%		%	%
(一) 織維工業勞働者 (二七年九月)	二十歳以上の男子	請負賃銀	一二〇	一〇五	時間賃銀	一一三	一〇七
	二十歳以上の女子		一二六	一一〇		一〇六	一〇一
(二) 木材勞働者 (二八年三月)	二十二歳以上の男子	時間賃銀	一二〇	一〇三		—	—
			一二一	一〇五		—	—
(三) 化學工業勞働者 (二八年六月)	二十一歳以上の男子	時間賃銀	一一九	一一三	時間賃銀	一一八	一一一
(四) 金屬工業勞働者 (二八年十月)	二十一歳以上の男子	時間賃銀	一〇七	一〇三	時間賃銀	一〇六	一〇三
		請負賃銀	九二	八七	請負賃銀	一〇〇	九五

(F. Sternberg, a. a. O., S. 216.)

ドイツに於けるカルテル・トラスト的結合、そして巨大獨占體の形成は畢竟資本の集中であり、大資本による中小資本の倂合である。合理化は窮極生產能率の增大、生產費の低減そして利潤の增大を目標として行はれたのであるが、この場合勞働賃銀は

前揭諸表に於て示された如く、生產能率の增大と步を共にして增大しなかつた。從つて合理化は勞働者の一部分を過剩ならしめた如く、或る程度中小企業を過剩ならしめる。卽ちこれらの中小企業は何等かの形に於て整理され、淘汰さるべき運命にある。更にシンヂケート等による販賣乃至購買過程の合理化は、商業資本家階級の一部の排除をも意味する。ドイツに於ける產業合理化が資本家階級內部に於て斯樣な結果を齎らしたことは云ふ迄もない。

ドイツに於て合理化過程の甚大な影響を受けたものとして農民層を擧げなければならない。工業生產に於ける合理化過程の進捗は、諸々の獨占的組織の國內市場に對する統制力を著しく强化せしめ、商品價格の維持吊上げによる獨占的利潤の收得を可能ならしめる。否寧ろ初めから斯かる巨大な獨占利潤の收得こそ獨占的結成の最主要な目標と謂はねばならない。斯かる統制的工業製品價格は景氣變動の影響を蒙ること極めて少くなく、自由競爭裡に曝されてゐる商品の價格（その代表的なものは農產物價格）が低落する場合にも上騰することとすらある。大戰後世界の農業生產は慢性的生產過剩に陷り、これが農產物價格の一般的低落を招來したが、特に二七年二八年の世界主要農業國の大豐作は其後に於ける農產物價格を慘落せしめたが、この際他方工業製品價格はこれに比例して低落しなかつた。農業生產物と工業生產物との價格の不均衡は大戰後に於て限られた現象ではないが、大戰後先進資本主義諸國に於ける獨占の水準は戰前のそれに比較すれば遙かに高度であり、玆に統制的工業生產物と非組織產業殊に農業生產物との間には著しい價格差が見出され、然もこれが年を逐ふて鋏狀を呈して來た。從つて農民は生產物の販賣、工業生產物の購入に當つて二重の損失を蒙ることになる。ドイツに於ける兩種價格の狀態に就てみればそれは次ぎの如くである。

	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年十一月
農業生產物指數	一三九・三	一三七・八	一三四・三	一二七・四
工業完成商品指數	一四九・五	一四七・三	一五八・八	一五六・四

獨占による商品價格の維持高騰は凡ゆる社會層に多大の影響を與へるものであるが、殊に農民階級は前述の如く、これによつて甚大

	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年十一月
農業生產物指數	一三九・三	一三七・八	一三四・三	一三七・四
工業完成商品指數	一四九・五	一四七・三	一五八・八	一五六・四

獨占による商品價格の維持高騰は凡ゆる社會層に多大の影響を與へるものであるが、殊に農民階級は前述の如く、これによつて甚大な影響を蒙らざるを得ないのであつて、農民層の困窮を大ならしむるものであつた。これが獨占組織に於て世界最高の水準に到達してゐたドイツに於て特に影響は强大なるものであつた。一九二五—二九年のドイツ經濟の安定期に於ける農村の負債は次ぎの如く増大してゐる。

（單位百萬馬克）

	一九二五年十二月末	一九二六年十二月末	一九二七年十二月末	一九二八年十二月末	一九二九年十二月末
長期負債	一、〇三七・一	二、一五〇・三	三、一二八・八	三、九四一・三	四、四七七・五
短期負債	二、一八六・一	二、一二七・〇	二、五五五・八	二、八八九・八	二、八六五・二
合計	三、二二三・二	四、二七七・三	五、六八四・六	六、八三一・一	七、三四二・七

(F. Sternberg, a. a. O., S. 235.)

而して以上の債務に對してドイツ農村が支拂つた利子は一九二四—二五年四二五百萬馬克、二五—二六年六一〇百萬馬克、二六—二七年六二五百萬馬克、二七—二八年七八五百萬克、二八—二九年九二〇百萬馬克と逐年増大してゐる。農村の借入金は勿論農場及び設備の改善、農業機械及び器具肥料の購入等々諸種の生產的目的に使用せられ農業生產の發達に資するところがあるであらうが、前述の如き國內市場の狀況に於て斯かる莫大な利子の支拂義務は巨大な負擔と謂はねばならない。

以上の如くドイツ合理化過程を通じて行はれた獨占組織の發展と、これによる獨占價格の設定は一般消費者大衆の生活に多大の壓力を與へるものであつたが、就中農民層はこの期間に於ける農產物價格の顯著な相對的低下によつて二重の壓力を受けねばならなかつた。斯くしてこれは消費者大衆の購買力の減退とそして擴大した生產能力に對する國內市場の相對的縮少を意味するものであつた。

第三項　ヤング案の成立

ドイツの經濟狀態は戰後一九二一—二三年に襲つた危機をドウズ案の成立によつて一應切り拔け、更に合理化運動を通

じて國内産業を整備し、斯くしてドイツ資本主義は再建され、發展の緒に就いたかの觀があつた。然し乍ら既に前節に述べた如く、この資本主義的合理化は一つの矛盾、國内的矛盾に逢着しなければならなかつた。それは合理化過程を通じての國民大衆の購買力の相對的低下であり、從つてまたそれは國内市場の縮少化であつた。故に擴大せしめられた生産能力に伴ふ大量的商品はその販路を海外市場に求めなければならなかつた。そしてその商品が海外市場に投げ出された時その大部分はイギリス市場に流入したのであつた。アメリカを始め多くの資本主義諸國が高率關税壁を設定してゐたのに反し、當時イギリスは未だ自由貿易を原則として拋棄し得ず、加ふるにイギリスの工業はアメリカ及びドイツの工業に比較して幾多の後進性を有してゐた。それは舊い覇者時代の組織的水準に固定し、從つてその集中過程はドイツ及びアメリカに比較して著しく緩慢であり、またそれ故技術的水準（機械化）も低度であつた。斯様な狀態にあつたイギリス工業は到底低廉なドイツ商品（加之ドイツに於ける國内市場の獨占による特別利潤は海外市場に於けるダンピングを可能ならしめた）に對抗出來ず、これがイギリスのドイツに對する憤懣を昂めたのであつた。

ドイツは商品の海外輸出を極度に振興しつゝあつた。然らばその貿易狀態はどうであつたか、次表を看られ度い。

（單位百萬馬克）

年次	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年
輸入	一二、七四四	九、七〇一	一三、八〇一	一三、六五〇
輸出（實物賠償を含めて）	九、四二二	一〇、五六一	一〇、九五五	一二、四四六
差額	（一）三、三二二	（十）八六〇	（一）二、八四六	（一）一、二〇四

（F. Sternberg, a. a. O., S. 204.）

一九二四年度に於ける輸入超過額は約二十五億馬克であり、二九年度に於ては少額の輸出超過を示した。從つて一九二四年より二九年の期間に總計約八十億馬克の輸入超過となつてゐる。斯かる巨額な輸入超過を示し乍ら、一方ドイツはこの期間に於てドウズ案に規定せられた賠償金を毎年支拂つてゐた。然らばそれは如何にして支拂はれたか。先づ資本の國際的移動に關する次表を參照され度い。

差　額　(一)三・三三　(十)〇・〇　(一)二・八四　(一)一・二〇四　(F. O.,

超過となつてゐる。斯かる巨額な輸入超過を示し乍ら、一方ドイツはこの期間に於てドウズ案に規定せられた賠償金を毎年支拂つてゐた。然らばそれは如何にして支拂はれたか。先づ資本の國際的移動に關する次表を參照され度い。

（單位十億馬克）

	一九二四年十二月末日	一九二五年十二月末日	一九二六年十二月末日	一九二七年十二月末日	一九二八年十二月末日	一九二九年十二月末日
短期外債務	—	—	四・一	六・六	九・〇	一一・五—一三・五
長期外債務	一・〇	二・五	四・一	五・四	七・〇	七・五
其他の債務	—	—	三・五	四・五	五・五	六・〇
合計	—	—	一一・七	一六・五	二一・五	二四・五—二六・五
短期國外投資	—	—	三・六	三・九	四・五	五・〇—六・〇
長期國外投資	—	—	四・〇—五・〇	四・〇—五・〇	四・〇—五・〇	四・〇—五・〇
合計	—	—	七・六—八・六	七・九—八・九	八・五—九・五	九・〇—一一・〇

（Wirtschaft und Statistik. 1930. S. 894. 及び F. Sternberg, a. a. O., S. 205.）

右表の如く一九二四—二九年に於て約百億馬克の海外投資を行ひ、他方諸外國から約二百五十億の資本を輸入した。而してその差額百五十億馬克が賠償金の支拂、貿易尻の淸算、そして合理化の進行中に於ける固定資本の尨大な擴張及び更新の爲めに使用せられたのであつた。從つて聯合國への賠償金の支拂は國內に於て創り出された價値によつて實行せられたものではなく、國外から輸入された資本によつてなされたのであつた。借金に對する利子も巨額なものであり、ドイツはそのため、遂に年十數億馬克に達する額を支拂はねばならなくなつて來た。更に前表に示された如く、ドイツの資本輸入はその大部分が短期銀行信用の形態に於てなされたのであつた。從つて何等かの事情によつて債權國が、その投資をドイツより引上げれば、ドイツは直ちに經濟的破綻に陷る危險に曝されてゐたのである。然もこれを切り拔ける唯一の途は輸出の擴大による出超狀態をつくり、國際收支勘定に於て受取超過を實現する外なかつたのであるが、前述の如く、戰後に於ける諸國の高率關稅壁によつて、假かにこれが實現は期待し得ない狀態にあ

つたことは言ふ迄もない。斯くしてドイツ經濟は歩一歩と破局への路を辿つてゐた。殊に戰後アメリカ合衆國に於ては所謂その「永久の繁榮」と云ふ幻想によつて取引所投機は極めて活潑であつたが、これが二九年初頭から熱狂的狀態となり、諸國の短期資金が續々と合衆國に流入し始めたが、これに伴ふてドイツは諸外國の在獨資金の引上によつて著しい金融逼迫の狀態に陷り、ドウズ案の履行は不可能となつた。加ふるにその財政狀態は二八―二九年度頃から漸く租税減收に基く赤字の激增を示し、その儘にして置けば、ドイツ經濟は再び以前の破局狀態に陷らざるを得ないことが瞭かになつてきた。

斯くの如きドイツの財政經濟狀態にとつてドウズ案實施の第五年目よりの年次賠償金二十五億馬克の支拂は過重な負擔であり、然も履行不可能であると認識され、玆にドウズ案を改訂して、新らたな賠償金取立て方法が講ぜられることになつた。これが一九二九年八月に成立した所謂ヤング案なるものである。該案はアメリカの財政家であり、ゼネラル・モータース會社の社長であるヤング氏を主班とする專門委員會によつて一九二九年二月以來、約四ケ月を費し、幾多の紆餘曲折の後同年六月漸く制定せられたものであつた。ヤング案の骨子は賠償期限を五十八年七ケ月と定め、最初の年度一九二九―三〇年に於て十七億馬克、爾後逐增して一九六五年度に於ては二十四億二千八百萬馬克の最高額に達し、其後は漸減して一九八三年度に於ては毎年十七億馬克内外、一九八五年以後は九億馬克に下降して終ると云ふにあつた。

而してこのヤング案賠償支拂の財源としては第一、支拂年金の内六億六千萬馬克（無條件支拂年額）にドイツ國有鐵道收入を以てこれに當て、第二、支拂年金殘額は國家財政（關稅煙草、ビール、火酒等の收入）から支拂はれることになつた。尙さきのドウズ案には、多額の實物賠償が規定せられてゐたが、ヤング案に於てはその制定の會合に於てイギリスが既述した如き、貿易上の利害から强く實物賠償の廢止を主張した爲め、遂に最初年度七億五千萬馬克、爾後每

年五千萬克を減少し、第十年度には三億馬克とし、以後これを廢止することに決定した。

ドウズ案に比較してヤング案の特色はドイツの支拂を容易にし、國際決濟銀行を設立し、賠償をこれに支拂はしめることである。更にヤング案は、賠償金支拂を二部に分け、毎年支拂額中六億七千萬馬克は、無條件支拂分とし、殘餘は條件付きの部分とし、前者に就ては如何なる事情の場合にも支拂の延期を認めず、外國本位貨によつて國際決濟銀行へ支拂を强制する。反之後者は事情によつては二ケ年間の引渡猶豫及び一ケ年の支拂延期を認めるが、この引渡猶豫の場合には、ドイツはこの條件付き賠償金の何分かをドイツの本位貨を以てライヒス・バンクに於ける國際決濟銀行口座貸方に振込み、國際決濟銀行は、これをドイツ國内への投資として使用すべきものとされた。

斯くの如くにして賠償問題はドウズ案からヤング案へと推移したが、然しこれとて決して最終的解決ではなかつた。當時のドイツとしては、産業合理化は漸く飽和的限界に到達し、外國資本流入のために採用した高金利政策は國内産業利潤を著しく阻害し、この部面よりの租税收入は著しく減退してゐた。並びに失業者は激增し、これに對する救濟費支出の增大等は財政狀態を惡化せしめ、他方一般國民は直接税及び尨大な消費税の引上げによつて苦難を甞め、更に對外貿易も急激には好轉する見込なく、ドウズ案と比較して著しくドイツに對して有利とも思はれるヤング案さへ、これを實行するに多大の困難を感ずる狀態であつた。然しドイツは該案を承認しなければならなかつた。若しドイツがこれを承認しなければ在獨資本は急速に取上げられ、ドイツは經濟的に破滅しなければならなかつたからである。ヤング案とてドイツ經濟を救濟するものではなかつた。共後に來る世界恐慌の渦中に呻吟したドイツにとつてこれが如何に巨大な負擔となつたか。一九三一年二月ドイツ議會に於て「政府は速かにヤング案改訂を爲すべきこと」といふ案が、三百十四對五十六票の大多數を以て可決されたのであつた。

第四章　世界恐慌とドイツ經濟

第一節　アメリカの取引所恐慌とドイツ

一九二九年十月に惹き起されたニユーヨーク株式取引所の大動亂こそ戰後の世界經濟に於ける最大の劃期的事件であつた（これに就ては本會編アメリカ經濟及經濟政策參照）。この動亂こそ資本主義の歴史上、その規模に於てまたその深度に於て全く未曾有の世界恐慌の發端をなすところのものであつたからである。この動亂の前後に於て、またこれに續いた世界恐慌のうちにドイツ經濟は如何なる推移を示したであらうか。

一九二九年の初頭から狂亂的狀態に迄昂つたアメリカの投機熱によつて、諸國の資金がドイツから引上げられ、續々とウォール街へと集中し始めたことは既に述べた。然し斯かる外國資金の引揚げはドイツにとつては全くの痛手であつた。こゝに於てライヒス銀行は一九二九年一月七分から六分に引下げた金利を逆に七分五厘にまで引上げた。然し十月末に於けるニユー・ヨーク取引所の破綻のため、資本はその反動としてドイツに流入し始め、これによつて一應ドイツ經濟は小康を得たのであつたが、然し同時にドイツはこの流入資本を國内に引止めてなくため、またヤング案の履行のために財政の均衡に努めなければならなかつた。茲に於てブリユーニング內閣は非常手段の斷行を決意し、數度の緊急命令を發し、ビール稅、煙草稅、淸涼飲料稅等々の大衆課稅の急激且つ連續的引上げと同時に、官吏の減俸、社會政策費の削減、失業保險掛金の引上げ等を行ひ、財政危機救濟に邁進した。

案の履行のために財政の均衡に努めなければならなかつた。茲に於てブリューニング内閣に[illegible]し、數度の緊急命令を發し、ビール税、煙草税、淸凉飮料税等々の大衆課税の急激且つ連續的引上げと同時に、官吏の減俸、社會政策費の削減、失業保險掛金の引上げ等を行ひ、財政危機救濟に邁進した。

併し乍らニュー・ヨーク取引所の動亂によつて世界金融界は漸く神經過敏になり、更にその頃から顯著となつたフランスの金獲得政策によつて在獨資金は徐々に失はれ始めてきた。而して一九三〇年五月下旬の獨墺關税同盟の發表はフランスのこれに對する報復的金引揚を招來し、ナチスが一大飛躍を遂げた一九三〇年秋の總選擧以來ドイツからの金の流出は顯著となり、更にその勢ひは翌年に這入つてから急激となつた。財政赤字は益々增大し、ブリューニング政府は前記の如き數次の緊急命令を發布して、更に一般國民の犧牲を强要するの餘儀なきに至つた。ナチスの躍進は諸外國筋のドイツの前途に對する不安を釀生し、又内にはナチス對共產黨の抗爭は激化して、極度の政治的經濟的また社會的不安がドイツ全土を蔽ふてゐた。當時幾何の外國資本がドイツから引揚げられたか。ライヒス銀行の金準備は一九二八年末、二、七二九百萬馬克、二九年末二、二八三百萬馬克、三〇年六月二、六一九百萬馬克、同十二月二、二一六百萬馬克、三一年六月一、四二一百萬馬克、三一年十二月九八四百萬馬克といふ數字を示してゐる。二八年から二九年にかけての減少はアメリカの投機熱によるものであるが、三〇年末から三一年にかけての顯著な減少はフランスの金獲得によつて惹起されたものである。右の數字は中央銀行のみに就てゞあるが、この外普通銀行の外國資本の減少もこの時期に於て同樣顯著な傾向を示し始めた。

第二節　中歐金融恐慌、フーヴァー・モラトリアム案、世界恐慌の深化

斯かる情勢を背景として中歐金融動亂の直接の口火を點じたものはオーストリー信用銀行（クレヂット・アンシュタルト）の破綻であつた。同行の全資本は、戰後全く慢性的恐慌に陷つてゐた同國の金屬工業、綿紡績業、自動車工業、

機關車工業其他に固定せられてゐた上、同行の營業振りには頗る放慢なるものがあつた。一九三〇年度の缺損額はその資本金及び積立金總額を超過する一億四千萬シリングといふ巨額に達し、而して遂に三一年五月戰後相繼いで破産したウインの諸銀行と同一の運命に陷つたのである。

このオーストリー信用銀行の破綻は前述の如き情勢にあつたドイツに直ちに波及せずにはゐなかつた。危險を感じた諸外國はその在獨資金を急速に回收し始め、同年五日始めから七月半（ダナート銀行の休業）迄に、外國資金の引揚げと自國資金の流出とは總計二十億馬克にも達したと謂れた。この間首相ブリユーニング及び外相クルチウスはイギリス及びフランスに出向き、救濟を求めたが得られず、その財政經濟的危機は日を追ふて深刻となつてきた。玆に於て六月二十日遂に大統領ヒンデンブルクは、アメリカの大統領フーヴアーに宛てドイツの財政經濟の實狀を訴へて救濟を懇請したのであつた。ヒンデンブルクの文書は全世界に公表せられたものであるが、これによつて當時のドイツ財政經濟が如何に苦境にあつたかを識ることが出來る。

フーヴアーのモラトリアム提案はこのヒンデンブルクの文書の公表と同日に發表せられた。ドイツの政治經濟的危機に對しフーヴアーは大要次ぎの如く提案した。

「アメリカ合衆國政府は、各國政府間の債務（賠償及び戰債）を一ケ年間支拂延期することを提案する。右のうちには、元金及び利子を包含すること勿論であるが、個人が諸國政府に持つてゐる債權を含まない。右提案の實行として、アメリカ政府は一九三一年七月一日から始まる一ケ年間、諸外國政府の合衆國に對する債務の支拂延期を承認せんとするものである。その前提としては、他の主要な債權國政府間に於て、その相互の債務支拂を一ケ年間延期する協定が成立しなければならない。この提議の目的は今後の世界經濟復興に貢獻せんとするものである」

フーヴアー大統領の提案は以上の如きものであつた。それは急迫せるドイツの危機を救濟し、世界經濟の復興に貢

的は今後の世界經濟復興に貢獻せんとするものである」

フーヴアー大統領の提案は以上の如きものであつた。それは急迫せるドイツの危機を救濟し、世界經濟の復興に貢獻するものと聲明せられたのであつたが、同時にドイツの破綻によつて蒙るべき自國の損害を豫防したものであつた。何んとなれば元來ヤング協定に基くドイツの賠償支拂總額は一千一百六十億餘ライヒスマルクであるが、アメリカは賠償債權國に對して八百四十五億ライヒスマルクの債權を所有してゐるのであるから、ドイツの支拂總額の大部分はアメリカに流入し、ヨーロッパ諸國が賠償金として取得する額は、一九三〇年迄のドイツの支拂額を除いて二百六十億マルク內外に過ぎないのであつた。從つてアメリカはドイツの破綻を傍觀し得なかつたのである。

それは兎も角としてフーヴアー・モラトリアム案は、一般にヤング案の根本的修正に到る端緒と解せられ、ドイツに於ては無論のこと、其他多くの國々に於ても世界的不況打開の福音として歡迎せられたのであつた。然るにドイツの經濟的復興、政治的擡頭を極度に危險視し、嚮きのヤング案を固執するフランスはフーヴアー案に強硬反對を唱ふるに至つた。これがため、米佛間に幾多の折衝が行はれ、該案の最後的決定が發表せられたのは七月六日であつた。それは次ぎの如く決定せられた。

（一）戰債及賠償金の支拂は一ケ年間停止すること。
（二）ドイツ政府は、この期間に於ても、無條件年金の支拂はこれを繼續すること、但しフランス政府は、この支拂額が國際決濟銀行を通じてドイツ鐵道の保證付債劵に投資さるべきことを承諾す。
（三）停止されたる支拂額は、アメリカ政府の定むる利子を附して、一九三三年七月十日より十ケ年賦を以て支拂はるべきこと。
（四）同條件はドイツ鐵道發行の債劵、卽ち無條件年金にも適用すること。

併し乍らこの決定案はヤング案の根本的修正に期待を懸けてゐたドイツに多大の失望を齎らしたことは言ふ迄もなく、ドイツの經濟的不安は解消されない許りか、時と共に然も昂められてきた。玆に於てライヒス銀行總裁ルーターは「經濟保證シンヂケート」によつて外國信用を獲得せんとした。この試みは、一千有餘の國內大企業を集合的擔保

として、五億馬克の長期信用を設定せんとするものであつたが、英、米、佛に交渉したが編らず、遂に失敗に歸して終つた。斯くする間に短期信用を得る可能性さへもなくなり、情勢は極度に急迫して、遂に七月十三日ダルムシュタツト・ウント・ナチオナール・バンク（ダナート銀行）が休業を聲明するに至つた。このダナート銀行破綻の直接原因は同六月三日に起つた北ドイツ毛織物會社の破産にあつた。同會社はドイツのみならず、中部ヨーロッパに十二の子會社を有して、ドイツ羊毛工業に於ける最大會社（資本金七千五百萬馬克）であつたが、これが二億馬克の損失を以て投げ出された。これが同會社と密接なる關係にあつた同銀行の取付に導いたのであつた。然るに言ふ迄もなく、このダナート銀行は所謂三Ｄ銀行の一つに數へられてゐたドイツ最大の銀行であつて、その勢力は同國の機械工業、纖維工業、造船業を初め、凡ゆる工業部門に延びてをり、ドイツ全產業の約三分の一を直接間接その統制下に置いてゐた。從つて是が破産はドイツ經濟に對して全く破壞的影響を及ぼさざるを得なかつた。政府は同行の預金に對して支拂保證を聲明したが人心は安定せず、他の諸銀行への取付けも開始せらるゝに及んで、政府は遂に翌日から二日間國立銀行を除く總ての銀行に休業を命じ取引所も週末迄閉鎖された。ライヒス銀行は一擧公定割引步合を一割に引上げ、貸出利率を八分から一割五分とし、準備率を三〇％に引下げた。更に十五日には賃銀、失業手當等經濟生活上絕對に必要なるものゝ外一般的モラトリアムが施行せられ、また外國貨幣の一般的賣買を禁止するところの爲替管理も行はれた。斯くしてドイツの經濟的危機をその最頂點に迄押し上げたこの金融恐慌も、これらの强行手段によつて一應の落付きをみせた。然るに動亂の影響は單にドイツ國內に止まらず、ウインのダナート關係銀行、ハンガリー及びダンチツヒの諸銀行は殆んど全部一時は休業し、バルト海沿岸諸國の諸銀行もこれによつて多大の打擊を蒙つた。それのみではない。この恐慌の波はまたドーヴァー海峽を超えてロンドンを襲ひ、イギリスをして遂に九月二十一日その金本位制を停止せしめるに至つた。

ツヒの諸銀行は殆んど全部一時は休業し、バルト海沿岸諸國の諸銀行もこれによつて多大の打撃を蒙つた。それのみではない。この恐慌の波はまたドーヴァー海峡を超えてロンドンを襲ひ、イギリスをして遂に九月二十一日その金本位制を停止せしめるに至つた。

イギリスの金本位制の停止によつてドイツの金融的危機はまた激化せしめられた。資金の流出は加速度的に增大しライヒス・バンクの金準備率は激減し、九月末には法定の最低限たる三〇%になり、十月に這入つてからは更に一層低下した。外國所有のドイツ證券の投賣と自國資本の國外逃避は日に顯著となり、ドイツ政府は爲替管理を更に嚴密に勵行したが、この勢ひを阻止することは到底不可能であつた。斯様な情勢に於て銀行及び諸企業の破產は激增した。破產件數は一九三一年十月初旬には一日平均六十件に及び、恐慌の激烈であつた六、七月に比較して更に五〇%の增加、これを前年に於けるそれに比較すれば七〇%の增大を示した。一九三〇年以後のドイツ經濟恐慌が如何に深刻なるものであつたかといふことは、その工業生產總指數に就てみるも、これが一九二五―二六年の不況時代の遙か以下に降つてゐることを以てしても瞭かである。一時部分的恢復の徵候が顯著であつた生產活動も、七月の金融恐慌によつて諸企業の破產淸算等相繼いで起つてから、全面的に沈滯、萎縮し、ドイツの工業生產は略々一九〇〇年の水準に迄下降したと謂れる。次表に於て世界恐慌期にドイツ經濟の若干重要部門に就て、それが如何なる情況を示したかを看よう。

	單位	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年
工業生產總指數	一九二八年=一〇〇	九八	一〇〇	一〇一	八九	七二	六〇
生產手段生產指數	一九二八年=一〇〇	九七	一〇〇	一〇三	八五	六三	四八
消費手段生產指數	一九二八年=一〇〇	一〇三	一〇〇	九八	九三	八五	七七
石炭產額	百萬瓲	一五三・六	一五〇・九	一六三・四	一四二・七	一一八・六	一〇四・七
褐炭產額	〃	一五〇・五	一六五・六	一七四・五	一四六・〇	一三三・三	一二二・六
石炭消費額	〃	一三二・一	一三四・四	一四四・六	一三五・二	九二・九	八三・九
銑鐵生產額	千瓲	一三、〇八九	一一、八〇四	一三、二三九	九、六九八	六、〇六一	三、九三二
銑鐵消費額	〃	一三、四五四	一一、八五九	一三、一〇三	九、五五〇	五、七七四	三、七二六

鋼鐵生産額	〃	一六、一三三	一四、三一八	一六、〇三三	一一、三七一	八、一七六	五、六二四
亞鉛生産額	〃	八九・八	一〇四・七	一〇八・四	一〇一・四	四八・五	四五・〇
銅生産額	〃	九三・八	八一・三	九三・四	九四・〇	一 四・〇	一三九・〇
セメント生産額	〃	七、三四二	七、五七六	七、〇三九	五、五一一	三、七一一	二、七九五
加里鹽生産額	〃	一一、〇七二	一三、四八六	一三、三一六	一一、九六三	八、〇五一	六、四一六
機械製作工業	一九二八年＝一〇〇	七九・七	一〇〇・〇	一〇〇・九	八三・一	五九・五	三八・二
自動車生産	千臺	一〇六・八	一三三・七	一一四・七	八五・二	六九・九	四七・九
造船業	千登簿噸	二六一・一	二九九・二	三五七・六	二九四・五	一七六・七	五八・六
棉花消費額	千噸	四四六・八	三三五・六	三四一・八	三〇八・〇	二六八・六	三二九・七
人絹生産額	〃	一八、二〇〇	二三、一八八	二六、四七二	二六、七三四	二八、〇七四	二八、一七三
砂糖生産額	〃	一、六七五	一、八六四	一、九八五	二、五四八	一、五九六	一、〇九一
麥酒生産額	千竏	五一・六	五五・〇	五八・一	四八・六	三七・一	三三・六
鐵道貨物積載額	百萬噸	四六七	四六〇	四六六	三八一	三一〇	二六七
勞働組合員完全失業率	%	三・五	五・六	七・五	一三・四	一九・七	二三・六
勞働組合員部分失業率	%	八・四	五・七	九・四	二〇・一	三三・四	四七・四
支拂賃銀總額	十億馬克	三七・八	四二・九	四四・五	四一・〇	三三・六	二六・一
食料品小賣物價指數	一九一三—一四年＝一〇〇	一五二・〇	一五三・〇	一五五・七	一四五・七	一三一・〇	一一五・三
生計費指數	一九一三—一四年＝一〇〇	一四七・九	一五一・七	一五四・〇	一四八・一	一三六・一	一二〇・九
卸賣物價總指數	一九一三年＝一〇〇	一三七・六	一四〇・〇	一三七・二	一二四・六	一一〇・九	九六・五
工業製品指數(原料・半製品)	一九一三年＝一〇〇	一三一・九	一三四・一	一三一・九	一二〇・一	一〇三・六	八八・七
農産物指數	一九一三年＝一〇〇	一三七・八	一三四・三	一三〇・二	一一三・一	一〇三・八	九一・三
外國貿易輸出額	百萬馬克	一〇、八〇一	一二、二七六	一三、四八三	一二、〇三六	九、五九九	五、七三九
外國貿易輸入額	〃	一四、二二八	一四、〇〇一	一三、四四七	一〇、三九三	六、七二七	四、六六七

株價指數(月平均)	一九二四—二六年＝一〇〇	一五八・〇	一四八・四	一三三・九	一〇九・二	八〇・五	五四・五
資本發行額	百萬馬克	五、七四九	五、七二三	三、〇三三	四、六五八	二、三三六	九七四
破産	件	七、八七〇	一〇、五九五	一三、一八〇	一五、四八六	一九、二五四	一四、一三八

以上の如き狀態に於て失業者の增大は必然であつて、一九三〇年七月一日二百七十一萬餘、同十月十五日三百十一萬餘であつた失業者數は、翌年の同時期には夫々三百九十五萬餘、四百四十八萬餘に增大してゐる。而して前表によつても瞭かな如く勞働所得總額は二九年以後逐年激減を示してゐるが、斯樣にして勞働者階級の購買力は激減し、從つてその所得のより大なる割合は生活絕對必需品に當てられねばならない。然るに他方生計費指數は、此期間に於て勞働者階級の購買能力減退程には下落しなかつたから(前表)、從つて需要に伸縮性ある工業製品の國內市場は著しく狹隘化したことになる。更に斯樣な國內市場の狹隘化に平行して、外國市場もドイツ工業に對して著しく閉塞せられるに至つた。何んとなれば從來ドイツ工業生產は、海外市場への投賣强行によつて辛うじて維持せられてゐたのであつたが、イギリスの金本位制の停止に引續き、北歐諸國もこれに倣ひ、何れも輸入防遏、輸出振興の政策を强化するに至つてドイツ商品の販路は著しく狹隘化せられたのである。

以上述べきたつた如く、ドイツの經濟狀態は凡ゆる方面に於て行詰り、この狀態を打開するには尋常の手段、政策を以てしては到底不可能であるといふことが次第に瞭かになつてきた。ブリューニング內閣は遂に一九三一年十二月八日第四次緊急命令を發布して經濟生活の國家的統制を更に一段と押し進めたのであつた。第四次緊急命令は大體前記數度の緊急命令の內容に沿ひ、更にこれを遙かに强化したものであつた。然しブリューニング內閣の如何なる決死的苦鬪を以てしても、ドイツ經濟の根本的矛盾、疾患は容易に解決し得ないものであつた。

第三節　結　語

一九三一年六月の金融的危機に際して、大統領ヒンデンブルクがフーヴァー宛にドイツ經濟の危機、國民の苦難を訴へ、その救濟を懇請したことは既に記した如くである、その文書は世界に公表せられたが、これこそ當時のドイツの苦難を赤裸々に物語つてゐるところのものであらう。曰く

「大統領閣下、ドイツ國民の慘憺たる痛苦は今やその絶頂に達し、最早や拱手傍觀を許さない。こゝに閣下に對し懇願に及ぶ次第である。ドイツ國民は過去數年極度の困苦缺乏を忍んで來たが、國民の苦難は去冬を以てその極度に達し、しかも今春に至つても我が財界産業界好轉の希望は實現されるに至らなかつた。こゝに於て余は、ドイツ憲法によつて余に與へられたる緊急權限に基づいて國家の肝要な政務の遂行を保障し、我が失業群に對し生活を保障する目的の應急策を實施したのである。これらの應急策は一切の經濟上、社會上の關係に深刻な影響を及ぼしたので、ドイツ國民の各方面から重大な犠牲を要求したのである。外界よりの救濟を待たず、國內的手段によつて情勢の好轉を計るために方策を講じたのであるが、世界を襲つた經濟的危機は大戰の結果としてすべての餘裕を奪はれたドイツ國民に對し、特に痛烈な打撃を及ぼした。過去數日間の事態に徴して明かなる通り、全世界はドイツの經濟組織に對する信頼を失ひ、背負ひ切れない重荷にあへぐドイツの經濟組織は最早やその機能を果し得ないと看なすに至つた。外國が我々に與へてゐた多額のクレジットは抽き出された。過去數日間に於てさへ、ドイツ國立銀行は外國に對しその金準備及び爲替資金の三分の一を支拂ふの止むなきに至つた。これらの事實の必然的結果、我々の經濟生活は更らに重大な緊縮の必要に迫られ、既に産業に從事する勞働者の三分の一以上を包含する失業者の數は更らに增加するに至らざるを得ない。働かんとする意志能力並びにドイツ國民の訓練に徴すればドイツ國民が如何なる困苦にも堪えて自國の背負つてゐる債務に應ずるものと信していゝ。然しながらドイツ國民をして勇氣を鼓舞して實生活に直面せしめ、かつドイツの債務履行、

能力に對する全世界の信頼を維持するには、ドイツ救濟は誠に喫緊の急務である……」

併し乍らドイツ經濟救濟の、また世界恐慌打開の福音として世界的歡迎をあび、一時特殊的景氣さへ出現せしめたフーヴァー案は、ドイツ經濟もまた世界經濟をも救濟し得るものではなかつた。この間、フランスは終始一貫對獨抑壓政策を固執して變らず、イギリスは自國の經濟的苦境打開に專心してドイツ救濟に迄乘り出し得ず、アメリカと雖もドイツ救濟に關してはフランスとの妥協、一致を要するものであつた。然もこれら戰勝國がドイツ救濟に乘り出すとき、それは常に收奪せんがための救濟であつた。そしてこの救濟に對する代償としてドイツの强大化を阻止することに努力してきた。例へば三一年の恐慌に於てライヒス・バンク總裁ルーターの、英佛に對する長期クレディット設定の交涉が不成功に終つた理由の一には、獨墺關稅同盟の廢棄やボケット戰艦建造中止等に就てのフランスの要求があつた。

世界大戰に於ける戰敗國としてドイツはヴエルサイユ條約に服し、そして遂ひには(一九三二年)ローザンヌ協定に落付いたとは云へ、多年ドイツを苦め拔いた戰勝國への莫大な貢獻金をも承認しなければならなかつた。而してまたこの賠償金の支拂の可能性を作り出すことを條件として國際資本は、ドイツ資本主義の再建に援助を與へた。然し乍らドイツ資本主義がその再建と發展とのために必然的に採つたコース卽ち合理化過程がドイツ中小市民階級卽ち中間社會層を初め、その勞働者=農民層に如何な影響を與へたかは既に述べた。更に世界恐慌がこれら社會層の經濟生活に破滅的打擊を與へたことは云ふ迄もない。從つて玆にこれらの社會層の窮乏が增大するに伴ふて、その救濟を約束する國民社會黨(ナチス)の勢力增大の根據があつたのである。アドルフ・ヒットラーは一九三三年二月一日「ドイツ國民に告ぐ」と題する彼の組閣後最初の施政方針の放送演說に於て「政府は次ぎの二大四ケ年計畫に依り、わが國民經濟生活の再建といふ大事業を遂行せんとするものである。卽ち(一)國民生活の必須的基礎たる食糧品を維持せんが

ために ドイツ農業を救濟し、(一)失業に對する强力にして、廣汎なる攻擊を加ふることに依り、ドイツ勞働者の救濟を期するものである」と。然し乍らナチスの政權樹立に就ては、これらの國民經濟生活に對する約束から獲た各社會層の支持とともに、尙決定的な要因はナチスが戰敗のためにヴエルサイユ條約によつてドイツに課せられた凡ゆる負擔、束縛の破棄を率直に宣言し敢行するだけの勇氣と感情とを持つてゐたことである。卽ちヴエルサイユ條約の全面的否認、植民地返還の要求、經濟的、領土的對外伸張、これらを敢行する手段として先づ軍備大擴張等々。然るにこれらの要求は、またドイツ資本主義の熾烈なる要求とも一致する。これら總てがナチス政權掌握の必然性を生み出してきたのである。ナチス擡頭の有力なる原因はヤング案(ヴエルサイユ條約)と世界恐慌とあると謂はれる所以は乃ちこゝにある。

ナチスはドイツ國民經濟の再建を約束した。政權掌握後如何なる政策の下に如何なる程度にそれが行はれたか、また行はれつゝあるかは後編に於て各部門別に檢討せらるゝであらう。

後編　ナチス治下のドイツ經濟及經濟政策

序論　ナチス統制經濟の概觀

序論　ナチス統制經濟の概觀

第一章　獨逸に於ける統制經濟の成立過程

吾々は統制經濟なる概念を一つの歴史的概念として規定する。若し資本なる概念を單に生産された生産手段と規定するならば、斯かる超歴史的な資本概念よりして歴史的現象としての資本主義の本質を理解し得ざる如く、統制經濟なる概念も單に個人の經濟活動に對する統制と解すならば、總て個人の經濟活動は一つの社會組織内に於てのみ可能である故、常に何等かの形に於て個人は社會的統制を受けて居り、從つて斯かる意味に於ける統制經濟は一つの超歴史的概念として何等統制經濟の本質を明らかならしめない。統制經濟は寧ろ獨占資本主義の一定發展段階に現はれ來る所の經濟組織であり、一つの歴史的現象である。資本家が利潤を目指して相互に自由競爭を營む所の自由資本主義の胎内からして、此等相互間の競爭を排除し、利潤を確保せんが爲の資本家の自治統制組織（カルテル、コンツエルン、トラスト）が生れ來たり、玆に自由資本主義は獨占資本主義へと移行した。更に獨占資本主義の一定發展段階に於て、此等自治統制組織を基礎として、その上に國家が全國民經濟の統制を企圖するに至つた。即ち統制經濟とは正に斯かる段階を指すのであり、その本質は獨占資本主義に於ける國民經濟の全面的國家統制組織である。この點に於てナチスの統制經濟は伊太利のフアショ的統制經濟、米國のニユーデイール、我國の統制經濟とその本質を同じくする。

斯かる意味に於ける統制經濟の獨逸に於ける成立過程は、既に戰前に於けるカルテル運動にその端を發してゐる。

ワーゲマンに據れば、獨逸に於ける自由資本主義の時代は一八五〇年から一九一三年迄――より嚴密には一八七一年から一八九〇年迄――の全期間を指すと云つてゐるが、既にこの時代に於てカルテル運動は急速な發展を遂げたのである。元來カルテルの成立原因は自由競爭そのものゝ內に存する。卽ち自由競爭の下に他の競爭者を排除して自己の商品を賣らんが爲には、販賣價格を引下げねばならず、然も尙ほ利潤を獲得するが爲には生產費を低下せしめなければならず、それが爲には大規模生產を行はなければならぬ。生產規模の擴大は單に投下資本の量的增大を齎らすばかりでなく、その質的變化を齎らすのであつて、總資本中固定資本の占める割合が流動資本のそれに比して相對的に增大する。機械其他工場設備等の固定資本から生ずる生產費は總生產數量の增減に無關係に常に固定的に全生產物に共通に要する生產費であり、これに反し原料品、燃料、賃銀等の流動資本から生ずる生產費は總生產數量の增減に比例して要する生產費である。從つて固定資本が流動資本に對して相對的に增大したことは、生產費中固定費が比例費に對して相對的に增大したことを意味する。生產費中固定費が相對的に增大すれば、總生產量を增大することは生產費單價を遞減せしめ、反對に總生產數量を制限することは生產費單價を遞增せしめるからして、大企業は相互に販賣數量を增大せんとして從來より更に激烈に競爭する。その競爭は單により激烈であるばかりでなく、更に長期間繼續される。と云ふのは、各大企業の資本構成は固定資本が相對的に大なる故、生產費の主要部分を占める固定費を一時犧牲にする事によつて、より長期間競爭に耐へ得るからである。大企業相互間の競爭がより激烈にしてより長期的なる爲に、相互に多大の損害を蒙むる。其結果軈て相互間の競爭を停止し、市場を獨占し利潤を維持增大せんが爲に企業家が相互に聯合し、販賣生產を統制する所のカルテルを構成する。此企業家等の自治統制組織は競爭の激化するにつれて單に其組織が高度化する（下級カルテルとしての價格カルテル、生產カルテル、地域カルテル――高級カルテルとしての生產販賣數量割當カルテル、利潤分配カルテル、シンヂケート）にとゞまらず、その數も不斷に增加する基礎傾向を示した。

然もカルテルを結成せしめる原因だる大企業間の競爭の激化は、販賣數量の減少する不況期に於て著しく、從つてカルテル數の增加も景氣の下降期に特に著しい。シュピートホフの調査によれば、大戰前の獨逸の景氣情況の大勢は一八四三年から一八七三年迄上昇的長期波動、一八七四年から一八九四年迄下降的長期波動、一八九五年から一九一三年迄上昇的長期波動である。從つて獨逸に於けるカルテルの急激な發展はこの一八七四年から一八九四年に至る下降的長期波動の期間にその端を發したのであり、爾後一八九五年から一九一三年に至る上昇的長期波動の期間と雖も尙ほ大企業相互間の激烈な競爭が存する限り、カルテル數の增加傾向を維持したのである（上掲統計參照）。

一八七五年……八（ゾムバルトの調査）
一八八七年……七〇（フイリポヴヰチの調査）
一八八八年……七五（フイリポヴヰチの調査）
一八八九年……一〇六（フイリポヴヰチの調査）
一八九五年……一四三（ブヒヤーの調査）
一八九六年……二五〇（ゾムバルトの調査）
一九〇〇年……三〇〇（獨逸工業中央組合の調査）
一九〇五年……三八五（官廳調査）
一九一一年……五五〇 ― 六〇〇（チシエルシユキイの調査）

戰前に於けるカルテル的自治統制は本來利潤を維持增大せんが爲に市場を獨占することを目的として居り、從つて屢々獨占的勢力の濫用を來たし、爲に國家はカルテル的自治統制に對し取締的態度をもつて臨んだ。然るに大戰を轉機として、カルテル的自治統制が持つ經濟過程の合理化作用が次第に確認されるに及んで、國家は一方に於てその獨占力の濫用を取締ると共に、他方その合理化作用を促進する爲にカルテル助成の態度を示すに至つた。

先づ世界大戰は獨逸國家をして如何にカルテル的自治統制の合理化作用を確認せしめ、これを助成するに至らしめたか。戰爭が開始されるや一方に於て軍需品の大量的需要を滿たさなければならず、他方に於て外國貿易の杜絕による原料不足竝に壯丁の動員による勞働力の不足を來たした。この需要と供給の不均衡を調和せしめ、戰爭遂行を遺憾なからしめる爲に、原料その他の商品價格の急騰を抑制し、原料を節約し、生產を合理化し、以つて國の全生產力を

擧げて計畫的に生產を營なまなければならなかつた。斯く國民經濟を平時經濟から戰時統制經濟に編成替するに當つて、獨逸政府は既存のカルテルを利用することによつて容易にこれをなし遂げ得たのである。カルテル就中シンヂケートはその加盟企業の生產能力を熟知してゐる故、政府より大量註文を引受け、加盟企業の生產能力に應じてこれ等註文を割當て、以つて容易に軍需品の大量需要を滿たし得たのである。進んでカルテルは販賣價格を統制し、價格の急騰を抑制し、原料勞働力を節約し、又加盟企業中の優良企業に生產を集中し乃至は原料生產企業と加工企業との縱斷的企業結合により生產を合理化し、更にカルテルは統一的な輸出機關を設立し、以つて經濟的並に政治的見地より輸出を統制したのである。斯かるカルテルの生產流通の全過程に亘る合理化的作用を確認した政府は進んで國家權力により强制カルテル（主として强制シンヂケート）を組織し、以つて戰時統制經濟を鞏固ならしめたのである。

以上の如く、戰時に於ては過剩生產の恐れよりも逆に軍需品の大量需要に對する供給不足の懸念が存し、從つて企業家相互間の競爭の結果起る過剩生產を回避し、市場の獨占を目指す所のカルテルの意義は失はれ、寧ろ生產力を增進する爲の合理化的使命をカルテルは課されたのである。更に戰爭直後の獨逸の狀態はベルサイユ條約により植民地を失ひ、原料品の不足を來たすと共に、平和產業に要する機械其他の生產手段の不足に惱んでゐたのである。玆に於て戰時の私的カルテル及び强制カルテルが一國の生產力を著しく高めた經驗からして、戰時經濟を平時經濟に編成替するに當つても、カルテルに依る生產の合理化作用を促進することが企圖された。卽ち一方に於て凡ての重要產業を强制的にカルテル化し統制すると共に、他方戰爭以來その社會的勢力を增大するに至つた勞働者階級をしてこれ等重要產業の經營に直接參與せしめ、以つて重要產業の社會民主主義的統制を企圖する所の所謂社會化運動が擡頭した。一九一九年に經濟大臣ウイッセルは社會化法案を提出したが、極左極右兩黨の猛烈な反對に遭つてその全部は實行に移されなかつた。然しその一部の重要な點は實現されるに至り、卽ち炭礦業、加里產業、製鐵業等の重要產業に强制シンチケートが設立され、これが經營に勞働者及び消費者を參與せしめたのである。ところがその結果は單に資本家の

ンヂケートが設立され、これが經營に勞働者及び消費者を參與せしめたのである。ところがその結果は單に資本家の獨占を强化し、强制シンヂケートの普及を獵らしたに過ぎず、本來の目的たる重要産業の社會民主主義統制は達せられなかつた。と云ふのは、勞働者及び消費者は企業經營の實際に全く未經驗であり、事實上企業家と協力する資格を缺き、從つて彼等の經營參與は却つて生産能率の低下を來たし、社會化運動の一目的たる生産の合理化と背馳すると共に、彼等は全く企業家より輕視され、企業家をしてその獨裁の必要と自信とを强化せしめるに役立つたに過ぎなかつたからである。

この社會化運動が强制シンジケートを普及せしめたのと併行して、戰後インフレーションはコンツェルンの結成を促した。卽ちインフレーションの時代にあつては超大企業のみがよく信用機關を利用し、資本を借入れたのであり、これによつて原料高や資金難の爲困却してゐる各種産業に屬する企業を買收、合併し、その結果增大せる擔保力に對し更に新たな資本を借入れ、最後に以前より價値の激落せる貨幣を以つて債務を返濟した。斯くて各種産業に屬する諸企業が急速に單一資本の支配の下に結合され、コンツェルンが結成されたのである。原料、半製品の不足勝であつた戰後インフレーション時代に於ては、コンツェルンは市場の獨占と云ふよりも、寧ろ原料、半製品の供給を確保せんが爲に縱斷的企業結合を目論んだのであり、從つて合理化的意義を多分に含んでゐた。或は又インフレーションの一結果として外國爲替の不足を來たし、これが調達の爲に、輸出向商品を生産しつゝある各種の企業を單一資本の支配下に結合せんと企圖した。

然し一九二四年獨逸貨幣制度の安定以後事情は全く一變した。と云ふのは、一方に於て既に獨逸の工業生産力は回復するに至り、他方國内市場及び世界市場は戰後の疲弊によつてその購買力が減退して居り、且つインフレ時代の低爲替による輸出の增大を最早望み得なくなつて居り、その結果商品不足に代つて生産過剩に襲はれ始めたからである。

玆に於てか再び戰前の如き獨占を目指してのカルテル運動が起り、又端的に獨占を目指すトラストの結成をも見るに至つた。

然し他方に於て商品を外國市場に販賣し、輸出增加によつて賠償金支拂の義務を履行するが爲には、就中生産費の切下を必要とする。玆に生産費切下を目指して勞働能率の增進、生産の特殊化、定型化、規格化、一貫作業等の生産過程に於ける技術的合理化運動が擡頭した。所謂産業合理化運動は表面この生産技術の合理化のみを意味するが、事實に於てはこの運動は過剩生産の重壓の下に起つたものであるからして、同時に利潤率の低下を齎らす競爭作用を排除し、企業結合の促進强化によつて獨占利潤の確保を目的とする獨占的合理化でもあつたのである。ところでこの技術的合理化と獨占的合理化とは相互に内面的關聯を持つてゐる。卽ち第一により多くの利潤獲得を目指す點に於て兩者は軌を一つにしてゐる。第二に技術的合理化、就中製品の規格統一は從來製品が多樣なりし爲カルテルの結成の困難なりし産業部門にその成立を容易ならしめ、獨占的合理化を促進した。第三に逆に獨占的合理化、特に生産段階の前後する原料品、半製品、完製品の生産に從事する諸企業の縱斷的結合は技術的合理化を容易ならしめた。

然し合理化運動は、その代辯者の主張する如く、獨逸國民經濟をその過剩生産の重壓から救ひ得なかつた。彼等代辯者の說く所によれば、合理化は最初多數の失業者を出すが、然し技術的合理化により生産費が切下げられる爲に、一方に於て利潤を高め、他方に於て價格を低廉ならしめ、次いで利潤の增加は勞働力に對する新需要を喚起し、他方價格の低廉化は大衆の購買力を喚起し、財貨に對する需要增加なる間接の過程を經て新勞働需要を喚起する。然し假令へ技術的合理化によつて著しく生産費が切下げられたにしても、獨占的合理化によつて販賣價格の低廉化が不徹底に終り、從つて財貨、勞働力に對する新需要を充分に喚起するに至らなかつた。他方技術的合理化による生産費切下と獨占的合理化による市價の維持によつて獨占利潤は增大し、この獨占利潤の增大は過度の生産擴張を誘致し、玆に新需要の不增加と過度の生産擴張とにより激烈な過剩生産恐慌を惹き起すに至つた。從つて産業合理化運動は獨逸國

新需要の不增加と過度の生産擴張とにより激烈な過剩生産恐慌を惹き起すに至つた。從つて産業合理化運動は獨逸國民經濟を世界恐慌に捲き込む一つの主要契機をなしたのである。

兎に角大戰以後獨逸に於ては、戰時統制經濟、社會化運動、インフレーション、産業合理化運動を通じて、國家の直接間接の助成により資本家の自治統制組織は急速の發展を遂げたのであり、戰後のカルテル數の增加を擧げれば

一九二二年…………一〇〇〇（リーフマンの調査）

一九二五年…………一五〇〇（メツナーの調査）

一九三〇年…………二一〇〇（ワーゲンフユールの調査）

上の如く急激に增加して居る。又ワーゲマンの調査によれば、獨逸國民經濟に於て統制經濟的要素が自由經濟的要素に對して占める量的割合は既に次の程度に達してゐる。

卽ち工業品の原價に對しては、總計五〇パーセントの統制が推定される。この原價の統制は、當然價格に影響して、直接これを一部固定せしめる結果となる。工業生産物の販賣高の約二五乃至三〇パーセント、手工業生産物の一五乃至二〇パーセントは直接價格が統制されてゐる。そして工業生産物價格の直接、間接の統制を合すれば五〇パーセント以上に達すると。斯くて國家權力による國民經濟の全面的統制を企圖する所謂統制經濟の基礎であり、前提である所の自治統制は既にナチス政權確立以前に成熟してゐたのである。

扨て自治統制から國家統制へ、卽ちナチスの統制經濟へと獨逸國民經濟を推移せしめた主要原因はこれを世界恐慌そのものゝ內に見出し得る。世界經濟の一環として、他の資本主義諸國と同じく、獨逸國民經濟も世界恐慌の影響の下に保護主義、經濟的國民主義から統制經濟を通じて獨裁主義への道を辿つたのである。卽ち一九二九年十月の紐育取引所恐慌に端を發する世界恐慌は各國に於ける物價の暴落を齎らし、これに對し各國は國內物價の必死的維持と輸出ダンピングの强行を試み、玆に國際貿易戰は尖銳化すに至り、この貿易戰の尖銳化は保護主義の世界的流行を齎らした。保護主義の諸戰術中防禦的なものとして關稅障壁、クオーター制、バーター制、爲替管理等を、又攻勢的戰術

として輸出奬勵金、爲替ダンピング等をとつた。保護主義の進展は世界經濟を破壞し、國民經濟を孤立化させ、ブロツク經濟の結成を促し、國民的自給自足經濟卽ちアウタルキーの確立を提唱せしめ、且つその政治的イデオロギーとしての國民主義の擡頭を齎らした。斯く保護主義の進展は經濟的國民主義を齎らしたにとゞまらず、進んで國內產業の國家的保護から國民經濟の國家による全面的統制へ、卽ち統制經濟へと移行せしめた。そしてこの統制經濟運動は、貿易戰の尖銳化に伴ふ植民地再分割問題の激化、戰爭的危機の增大による戰時統制經濟の要求と合して、强化されて行つた。然も國家による統制經濟の遂行は强力なる單一指導者を必要とし、從つて統制經濟は又常にその政治形態として獨裁主義を伴ふのである。

この保護主義、經濟的國民主義から統制經濟を通じて獨裁主義への道は決して獨逸特有の現象ではなく、各獨占資本主義國が世界恐慌の重壓の下に辿つて來た道である。然しこの推移を獨逸に特に强く現はしめた特殊の事情がその國民經濟に存したのである。それは戰敗國として獨逸國民經濟が持つ特殊の事情である。

戰敗國として獨逸は多額の賠償金を年々支拂はなければならず、金を生產しない獨逸にとつては、これは商品輸出の形で支拂ふより外に道がなかつた。然かも植民地を全く奪はれた獨逸は、原料高に惱まされつゝ他の資本主義諸國と競爭し商品輸出を强行する爲には、生產費切下を計らなければならず、それ故にこそ產業合理化運動が遂行されたことは上述の如くである。然し獨逸の商品輸出の强行は戰勝國にとつて賠償金獲得の手段とはなるが、それは同時に戰勝國の產業にとつて市場の狹隘化を齎らすと云ふデイレンマに陷る。從つて戰勝國は獨逸商品の流入を防遏する爲に保護主義的政策を採用し、その結果獨逸は最早自國商品の輸出によつて賠償金を支拂ふを得ず、外債の借入れに訴へざるを得なかつた。就中一九二五年から二八年の間多額の資本を米國より借入れ、これによつてその貿易バランスは不利なるにも拘らず年々獨逸は二十億の賠償金を支拂ひ得たのである。且つこの多額の弗資本の借入こそ二七——

八年の獨逸好景氣の主要原因をなしてゐたのである。然し二九年に於ける米國の未曾有の證券景氣は外國貸付資本を

八年の獨逸好景氣の主要原因をなしてゐたのである。然し二九年に於ける米國の未曾有の證劵景氣は外國貸付資本を再び國內へと吸收するに至り、その結果獨逸の米國よりの借入金は二八年に二億五千萬弗あつたものが、二九年には四千萬弗に激減し、このことは獨逸の景氣を著しく惡化せしめた。米國の貸付資本の回收によつて獨逸よりも更に決定的打撃を受けたのは墺太利である。二九年の十月、丁度紐育取引所恐慌勃發の直前に、維納の土地信用銀行（Boden-Credit Anstalt）が破產するに至つた。このことは、既に墺太利に限らず、獨逸更に中歐、東歐の小國の經濟的破綻の近づきつゝあることを豫告してゐたのである。三一年に至つて經濟的危機に更に政治的危機が加重された。それは戰敗國として共に世界恐慌下に殊更惱みつゝあつた獨逸及び墺太利がブロック經濟を結成し、その不況から脫出せんとして、三一年三月の終り頃關稅同盟計畫を發表したことに起因す。從來墺太利の獨立を維持する爲に多額の資本をこれに貸付けて居つた佛蘭西、伊太利の諸國は急速に資本の引上げを行つた。その結果墺太利最大の金融機關たる信用銀行（Credit-Anstalt）は三一年五月十一日事實上支拂不能に陷つた。

この墺太利信用銀行の破綻は正に獨逸信用恐慌の發端をなしたのである。獨逸の諸銀行は二九年三〇年に於ける不況の打撃を外國よりの多額の短期信用の借入によつて糊塗して來たのである。それ故三〇年に於ては獨逸は百億マルクの長期信用の外に、百二十億マルク以上の短期信用を外國より受けてゐた。然るに三一年三月の獨墺關稅同盟計畫の發表と共に急速に外國信用は引上げられ、墺太利信用銀行の破綻は更にこれに拍車をかけた。伯林の大銀行は僅か數日間に數億マルクを外國債權者に拂戾さなければならなかつたし、又獨逸帝國銀行は六月央までに五億マルクの金及び爲替を、卽ち全兌換準備金の三分の一以上を外國に支拂はねばならなかつた。玆に於て帝國銀行は六月にその割引步合を五分から七分に、次いで七月十五日には七分より一割へ吊上げたが何等の效果を示さなかつた。

この獨逸の經濟的危機は戰勝國自身の經濟的危機をも惹き起すものとして、同年六月二十日には米國大統領フーバ

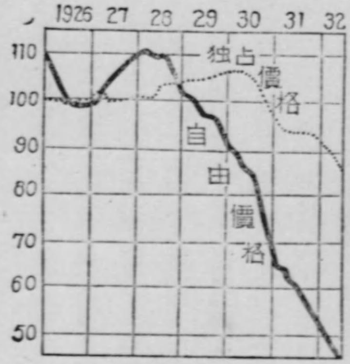
ーによつて賠償金及び戰債の一ヶ年間モラトリアムが宣告された。フーバー・モラトリアムによつてしても人心は平靜に歸さず、外國債權者による貸付金の引上げにとゞまらず更に獨逸人自身による銀行取付及び資本の海外逃避が始つた。玆に於て帝國銀行總裁ルーテルは獨逸の商工業及び船舶業の主要企業を集團的擔保として五億マルクの外國信用を得んと計畫し、英佛の國立銀行を訪問せしも失敗に終り、七月十一日土曜日伯林に歸來した。その翌々日の十三日月曜に獨逸三大銀行の一をなすダーナート銀行（Die Danat od. die Darmstäter- und Nationalbank）が支拂停止を聲明した。該銀行は主として外國より短期信用を借入れ、これによつて國內諸產業への資金貸付を行つて居つたのであるが、二九年三〇年に既にこれ等貸付に於て多大の損害を蒙つて居つた所、今や北部羊毛コンツエルンが二億マルクの損失によつて破產すると共に、ダーナート銀行自身も支拂不能に陷らざるを得なくなつた。ダーナート銀行の破綻は更に他の獨逸諸銀行へと波及し、遂に翌七月十四日には政府は二日間に亙る全國銀行モラトリアム令を發せざるを得なかつた。そして政府は進んで國家權力による銀行救濟に乘り出したのである。即ちダーナート銀行は强制的にドレスデン銀行と合同され、國家がこの新銀行に對する殆んど全部の株式を引受け、又コンメルツ銀行は改造され、その株式の大部分を國家が引受け、更に獨逸銀行は五千萬マルクの國家信用を與へられた。今や國家は時に株主として、時に信用授與者として信用機關の統制に乘り出したのである。

扨て三一年の獨逸信用恐慌は正に世界恐慌なる一般的原因と賠償問題なる獨逸特有の原因の加重とによつて激發されたのである。そしてこの信用恐慌は少くとも次の二つの點に於て獨逸經濟機構に根本的變革を齎らした。その一つは經濟的國民主義への不可避的推移であり、その二は自治統制から國家統制へ、卽ち統制經濟への移行である。と云ふのは、三一年の信用恐慌の直接原因は外國資本の引上げであり、帝國銀行總裁ルーテルの努力に拘らず最早外國信用を受けるを得ず、從つて獨逸は不可避的に國際信用のモラトリアムを聲明せざるを得ず、フーバー・モラトリアム以後今日に至る迄獨逸はモラトリアムを續行し、玆に獨逸は不可避的に國際信用機構から孤立し、經濟的孤立卽ち經濟的國民主義に陷らざるを得なかつた。又信用恐慌は獨逸に於ける

今日に至る迄獨逸はモラトリアムを續行し、玆に獨逸は不可避的に國際信用機構から孤立し、經濟的國民主義に陥らざるを得なかつた。又信用恐慌は獨逸に於ける金融資本家の敗退と國家統制の進擊を齎らしたのである。外面的には社會主義的に色取られた勞働者の國家の如く見えた獨逸共和國は實際は常に少數の大資本家の支配下にあつたのである。インフレ時代には重工業を經營する二三の大産業資本家が國家機關を支配してゐた。そしてマルク貨安定後は、金融資本家が第一線に現はれて來た。と云ふのは國家はその支出を租税及び國債のみを以つて辨じ得ず、大銀行より短期信用の借入を必要としたからである。然し三一年の信用恐慌によつて金融資本家と國家との支配關係は全く逆轉し、今や彼等は國家の援助によつてのみ破産から免れ得たのである。玆に國家權力による信用機關の統制が强化され、資本家の自治統制から國家統制卽ち統制經濟への發端が與へられたのである。

第一の經濟的國民主義への不可避的推移は政治的イデオロギーとしての國民主義、右翼の進出を齎らし、第二の自治統制から國家統制卽ち統制經濟への移行は强固な政治的獨裁制を必要とするに至つたのである。それ故三一年の信用恐慌以後三三年一月三〇日のヒツトラー政權獲得迄の目苦しい政變は正に右翼獨裁確立への過程であつた。ブリユーニング内閣は三一年六月二六日緊急令の發動により、議會を向ふ六ケ月間休會せしめ、獨裁制への道を開いた。然し危機に直面してゐる獨逸の財政的破綻を救濟し得ざるのみならず、更に地主階級を擁護する者として産業資本家、勞働者階級の攻擊を受け、三二年六月二日にはブリユーニング内閣は瓦解し、これに代つてドイツ軍閥、貴族及び大産業資本家の利益を代表する右翼的なパーペン内閣が成立した。パーペン内閣も亦緊急令によつて傍若無人に獨裁を遂行した。だがそれは餘りに工業資本家を擁護するものとして地主勞働者階級の反感を買ひ、沒落し、これに代つたシユライヘル内閣も僅か十八日間にして沒落し、玆に三三年一月三〇日ヒツトラー内閣が成立し、同年三月二一日の議會に於てヒツトラー内閣は全權委任法を通過せしめ、完全な獨裁制を確立した。

ナチスの獨裁を齎らした根本原因は世界恐慌及び信用恐慌による獨逸の經濟的破綻である。この經濟的破綻の負擔を獨占資本家はその獨占的勢力によつて中小資本家、中産階級、勞働者、農民に轉嫁し、その打擊から免れ得たのである。このことは上掲の獨占價格と自由價格との鋏狀偏差よりしても明かである。その結果中産階級、農民、勞働者の貧困化は激化され、獨逸一般大衆は自暴自棄に陷り、彼等は極右か極左かに走らざるを得なかつた。然も共産黨の進出を嫌惡する資本家階級、中産階級及び農民は茲に合して極右獨裁を支持するに至り、ナチスの壓倒的勝利を齎らしたのである。



1926=100

斯くて世界恐慌以後各國の獨占資本主義に共通の現象たる經濟的國民主義から統制經濟を通じて獨裁主義への道が特に獨逸に明瞭に現れ來たつたのである。

第二章　ナチス統制經濟の指導原理

前章初頭に於て吾々が規定した如く、統制經濟とは獨占資本主義に於ける國民經濟の全面的國家統制である。卽ち獨占資本主義下の慢性的過剩生產は獨占資本家相互の過度の破壞的競爭を獗らし、これを阻止する爲に資本家の自治統制組織としてカルテルの發達を來たしたが、然しアウトサイダーの出現及びカルテル內部の鬪爭によつて破壞的競爭、利潤率の惡化を阻止し得ず、玆に國家權力による自治統制組織の强化擴大を必要とするに至つたのである。從つて統制經濟は個人の自由活動を抑制するものであり、自由主義の否定である。他方獨占資本主義下にあつては、その激烈な恐慌の負擔は獨占資本家から非獨占的な中小商工業者、農民、勞働者、一般消費者に轉嫁され、階級對立を激化し、これは軈て獨占資本主義そのものを破壞に導く危險あるを以つて、この階級對立の尖銳化を緩和する爲に或る程度社會主義的色彩を帶た經濟の國家統制を必要とするに至つた。然し假令へ統制經濟は社會主義的色彩を帶るにしても、本來獨占資本主義の維持を目的とする以上、私有財產と私的企業を確認するものであり、本質に於て社會主義の否定である。それ故統制經濟論者の主張する所に從へば、それは自由主義と社會主義を止揚するものであり、卽ち自由主義の主張する私的企業の恣意な利潤追求を否定するが、私的企業の潑剌たる創意の發揮を肯定し、又社會主義の主張する私的企業の廢棄は經濟的進步の源泉たる私的企業の創意を失はしめ經濟官僚主義に陷るものとして否定するが、社會的統制による國民的利益の擁護を肯定すると。次に述べるナチス統制經濟の指導原理も亦斯かる主張に立脚してゐる。

ナチス卽ちナチヨナル・ゾチアリズムス（國民社會主義）の統制經濟指導原理はその名の示す所によれば、國民主義

と社會主義とである。勿論政權獲得以前フェーダーによつて作成されたナチス綱領には、社會主義的主張が含まれてゐた。例へば、第一三條に『吾人は凡ゆる（從來）既に社會化された（トラスト）經營の國有を主張する』と記されてゐる。然し、政權獲得後に於てその社會主義的指導原理は影を潛め、國民主義が專ら指導原理の地位を占めるに至つた。

既に述べた如く、獨逸は自己の好むと好まざるとに拘らず不可避的に經濟的國民主義に陷つた。經濟的國民主義の進展はその政治的イデオロギーとしての國民主義の擡頭を齎らした。國民主義は『國民』そのものに地上の最高價値を認め、國民の維持、發展の爲に人間生活の全領域を計畫的に構成せんとする。國民と云ふ一つの全體が第一次の、本源的なものと認められ、それを構成する個人は第二次の、派生的なものと看做される以上、國民主義は世界觀乃至社會觀としては當に全體主義（Universalismus）である。

現代に於ける全體主義的社會觀の代表者オットマール・シュパンの規定する所に據れば、全體主義の特徴は、『(a)全體、社會は獨自の實在であり、(b)全體が第一次のものであり、個人は言はゞその構成部分として存在するに過ぎず、從つて派生的なものである』(Othmar Spann, Der wahre Staat. 2 Aufl., Leipzig, 1923. S. 30) とする點にある。全體、社會は恰も統一的生活力ある有機體と看做され得る。又個人はその細胞として、諸團體はその諸器官として、全體としての有機體の內部に於てのみ存立し得るのであり、全體に役立つものとしてのみ存在の意義があるのであると。

斯かる全體主義の社會觀より『國民の概念』を規定すれば『國民は個々の人間の偶然的堆積と解されずして、否な、それは獨自の概念であり、生長し來つた、有機的な、卽ち異つた機能を營む諸部分から成立つた全體である。そして神聖なる使命はこの全體そのものを維持し發展させることであり、又その國民的特性を破壞してこの有機體を阻害し、

設立によつて或る程度公法的經濟秩序が成立してゐた。然し商業會議所の使命の範圍は當然制限されたものである。その爲に滅亡と云ふ刑罰を刈り取らざる樣になすことである。』(Max Frauendorfer, Der ständische Gedanke in Nationalsozialismus. 4. Aufl., München, 1933, S. 15.)と。

從つて國民の政治生活樣式としての國家はこの神聖なる使命を達成せんが爲の手段であると。ヒツトラーの云ふ所に據れば『我々アリアン人種は國家の下に專ら國民の生々たる有機體を考へ得るのであり、國家はこの國民の維持を保證するにとゞまらず、更に又その精神的並に觀念的能力を發展せしめ、以つて最高自由に導くものである』と。(Adolf Hitler, Mein Kampf. 29 Aufl., 1933, S. 434.)

一つの全體としての國民の維持、發展を最高目的とする全體主義的國家はその目的實現の手段として經濟を規制する。經濟をば國家の追求する目的の爲の手段なりと解する時は、その國家觀は個人主義的、自由主義的國家觀と對立する。個人主義的、自由主義的國家觀は個人を第一次の本源的存在と看做し、個人の經濟的自由活動を促進し、逆に國家は經濟に對し不干渉の中立的態度をとる可きことを要求す。これに反し全體主義的國家觀は全體としての國民の維持、發展の爲の手段として經濟が役立つやうに經濟に干渉することを要求す。且つ前者の國家觀が經濟をば自然必然的な因果律に從つて自動的に發展するものと解するに反し、後者の國家觀は經濟をば國家の追求する目的に從つて意識的に律せられるものであり、目的律に從ふものであると看る。

更に全體主義の國家觀は自由主義時代の經濟の自然必然的發展法則の結果現はれ來つた勞資の階級對立を基礎とする所のマルクス主義及びその修正としての社會民主主義の國家觀とも對立す。マルクス主義乃至社會民主主義は『經濟國家』乃至『經濟民主主義』を主張す。マルクス主義に於ては、經濟が基礎であり、國家は單にその上層建築として經濟に從屬するものであり、又社會民主主義に於ては、國家は單に黨派的な經濟的利害關係の代表機關であり、議

會政治を通じて、諸政黨の時々の勢力關係の如何によつて國家の政策が決定され、決して全體としての國民の維持、發展を目指して統一ある政策を遂行するに足るだけの獨裁力が政府に附與されてゐない。これに反し全體主義の國家觀は國家、政治の經濟に對する優位性を主張するものであり、且つ『全權委任國家』(autoritärer Staat)、『獨裁國家』を要求す。卽ち國民の信賴によつて全權が委任され、逆に國民に對してその全責任を負ふ所の獨裁的指導者によつてのみ黨派的ならざる統一的國家政策の遂行が可能なりと主張するのである。

然らば全權委任國家乃至獨裁國家はその目的たる國民の維持、發展を實現する爲の手段として經濟を如何に統制し、組織化さんとするか。旣に國民が一つの全體、一つの有機體と解されてゐる以上、恰も有機體の維持、成長はその有機體を構成する部分的全體たる諸器官がその職能に應じて夫々異つた機能を營むことによつて達せられる如く、國家が國民の維持、發展を實現するが爲には、夫々異つた機能を營む諸經濟的『職能團體』(Stand) を有機的に組成することを必要なりとする。

職能團體 (Stand) はこれを階級 (Klasse) と對比する時は、階級が單に經濟關係より自然發生的に現はれ來つたものであり、決して法律上の身分に非ざるに對し、職能團體はその基礎を血緣關係乃至經濟關係に置くと否とに拘らず、國家によつて初めて意識的に組織されるものであり、卽ち法律上の身分である。過去に於ける職能團體の歷史的形態は、古代にあつては貴族、自由民、半自由民、奴隸の如く血緣關係を基礎とし、中世にあつては貴族、僧侶、市民、農民の如く半ば血緣を半ば經濟關係を基礎とし、更に純經濟的職能團體としてギルドが組織された。これ等多樣な歷史的形態を問はず、『職能團體を最廣義に解すれば、部分的全體を、卽ち社會なる全體の職能擔當者を意味する。職能團體の本質は全體の一定種類を表はし、且つこの全體の一定種類の部分內容を表示し、實現し、實行する點にある。從つて職能團體は、一、全體の表現であり、二、全體の特殊の、一定の表現であり、三、他の諸職能團體の間にある

二に諸職能團體は部分的全體として總體的全體の內に含まれて居り、卽ちそれ等は組織的關聯に、有機的適合關係に立つことを要求する』(Walter Heinrich, Das Ständewesen, Jena, 1932, S. 7–8.)

二に諸職能團體は部分的全體として總體的全體の内に含まれて居り、即ちそれ等は組織的關聯に、有機的適合關係に立つことを要求する』(Walter Heinrich, Das Ständewesen. Jena, 1932. S. 7—8.) と。

斯くてナチス統制經濟の根本的指導原理は第一に『職能國家』(Ständestaat) の觀念である。即ち國家は總體的全體としての國民の維持、發展を最高目的とし、この目的到達の手段として破壞的な階級對立の代りに國民經濟を職能團體的に、有機的に組織せんとする。

ところで一つの有機體を構成する諸器官は夫々その營む機能が相違する爲に全體としての有機體の維持、發展に奉仕する價値にも夫々相違がある。例へば頭は指よりも重要であり、頭が他の諸器官を指導することによつて全體の維持、發展が可能である。それと同じく國民經濟を職能團體的に、有機的に組織するに當つても、『指導者原理』(Führerprinzip) が絶對に必要であると。即ち國民經濟の細胞をなす個々の企業即ち經營體内にあつては、企業家は勞働者及び使用人よりもその經營體にとつてより重要であり、從つて企業家はその勞働者、使用人の信頼によつて經營の全權が委任され、逆に勞働者、使用人に對してその全責任を負ふ所の獨裁的『指導者』(Führer) となり、勞働者及び使用人はその『從者』(Gefolgschaft) となる。次いで諸經營體よりなる一つの職能團體内にも一人の指導者が任命され、他は從者としてこれに從ひ、更にこの指導者はより上位の包括的な職能團體の指導者に從ふ。この『指導者原理』なるナチス統制經濟の第二の指導原理は正にその國家觀、即ち『全權委任國家』の觀念に相應するものである。

全權を委任された指導者はその權利を行使する際、その行使が全體の利益に一致す可き義務を負ふ。即ち私益と公益とを調和さす可きも、常に公益は私益に先んじなければならぬ。この『公益は私益に先んず』(Gemeinnutz vor Eigennutz) なる原理も亦ナチス統制經濟の指導原理をなすものであり、經營體の指導者たる企業家は最早從來の如く恣意なる私的營利の追求が許されずして、積極的に公益に寄與す可き義務を負ふのである。

『職能國家』なる根本的指導原理竝にそれから派生し來る『指導者原理』及び『公益は私益に先んず』なる指導原理に基づいて、ナチスの統制經濟組織は如何に實現されるに至つたか。この問題こそ次章の課題をなすものである。

第三章　ナチス統制經濟組織

上述の指導原理に從つて獨逸一般產業の統制經濟組織が實現されるに到つたのは一九三四年二月二十七日の『獨逸經濟の有機的構成の準備の爲の法律』(Gesetz zur Vorbereitung des organischen Aufbaues der deutschen Wirtschaft)及び同年十一月二十六日の『同法第一次施行令』による。

『準備法』の制定に當つて當時の經濟大臣シュミット (Dr. Schmitt) は次の如くその立法趣旨を說明してゐる。

『玆に吾人に課された使命は獨逸經濟の巨大な然もその範圍から云つて獨逸將來の形成に頗る重要な領域を組織的に今日の國家觀と一致せしめることに限られてゐる。これに對し余は獨逸經濟の組織的關聯が從來如何なる樣相を呈して居つたかを略述せんに、從來は各企業はその欲するが儘に經濟活動を營み得た。企業結合は全く自由意思によるものであつた。一つの商人的企業を强制的に團體に加盟せしめ、乃至はその團體によつて設定された規定を嚴守せしめる可能性が全然なかつた。同樣に國家の側からしても團體活動そのものを支配することは不可能であつた。……その結果吾人は今日に至る迄何等完全にして計畫的な組織を持たず、寧ろ一部に於ては不完全な、然し又一部に於ては錯綜した現在の經濟組織を持つ。多くの方面に於ては同一乃至類似の目的を持つた組織が存すると共に、他の方面にあつては又凡て組織的拘束を全く缺いてゐることが暴露されてゐる。然し重要なことは多數のアウトサイダーが絕へず凡ての方策を無效ならしめ得た點である。事實地域的には法律上、更に詳しく云へば州法上、工業及び商業會議所の

職能團體なることを意味す。職能團體の概念は第一に多數の職能團體が存すること（他の職能團體の同時的存在）を、第……唯手工業の方面には既に從來その組合と手工業會議所とによつて廣範なる法的統制が存してゐた。然し從來の純私經濟的團體制度も亦正に上記の如き甚しき缺陷を暴露し來つて居り、この私經濟的團體制度の本質は單に多數の者が、然も屢々一切ならず多數の者が決定を下し乃至實行し得る點にあつた。それ故個々の團體内部の利害が當然對立してゐる以上團體の指導によつて目的に合した一つの經濟政策を遂行することは事實不可能であつた。

吾人にしてこの計畫的建直しによつて何を實現せんと欲するかとの問ひを發するならば、これに對しては次の如く答ふ可きである。

決して吾人は今日の經濟の多樣なる特殊性と多樣なる個人生活とを破壞せんと欲するものではない。吾人は將來と雖も自己の企業とその盛衰を共にする獨立の企業家を必要とするのである。企業の經營者はその企業に對し責任を負ふ可きである。……將來と雖も經濟上更に競爭が行はれなければならぬ。公正なる自由競爭はこれを缺き得ない。私經濟組織が當然存續す可きであるとしたならば、それは就中私經濟組織が絶へず生々とよりよく奉仕せんと努め、以つて凡ゆる經濟力を新鮮に保ち、最高の奉仕へと導くからである。このことは國民社會主義的奉仕原理に適合し且つ吾人の福祉を取戻す爲の前提をなすものである………。

斯かる基礎の上に立つて吾人は將來も亦更に勞働せんとするのである。然し吾人はこの原理をば他の原理と結付けんと欲するのであり、即ちこの自由競爭は絶へず中心をなす一つの目的、換言すれば全體の福祉、國民と祖國への奉仕を目指してゐる確固たる指導によつて健全な秩序ある競爭であらねばならぬ。その結果凡ゆる企業は將來必然的にその專門團體（註、Fachgruppen 後に述べる經濟團體の一種）に所屬す可きであり、以つて全體の利益に、事實專ら全體の利益の爲に必要な方策に從ふ可きであり、且つそれと同時に當に課された公正なる競爭と云ふ原理に從ふ可きである

との要求が生じて來る。…………全權委任國家と共に問題となり來たつた指導者の觀念が實現されざるを得ないであらう。全體の利益に必要な事柄は加盟者の會合（註、丁度全權委任國家に對立する議會政治に於ける多數決の如き黨派的）の淺薄な判斷によつて阻害され得ない。責任觀念を有す勤勉な、ヒットラーの帝國を承認する人々が指導の責に任ず可きであり、從つて又事實全體の利益にとつて明らかに必要とされる決定をなす權限が附與さる可きである……。

これと關聯して又カルテル的統制の問題に一言せんに、余の本來の立場よりすれば例へば一般に價格統制乃至凡て割當統制は望ましからざるものと看做す。然るにも拘らず吾人が殘念乍ら多數のカルテルを認めるにとゞまらず、否な剩さへ斯かるものをば强制的に設立し來たつた場合、それは深刻なる不況期に個々の經濟領域に非常なる攪亂が起つて居つたが爲である……。吾人は將來も亦價格統制、否な剩さへ時々就中割當統制を缺き得ないであらう。だが確かにこの新法律が吾人に與へる可能性によつて勤勉なる指導者は遙か從來よりも價格統制なくともその專門團體だけで望ましき秩序を實現し、維持し得ると思ふ。

さて組織化された經濟に對する經濟省の將來の關係に就いて一言するを許るされ度い。余は從來既に個々の企業が雜然と直接經濟省と接觸し得たことを頗る不都合な狀態だと思つてゐた。それは必ずしも適切なものではなく、又斯くて現はれた狀態は必ずしも正しい狀態ではないことを自分はよく知つてゐる。今後公認の然も唯一の經濟組織と經濟省の機關との協同によつて、正にこの點に於て頗る好都合な狀態が實現され得ると信ずる。余は決して經濟組織を經濟省の一機關としようとは思はぬ。然し余は、吾人が廣範に亘る專門團體を基礎とする獨逸經濟組織の建設を組織的に經濟省の當該提案と合致せしめ、以つて經濟省をして多くの煩雜な事務より脫せしめ、片手落な論告から免れしめ、又事實過度に課された使命より解放せしめるものであると想像し得る。

さてこの建設が事實如何に行はる可きか。それは既に歷史的に成立し來たつたものから生れ出づ可きである。それ故余は、完全な將來の組織が雛形として書かれてゐるやうな法律を制定しなかつたのであり、寧ろ……既に獲得せる全權委任によつて不斷に着々と在來のものを將來の新たなるものへ移さんと努力し來たつたのであり、その際勿論既

故余は、完全な將來の組織が雛形として書かれてゐるやうな法律を制定しなかつたのであり、寧ろ……既に獲得せる全權委任によつて不斷に着々と在來のものを將來の新たなるものへ移さんと努力し來たつたのであり、その際勿論既になした經驗を充分利用することが出來るのである。…………

最後に更に工業及び商業會議所の地位に就いて一言するを許され度い。工業及び商業會議所は將來に於ても亦存續するにとゞまらず、更に重要なる機能をも果す筈であらう。夫等は從來と同樣商業及び工業の諸企業の地域的協力を促進し、就中各地域の一定特殊の經濟事情を顧慮して利害の調和を計る筈である。その他夫等會議所と經濟の專門團體との間に有機的な結合が造り出されるであらう。

……基石は置れてゐる。今や諸君自ら家を建て、これによつて獨逸經濟が全體の利益の爲に新たなる繁榮に導かれんことを余は希望す』と。(Das neue Kartell-, Zwangskartell- und Preisüberwachungsrecht, verbunden mit einer systematischen Darstellung sämtlicher deutscher Kartell- und zusammenhängender Gesetze sowie betr. Aufbau der Wirtschaft vom 27. 2. 1934. erläutert von H. Müllensiefen und W. Dörinkel. 2 Aufl. Berlin, 34. S. 234—240.)

右の立法趣旨に基き獨逸經濟の有機的構成の準備工作をなす爲に、獨裁的指導者として經濟大臣は次の如き權限が與へられた。今『準備法』の全條文を引用すれば、(Vgl. Ebenda. S. 248—252)

第一條　聯邦經濟大臣ハ獨逸經濟ノ有機的構成ノ準備ノ爲ニ左ノ權限ヲ附與サル

一、經濟團體 (Wirtschaftsverbände) ヲ當該經濟部門ノ唯一ノ代表トシテ認メルコト

二、經濟團體ヲ設立、解散乃至合同セシメルコト

三、經濟團體ノ規約及ヒ會社契約ヲ變更シ及ヒ補充シ、就中指導者原理ヲ導入スルコト

四、經濟團體ノ指導者ヲ任命シ及ヒ罷免スルコト

五、企業家及ヒ企業ヲ經濟團體ニ加入セシメルコト

經濟團體トハ企業家及ヒ企業ノ經濟的利益ノ擁護ヲ任務トスルカ如キ團體竝ニ團體ノ聯合ヲ謂フ

第二條　聯邦經濟大臣ハ聯邦内務大臣ト協議ノ上本法施行ノ爲法規命令及ヒ一般行政規定ヲ公布スルコトヲ得、又内務大臣ト協議ノ上内容補充規定ヲモ公布スルコトヲ得

第三條　經濟大臣カ本法乃至本法ノ施行規定ニ基キテナシタル命令ニ故意ニ又ハ過チテ違反セル者ハ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ニ處ス

刑ノ執行ハ專ラ聯邦經濟大臣ノ告訴ニヨツテ行フ　告訴ハ之ヲ取消スコトヲ得

第四條　本法ニ基ク處分ニ依リ生シタル損害ハ之ヲ賠償セス

第五條　（省略）

右條文の示すが如き權限の附與によつて、經濟大臣は『經濟團體』を基礎として獨逸經濟を統制せんとする。ところでこの經濟團體は前章に述べたナチス統制經濟の指導原理たる一、『職能國家』二、『指導者原理』三、『公益は私益に先んず』に適應するものである。

第一に職能國家觀が前提とする有機的社會觀に於て、社會を一つの有機體と看做し、恰も全體としての有機體が各種の異つた專門的機能を營む器官よりなる如く、社會も亦夫々異つた專門的機能を營む職能團體よりなるとの主張に應じ、全體としての獨逸經濟を工業、商業、手工業、銀行、保險、動力、交通等の夫々異つた經濟活動を營む產業別經濟團體に分け、これに各企業家及び企業を夫々加入せしめんとする。然も有機體に於ける諸器官、社會に於ける諸職能團體が夫々自己を維持すると共に全體の維持發展の爲に活動する如く、產業別經濟團體は恰も從來の同業組合の如く單に加盟同業者の利益擁護にとゞまらず、更に他の經濟團體と協同して全獨逸國民の福祉の爲に活動する使命が課される。

第二に各經濟團體は從來の同業組合の如く組合員の多數決によつて決議をなさず、指導者原理に從つて單一の獨裁

課される。

第二に各經濟團體は從來の同業組合の如く組合員の多數決によつて決議をなさず、指導者原理に從つて單一の獨裁的指導者の命令に從ふ。且つ各經濟團體の指導者はこれを獨逸經濟の最高指導者たる經濟大臣が任命する。

第三に各經濟團體は夫々自己の團體に所屬する企業家及び企業の利益を擁護し、同時に國民全體の利益を促進するに當り、『公益は私益に先んず』なる原理に從ひ、公益の促進が優先的であり、又各經濟團體が斯く行動す可く經濟大臣は監督する。且つ經濟團體內部の各企業間に自由競爭は廢棄されず、自由競爭は經濟發展の根本的推進力として是認されるが私的利潤の追求を目指しての無拘束な自由競爭は否定せられ、全體の利益に適合する樣に統制された公正なる自由競爭を是認する。

ところでこの國家的統制機關たる經濟團體と在來の資本家の自治的統制機關たるカルテルとは如何なる關係に立つか。先に引用したミュレンジーフェン及びデリンケルの解說に據れば、兩者は本質上全くその使命を異にして居り、卽ち前者は全獨逸國民の福祉を增進せんが爲の經濟政策的使命を持つた團體であり、後者は私的獨占利潤の獲得を目指して市場を統制せんとする商人的使命を持つた團體であると。從つて後者カルテルは私的獨占利潤を追求する以上、本來ナチス統制經濟の指導原理に反するものとして否定さる可きに拘らず、上記の經濟大臣シュミットの趣意書には、現在の深刻な不況期にあつては强制カルテルの設立(一九三三年七月十五日のナチス政權による强制カルテル法の制定)も已むを得ざるのであり、又將來もこれを缺き得ないとも主張されてゐる。たゞ將來に於ては次第に經濟團體がカルテルに代つて統制の役割を果たすやうになるだらうと云はれてゐるに過ぎない。玆にナチスの統制經濟はその現象形態が如何ともあれ、本質に於て伊太利、米國及び我國の統制經濟と等しく現在の獨占資本主義の維持存續を企圖し、これが急激な變革を避けんとするものであることが窺はれる。

斯く『準備法』に於ては、經濟大臣の獨裁的指導に依り產業別經濟團體を中心とし、在來の公法團體就中商工會議所、手工業會議所の如き地域別統制機關を補助として全獨逸國民經濟の統制化を企圖したのであるが、次いで同法『第一次施行令』に於てこれ等諸統制機關の具體的編成體系が與へられた。

先づ獨逸の全產業を農業を除き產業別に從ひ次の如く編成す。即ち（一）工業、（二）手工業、（三）商業、（四）銀行業、（五）保險業、（六）動力業、（七）交通業（但し交通業のみは更に除外され特別法規の下に置かる）の七部門に別ち、夫々の部門に一つの『全國團體』(Reichsgruppe) を組織す。但し（一）の工業のみは他の產業部門に比し全獨逸國民經濟に於て特に重要なる地位を占める爲、更に1、鑛業、2、機械工業、3、金屬製品工業、4、石材土砂工業、5、化學工業、6、皮革纖維工業、7、食料品工業の大部門に分け、これに夫々『主要團體』(Hauptgruppe) を組織し、且つこれ等主要團體に工業を除く上記の六つの全國團體と同一地位を與へた。從つて全產業を結局工業に於ける七つの主要團體と他の六つの全國團體合計十三の部門に大別した。

この主要團體乃至全國團體は更に幾つかの『經濟團體』(Wirtschaftsgruppe) に分割さる。例へば1の主要團體たる鑛業は採鑛、製鐵、製銑、鑄造の四つの經濟團體に分割さる。この經濟團體は更に幾つかの『專門團體』(Fachgruppe) に、又この專門團體は場合によつて更に幾つかの『小專門團體』(Untergruppe) に細分さる。

斯く獨逸全產業を產業別に依る垂直的な統制團體に分ち、これに依つて各產業部門內部を統制すると共に、各產業部門間の利害を調節し、以つて全獨逸國民經濟の繁榮を齎らさんとする。

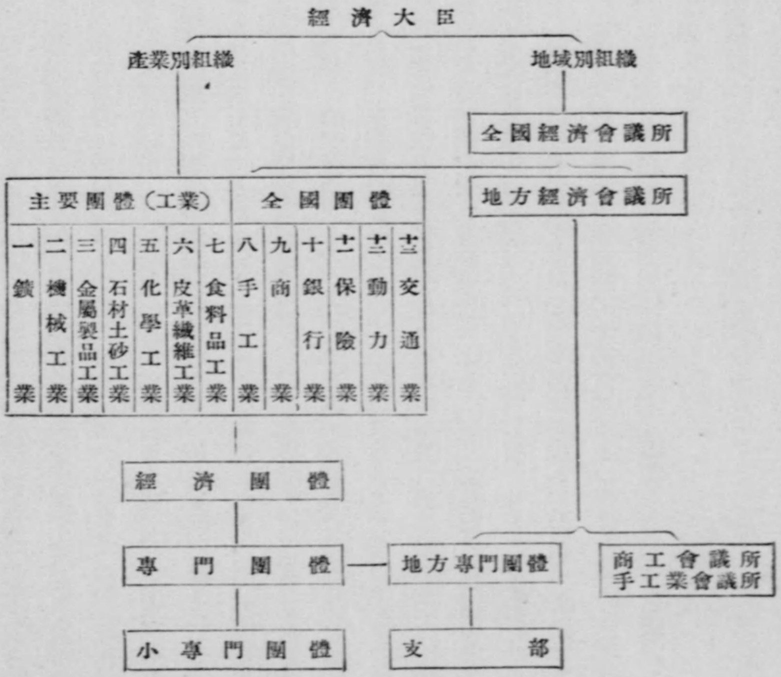
この產業別に依る垂直的編成と竝んで更に地域別による水平的な編成が試みられた。即ち上記の專門團體を夫々經濟地域毎に設立し、『地方專門團體』(Landesfachgruppe) を組織す。更に地方專門團體は幾つかの支部を持つ。この地方專門團體は當該地方の同一業者の經濟的利害を調和し、その專門的事項を處理する。ところでこの新地域別團體と既存の公法的地域別團體、即ち當該地方の各種業者（工業乃至商業に從事するとは云へ夫々その專門的業務を異にする者）の經濟的利害を調和し、擁護せんとする所の商工會議所及び手工業會議所とを協力せしめる爲に、地方專門團體と商工業

存の公法的地域別團體、卽ち當該地方の各種業者（工業乃至商業に從事するとは云へ夫々その專門的業務を異にする者）の經濟的利害を調和し、擁護せんとする所の商工會議所及び手工業會議所とを協力せしめる爲に、地方專門團體と商工業會議所並に手工業會議所と共同して『地方經濟會議所』(Landeswirtschaftskammer) を組織す。この地方經濟會議所は地方專門團體、商工會議所、手工業會議所の代表者より成り、その會頭には當該地方の商工會議所の會頭が就任す。その職分は當該地方の產業の指導、計畫の樹立、地方專門團體及び商工業會議所、手工業會議所の監督にある。この地方經濟會議所は更に主要團體並に全國團體と共同して『全國經濟會議所』(Reichswirtschaftskammer) を組織する。これは獨逸產業の中央統制機關であり、卽ち全產業を指導し、上記構成諸團體の監督、更に經濟大臣に依賴された產業統制上の諸事項を處理する。それには會頭一名あり、經濟大臣がこれを任命す。

經濟大臣は全國經濟會議所の會頭を任命するにとゞまらず、先の主要團體乃至全國團體の指導者を任命す。更に經濟團體の指導者は主要團體乃至全國團體の指導者の申請に基き經濟大臣がこれを任命し或は罷免する。專門及び小專門團體の指導者は經濟團體の指導者の申請に依り主要乃至全國團體の指導者がこれを任命し又は罷免する。それ故經濟大臣が最高指導者の地位に立つ。

指導者はその部門に於ける規約を作成し、事務を處理し、團體員を指導し、又上級團體への報告、下級團體の監督、當該地方の商工業會議所、手工業會議所、經濟會議所との密接なる連絡を計る。且つその指導に當つて、ナチス的精神に基き、公益卽ち產業全體の利益乃至國民的福祉と部門的利益とを調和し、前者に反せざる限り團體及び所屬員の利益を擁護促進する義務を負ふ。

上述の諸統制機關の系統圖を作成すれば次の如し。


經濟大臣
產業別組織
地域別組織
全國經濟會議所
地方經濟會議所
主要團體（工業）
全國團體
一 鑛業
二 機械工業
三 金屬製品工業
四 石材土砂工業
五 化學工業
六 皮革纖維工業
七 食料品工業
八 手工業
九 商業
十 銀行業
十一 保險業
十二 動力業
十三 交通業
經濟團體
專門團體
地方專門團體
商工會議所
手工業會議所
小專門團體
支部

財政部門

第一章　戰時財政政策と其結果

一九一四年八月、戰爭開始に際して戰時緊急財政手段について準備を有したのはドイツのみであつて、英・佛其他の國々は其準備を缺いて居つたと云ふ。獨逸政府は軍事的動員と併せて財政動員計畫を準備し最も敏活有效に其を實行に移したのである。スパンダウのユリウス塔に保置したる非常準備金を帝國銀行に委託する帝國軍事資金處分をはじめとして、帝國國庫證券、帝國銀行券の兌換停止、貸付金庫法によつて全國大都市に貸付金庫を設置し廣汎なる信用の供給を開始した。獨逸帝國豫算追加として帝國宰相は臨時費支出のため五十億マルクを信用方法によつて調達する權限を與へられて、政府手形を發行することが許された。其等の緊急財政金融對策はすべて順調敏活に遂行され、開戰當初引出された預金は再び銀行に戻り、金融市場の狀勢は政府が九月には早くも第一回戰時公債を發行し得るまでになつた。其第一回戰時公債應募額四十四億六千萬マルクに上り、既に發行されて居た未濟大藏省證券約二十六億マルクを償却して充分の餘りがあつたのである。斯くしてドイツの戰時財政政策は開戰當時極めて順調に遂行された。

然るに世界大戰前に、ドイツに於て通常豫測された戰爭と現實とは全く其規模を異にし、且つ長期の戰爭を豫想しての戰時國民經濟統制についての準備を缺いて居つた。戰爭が開始され最初の强襲によつて西部及び東部の兩戰線共

に聯合國軍隊を壞滅せしめることが出來なくなつたときに、長期戰に移つて、武裝的鬪爭であるばかりでなく、國民の全生産力を擧げての戰爭となつた。戰時ドイツの大藏大臣、後には内務大臣であつたカール・ヘルフェリヒは「イギリスは聯合國の支持を受けて戰爭の當初から公然と容赦する處なく、ドイツ國民を經濟的に扼殺し、以て陸海軍の戰鬪を補ひ支持せむとした。戰時必須の原料品の輸入を杜絶せしめてドイツを無抵抗にし、食料品の輸入を斷絶してドイツを飢餓に陷れ、以てドイツに降服を强ひんとしたのである。之は當初からイギリスの戰爭手段であつたのみならす、明かに戰爭の目的であつた。即ちドイツは經濟的壓迫のために――軍事上いかに働いても――降服を餘儀なくされ、同時にイギリスにとつて非常に不愉快なドイツの經濟的地位に致命的打擊を與へること、之がイギリスの目的であつたのである」と述べて居る（ヘルフェリヒ、世界戰爭（安井源雄氏邦譯一七〇頁））。ドイツは豫期せざる長期戰爭の進行につれ、緊急の必要に驅られて漸次に各産業部門の戰時統制を擴大し、遂に最も强力なる全國民經濟統制にまで達したのである。

此統制された國民經濟より物資及び勞働力を國家の手に移して戰爭遂行に使用することが戰時財政政策の任務であり、その媒介手段として戰爭資金が調達される。ドイツ國家財政の戰費支出は一九一四年八月一日より一九一八年十二月末日までに約千四百七十三億マルクと云はれる。(Lotz: Die Deutsche Staatsfinanzwirtschaft im Kriege. S. 98.)

戰時第一年（一九一四年八月一日――一九一五年七月末日）	二〇一億マルク
戰時第二年（一九一五年八月一日――一九一六年七月末日）	二四一億マルク
戰時第三年（一九一六年八月一日――一九一七年七月末日）	三四四億マルク
戰時第四年（一九一七年八月一日――一九一八年七月末日）	四六九億マルク
一九一八年八月一日――一九一八年十二月末日	二一八億マルク
合計一九一四年八月一日――一九一八年十二月末日	一四七三億マルク

此千五百億マルクに近い戰爭資金は如何なる財源によつて調達されたか。クナウスは戰時の租税收入は合計二百十億マルクにして、そのうち百二十億マルクは平時の收入として控除すべきであり、從て九十億マルク即ち戰費總額の六%が租税によつて支辨され、九四%は公債により、殊に六〇%は長期戰時公債により、三四%が流動公債によつて

億マルクにして、そのうち百二十億マルクは平時の收入として控除すべきであり、從て九十億マルク卽ち戰費總額の六%が租税によつて支辨され、九四%は公債により、殊に六〇%は長期戰時公債により、三四%が流動公債によつて支辨されたものと云ふ。(Knaus: Die deutsche, englische und französische Kriegsfinanzierung. S. 75.)

戰爭資金調達の主要手段として、政府が大藏省證券又は政府手形を發行し、帝國銀行をして割引せしめて資金を調達し、後に長期公債を發行して其收入を以て之を償却することが戰時公債政策の運用として行はれた。ドイツ政府は一九一四年九月に第一回戰時公債を發行して成功して以來、毎年三月と九月とに規則的に公債を市場に發行した。しかるに第五回の公債發行(一九一六年九月)に於て公債應募額は未濟大藏省證券を償却するに足らなくなり、一九一七年三月の第六回公債發行に於ては其不足が一層擴大して戰時公債政策の圓滑なる運用に次第に破綻を生ずるに到つた。公債を中心とする戰時財政政策の補充として租税政策は一九一六年に到つてヘルフェリヒの戰時利得税、諸消費税、賣上印紙税等の提案となつたが、他の交戰國、例へば英國の戰時財政の如きに比すれば租税政策の役割は極めて輕微であつた。戰時に於て增税を行ふことが遷延されたのは、或は戰勝によつて敵國をして賠償せしめることを期待し、且つ戰爭によつて既に苦しんで居る國民一般に更に租税の負擔を加へることを避けんとし、或はドイツ帝國の聯邦制度により國家の財政權が拘束されて居たこと、ドイツが聯合國側によつて封鎖されて居たことによつて關税收入等を豐富なる財源として利用し得なかつた等の事情もあらう。其故に戰後に於てシャハトが「ヘルフェリヒは戰時財政の全體系をドイツが速かに勝利を得ると云ふ根據薄弱なる個人的信念の上に建設した」と非難し、或はヘルフェリヒの反對者が其誤れる戰時財政政策を攻撃し、インフレーションに對する責任の大部分を彼に歸したことは、少しく酷に失するものではないかとも思はれる點がないとは云へない。

むしろドイツの戰時財政政策として世界戰爭の勝敗の岐路に致命的重大性を持つたのは、外國債によつて資金を調

達することの可能性如何であつたと思はれる。外國債による資金の調達は外國の生産力生産物を獲得利用する手段であつて、それだけ其國の軍需品原料品食料品の供給を豐富にして戰鬪能力を强化し、しかも其費用は戰時に於ける其國民の負擔とならない。然るにドイツは戰爭資金の調達に於て聯合國側の如く外國債に頼ることが出來ず、むしろ其同盟國へ資金を供給することすら必要であつた。

反之、聯合國側に於ては一九一五年二月に英・佛・露三ケ國の間に「聯合國は此三國の財政的資源及び軍事的勢力を糾合する決意あり」と云ふ原則が設定された。そして主として英國が他國に戰爭資金を供給した。投資の統制によつて國内資金を戰爭の目的に集中し、外國逃避を防ぎ爲替管理を行つた。また外國資金の借入、及び爲替相場の維持を計るために自國内に存在する外國證券の動員をも行ひ、英佛兩國は米國金融業者より資金供給を受ける擔保物件として利用した。しかるに聯合諸國の米國に於ける起債は一九一六年末に近づくに從て次第に困難となり、米國聯邦準備局が、今後交戰國發行の證券への投資を控えることが適當であると勸說するに及んで、聯合國側にとつて重大なる危機が到來した。米國にて資金を調達し軍需品原料品食糧品を購入することは戰爭遂行に絕對的に必要なる條件となつて居たからである。一九一六年初期はドイツの潛航艇戰の效果と併せて、英國の食糧品が有史以來空前の減少を告げた時期である。然るに一九一七年四月、米國が聯合國側に參加して對獨宣戰布告して後は、其等の財政的經濟的危機は消滅した。米國政府は聯合國政府に對して殆ど制限なく資金を貸付けて必要のまゝに軍需食糧品を購入せしめた。又聯合諸國が中立國に對する支拂も、弗貨を以て決濟された。一九一八年十一月休戰までに米國政府が聯合諸國のために設定したクレヂット總額は約八十億弗に上つたのである。

斯くして米國參戰後は聯合國側の軍需品・食糧品の供給は次第に豐富となり、ドイツの無制限潛航艇戰を以ても豫期の如くイギリスを飢餓に陷れて克服することは出來なくなつた。それだけ聯合諸國の戰鬪力を强化せしめた。反之、自國及び占領地の生産力のみに頼るドイツをして次第に不利に陷れ、戰線に對する軍需品食糧品の供給增大につれてドイツ國民の生活の窮乏を深刻ならしめ、遂には國内からの崩壞に導いたのである。

自國及び占領地の生産力のみに頼るドイツをして次第に不利に陷れ、戰線に對する軍需品食糧品の供給增大につれてドイツ國民の生活の窮乏を深刻ならしめ、遂には國內からの崩壞に導いたのである。

其故に世界大戰の勝敗の分岐點は、財政經濟的條件より考察すれば、一九一六年末—一九一七年四月の時期に在つたと云へるであらう。其時期はドイツに於ては國內物資の缺乏を補つて居つた隣接中立國の資源が次第に其效果を失ひ、且つ公債政策の運用に破綻を示し始めたときである。反之、聯合諸國は其時期以後、外國債によつて戰爭資金を調達して、それだけ其當時の國民が戰費の負擔を免れ、且つ外國生産物及生産力の制限なき利用が許されるに到つたのである。其故に其時期以後、長期大規模なる戰爭の勝敗の決定について有力なる原因である此經濟的條件に於ては時の經過とともに其兩者の地位の優劣は益々懸絕せざるを得なかつたのである。國民經濟より所要の物資及び勞務を引出して戰爭のために使用する財政的過程が、獨逸の場合には內國債及び租稅を財源として其當時のドイツ國民の犧牲負擔に於てのみ遂行された。聯合諸國に於ては內國債及び租稅を財源として物資勞務を獲得したほかに、外國債によつて其當時の國民の犧牲負擔によらずして戰爭資金を調達し、それを通じて外國の生産力生産物を戰爭の遂行に利用し得た。此兩者の戰爭財政の經濟的效果の相違が、戰爭の遂行と勝敗の岐路について決定的要因をなしたのである。

戰爭遂行の方法が既にさうであつたやうに、ヴェルサイユ條約も亦ドイツの經濟的破壞を圖るものであつた。戰爭の遂行と其結果とによつてドイツは幾何の富を失つたか。稍々過大であるとの評はあるが、モールトンは一九二一年までにドイツは概算千三百五十億マルクの富を失つたものと計算して居る。戰前のドイツの國富約三千億マルクに對比すれば極めて重大なる部分に當つて居る。殊にヴェルサイユ條約による全領土の約一三%に當る領域の割讓によつてドイツ國民經濟は約六分の一の生産力を喪失したと云はれる。

1、	生產力の六分の一の喪失	五〇〇億マルク
2、	工場機械の減價	二五〇億マルク
3、	ロシア軍侵入による損害	二〇億マルク
4、	條約に基く在外投資の喪失	二四〇億マルク
5、	其他條約履行による喪失	一四〇億マルク
6、	貨物在荷の喪失	二〇〇億マルク
	合　計（概算）	一三五〇億マルク

(Moulton : Germany's Capacity to Pay. P. 192.)

またドイツ國家財政に於ける戰費約千五百億マルクは、戰前ドイツの國民所得年額の約三倍に相當し、戰時中の動員數は千三百萬人を超え、戰爭終結當時に於ても八百萬人を動員して居た。四ケ年數ヶ月に亘る戰爭遂行による物資勞力の喪失と、加ふるに敗戰の結果としての國富の喪失があり、續いて賠償債務の履行を强要して、ドイツ國民經濟に深刻なる損害を加へられたことは、其後の經濟的發展にとつての基本的條件を作り出した。斯る條件を有するドイツ國民經濟は世界經濟恐慌發生に於ける最も本質的なる原因の一となるに到つたのである。

第二章　賠償負擔

戰爭によつて疲弊し革命によつて混亂したるドイツは一九一八年十一月十一日の休戰條約と共に短期間に極めて多數の機關車、車輛、自動車、船舶等の交通運輸機關の引渡を行ふことを强要され、又ライン地方の占領軍の維持費を負擔せねばならなかつた。次いで翌年六月のヴェルサイユ平和條約に於て、戰爭の結果として被りたる一切の損害に就ては責任が獨逸及其同盟に在ることを斷定し、獨逸國は之を承認するものと規定し、賠償の責任が獨逸にあることが斷定された。ドイツの賠償すべき金額については賠償委員會が一九二一年五月一日までに確定することゝなつた。しかも其請求權の確定に先立つて一九一九年及び一九二〇年並に一九二一年四月末日までに二百億金マルクに相當する額を支拂ふべきことが規定され、又一千億金マルクに相當する債券の發行が要求され、巨額の實物賠償が規定された。斯るドイツにとつて實行不可能なる要求と且つ賠償債務總額の未決定のうちに於てドイツ政府は財政改革に着手した。一九一九―二〇年に亘つてエルツベルガアの財政改革が行はれ、全ドイツの財政組織租稅制度の中心重點を國(Reich)に置き、從來各支分邦の租稅であつたものを多く國家(ライヒ)の租稅權に歸せしめた。且つ租稅負擔の全國に亘つて統一あり平等なることを期するために各邦其他地方團體の課稅權に多くの制限を加ふるに到つた。其結果として國家は租稅交付制度を行ひ各邦地方團體の財政的必要を充たす處置を採ることゝなつた。エルツベルガアの改革に續いてヴィルトの財政改革が行はれた。之等數次の財政改革の努力があり、財政の收支均衡を得る見込の必ずしも絕無ではなかつたと云はれるが、ドイツの賠償債務支拂の强要は財政破綻とそれに基くマルクの崩壞に導いたのである。

ドイツの賠償債務總額は一九二一年五月第二回ロンドン會議によつて決定され、最後通牒の形式を以てドイツ政府

に提案された。其金額は千三百二十億金マルクである。(A)賠償のために既に支拂はれたる金額、(B)割讓地域の國有財產にして獨逸の貸方に記入された金額、(C)其他の實物引渡金額を差

合計　年度	條約履行に要する經費支出	經常收入
一九一九—二〇年	二〇億マルク(紙幣)	一一〇億マルク(紙幣)
一九二〇—二一年	二五〇	五九〇
一九二一　二年	九七〇	九一〇
一九二二　三年	一二、一一三〇	一、五五八〇

(Moulton. 前掲書一六〇頁)

引くものとし、之に聯合國に對するベルギーの債務を加算することゝなつた。

右のうち、ドイツが既に一九二一年五月までに支拂つた金額について、ドイツは約二〇〇億金マルクを支拂つたものと主張するに反して、賠償委員會は四十五億金マルク餘を受領したものと認めて居る。更に後にドウズ案に到るまで、卽ち一九二四年九月一日に到るまでの期間にドイツ政府の支拂つたと主張する金額は賠償金勘定として四百二十億五千九百萬金マルク、其他平和條約履行によつて生ずる勘定として百四十五億千八百萬金マルク、卽ち總額五百六十五億七千七百萬金マルクである。之に對して賠償委員會は、債權諸國の立場に於て、すべての勘定に對する支拂額を僅かに百四億二千六百萬マルクに達するものと認めて居るのである。この評價の著しき扞格は主として三個の理由による。第一にはドイツが計算に加へたる項目のうち賠償委員會の認めざるものあること、第二には賠償委員會の勘定の不完全なること、第三には賠償委員會の評價方法が債權に加ふべき項目に關してドイツ政府の採る方法と著しく相違したることである。(Moulton, War Debts and World Prosperity P. 261—2.)

一九二二年の賠償金支拂の困難となつたドイツ政府は既に一九二一年十二月中旬に一ヶ年の支拂猶豫を乞ふに到つた。其後カンヌ最高會議に續いて數回の會議を各地に繰返して紛糾を續け、しかも遂に一九二三年一月四日パリー會議が決裂したる結果、一月十一日、フランス及びベルギー軍隊はルール地方に侵入した。このポアンカレーの强行政策に對して、ドイツ政府は「消極的抵抗」を命令した。

年月	一九二二年七月末	二二年十二月末	二三年七月末
ライヒスバンクの大藏省證券割引額(十億紙幣マルク)	三〇八・〇	一、四九五・二	五七、八四九

策に對して、ドイツ政府は「消極的抵抗」を命令した。
ルール占領によつてドイツ政府は多くの財源を失ふとともに、消極的抵抗による多額の經費の必要を生ず

年　月	一九二二年七月末	二二年十二月末	二三年七月末
ライヒスバンクの大藏省證券割引額（十億紙幣マルク）	三〇八・〇	一、四九五・二	五七、八四九
ライヒスバンク紙幣流通高（十億紙幣マルク）	一九〇・〇	一、二八〇・〇	四五、五九四
金マルクに對する紙幣マルク換算率（各月平均）	一一七・五	一、八〇八・七	八四、一八六

ることになつた。其財源もまた大藏省證券をライヒスバンク引受けを以て發行し、その證券の消化の衰退とともに、ほゞ同じ額の紙幣の增發によつて支辨される過失が返繰されて居た。それによつてマルクの下落は一層に促進された。ヴェルサイユ條約による賠償債務がドイツ國民經濟に加へたる重壓と、その賠償金支拂其他に關する財政政策の效果とが、マルク減價の原因となり、またその程度を決定することになつた。

第三章　マルク安定とドウズ案以後

紙幣マルクの價値崩壞の混亂の裡に「レンテンマルクの奇蹟」が現はれた。

一九二三年十月十五日の法令により、レンテンバンクが創設され、翌月十六日よりレンテンマルクを發行することになつた。新通貨レンテンマルクは金一マルクの價値を與へられたが、このレンテンマルクの價値は公式に制定されたのではなくして、レンテンマルクの所持者に對して五百レンテンマルクを呈示すれば額面五百金マルクのレンテン證券に換へると云ふ約束によつて間接の結果となつたのである。紙幣マルクの法律的切下げを規定したのは、一九二三年十月十五日の法令ではなくして、一九二四年八月三十日の貨幣法である。（一九二四年十月十一日より施行）此貨幣法によつて、紙幣マルクは一兆紙幣マルクが一「ライヒスマルク」の比率を以て新通貨に換へられることになつた。最初はレンテンマルクと紙幣マルクとの兌換法定比率を決定しようとする考へもあつたと云ふことであるが、後にその考は拋棄された。紙幣マルクを殘存せしめたのみならず、一九二四年十月十一日までは唯一の法貨であつた。レンテンマルクは合法的支拂手段たるにすぎなかつた。新レンテンマルクは一九二三年十一月十六日以來始めて發行され、既存の流通手段に附加せられたが、其日にライヒスバンクによる大藏省證券の割引、即ち政府のための紙幣發行は停止されたことは重大なる意義を有する事實である。しかし、商業目的のための紙幣發行は其日以後も續けられた。

一九二三年秋の通貨狀態は次の如くであつた。巨額の紙幣マルクがあり、其名目的價値は恐るべき割合で增加したが、流通速度の大增加があつたにも拘らず、實質的にはドイツの內國商業取引の一部分を充たすにすぎなかつた。流通總額に於て合法貨幣は第二次的役割を持つにすぎず、流通媒介手段の必要は多くは「緊急」支拂手段、非法定通貨によつて充されて居た。紙幣が一般公衆によつて受容され、すべての流通方面を滿たして交換媒介手段としての職能

通總額に於て合法貨幣は第二次的役割を持つにすぎず、流通媒介手段の必要は多くは「緊急」支拂手段、非法定通貨によつて充されて居た。紙幣が一般公衆によつて受容され、すべての流通方面を滿たして交換媒介手段としての職能を完全に果たすときに、新貨幣の發行によつて貨幣改革を進行せしめやうと欲するならば、等額の舊貨幣を回收することが必要である。しかし、舊貨幣の流通が限られて居る場合には、新貨幣は舊貨幣と並んで（非法定支拂手段及び各種の補助貨幣その他の代りに）流通して、その新發行が新にインフレーションを惹き起すことを避けることが出來る。

一九二三年秋のドイツに於ては、政府が紙幣の增發によつて其新財源を得ることを直ちに中止することが出來ないと云ふ事實によつてこの問題は複雜となつた。外國債借入は當時不可能であつた。國家豫算の均衡を圖る過渡期に於て政府は十二億金マルクを必要とし、そのうち三億マルクは紙幣マルクによる大藏省證劵償還のために充てられるものと計算された。……若し政府が國家財政のために紙幣を發行することを中止することが出來るならば、恐らくマルクに對する信認が回復するであらう。……しかし若し政府が豫め定めたる發行限度（レンテンマルクの最高發行限度二十四億マルク、其うち政府の利用し得るもの十二億マルク）を超えるであらうと一般公衆が豫想するに到つたならば、其信認も忽ちに消滅するであらう。一九二三年十二月に政府はこの限度の遵守を侵かさうとして、レンテンバンク當局者の斷乎たる拒絕を受けて居る。この事件は新貨幣に對する信認を强めるに役立つた。發行額の制限は第一次的根本的重要性を持つたのである。

一九二四年八月三十日の法律によつて、同年十月十一日以後、ドイツ貨幣は「ライヒスマルク」とし、舊マルクに對する其比價は一ライヒスマルクは一兆紙幣マルクとするものと法定された。レンテンマルクとの比價も一ライヒスマルクは一レンテンマルクと法定された。舊紙幣マルクは流通圏内より回收され、一九二五年六月五日以後は法貨に非ずとされた。

ドイツの爲替安定は、オーストリア・クラウンの安定の示したる如く次の特徴を示した。貨幣狀態の繼續的回復を確保し得る諸條件（就中、國家豫算の一切の均衡）の備はらざる以前に安定したことである。しかし、ドイツに於ては國家豫算の均衡は急速に確立されて人を驚嘆せしめた。此現象の原因は何であつたか。一、經費の嚴重なる削減、二、新税の採用及び現行租税及び關税の再評價であつた。(Bresciani-Turroni, The Economics of Inflation. 355.)

一九二四年九月より、賠償支拂計畫としてドウズ案が實施せられることになつた。また十月には、八億金マルクのドウズ外債が募集されて成功を收めた。

ドウズ賠償計畫による支拂年額は次の如くであつた。

一九二四—五年度（九月一日より八月末日に到る）	十億マルク
一九二五—六年度（同）	十二億二千萬マルク
一九二六—七年度（同）	十五億マルク
一九二七—八年度（同）	十七億五千萬マルク
一九二八年度以後（各標準年度）	二十五億マルク

右賠償支拂金額の財源は、國家豫算、運輸税、ドイツ工業債券、ドイツ鐵道債券であつた。標準年度に就て云へば、

1、國家豫算より	十二億五千萬マルク（關税收入、煙草、ビール、砂糖消費税を擔保とす）
2、運輸税より	二億九千萬マルク
3、ドイツ工業債券より	三億マルク
4、ドイツ鐵道債券より	六億六千萬マルク
合　計	二十五億マルク

ドイツはドウズ案に規定する支拂を忠實に正確に履行した。このドウズ案は暫定的性質を有するものであり、ドイツの賠償總額、支拂年度數の最終的決定をなすことによつて、賠償問題の完全なる最終的解決案を得ることを要する

ドイツはドウズ案に規定する支拂を忠實に正確に履行した。このドウズ案は暫定的性質を有するものであり、ドイツの賠償總額、支拂年度數の最終的決定をなすことによつて、賠償問題の完全なる最終的解決案を得ることを要するものとして所謂ヤング案が作られて、一九二九年九月一日より施行され、一九三一年六月末の支拂停止にまで到つたのである。其間、ドウズ案、ヤング案、其他の條約履行に基いてドイツの支拂ひたる金額は次の如くであると云ふ。

ドウズ案による支拂額	七五三〇・二（百萬マルク）
ヤング案及び米獨協定による支拂額	二八七一・九
ベルギーとのマルク協定による	四三・一
撤兵費及び諸委員會費特別支拂	三六・〇
總　計	一〇、四八一・二（百萬マルク）

右のうちドウズ案及びヤング案による各國別の受領額を示せば次表の如くであると云ふ。

この賠償金支拂其他條約に基く債務履行による對外的支拂は、經濟外の原因によつて無償でドイツ國民より徴發されるものであつて、最も苛重なる財政的負擔であつた。獨逸國民は少なくとも聯合諸國の國民と同一程度の租税を負擔すべきことを求めたドウズ委員會は、その租税收入が使用される經費によつて其國民の租税負擔の程度を異にすることを充分に認め得なかつたものと云はざるを得ない。且つ舊聯合諸國が對米戰債の元利支拂の債務を履行するに當つて、ドイツより受領する賠償金收入によつて支拂ひ、且つ其以外には支拂はないのであるから、之等の諸國の戰債元利金の支拂は結局はドイツ國民の負擔に歸したのである。賠償金及び戰債問題を通じて最後の債務者はドイツ國民であり、最後の最大の債權者は米國であり、賠償金收入額と戰債支拂額の差額の大なることに於て第二の債權者はフランスであつた。戰爭によつて經濟力を消耗し高度インフレーションによつて混亂したドイツ國民經濟にとつて、年

額二十五億マルクを賠償金として無償で外國に引渡すことはドイツ國民生活に苛重なる壓迫を加へ其回復を阻止する筈であつた。しかしドイツの賠償金支拂によつて他國に資金の流出が生ずべき筈であつたのが、却つてそれよりも一層多額の外國資本が流入した。其によつてのみ巨額の賠償金の支拂が可能となり、また所謂「外

（億マルク）

年月末	短期投資	長期投資	其他投資	外債總額
一九二六年末	四一	四一	三五	一一七
一九二七年末	六六	五四	四五	一六五
一九二八年末	九〇	七〇	五五	二一五
一九二九年末	一一七	七三	六〇	二五〇
一九三〇年末	一〇三	九二	六〇	二五五
三一年七月末	八〇	九〇	六〇	二三〇

（Schmidt, German Business Cycles. 1924—33 P. 82 以下）

國名	ドウズ案（百萬マルク）	ヤング案（百萬マルク）	賠償公債收入
フランス	三、九三九・三	一、四八八・五	五五八・七
英國	一、六五四・五	五〇五・六	二一一・七
イタリー	五五五・一	二四二・七	五五・四
ベルギー	五二七・四	二三七・五（註1）	—
ユーゴスラヴィア	二七五・二	一七〇・七	七・九
ルーマニア	六七・二	一三・〇	—
日本	四五・一	二九・一	八・七
ポルトガル	四四・九	二三・三	三・二
ギリシア	二三・七	五・三	—
ポーランド	一・二	一・二	—
米國	三〇〇・四	一四八・六（註2）	—
未分配剩餘額	一四・七	—	—
合計	七、四四八・九	二、八六四・五	八四五・六

（註1）マルク協定による支拂を含む
（註2）米獨協定による支拂額

（Moulton and Pasvolsky, War Debts and World Prosperity. P. 266—7.）

債景氣」を作り出してドイツ經濟の回復を可能ならしめたのである。外國資本を誘入することが出來なければ、賠償金支拂の負擔の全部の壓力がドイツ國民生活に加はる。其故に一九三〇年の外資流入の減退、更に翌年上半期の外資引上げは全くドイツの賠償金支拂を不可能ならしめるに到つたのである。

第四章　財政による國民經濟の拘束

一九二三年に政府の紙幣發行が停止せられると、爲替と物價は安定し、其後發行を嚴重に抑制することによつて金準備のないレンテンマルクの價値を安定せしめることが出來たのである。一九二四―五年度の財政計畫は收支均衡を確保することに最大の努力を盡し、大規模の增税をも行つた。通貨安定があつて始めて秩序ある財政計畫を考へることが出來ることになつたのである。

ドイツ財政の國民經濟的意義については、其量的規模と其構成內容とから考察せねばならない。特に戰後の財政膨脹の原因として戰爭負擔費及び社會的經費の增加に注目すべきであらう。前者については對外的戰爭負擔は賠償金其他條約履行に基く敗戰國として强要せられる負擔であり、對內的戰爭負擔は戰爭犧牲者及び其遺族に對する扶助、領

年度	國家經費（百萬マルク）	戰爭負擔（百萬マルク）	社會費（百萬マルク）
一九一三年度	二、三七五・八	六三・五	六〇・三
一九二五年度	五、三二一・〇	三、一〇一・七	四五八・二
一九二六年度	六、五六一・四	三、二八〇・〇	八五六・三
一九二七年度	七、一五三・九	三、六八九・四	八二一・六
一九二八年度	八、三七五・一	四、四九三・五	一、〇六四・五

（Die Deutsche Finanzwirtschaft vor und nach dem Kriege. S. 59.）

年度	公共經費（國家・地方財政）	社會費（百萬マルク）
一九一三年度	七、一七八・三	六九一・四
一九二五年度	一四、四六五・五	二、四五三・七
一九二六年度	一七、二〇〇・八	三、六三九・一
一九二七年度	一八、七七〇・八	三、一三〇・九

（前揭書一〇二―三頁）

土割讓及びルール占領による財產損害に對する補償に基く經費である。

また社會的經費の增加は、戰後に於けるドイツ國民の生活窮乏による社會不安緩和のために、勞働者階級に對する資本家の讓步の結果として現はれたものであつて、社會民主主義政黨の獲得したる最も貴重なる收穫物であるといへよう。國家財政及び公共財政一般（國家財政を含む）に於ける社會費增加の狀態は上表の如くである。

財政が國民經濟に對する重要性を國民所得及び社會生產物との關聯に於て考察する。獨逸統計局の「戰前・戰後の獨逸國民所得」には國民所得なる概念を次の如く解釋して居る。曰く「國民所得 又は 社會生產物とは、國民經濟が其當初の財產狀態を保持したる後に、年々消費及び資本形成に使用し得るところの貨幣價值ある財貨・勞務の總體であると解する。（Das Deutsche Volkseinkommen vor und nach dem Kriege. S. 11.）

ドイツ國民所得の構成を見るに上の如く示されて居

所得源泉	一九一三年（億マルク）	一九二五年（百萬マルク）	一九二八年（百萬マルク）
(1)農業及び林業	六五	五、六七七	五、八一六
(2)商工業	九九	一〇、八九九	一三、一八七
(3)賃銀及俸給	二二七	二三、七四七	四二、六二一
(4)資本財產	六三	一、一九一	二、七八四
(5)賃貸料	一〇	五四六	八三六
(6)年金恩給	一五	五、五五二	八、四三三
私人所得合計	四七八	五七、六一二	七二、六七七
右に加ふべきもの			
(7)未配當の會社所得	一三	九二八	一、三〇八
(8)官業官有財產收入	一二	一、四五〇	二、四八三
(9)雇主の社會保險掛金	六	一、二五八	二、二五〇
(10)私人所得に含まれざる租稅	一	二、五八一	二、九七八
右より控除すべきもの			
(11)公共經費に因る所得移轉に基く重複計算	九	三、八四九	六、三三三
(12)國民所得	五〇一	五九、九七八	七五、三七三
公共財政（億マルク）	七三	一七四	二六〇
國家地方經費	七一	一四四	二〇八
社會保險費	一二	二九	五二
國民所得に對する百分率	一八・四％	二八・七％	三四・五％

（前揭書八三頁、一三九頁參照）

る。

斯くの如くして、ドイツ公共財政が國民經濟生活に於ける所得の分配を決定し、また直接に物資及び勞務に對する

る。

斯くの如くして、ドイツ公共財政が國民經濟生活に於ける所得の分配を決定し、また直接に物資及び勞務に對する需要を現はすことの益々大なるに從て、ドイツ國民經濟の發展を拘束する力は一層增大しつゝあつた。殊に其租稅及び社會保險の負擔は英・佛・米國等の國民の負擔よりも多かつたのである。

	國民所得	租稅總額	社會保險負擔	國民所得との比率
獨逸（百萬マルク）				
一九二五年	五九、九七八	一〇、六七六	二、八六九	二二・三%
一九二八年	七五、三七三	一四、三八六	四、九五一	二五・四%
一九二九年	七六、〇九八	一四、四六九	五、一七〇	二五・八%
一九二九年				
英國（百萬磅）	四、四〇〇	八二九・三	八二・五	二〇・七%
佛國（百萬法）	二六九、六五四	六二、五四八	—	二三・二%
米國（百萬弗）	八九、四一九	一〇、〇七〇・七	—	二二・三%

（Statistische Reichsamt, Das deutsche Volkseinkommen. S.141. International Stenerbelastungsvergleich）S. 645 參照。

ドイツ財政の年々の膨脹と國民經濟に對する負擔增加の傾向を憂ふる者は決して少なくなかつた。其一例として賠償金支拂總管理官、パアカア・ギルバート（Parker Gilbert, Der General Agent für Reparationszahlungen）が一九二七年十月ドイツ政府に與へたる覺書に記された警告がある。其覺書に（Memorandum for the German Government）曰く、

「ドイツ經濟の利益を考慮して、予はドイツの一般的目的は、他の近代產業國の目的と同樣に、內外商業及び工業の繼續的發展を圖り、其國民の生活標準の漸進的改善を念とするにありと斷定せざるを得ず。之がために最も有利なる條件は國內的には、絕えず生產費の低下と、その生產費低下によつて可能となり且つ物價及び生活費のいづれをも騰貴せしめることなき、賃銀の增加を伴ふことにある。物價の安定は特に貿易の安定に貢獻する。しかし商工業の發展は、國內の貯蓄及び外債に基く新資本もまた絕えざる供給を必要とする。ドイツの現狀は、新資本の作出のみならず、戰爭によつて破壞され、インフレーションによつて喪失したる舊流動資本の

再建設の必要がある。其故にドイツに於ては貯蓄と併せて愼重なる消費を行ふ特別の必要と特別の刺戟とがある。斯る事情の下に於ては、全經濟生活の基礎をなす健全にして秩序ある財政が最も重大なる意義を有するのである。……

財政に於ける最近の發展は、ドイツ經濟生活のために、また專門委員會計畫（ドウズ案）の遂行のためにも、其利益に反するものの如くに思はれる。ドイツ諸公共團體は絕えず經費と債務の增加する計畫を企圖し遂行し、其行爲の財政的結果については殆ど考慮を拂ふところなしと云ふ事例は實に各方面に集積しつゝあり、且つ最近數ケ月に一層其度を加へつゝある。公共經費の膨脹は既に經濟生活に人爲的刺戟を與へつゝあり、且財政の根本的安定を脅かす虞れがある。若し現在の傾向が抑制される事なく繼續せしめられるならば、其結果は重大なる反動と不況となり、ドイツ內外の信用に强烈なる衝擊を與へることは殆ど確實である。其對策は主として現在の過大なる支出と過大なる起債の傾向を變更し、嚴重なる節約と秩序ある財政の制度を行ふにある。其等の諸對策は主としてドイツ政府の手中に在り、若し敏活有效なる處置を行ふならば、ドイツ國及び其他の公共團體は未だ其恐慌を防ぎ得るのである」。(Das Memorandum des Reparationsagenten und die Antwort der Reichsregierung. S. 8. S. 9.)

「ドイツ政府はドウズ案の條項により、其豫算を編成し施行する自由を認められ、終始それ自身の責任に於て行動する。しかし、實にその自由は其獨自の行動の自然の起り得べき結果に對して其に相對する責任あることを意味して居る。其結果は次の如く概括し得るものと思ふ。

(1)ドイツ國政府(ライヒ)は其經費に適切なる抑制を加へることを怠ることによつて、其財政豫算の安定を危殆ならしめつゝあり、其確立及び維持こそドイツ再建設のための專門委員會案の根幹であつた。現在の事態は收入の增加と失業の減退によつて稍々救はれて居る。しかし、事業界にいかなる反動が生じても、ドイツ國政府の收入を減少せしめ、また失業救濟の責務を增大せしめることゝならう。かゝる事情に際し且つ賠償支拂の增加に當面して新規の經常的經費の負擔を豫算に加ふべき時機にあらずと思ふ。

(2)ドイツ國政府は、其自體の經費が間斷なく增加しつゝあるに當つては、各支分邦及び自治體をして其豫算をして適切に整備せしめることが困難となり、殊に現在は國家自體が開始せる諸方策が其等支分邦自治體の經費を著しく增加せしめ、其等の豫算をして尙ほ一層均衡を失はしめるに到るであらう。諸支分邦は既に國家より一層多額の收入の交付を受ける目的を以て財政調整を開始することを要求しつゝある。……

尙ほ一層均衡を失はしめるに到るであらう。諸支分邦は既に國家より一層多額の收入の交付を受ける目的を以て財政調整を開始することを要求しつゝある。……

（3）其結果は公共財政支出と公債の起債について有效なる統制を全く缺くことになる。それがためにドイツには不健全なる財政が益々廣く行はれつゝある。ドイツの農業及び工業の發達のために甚しく不足して居る資金が、租稅及び公債を通じて、公共經費の方面に吸收されつゝあり、ドイツが從來苦しみたる流動資本の缺乏と、節約と愼重なる支出によつてこの資本を作出する緊急なる必要とを無視して、其經費が費されてゐるやうに思はれる。

（4）更に廣く經濟生活に對する其結果として、ドイツ國及び公共團體の諸方策は生產費の增加、物價の騰貴、生活費の增加を著しく促進しつゝある。其結果は通貨安定以來、ドイツ商工業がその實行に成功したる產業合理化の過程より生ずるものと期待される諸利益を著しく無效にして居る。物價騰貴の傾向は既に現はれて居るが、一部分は多數の重要物資の輸入に對する高率關稅の結果である。若し、政府の官吏增俸案が一方には一般商工業に於ける同樣の增俸の要求に導きまた他方には鐵道運賃其他の增加に導くならば其傾向は甚しく刺戟されるであらう。明かにすべてこれらの事態の發展は、生產費の增加に導き、ドイツ經濟の輸出競爭能力を減退せしめる。最近數ケ月の經驗が充分に示す如く、他國よりのドイツの輸入を著しく刺戟してドイツの國際收支の他の部面にも作用する。國內物價の騰貴は殆ど常にかゝる結果を有し、また現在の狀態に於ては、ドイツ國、支分邦及び自治體の經費增加により、一般公衆の手に歸したる添加購買力によつて其傾向は高められて居る。(S. 22—26)

以上概括せるドイツ國財政政策の結果は、支分邦及び自治體の財政政策とも關聯し、ライヒスバンクの通貨及び信用政策とも關聯して考察されねばならない。

しかし、支分邦自治體の財政政策には國家が確固たる指導權を行使すべきであり、また發行銀行の信用政策と財政とが異れる方針によつて運用されて長期に亘る成功を收めることは出來ないことを切言する。(S. 30. S. 34)

其結論に於て過大なる財政支出と過大なる起債の傾向を、若し抑制せずに繼續するならば、一方には激烈なる經濟的反動と不景氣

に導くことは殆ど確實であり、他方にはドイツは其賠償債務に適當なる考慮を拂はずして行動しつゝありとの印象を刺戟し易きことを指摘し、ドイツ政府に速かに有效なる手段を以て其事態に對應することを希望して居る。(S. 36 S. 38)

此警告に對してドイツ政府は回答して、經費の增加がドイツ財政經濟を危險ならしめないことを述べて居る。この警告と回答とは其當時のドイツ財政に關する極めて興味ある資料である。

ドイツに於ける公共財政がその收入と經費とを通じて所得の分配を決定し、また物資及び勞務に對する需要を現はして、國民經濟的活動を著しく拘束したことは、官公企業の現はす物資勞務に對する需要をも加へるならばいかに大規模であるかを知るに足る。

一九二八年ドイツ國民所得・社會生產物を一〇〇とすれば、公共財政の經費の現はす物件費・人件費及び貨幣給付と、官公企業の現はす人件費、物件費との割合は、社會生產物の五〇％に當るのである。

一九二八年、社會生產物		100		
1、賠償金として無償對外的支拂		三%	三五%	五〇%
2、公債・恩給・補助金・社會保險手當其他貨幣的給付(購買力移轉)		一六%		
3、公共財政	物件費	八%		
	人件費	八%		
4、官公企業	物件費	七%	一五%	
	人件費	八%		

而して、國民所得の約四分の一を超ゆる租税及び社會保險負擔と、公共財政に於ける國內的貨幣給付による購買力の移轉によつて、財政を通ずる所得の再分配がいかに現はれるかと云へば、此二の過程を通じて購買力の增加する社會部分は、恩給年金所得者社會保險受領者であり、購買力減少の度の少なきは資本所得者、購買力減少の程度大なるは企業所得者及び勞働所得者である。公共財政はその收入とその移轉的經費（國內的貨幣給付）を通じて年々斯る所得分配の方向を決定した。この大規模なる財政が國民所得分配に參加し國民經濟を拘束する作用の壓迫と、經濟恐慌の特徴たる物價暴落が各種の所得に與へる作用とは、同じく企業所得と勞働所得とを著しく削減して居る。

經濟恐慌の重要原因として國民所得の多くの部分を強制徴收する苛重なる租税負擔と巨額に經費を膨脹せしめたる財政の責に歸する論者がある。例へばムリナルスキー教授の如きその一人である。(Mlynarski, Credit and Peace. P. 29—30 ; Functioning of the Gold Standard P. 65—68.) 公共財政の經費增大、租税負擔の苛重が直接に恐慌發生の原因をなさないまでも潜在的原因をなして、その國民經濟の恐慌に對する感受性を強め抵抗力を弱めたとは云へる。その國民經濟が恐慌に襲はれると潜在的原因であつたものが顯在的作用を現はして恐慌の壓迫に加重されるのである。ドイツ國民經濟は恐慌に對する抵抗力の最も薄弱なる條件を有し、財政による國民經濟拘束作用が強く加へられて居り、外國資本供給の支柱が失

ドイツ、私人所得	一九二八年 100とすれば	一九三一年
1、農林業所得	100	九〇・二
2、商工業所得	100	六八・七
3、勞働所得	100	八六・六
4、資本財産所得	100	一三一・五
5、賃貸料所得	100	一二〇・二
6、年金恩給所得	100	一三三・一

はれると忽ちに恐慌に陷つた。一九二九年秋の金融恐慌の後に米國よりの資本供給が殊に減少し、加ふるに一九三一年一月より七月に到る間の在獨短期外國資金の引上げは二十九億マルクに達したと云ふ。ドイツ經濟はその支柱を失ひ、しかも恐慌より離脱する自動的回復力を缺いたのである。シヤハトは曰く「ドイツの恐慌は世界經濟恐慌の前から存在したのであつて、このドイツの恐慌が世界經濟恐慌發生の本質的原因の一であつた。假令世界經濟恐慌を終熄せしめることが出來たとしても、尙ほドイツ經濟恐慌は依然として長期に亙つて殘るであらう。蓋しドイツの經濟恐慌は一時的な景氣現象ではなく、世界戰爭敗戰の巨大なる結果から生じ、ドイツ經濟機構に最大規模の破壞を加へたのである。……未曾有の租税及び社會保險負擔の重壓によつてドイツ經濟は崩壞しつゝある。最初に個々の企業が窮乏し、次いですべての經濟部門が最後には全體が崩壞する」(Schacht, Grundsitze deutscher Wirkschaftspolitik S. 12 S. 21.)

第五章　恐慌期に於けるドイツ財政

ドイツ國民所得は一九二九年を最高として以後急激に減退を示して居る。しかも公共財政の經費はそれに對應して減退せず、從つて財政的負擔、殊に租税の負擔の重壓は相對的に增加した。

年度	公共經費	租税負擔	國民所得
一九二九年度	二〇九億マルク	一四四億マルク	七五九億マルク
一九三〇年度	二〇四	一四一	七〇二
一九三一年度	一七〇	一三三	五七五
一九三二年度	一四五	一〇三	四五二

この期間に於けるドイツ公共經費の構成の變化を觀るに上表の如くであつて、公共財政に於て他の經費がすべて減退して居るにも拘らず、それに對して社會事業的經費の重要性が著しく增大したことを示して居る。（ドイツ統計年鑑、一九三三年、三四年、三五年各卷）（百萬マルク單位）

年度	一九二九年度	三〇年度	三一年度	三二年度
國家經費總額	八、〇四三・二	八、一六二・六	六、六二四・八	五、七三五・一
軍事費	六八三・〇	六七五・七	六一三・五	六二九・五
厚生費	一、三〇七・四	一、五六三・二	一、六七〇・六	一、五〇一・二
（失業救濟費）	（六七一・三）	（一、〇〇七・〇）	（一、〇九八・〇）	（九二八・八）
經濟費	三四三・二	四〇六・一	四二一・三	三八八・五
公債費	六三〇・六	五四七・五	五四二・五	五二六・〇
戰爭負擔	四、〇四三・三	三、八六八・七	二、三六六・六	一、七三五・二
（對外的負擔）	一、九六四・七（百萬マルク）	一、八七九・一（百萬マルク）	五六〇・七（百萬マルク）	一八二・七

年度	一九三〇年度	三一年度	三二年度
一般行政・財務行政費	一、六五一・一	一、四三〇・一	一、三一九・三
警察費	八四一・〇	七五二・七	七一四・九
司法費	七二二・一	六三三・八	五四八・六
國防費	七五六・八	六一三・三	六二九・五
教育費	三、一三九・二	二、六一六・九	二、二二〇・九
厚生費	四、四六〇・九	四、五四五・四	四、一八〇・五
住宅施設費	一、二八七・三	六三八・三	三三七・四
經濟費	二、一〇一・八	一、六八四・一	一、四一六・七
公債費	七五一・九	七七六・四	七二三・一
戰爭負擔費	三、八六八・七	二、三六五・三	一、七三五・二
（對外的負擔）	（一、八七九・一）	（五六〇・七）	（一八二・七）

聯邦政府の經費の構成について觀るも、他の經費が一般に減少を示し殊に戰爭對外的負擔の著しき減少あるに反して、社會的經費殊に失業救濟費のみ增加の傾向を示した。若干の經費項目は前頁下段の表に例示される。（獨逸統計年

聯邦政府の經費の構成について觀るも、他の經費が一般に減少を示し殊に戰爭對外的負擔の著しき減少あるに反して、社會的經費殊に失業救濟費のみ增加の傾向を示した。若干の經費項目は前頁下段の表に例示される。（獨逸統計年鑑、一九三四年、四一六頁）。

年度	一九二九年度	三〇年度	三一年度	三二年度
總經費	八、〇四三・二	八、一六二・六	六、六三四・八	五、七三五・一
行政收入其他	四四七・三	二五九・一	一六一・八	一七五・九
差引純歲出	七、五九五・九	七、九〇三・五	六、四六三・〇	五、五五九・三
一般歲入	七、一五〇・三	七、二七二・七	六、二八〇・五	五、四一六・一
（租税・關税）	五、八七六・九	五、九七四・〇	五、五五六・一	四、九七一・五
歲入不足額	四四五・六	六三〇・八	一八二・五	一四三・二
前年度よりの繰越不足額を加へれば				
歲入不足額	一、二八三・七 百萬マルク	一、五三四・九 百萬マルク	一、六九〇・〇 百萬マルク	一、八八〇・〇 百萬マルク

年度	一九二八年度	二九年度	三一年度	三二年度
聯邦税	九、〇二三・八	九、一六九・八	七、八〇三・九	六、六四六・五
地方交付	三、四一三・五	三、二九二・九	二、二四七・八	一、六七五・〇
聯邦收入	五、六一〇・三	五、八七六・九	五、五五六・一	四、九七一・五

右の國家經費に對する收入の構成及び其收入不足の程度を見るに上掲の如くである。

斯る歲入の缺陷を補ふために數次の增税を行ひたるにも拘らず、經濟的不況の深刻なる影響により年年減退し、一九三二年度の聯邦租税收入（租税及び關税）は其前年度に比すれば約一五％程度、一九二八年度に比すれば約二五％程度の減收を示して居る。

既に一九二九年末に財政運用に困難が現はれ、ミュラー内閣の大藏大臣ヒルファーディングは年末決濟資金の融通に關聯して辭職し、モルデンハウエルと交迭した。ドイツ經濟狀勢の惡化により一九二九年後半より次第に增加した失業者數は、一九三〇年に入ると俄に激增して三百二十萬人を超えた。元來、獨逸の失業保險は被保險者と雇主とが保險掛金の半額づゝを醵出して失業保險會計の收支を立てゝ、國庫はその費用を負擔せざることを原則としたのであるが、實際には年々國庫貸付金（事實に於て補助金）を必要とし、失業保險支出額のうち一九二九年度には約三分の一、一九三〇年度には約二分の一が國庫の負擔となつたのである。

一九三〇年三月、ミユラー內閣の崩壞の後、ブリユーニング內閣の藏相としてモルデンハウエルは增稅計畫を提案し、次いで官吏減俸及び增稅、社會費切下げの內容を持つ財政整理案を提案した。この提案に失敗し、新にデイートリツヒが藏相となつて財政改革案を提出した。しかもデイートリツヒはその提案を成立せしめるため緊急大統領令による新例を拓いた。一九三〇年七月の「財政經濟及び社會の窮迫除去のための大統領令」がこれである。これによつて議會的民主政治の正常なる運用より離れて獨裁政治に移行する具體的第一步を示すものであつた。

續いて一九三〇年十二月の「財政經濟安定のための第一次大統領令」、同じく翌三一年六月の第二次大統領令等による、官公吏及び官廳使用人の非常犧牲稅、所得稅附加稅、獨身者所得稅附加稅、官吏軍人の減俸、監査役所得の附加稅、更に危機稅の賦課、更に一九三二年六月の大統領令による失業救濟課金の賦課が行はれた。一方にはデイトリツヒ提案の社會費の節約額は十七億マルクに近かつたのである。これらのすべての努力にも拘はらず、恐慌の深刻なる影響は財政の運用を益々困難ならしめた。

一九三一年七月以降一ヶ年間の賠償金支拂の停止もドイツ經濟を回復せしむるに足らず、むしろ益々惡化するのみであつた。一九三二年の一月には失業者數は六百十二萬人を超えた。ドイツ國民所得は一九三二年に最低點を示したのである（獨逸統計年鑑、一九三八年版、五六〇頁）。

一九三二年六月末にシヤハトはドイツ國民の絕望的狀態を提示して曰く「確に富及び對外的權力は一の强味を與へるが、しかしまた絕望も力を賦與することは慰むるに足る自然法則である。……現在、吾々はドイツに於て經濟的には全く破綻し、また金融的にも大なる債務を負ふて居つて、吾々にとつてこれ以上惡いことは起り得ないほどである。外部から吾々に對してすべていかなる政治的壓迫が加へられやうとも、ドイツの相手國の地位を有利ならしめることは出來ないのである。(Schacht, Grundsätze deutscher Wirtschaftspolitik, S 72.)

所得項目	一九二九年	一九三二年
農林業	五五億マルク	三七億マルク

一九三二年六月、ローザンヌ會議に於て、ドイツは賠償債務の帳消を主張し、各國の利害は一致せず、フランスの强硬なる要求

所得項目	一九二九年	一九三二年
農林業	五五億マルク	三七億マルク
商工業	一一八	六〇
賃銀俸給	四三〇	二五七
資本財產	三二	二二
地代	九	八
恩給年金	九二	九四
私人所得合計	七三六億マルク	四七八億マルク
右に加ふべきもの		
會社留保所得	九	五(減少)
官公業收入	二五	一〇
雇主社會保險掛金	二四	一七
私人所得に含まれる租稅	三七	二六
右より控除すべきもの		
財政による所得移轉に基く重複計算	七一	七五
國民所得	七五九億マルク	四五二億マルク

一九三二年六月、ローザンヌ會議に於て、ドイツは賠償債務の帳消を主張し、各國の利害は一致せず、フランスの强硬なる要求によつて會議は屢々決裂に瀕した。英國首相マクドナルドの調停の努力の效果によつて、ドイツ代表パーペンとフランス代表エリオの最後の協定は、ドイツは歐洲復興資金として三十億マルクを條件付で支拂ふことになつた。其條件とは三年後に市場の狀況が公債發行に適當となつた時期に、額面百マルク發行價格九十マルクにて三十億マルクの公債を發行し、本公債をバーゼルの國際決濟銀行が保有し、國際決濟銀行が其公債收入を以て歐洲復興資金に充當する。此ローザンヌ條約批准後十五ヶ年間に本公債の發行不能なる時は本公債は廢棄されると云ふのである。しかもこのローザンヌ條約の條件は事實上、ドイツの賠償債務を全く解除した結果となつた。

ドイツ經濟の最惡の狀態は一九三二年の後半に通過し、登錄失業者數は一九二九年以來の例を破つて一九三三年一月には前年同期に比して若干の減退を示し始めた。

パーペン内閣の勞働振興計畫は、翌年ヒトラー内閣によつて繼承され、更に大規模なる勞働振興計畫を附加された。且つパーペン内閣は租稅證券制度を創設した。この租稅證券は一九三二年十月一日より三三年九月末日に到る期

間に於て納税期日が到來する租税のうち、賣上税、營業税、地租、運輸税について交付される。其交付額の割合は運輸税については其納税額の一〇〇％であるが、他の租税については其納税額の四〇％である。其租税證劵交付總額十五億二千二百萬マルクと推定された。加ふるに右同一期間に於て一九三二年六月より八月に到る期間に比較して、其平均數を超えて新規に雇傭したる勞働者一人毎に、四半期につき一〇〇マルクの租税證劵を交付する。

此租税證劵には利子年四分を附し、一九三四年より三八年に到る五ケ年間に、毎年其租税證劵額面の五分の一の金額を所得税以外の國税の納付に充てることが出來るものである。租税證劵は讓渡し得るのであつて、前者は戻税による租税負擔輕減の目的を持ち、後者は勞働者雇傭を奬勵する目的を持つものである。

このパーペン内閣による勞働振興計畫及び租税證劵制度等に現はれたる財政政策の目標は、財政をしてドイツ經濟發展の推進力となる任務を遂行せしめようとする考慮を含むものであつて、財政のかゝる役割は、ヒトラー政府によつて更に一層大規模に遂行されることになつた。一九三二年より三三年に到る間にドイツ財政の社會經濟的機能の變化が起りつゝあるを認めることが出來る。

第六章　ナチス政府の財政計畫と其發展

一九三三年一月にナチスが政權を獲得しても、直ちに一九三三年度豫算には著しき特徴と云ふべきものを現はして居ない。ドイツ聯邦政府の一九三三年度豫算及び三四年度豫算の經濟總額を前年度と比較すれば次の如くである（獨逸統計年鑑、一九三五年版、四二三－四頁）。

		百萬マルク	百萬マルク
一九三二年度決算	經費總額	五、七三五・一	六三九・五（軍事費）
一九三三年度豫算	經費總額	五、五六九・九	六七〇・九
一九三四年度豫算	經費總額	六、四五八・三	八九四・三（陸海軍省費）

ナチス政府の財政計畫は、勞働振興計畫と軍備擴張とを根幹とするが、其等の目的のための經費は當該年度の豫算に現はれないのである。

ナチスは政權獲得の當初に於て先づ失業者の減少によつて社會不安を除くことに努力した。既にヒトラー政權出現以前の一九三二年より一九三四年末に到るまでに、勞働振興計畫のために準備された公共資金は約五十五億マルクであると云ふ。

Ⅰ、國家施設によるもの	三、〇二六百萬マルク
A、信用手段による資金	一、八八八百萬マルク
B、國庫よりの資金	一、一三八百萬マルク
Ⅱ、其他公共機關による施設	二、四九二百萬マルク

I及びII 總計　　五、五一八百萬マルク

(Wagemann, Zwischenbilanz der Krisenpolitik, S. 101.)

斯る大規模の計畫を行つて勞働力に對する需要と商品需要とを作り出し、失業救濟を圖り、工業生産を促進しようとしたのである。勞働振興事業の支出は既に一九三三年より三四年にかけて就業及び所得の增加を齎らす效果が認められ、月平均十六萬八千人づゝの勞働者の就業を增加せしめた。一九三三年一月に六百萬人であつた失業者は一九三四年末には約二百六十萬人に減少した。しかし一九三五年に勞働振興事業は既にその效果の限度に達したものと認められるに到り、其以後は軍備擴張が財政計畫の根幹をなすことになつた。

一九三三年一月にナチスが政權獲得以前に使用された少額のものを含めて、一九三五年末までの勞働振興事業費の支出は四十八億マルクであつたと云ふ。其總額のうち、國有鐵道會社は九億九千百萬マルク、聯邦失業保險局は六億四千六百萬マルク、國營郵便事業は一億一千一百萬マルク、自動車道路建設事業が三億五千萬マルクを支出して居る。聯邦政府は二十七億一千百マルクを支出して、總額の五六・三%に當り、この金額のうち約十億マルクは經常豫算より支出されたと云ふ (National Industrial Conference, Economic Development of Germany under National Socialism. 邦譯ナチスドイツの經濟及び金融九六―八頁金融研究會版)。

一九三四年後半からナチス・ドイツの經濟發展は第二段階に移り始めた。即ち再軍備計畫の遂行が其經濟的效果を現はし始め、次第にドイツ經濟をして經濟力のすべてを動員し利用する所謂「國防經濟」への進行が開始されたのである。一九三五年三月にヒトラー政府は再軍備を宣言し、即時に一般義務兵役を復活することを宣言してヴエルサイユ條約のドイツ軍備に關する規定を破棄した。この再軍備宣言に先立つて廣汎なる準備が行はれ、軍隊の裝備が完成した後に始めて兵役義務者を入隊せしめることが出來たのである。一九三三―四年度、勞働振興計畫の中にも明白に軍事的目的の仕事を認めることが出來たが、一九三四年中葉以後はこれのみが決定的のものとなつた。其故に大規模の再軍備に專心し始めたのは一九三四年の夏であると信ずべき理由が多いとも云ふ (ハンスプリスター「ドイツ經濟の驚

軍事的目的の仕事を認めることが出來たが、一九三四年中葉以後はこれのみが決定的のものとなつた。其故に大規模の再軍備に專心し始めたのは一九三四年の夏であると信ずべき理由が多いとも云ふ（ハンスプリスター「ドイツ經濟の驚異」邦譯三〇頁參照）。

强大なる陸軍、空軍、海軍を創設しようとする大規模の再軍備計畫を遂行するためには、巨額の資金、物資、勞働力を必要とし、ドイツのすべての經濟力をこの目的に集中し且つこれを强化せねばならない。武裝せる國民經濟を作り出さねばならない。

「若し歐洲に戰爭が起るとすれば、次の戰爭は全體戰爭であつて、すべての國民がそのために動員されるであらう。一九一四―一八年の戰爭よりも一層大規模に、次の全體戰爭は經濟戰爭とならう。最大の資源と最も有效なる經濟組織を有する國家が勝利を得る最大の機會を持つ。ドイツは自然的資源の乏しい國である。封鎖の記憶は多數のドイツ人の胸に今も尙ほ新しい。自國の軍事的・經濟的勢力が安全保障の最も安全なる基礎であると云ふことは再びドイツ國民一般の確信するところとなつた。平時に於ける全體主義國家は全體戰爭に對する準備である。全體主義國家に於ける經濟計畫は戰時の經濟準備に對する努力である（Ermarth, New Germany, P. 173.）。

ドイツ國民經濟は經濟恐慌より離脱し得る自働的回復力を全く失つて居たのであるから、國家權力の發動にその救濟手段を求めざるを得ない。個人の創意、自由なる活動に代はるものは、國家の創意による指導的經濟統制である。國家が、勞働振興事業として物資及び勞働力に對する需要を作り出す財政計畫を遂行することによつて、ドイツ經濟の救濟回復に努力し、次いで軍備擴張の遂行のために要する物資及び勞務に對する需要を現はす財政計畫が、ドイツ經濟の發展を指導しつゝある。戰爭の危險に對して準備し且つ戰爭遂行を可能ならしめる用意として、大規模なる財政計畫の現はす物資及び勞務に對する軍事的需要を圓滑有效に充たすためには、國民經濟にその目的を以て統制を加

へて一切の生産力を之に集中的利用を圖るとともに、その戰時編成に於ける經濟力の擴大强化に努めねばならない。それによつてのみ、强力國家としての經濟的基礎を作り出すことが出來る。しかも國內資源の不足はドイツの對外的發展の必要を强くすることになり、それに伴ふ戰爭の危險は更に軍備の强化擴大を要求する。軍備擴張と經濟力の强化擴大の要求とは因果的連鎖に於て發展しつゝある。ナチス・ドイツの財政はその經濟發展の推進力となり、先づ第一段階に於ては勞働振興計畫を通じてドイツ經濟の救濟回復を圖る役割を遂行して經濟的活動を刺戟し、所謂「國家景氣」の狀態を作り出し、更に一九三五年以後は大規模の軍事的財政計畫を通じてドイツ經濟に對する國家統制の强度と經濟發展の方向とを決定的に支配して居る。

再軍備宣言以後、短期間に急速に强大なる軍備を整備するがためには、長期間に軍備を整へる場合よりも多くの經費を必要とすることになる。ヴエルサイユ條約の軍備制限條項によつて許容された範圍の小規模の軍備を急速に擴張するに、如何なる程度の軍事費を費したかについてドイツ政府によつて公表された資料がない。種々なる推測が下されて居るにすぎない。こゝにヒトラー政府の費したる軍事費の規模に關する二つの測定を示す。

前掲書 Economic Development of Germany under National Socialism に於ては、

「一九三三年より一九三六年三月末日に到る公共土木事業及び再軍備計畫の經費は約一百五十八億マルクと計算されて居る。其資金は大體上掲の如く調達された。

公債發行及び勞働振興手形發行、租稅拂戻證券未濟部分	八三億マルク
租稅拂戻證券及び勞働振興手形の既濟部分	一五億マルク
豫算上の經費（從前の小常備軍の維持費を除く）聯邦失業保險局其他より收納したる金額を含む	六〇億マルク
總計	一五八億マルク

これは明かに大體の推算である。斷片的な諸統計と事情通の人々との論究を基礎として居る。百六十億マルクに近い總額のうち約四十億マルクは勞働振興事業に費され、それに對して約百二十億マルクは陸・海・空軍の裝備の經費を示して居る。一九三七年三月三十一日に終る會計年度（註、一九三六年度）に於て軍事費は約七十億マルクと計

年度	一九三二年度	一九三六年度
一般行政・司法・警察	八四六・三	一、〇五〇・〇
軍事費	[illegible]	[illegible]

示して居る。一九三七年三月三十一日に終る會計年度（註、一九三六年度）に於て軍事費は約七十億マルクと計算されよう。この金額のうち十五億マルクより多くの部分が長期公債によつて調達され、約十億マルクが短期資金によつて調達されて居るのである」（前掲、邦譯二一九―二〇頁）

ドイツの軍事費をこの程度に推算すれば一九三七年三月末日までの軍事費は大體百九十億マルクとなる。國家經費をナチス政權以前に比較すれば上掲の如く示される

年度	一九三二年度	一九三六年度
一般行政・司法・警察	八四六・三	一、〇五〇・〇
軍事費	六二九・五	七、〇〇〇・〇（註1）
厚生・保健	一、五〇一・二	七五〇・〇
産業・運輸交通	三八八・五	三九〇・〇
公債費	五二六・〇	六八〇・〇
戰爭負擔	一、七三五・二	一、六〇〇・〇
其他	一〇八・五	一、〇〇〇・〇（註2）
總計	五、七三五・一	一二、四七〇・〇

（註1）突擊隊を含む。
（註2）各種の農業扶助手段を含む。

と云ふ。

この計算に對して、一九三二年度以降、三六年度末に到るまでの軍事費を三百十一億マルクとし、一九三六年度國家經費を一百八十八億マルクを超ゆるものとする推定がある。（Germany, the last four years, by *Germanicus*, P. 12—18）

ドイツの軍事費（軍事的土木事業を含む）

一九三三年度	三〇億マルク
一九三四年度	五五 〃
一九三五年度	一〇〇 〃
一九三六年度	一二六 〃
合計	三一一億マルク

また一九三六年末までの國家景氣の支出を三百億マルク以上と推定し、その資金調達方法を次の如く示すものもある（ブリスター、ドイツ經濟の驚異）。

1、特別手形	八六億マルク
2、大藏省證券	三四 〃
3、公債	三三 〃
4、税收入增加と節約	一二九 〃

（ハンス・プリスター、ドイツ經濟の驚異、邦譯二三〇頁）

ナチス政府が勞働振興事業と、次いで再軍備によつて「國家景氣」を作り出すに要する資金をいかなる財源に求めたか。其財源となり得べき

ものは、通常の場合ならば、增稅に求めるか、公債募集に求めねばならなかつたのであるが、この二方法とも實行不可能であつた。既にヒトラー政權成立前の數年間、ドイツ國民は租稅の負擔に苦しんで居り、またナチスは屢々減稅を國民に約束して來たのであるから、減稅をこそ行ふべきで增稅の手段をとる筈もなかつた。しかるに資本市場も資金に涸渇して居たので公債募集も困難であつた。從て大規模なる信用創設によるほかはなかつた。卽ち中央銀行をして勞働振興事業と軍備擴張計畫の遂行の爲に必要なる信用を利用せしめること以外に國家景氣を作り出す方法はなかつたのである。

既に一九三三年六月の第一次失業緩和法の第一條に、ドイツ國大藏大臣は總額十億ライヒスマルクを限度として國民勞働助成のため、勞働國庫證券を發行する權限を有するものと規定された。また第五條に勞働國庫證券は、一九三四、一九三五、一九三六、一九三七、及び一九三八會計年度にそれぞれその五分の一を償還す。ドイツ國大藏大臣は上掲年度の國家豫算中に必要額を組み入れることを得。第六條には勞働國庫證券の償還を確保するためドイツ國特別財產として償却基金を形成し、ドイツ國大藏大臣之を管理すと規定された。

ドイツ國政府は公共金融機關に信用を基礎として勞働國庫證券を交付し、公共金融機關は勞働國庫證券をライヒスバンクに預託して資金の調達を行ふのである。勞働振興事業、後には軍備擴張計畫遂行の主たる財源としては、政府の註文を引受けた者が、材料購入・賃銀支拂等のために資金を必要とする場合には、政府の裏書ある勞働振興手形を振出し、公共金融機關が引受けを行ひ、銀行其他の金融機關にその手形の割引を求めて資金を調達する。この種の手形に對しては、ライヒスバンクが無條件再割引を約束するため最も確實なる投資物とされた。この方法による資金調達は爲替手形の形式によつて國家に財源を與へることになる。商業手形に對稱して、この「特別手形」が銀行に割引される時に通貨が造出されるが、政府が直接に中央銀行引受によつて公債を發行する場合に比すれば通貨の數量を抑制することが出來る。政府より註文を受けたる者は先づ自己資金によつて物資購入及び賃銀の支拂を行ひ、自己資金の不足せる場合にはその手形を振出して銀行に割引を求めて資金を調達し、銀行も手持資金を以てその手形の割引を行

することが出來る。政府より註文を受けたる者は先づ自己資金によつて物資購入及び賃銀の支拂を行ひ、自己資金の不足せる場合にはその手形を振出して銀行に割引を求めて資金を調達し、銀行も手持資金を以てその手形の割引を行ひ、手持資金の不足するに到つて始めてライヒスバンクの再割引を求めることになるからである。

大規模なる勞働振興事業と再軍備計畫の資金の大部分はかゝる方法によつて調達され、物資及び勞働力に對する需要が作出され、一九三四年には五〇%乃至は六〇%内外しか活動して居らなかつたドイツ産業の各部門の生産力の活動が刺戟され、失業者は減少し、在庫品は消化された。しかも景氣振興に利用されたるこの特別手形によるクレヂツトの總額は公表されず、國家の債務の激増による民心の不安を避けることが出來た。勞働振興事業に續いて益々擴大する軍備計畫の財源に資本市場の資金を集中するには、利子引下げ、配當制限による公債投資の强制（公債資金法）、其他各種の强力なる金融統制を行ひ、またライヒスバンク、諸公共金融機關、民間金融機關、其他の援助を受けてこの資金運用が促進されたことは本書金融部門に於て說明されるであらう。

特別手形による資金調達額は公表されないが、シヤハトはドイツの債務は外國の豫想よりは非常に少なく、遠からずドイツの債務の全額を發表する時期が來ると信ずるが、其時に斯くも少額の信用の利用で勞働振興と再軍備の財源調達に成功したものと驚くであらう。ナチス・ドイツの中央銀行ほど大膽な政策を行つた銀行はないと云つて居る。

一九三八年に入つてドイツの經濟は完全就業の狀態に達し、財政政策の轉換を必要とするに到つた。國民經濟が完全就業の狀態に達したるにも拘はらず、通貨造出の作用を持つ財政策を續ければ、國家統制が加へられて居ても物價と賃銀の騰貴を招く結果となるからである。こゝに於て一九三八年四月を以て特別手形による中央銀行の信用造出は停止され、財政計畫の財源を專ら租稅と公債發行に求めることにしたのである。

一九三〇年ブリューニング內閣以來、數次に亙つて增稅を行つたが、決して系統的な秩序ある計畫に基くものとは

云へないのであつて、單なる彌縫策にすぎなかつたのである。之に對してナチス政府の租稅政策の基礎條件と唱へられたのは、財貨及び勞務に對する需要を增進せしめて失業の減少を圖り、斯る需要の增大と生產者全體の所得の增加によつてドイツ國民經濟に於ける取引、所得、並に消費の增大を圖ることである。其によつて失業が減少すれば、失業救濟のための財政上の經費が減少し、取引の增加、所得の增大、消費の增進によつて諸稅源の收入力を增大せしめ、勞働所得の增加によつて社會保險掛金の收入增加を期待する。一九三四年十月の稅制改革に於ては斯る作用を期待し得る限りに於て租稅の輕減及び廢止が行はれた。ドイツ國民に對する租稅負擔の一般的輕減は當時未だ行はれるに到らなかつた。しかし、一九三三年に比して一九三五年の租稅負擔輕減は、總計十二億八千五百萬マルクと云はれた（F. Reinhardt, Die Neue Steuergesetze, SS. 3—18 參照）。

卽ちナチスの租稅政策は產業振興の一手段として利用されることを目的として決定されたのである。

勞働振興及び再軍備を根幹とする財政計畫の進行によつて國家景氣が作り出されるにつれて、租稅收入も次第に增加し、一九三二年度の六十六億四千六百萬マルクに比して、一九三七年度には百四十億マルクに增大した。

	聯邦租稅收入	國稅地方稅總額
一九三二年度	六六・五	一〇三
一九三三年度	六八・五	一〇七
一九三四年度	八二・二	一一九
一九三五年度	九六・五	一三三
一九三六年度	一一四・九	一五五
一九三七年度	一四〇・三億マルク	一八六億マルク

聯邦稅主要稅目	一九三二年度	一九三七年度
所得稅	一三・三億マルク	四〇・六億マルク
法人稅	一・一	三・二
賣上稅	一三・五	一五・五
消費稅のうち		
ビール稅	二・六	三・一
煙草稅	七・六	九・一
砂糖稅	二・九	三・五
酒精專賣收入	一・四	二・八
脂肪稅	—	二・八
關稅	二・一億マルク	一五・九億マルク

此期間に於けるドイツ國民所得の增加は一九三二年の四百五十一億七千五百萬マルクより、一九三七年の國民所得七百九億七千二百萬マルクに增加したと報告されて居る。從て國稅・地方稅の國民所得に對する割合は一九三二年に

此期間に於けるドイツ國民所得の増加は一九三二年の四百五十一億七千五百萬マルクより、一九三七年の國民所得七百九億七千二百萬マルクに増加したと報告されて居る。從て國税・地方税の國民所得に對する割合は一九三二年に二二・八%より、一九三七年には約二六%に増加して居る。一九三二年のドイツ經濟の最惡の狀態に比して、一九三七年の經濟回復の時期に於けるドイツ國民の租税負擔の程度を測定するについては國民所得に對する比率のみによつて必ずしも充分に示されない。所得の増加につれて租税負擔能力は累進的に増大するのであるから、この期間に於て國民所得の増加約二百五十八億マルクに對して租税増加額が約八十三億マルクであることを考慮すべきであらう。

ナチス政府の租税制度に於て最も増税の行はれたのは、法人所得税であつて營利會社一般については一九三六年に法人所得は三〇%に増率され、更に翌年五割の増税が行はれた。消費税の増加は主として脂肪税の復活による。斯くして聯邦租税收入の大増收があり且つ失業救濟費の減少があるにも拘はらず、其等によつて生じたる財源は、軍備擴張に充當せねばならないのであつて、一般的減税を實現することが出來ないのである。

一九三三年三月末日以後、五ケ年間に於けるドイツ國債の増加は次の如くであると云ふ(Prion, Das deutsche Finanzwunder, S. 93.)。

此期間に於て地方公共團體の公債についてはむしろ減少を示して居る。一九三三年三月末、支分邦の公債は二十四億九千三百萬マルクであつて、一九三八年三月末には二十三億一千五百萬マルクである。ハンザ諸都市については七億三千六百萬マルクより五億四千四百萬マルクに減少し、地方自治體の債務は約百十三億マルクより約百六億マルクにいづれも減少を示して居る。從て公債の増加は專ら聯邦財政に關する問題である。一九三八年度

	一九三三年月末	三七年三月末	三八年三月末
確定公債	一〇、一七五・	一三、六七五・	一六、六二八
流動公債(租税證券を含む)	二、六四八・	三、三二〇・	二、八四五
合計	一二、八二三・	一六、九九五・	・一九、四七三

(百萬マルク)

に於ては聯邦税收入約百七十億マルクと推計され、前年度の租税收入百四十億マルクに比して著しき增加あるにも拘はらず、約百億マルク內外の內國債の增加があると云ふ。

一九三八年四月以後は、特別手形による資金調達の方法を中止して、短期交付證券を發行するが、遲くも六ケ月後には償却され、公債と租税とを財源とすることゝした。この短期交付證券は、聯邦政府の經常收入によつて確定期限に支拂はねばならないのであるから、限られたる範圍にしか發行する事が出來ない。反之、從來の特別手形には實際何らの限界も存在しなかつたのである。また此交付證券はライヒスバンクに於て再割引されない。それによつてライヒスバンクによる信用造出が止むことになる。交付證券がライヒスバンクに再割引されなければ銀行は交付證券の保有高を制限することになる。且つ交付證券の割引について規定された利率が三分であることは、流動資金の運用に交付證券を利用しようとする刺戟を少なくする（特別手形では四分であつた。）（Prion, Das deutsche Finanzwunder, S. 107. 參照）。

一九三八年四月、特別手形に代ふるに交付證券を以てしたドイツ政府は、一九三九年五月より「新財政計畫」として交付證券を止めて租税證券の發行を行ひ、併せて超過所得税の增徵を行ふことになつた。

ドイツ國政府、地方公共團體、獨逸國鐵道・郵便局・自動車道路其他大藏大臣指定の公共企業は、其註文品の納入其他の給付に對して其代價の四〇%を租税證券を以て支拂ふを要する。租税證券を第一種及び第二種に區別し、右の支拂に際してはこの兩者を同額に併用する。第一種租税證券は其發行七ケ月以後に其額面價格を以て、また第二種租税證券は三十七ケ月以後に其額面の一一二%を以て國税の納付に使用することが出來る。これは年約四分の利子を支拂ふ意味となる。第一種租税證券が國庫に還流することを遲くするために其所有者に課税上の特典を與へて居る。商工業者が第一種租税證券を十ケ月間繼續的に所有すれば（本年は六ケ月間）、其金額の二〇%だけ多く營業用固定資本の減價償却に繰入れることが出來る。其率は繼續的保有期間が十二ケ月を增せば、二五%に、更に其後の十二ケ月を繼續すれば三〇%、三ケ年後には三五%となる。且つ輸出工業に特典を與へて、其取引總額の二五%が輸出なる場合には右の償却率は更に一〇%だけ引上げられる。かゝる課税上の特典を與へて租税證券の繼續的所有を期待するのであ

續すれば三〇%、三ケ年後には三五%となる。且つ輸出工業に特典を與へて、其取引總額の二五%が輸出なる場合には右の償却率は更に一〇%だけ引上げられる。かゝる課税上の特典を與へて租税證券の繼續的所有を期待するのであるが、またこの特典を得るために、既に所有する國債を償却することを防止するために、其場合に課税上の特典を著しく減ぜられることゝした。

租税證券を以て國税が納付されることによつて生ずる收入の減少を補塡するために超過所得税を新設し、所得税及び法人所得税の納税義務者にして、前年の所得が前々年度の所得に對して超過する部分の所得に三〇%の課税を行ふのである。

この新財政計畫による租税證券の發行は、一九三八年四月に財政政策の轉換を行つて、特別手形による資金調達を中止して、公債と租税とに財源を求めることにしたにも拘はらず、多額の長期公債の發行が困難であることの結果であらう。短期證券によつて資金を調達しながら、課税上の特典の利益を與へることによつて、國庫に還流することを遲くして公債發行に近い效果を求めようとするのである。この租税證券を以て政府及び公共機關より支拂はれた者は更に商品及び給與の支拂に於てその價額の四〇%までこの租税證券を使用し得る權利を與へられるのであつて、現金と同樣に使用し得る。しかしこの租税證券の發行は直接に新規の通貨造出とはならない。但し、第二種租税證券が借入金の擔保物件として銀行に受理される場合に於てのみ通貨造出の原因を作る。

短期證券によつて長期債に類する效果を收めながら、直接に通貨造出の原因とならない方法を求めることが、既に國民經濟の各產業部門が完全就業の狀態に達して一ケ年半を經過し、尙ほ大規模なる軍備計畫を續行するためには、ドイツ財政の運用のために絕對に必要なる條件となつて居るのであらう。シヤハトはナチス財政政策の成功を誇り、しかし財政の領域に於ては「奇蹟」はなかつたと云つて居るが、今後のドイツ財政の運用にはシヤハトなくして、し

かもこの奇蹟を求めねばならないのではないか。

ナチス・ドイツの財政は、經濟發展の推進力であり、國民經濟力の編成に最も强大なる支配力を現はして所謂「國防經濟」を現出せしめて居る。經濟外的原因（政治――戰爭）が、財政計畫を決定し、その財政計畫（戰爭準備及び遂行の財政）遂行を可能ならしめる必要が經濟政策として强力なる統制を加へさせ、國民經濟の戰時編成に導いたのである。經濟外的原因としての軍備擴張を根幹とする財政計畫を推進力としてドイツ經濟は國內資源缺乏の條件にも制約されて、對外的發展に進むほかはない。未だ歐洲に於ける最後の領土的要求も現實には充たされて居ない。經濟外的原因を原動力とするドイツ經濟の發展、殊に對外的發展は、同じく經濟外的手段によるほか最終的解決方法を求めることは出來ないであらう。ドイツ財政は既に戰時財政の形態を示して居る。

金融部門

第一章 金融概況

ナチス政權下の獨逸金融界は全く政府の政策に依つて其の動向を支配されたと言へる。併し此の傾向は一九三一年の金融恐慌に際し、政府及び中央銀行が全國の商業銀行の救濟を行つた當時に既に其端を發したのである。即ち一九三三年以降は金融市場、資本市場は全面的に政府の統制下に服し、銀行を中心とする一切の金融機關は政府の金融政策――ライヒスバンクの指揮に從つて活動するやうになつたのである。ナチス政府は第一次及第二次四ケ年計畫を遂行し、先づ失業救濟の爲めの公共事業を起し、大規模な軍備擴張に進んだが、それはやがて、獨逸産業の復興であり、獨逸金融機關の活動であつた譯である。即ちナチスは政權を掌握すると、先づ大規模な公共事業計畫を樹立し、次いで間もなく軍部、黨、國家、諸都市等の必要とする軍備、自動車道路、大建築等の計畫を樹て、更に進んで、國境要塞の工築にとりかゝつた。此等の計畫が膨大な經費を要求することは當然であり、隨つて此等の經費が稅金其の他通常の國家收入のみを以て賄ひ得ないこともまた說明を要しない。乃ち斯かる政府事業の要求に應ずる爲めに種々なる形式の下に信用の膨脹が行はれなければならなかつた。俗に軍備手形と云はれる特別手形、公債等の發行が非常な多額に上つたのである。然も此等手形及公債の發行に就いては再軍備擴張の內容を知らるゝ事や政府財政に對する壓迫を怖れて、或は祕密に、或は特殊なる方法に依つて行はれた。隨つて政府の發表してゐる數字だけでは、眞に國家がどれだけの資金を使用したか又信用組織の中に投入したかは判らないと言はれてゐる。それは兎に角一九三三年か

ら一九三八年の間に獨逸政府の債務は百三十億ライヒスマルクから二百七十億ライヒスマルクへ即ち二倍餘の増加をなした。又一九三八年の諸公債の全額は六百億乃至七百億ライヒスマルクと言はれ、これも亦一九三三年の二倍餘となつた。その上尚ほ公債に振換へられない前記の特別手形が略百二、三十億ライヒスマルクもあると言はれてゐる。

一體ナチス政府が、公共事業、再軍備等に要する經費を調辨した方法はどうであつたかといふに、先づ前記の如き短期の「特別手形」Sonderwechsel を發行し（一九三八年に此の方法に變更をみた）次に漸次之を長期の整理公債に借換へたのである。此の短期手形はライヒスバンクに於いて低利にて割引を受くる便宜があつたので、銀行、會社に依つて圓滑にこれが引受けられたが、これと同時に、忽ちライヒスバンクの手許に此等手形の巨額の累積をみると共に、不健全な信用膨脹――通貨膨脹を起すに至つた原因となつた。そこで一九三五年以降政府によつて長期公債への借換が行はれるやうになつたのである。此の長期公債の發行は當初は金融市場、資本市場等の情勢を愼重に考慮して徐々に行はれたが、最近では發行時期が大分頻繁になつた。一九三八年に發行された四種の公債を入れて、此等公債の總額は百四十五億ライヒスマルクである。併しこの成績は十分と言へないので、例へば一九三七年の國民貯蓄は六十九億ライヒスマルクだつたが、同年の公債は三十億で、即ち半分を吸收しただけであつた。一九三八年となつて、やゝ良好で、國民貯蓄は約百億公債は七十六億卽ち約四分の三に相當した。

以上の如く政府は恆に市場に流動する短期手形をば公債に借換へること、つまり出來るだけ多く長期公債を出すことに努力しなければならなかつた關係上、起債市場を强度に統制する必要があつた。斯くて政府は起債市場を獨占し、民間企業の起債は殆んど全く抑壓されることゝなつた。現に昨年度（一九三八年）起債を許されたものは、自給計畫再軍備其の他國家にとつて直接必要であるとされるものゝ關係に限られたのである。

國費膨脹による通貨・信用の膨脹を抑制する方法としては、右の公債政策の他に增税、及び一九三四年十二月の公債基金法に基く、資本會社の配當制限等が行はれた。卽ち租税收入は、一九三三―三四年度に於いて六十八億五千ライヒスマルクであつたが、一九三八年に於いては百七十五億ライヒスマルクと約二倍半の増加を示した。公債基金法

債基金法に基く、資本會社の配當制限等が行はれた。即ち租税收入は、一九三三―三四年度に於いて六十八億五千ライヒスマルクであつたが、一九三八年に於いては百七十五億ライヒスマルクと約二倍半の增加を示した。公債基金法は後述するが、資本會社の高收益部分を公債消化に振向けしめ、年約三千萬ライヒスマルクを吸收したのであつた。併しながら以上の諸方法によるも倘ほ不十分で、銀行の手形保有高は增加の一途を辿り、政府は一層これが增加の抑止及び吸收に努力しなければならない狀態であつた。

以上のやうに政府よりの資金が產業界にばら播かれた上に、事業會社は其の活動能力に對して原料の不足狀態であつたから金融が緩慢情勢をとつたことは當然である。銀行勘定の上から言へば、預金增加、貸出減少となつて現はれた。ベルリン五大銀行の預金は一九三五年來六十一億ライヒスマルクだつたが、一九三七年末には六十七億ライヒスマルクに上つた。貸出高は一九三二年末に四十三億であつたものが一九三七年末には三十億に減少した。

斯かる情勢、殊に起債市場の抑壓、原料不足からの資本支出への制限等からして、銀行は資金の有利な運用に困難を感じた。而して結局前記の短期手形乃至長期公債に主たる放資口を求め以て國家の政策に參與するより外ないこととなつたのである。即ち一九三三年に十七億ライヒスマルクであつたベルリン五大銀行の手形保有高は一九三八年三月には二十六億ライヒスマルクに著增した。此の間嘗つては銀行保有手形の大部分を占めた純粹の商業手形は殆んど金額に於いて增加しないから、金額の上からも割合の上からも、政府證券の占める部分が非常に大となつた譯である。

ところが最近に至つて以上の情勢には多少の變化が認められるやうになつた。といふのは第二次四ケ年計畫の遂行に伴ひ生產設備は漸く不足を告げるに至つたので、特にその方面に關係のある事業から資金の需要が起り、銀行の新規貸出に增加的傾向がみられるに至つたのである。

次に注意されるのは一九三八年三月の新財政計畫と金融市場との關係である。此の新計畫によつて、政府は從來資

金調達にとつてきたところの「特別手形」の發行を停止することゝしたのである。蓋しいくら抑へても此の種手形の累積によるインフレーションの危險を認めざるを得なかつたからである。とは言へ財政上の資金要求が減じた譯ではないから、一切短期手形の發行を停止することは不可能で從來の特別手形よりも流動性の少い手形を以て之に代へることゝした。「交附證券」が之である。即ち此の證券は期限六ケ月、割引率三%で、然もその發行は期日には歲入で仕拂ひ得るか、長期債に借換へられるかの範圍内に止められ、又ライヒス・バンクに於いて割引かれず、單に擔保價値を認められるに過ぎないことゝされた。併し新財政計畫の影響は今日尙ほ十分に觀察できる時期に達してゐない。

以上の如くナチス政權下の金融情勢は、政府の經濟政策の方向によつて動かされたので、此の目的遂行の爲めに政府は逐次革新的な金融統制政策を樹立敢行したことは言ふまでもない。資金調達方法とし短期政府手形の發行が行はれそれが今日迄金融市場の問題となつてゐることは既に述べた通りである。公債政策に關しては、積極的低金利政策の遂行、前記の資本會社の配當制限法規等の重要政策がとられ、金融機關に關しては一九三四年十二月信用制度法が施行せられ、發券制度を始めとする中央集權的政策が強行された。またこれと同時に取引所法が改正され劃期的な「有價證券取引法」の發布を

通貨の構成　(單位百萬ライヒスマルク)

十一月末現在	中央銀行及び國庫 紙幣流通額	中央銀行一覽拂債務	補助通貨(中央銀行保有分を除く)	合計	商業銀行一覽拂債務
一九二九	五、四七九	四八五	九八八	六、九五二	一一、二二八
一九三〇	五、二〇二	四一七	九八四	六、六〇三	10、九三三
一九三一	五、七二三	五五五	一、一七九	六、九四七	10、六〇〇
一九三二	四、一〇六	四五九	一、四八〇	六、〇四五	九、三六六
一九三三	四、〇八二	五一二	一、四八五	六、〇七八	九、〇七四
一九三四	四、二五七	九九五	一、四八四	六、七三六	九、九六八
一九三五	四、七一五	八四一	一、五五七	七、一一三	10、二四七
一九三六	五、〇四九	七五三	一、五六九	七、三七一	10、八六六
一九三七	五、五九七	七六六	一、五七八	七、九四一	一一、六五七

(國際聯盟 Commercial and Central Banks, 1938)

みた。又通貨安定策としては、國内的には賃銀、物價等に對し、對外的には爲替、貿易等に關し、思ひきつた統制が施かれ、金本位が固守されて、相當の困難を經つゝも所期の目的を達してゐることは、世界から驚異の目を以て觀られたのである。此等の主要問題に就いては、以下項を追つて述べることゝする。

尙ほ左に金融關係の重要數字若干を揭げよう。

金利及び債券利廻

年平均	中央銀行割引率	五六―九〇日商業手形割引率	六分利附擔保附債券利廻	六分利附工業社債利廻
一九二九	七・一〇%	六・八七%	七・四〇%	七・八一%
一九三〇	四・九三	四・四三	七・一五	七・五九
一九三一	六・八六	六・一四	七・〇八	七・七五
一九三二	五・二一	四・九五	八・三三	九・八七
一九三三	四・〇〇	三・八八	七・一五	七・六四
一九三四	四・〇〇	三・七七	六・五七	六・七六
一九三五	四・〇〇	三・一五	五・〇八	五・九六
一九三六	四・〇〇	二・九六	四・六七	四・八七
一九三七	四・〇〇	二・九一	四・五五	五・一三

（國際聯盟 Monetary Review 1938）

ベルリン五大銀行主要勘定

（單位百萬ライヒスマルク）

十一月末現在	資産						負債				
	現金準備	他店貸	割引手形	貸付	所有有價證券	其他	預金 總額	預金 要求拂	預金 定期	他店借	其他
一九三〇	一九一	一、四八三	二、四五三	七、四一六	四八二	八八〇	九、〇九一	三、八五七	五、二三三	一、九八六	一、八二八
一九三一	一七三	八一七	一、四三一	五、三七七	八〇七	一、一二七	六、〇六二	三、二五二	二、八一〇	一、三二八	二、三四一
一九三二	一四三	三八三	一、六三一	四、五七〇	九三八	九九一	八、一六一	二、九五八	三、二〇三	一、一四六	一、五五〇
一九三三	一三一	四七一	一、七〇二	三、七三一	八六〇	二、〇〇三	五、七五四	二、六二四	三、一三〇	六六一	一、四八一
一九三四	一一五	三九三	二、〇二七	三、三三一	八七四	九八三	五、八一六	二、七三一	三、〇八五	四八五	一、四三二
一九三五	一三九	三一六	二、一六二	二、八八四	一、〇二七	九八二	五、三七六	二、四三五	二、九四一	六八六	一、四四九
一九三六	一三七	二六九	二、五六七	二、七二九	一、一一二	八五一	五、七五一	二、六六一	三、〇九〇	五七九	一、三三四
一九三七	一四八	二九九	三、二〇五	二、六二八	一、〇二〇	八一二	六、二六四	二、九一二	三、三五二	五一三	一、三三五

（Federal Reserve Bulletin）

資本發行高

（單位百萬ライヒスマルク）

内國債種別	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
債券	一、六八五	二、九二六	一、三三八	八二四	一、四五四	八七二	二、六五五	三、五九五	—
内譯　公債*	五三〇	五二九	六五	五一一	一、〇二九	三三四	一、六四三	二、六七一	—
内譯　擔保附債券	八九九	一、八一四	九九三	二八〇	三七一	四六五	八三一	七二四	—
内譯　社債	八	三五	一	一〇	二	四	三	四七	—
株式	九七九	五五五	六三五	一五〇	九一	一四三	一五六	三九五	—
合計	二、六六四	三、四八一	一、九七三	九七四	一、五四五	一、〇一五	二、八一一	三、九九〇	—

* 政府債券、公共事業債券を含む。

（国際連盟統計年鑑）

第二章　ナチス金融政策の根幹

一　ナチスの金融理論

ナチスの政策の根本大綱は、周知の通り、所謂二十五ヶ條の綱領にその總てを網羅してゐると考へられてゐるのであるが、この綱領中にはナチス金融政策に關しては、僅かに「利子奴隷制度の破棄」なる一項が加へられてゐるに過ぎず、同大綱より直ちにその具體的政策を窺知することは、殆んど困難のやうである。從つて、この點に就いては從來發表されたナチス理論家の解釋を綜合的に觀察し、ナチス制覇後の獨逸金融政策の根本的目標を推測せざるを得ない。その目標は大別して、大體次の三つのやうである。卽ち、先づ第一には、二十五ヶ條綱領に謳はれてゐる利子の廢止或は貸付資本の管理の目的を達成する爲めには、銀行及び取引所の如き金融機關の國有を必要とする。第二には金鑛に惠まれない獨逸としては、金本位制を維持することは、單に外國に對する利子奴隷の地位に束縛されることを意味するに過ぎず、或は又通貨及び信用の創出の上に障碍となるから、金本位制は早急に廢止すべきであるとする。第三は、國家が多額の債務を負ふことは、國家が利子の奴隷となることを意味し、且つかゝる現狀の下にある以上は、國家がかゝる狀態より逸脱する爲めには、何よりも通貨と信用の創出手段に俟たざる外はない。然も、それが生産的信用創出であるならば、何等インフレーション招來の危險はない、と考へたのである。

勿論、如上の三目標は理論そのものとしても、幾多の缺陷を包藏してゐるのであつて、ナチス制覇後にどの程度まで、此等が實行に移され得るかは多大の疑問が持たれたのである。例へば、第三の通貨及び信用の創出に就いてみて

も、民衆を魅惑する政策自體としては兎に角、實際問題として、ナチス理論家の云へる如く、インフレーション的影響を及ぼすことなく、これを實行することは極めて困難を伴ふばかりでなく、むしろ不可能である。殊に、ナチス政權の確立の背景的勢力は云ふまでもなく中小階級であり、然も彼等こそインフレーションを最も嫌忌する人々であつたことを想起すれば、現實の政策として、旣述の三目標の何れをも、實現し得なかつたことはむしろ當然であらう。

二　ナチス信用制度の改革

ナチスの金融政策が實情に則し、本格的な軌道に乘せられたのは、一九三三年九月六日に開會された銀行調査委員會が約三ケ月間に亘つて研究・討論した結果、作成した處の終結報告並に銀行法案だとみるべきであらう。銀行制度調査會(Untersuchungsausschuss für das Bankwesen)は、ライヒス・バンク總裁シャハト、副總裁ドライセの外に、政府代表、經濟諸問委員會代表統計局長官等より組織され、一九三三年十二月二十日に討論を打ち切り、ヒットラーに提出した報告に添付の銀行法案は、閣議の承認を經て、一九三四年十二月五日附・獨逸信用制度法として發動せられるに至り、獨逸信用制度の改革が實現した。ナチスの金融政策の建前よりすれば、銀行國有は重要なる問題の一つであつたが、銀行國有に反對的態度を表明した爲め、その意圖は旣述の如く、具體化されなかつた。次に、獨逸信用制度法の概貌を紹介するに先つて、同委員會の終結報告の要點をこゝに摘記することにする。

同報告は先づ獨逸信用制度の改造を必要とするに至つた原因に就いて「獨逸信用制度の缺陷は、之れを構成に求むべからず、將た又その形式に求むべからず。缺陷の責任は何よりも先づ第一に、吾人の目前に死滅しつゝある經濟組織及び之と呼應する政治組織の中に於いて、金融機關の指導者が、其の態度を誤れる點に、之れを歸せざるべからず」と述べた。こゝに云はんと欲してゐることは、シャハトが一九三四年一月にキール大學世界經濟研究所で行つた「ナ

チスの銀行改革」なる演說の一節を引用すれば、その意義が一層明瞭となる。卽ち「吾々はナチス的銀行改正を論ずる場合には、ナチスとは外部的な組織ではなく、內部的な意向であることを想起したい。貨幣信用及び銀行制度の指導者及び擔當者の頭を此の內部的な意向を以って滿すことが、眞の銀行改正の課題である。國有又は私有銀行制又は兩者の併存などの問題はあまり重要ではない」と語つてゐる。これに依つて、吾々は銀行調査委員會が、銀行國有に對して、如何なる見解を有してゐたかを想像するに難くないのである。然らば、同報告はこれに代るべき對策として如何なる解答を與へてゐるか。信用制度に對する全般的の法律的監督を必要とする點には異議はないが、現在旣に公營たる貯蓄銀行は別として、責任を有する個人の創意は、若し同時に、全體的利益を擁護するが如き監督機關が、之に對して嚴重なる監視を行ふならば、最も妥當な金融制度を育成するであらう、と考へたのである。

更に、同委員會報告の最も注目すべき勸奬は、投資規定を設定し、且つその根本原則は短期業務と、長期業務を分離し、短期預金は之を短期に投資すべきではない、と强調したことであつた。卽ち、例の一九三一年の七月恐慌の一つの主要な直接原因は、獨逸の諸銀行が短期の對外債務を背負ひ、然もこの短期資金を國內に於いて長期に固定的方面に運用してゐた所へ、其資金が急激に引揚げられたからに外ならないと云はれてゐる。事實、短期の外資或は內國資金が形式上は短期手形の型式で、實質上は長期固定資金として放出されてゐた實例は枚擧に遑がないのである。尤も、金融恐慌直後、卽ち、一九三一年九月に銀行監督に關する緊急勅令が發布され、新に銀行監督機關として、銀行管理局及び銀行檢査官制度が設けられてきたのであるが、例へば貯蓄銀行の如きは監督に服せず、一般的にその效果も充分でなかつた。今次の信用改革が、この點の補强を眼目としてゐることは當然である。次に信用制度法を通じて、信用制度改革の概貌を瞥見することにする。

三　獨逸信用制度法の內容

一九三三年獨逸銀行調査委員會が、その終結報告に添付して提出した銀行法案は、一九三四年十二月四日閣議を通過し、同五日附「獨逸信用制度法」(Reichsgesetz über das Kreditwesen) として公布され、一九三五年一月一日より實施をみた。同法は第一節總則以下十二節、五十九條より構成せられてゐるのであるが、その內重要なる規定を若干抽出して少しく說明を加へて置き度いと思ふ。

第一條乃至第二條の總則に次いで、第三條乃至第十條は、信用機關の許可及び禁止、申告義務、銀行及び貯蓄銀行の名稱保護を規定してゐる。卽ち、國內に於いて信用機關が業務を行はんとする場合、國內機關がその名稱の如何を問はず支店を設くる場合、外國機關が國內に支店を設ける場合は、免許又は認可を要することになつた（但し既存のものは之を要しない）。免許又は認可後、その營業が一年以內に開始せられざるとき、一年間その營業を行はざる場合には、免許又は認可が取消されるし、信用機關が其の預託された資金及び有價證券に對し、保證を有せず、又は重要な一般的利益を害した場合には、その營業の繼續が禁ぜられ得ることになつた。かゝる措置に依つて金融機關の過剩を避け、その地位を強固にせんとしたのであるが、同樣の見地から、銀行及び貯蓄銀行の名稱の使用をも取締られることになつた。

第十一條乃至第十九條に於いて、個々の信用業務及び支拂準備に就いて種々の規定が設けられた。卽ち、信用業務に就いては銀行の債務總額は自己資本に對し、監督局の定むる一定倍數以上に上ることを得ないとか、一信用機關の同一信用取得者に對する信用は、自己資本に對して、監督局の定むる一定パーセント以下たることを要することになり、或は理事者共の他銀行經營者の貸付及び配當が制限された。更に、信用銀行の流動性に關しては、信用機關は現金準備を持つことを要し、少くとも一〇パーセントを低下することを許されず、又九十日以內に滿期となる商業手形及びライヒス・バンクでロムバルド取引を受け得る有價證券の準備は、少くとも三〇パーセントを低下してはならな

金準備を持つことを要し、少くとも一〇パーセントを低下することを許されず、又九十日以内に滿期となる商業手形及びライヒス・バンクでロムバルド取引を受け得る有價證券の準備は、少くとも三〇パーセントを低下してはならないことになつた。

第二十條乃至第二十一條では、總ての信用機關に營業報告提出の義務を課して、獨逸信用制度の狀況判斷を容易ならしめ、第二十二條乃至第二十七條では貯蓄預金の意義に就いて詳細な規定を設けた外、金融市場と資本市場の分離を企圖した。卽ち、貯蓄預金は別個に管理し、別個の方法により投資すべきことが規定された。これは當時、資本市場に屬すべきと考へられる資金の多くが、金融市場に流入しつゝあつたので、この兩市場に投ぜらるべき資金を明確に分離し、貯蓄預金は專ら長期資本市場に投ぜらるべきことを企圖したのである。

第二十八條乃至第二十九條では、現金を用ひざる支拂取引に關して規定を設け、無現金支拂取引は總てライヒス・バンクに集中せられることになり、たゞその例外として郵便小切手取引のみを認めたのである。從來、獨逸では列國に比し振替取引制度が著しく發達をみた國であるが、その組織が複雜多岐の爲めに、種々の支障の原因となつてゐた實情に鑑み、これが改善を企圖したのである。

第三十條乃至第四十條では、銀行監督制度確立に關して種々の規定が設けられてゐる。元來、獨逸には一般的な銀行取締法規がなく、一九二五年の保管及び預金業務法の如きも一九二九年にはその效力を失つた。七月金融恐慌後、銀行管理局及び銀行檢查官制度が設定せられたことは旣述の如くであるが、此等の制度は全廢し、改めて新しくライヒス・バンクに信用制度監督局及び信用制度檢查官を設け、總ての國內信用機關及び其の支店並に外國信用機關の支店をも其の監督に服せしむることになつた。

信用制度監督局の局長には、ライヒス・バンク總裁がこれに當り、副總裁が局長代理者となり、その他總統及び首相

の任命せるもの一名、大藏、經濟、農務、內務各省次官を以つて構成せられ、その任務とする所は、特に定められた業務以外に、信用及び銀行政策の一般經濟的見地よりの研究及び信用制度の弊害の芟除策を講じ、又信用機關の破綻の場合には積極的に救濟策を講ずるし、又總ての信用機關の貸借對照表を獨立的な機關によつて檢査せしめるなどで、廣汎且つ權威ある權能を有することになつた。又、信用制度檢査官は、總統及び首相がライヒス・バンク總裁と協議の上で任命せられ、その權限は從來の銀行檢査官のそれとは問題にならぬ程に廣汎且つ强制力を保有したのである。

以上、極めて概略ながら、銀行信用法の要點を述べたのであるが、これを通觀して觀取せられる同法の根本趣旨は要するに、ナチス銀行政策の本來の目標たる銀行國有主義を否定して、銀行各般の勞務に對する國家的統制力の强化擴大を計ると共に、一方に於いて代案として資本市場の振興に腐心してゐると云ふことである。

尙ほ最後に、一九三四年春より所謂フューラー・システム、卽ち指導者制度が樹立せられ、信用制度にも適用せられたことを附言せねばならない。獨逸ではこの指導者原理に基づいて最初は全產業を十三の根幹團體に區分し、銀行及び信用はその第十部門とせられたが、一九三四年十一月、同法施行令の實施と共に、全產業を六つのライヒ團體に編成し、銀行はその第四部門を占めることになつた。而して、このライヒ銀行團體は、更に六つの經濟團體に分れ、それには各一人宛の指導者が任命せられ、又各經濟團體の下位團體として部門團體を設けた。又全國を十五の經濟地域に分つて、信用經濟の地方的組織をも作つたのである。

第三章　事前金融・勞働調達手形・特別手形・租税證券

第三章　事前金融・勞働調達手形・特別手形・租稅證券

ナチス執權の當時に於ける極度に疲弊した獨逸經濟の下に於ては、パーペン內閣に於て實施された租稅證券の制度に於てもみらるゝ如く、租稅收入に大なる期待をもつことは困難であり、又金融恐慌後に於ける國民資本蓄積の涸渇及び之に基く資本市場の逼迫は、大量の資金を此處から調達することを全く不可能たらしめてゐた。而して、其の後に於ては漸次經濟活動の振興が齎らされ、之に伴ひ國民所得は增加し、租稅收入の增加をみたと共に、國民資本蓄積も次第に增進して公債の發行が漸く可能となつたが、他方國家經費の急激なる增加は、到底之を以て賄ひ得ざる程に大であつた。租稅及び公債によつて賄ひ得ざる國家經費は、信用の擴張乃至通貨の增發によらざるを得ない。併し乍ら、之から生ずる惡性インフレーションは、却つて獨逸經濟の全面的破壞を齎す結果となる。斯くて、ナチス政府は其成立の當初から、强大獨逸國家再建の過程を通じて、絕えざる資金調達難、金融的苦惱に當面し、獨逸財政の危機が屢々喧傳され來たつたのである。だが、ナチス財政金融政策の擔當者として登場したライヒス・バンク總裁兼經濟相シャハトの叡智は、其の都度巧妙なる方法によつて困難を打開し、所謂金融奇蹟が示されて來た。シャハトの金融奇蹟は、之を一言を以てすれば、租稅收入の增加及び公債の發行を前提とする一時的短期金融の便法に他ならなかつたが、今や加重された金融的苦惱は、斯くの如き金融奇蹟の出現が最早困難となつたことを物語るものであつて、終にシャハトの退場を餘儀なくせしめたと同時に、ナチス政府の資金調達難は其の頂點にまで達するに至つてゐる。

資金調達の問題は、旣にナチス政府成立と同時に發生した。卽ち、ナチス政府に負はされた當初の課題は、極度に疲弊した獨逸經濟の振興であり、此の爲めにパーペン、シュライヘル內閣から引繼いだ勞働調達計畫（Arbeits-

beschaffung）を擴充し、大規模の失業救濟公共土木工事計畫を開始したが、之に要する大量的資金を逼迫した資本市場から調達することは不可能であつた。シャハトは之に對して勞働調達手形（Arbeitsbeschaffungswechsel）による中間金融（Zwischenkredit）乃至事前金融（Vorfinanzierung）の制度を案出した。事前金融案は、勞働調達手形により一時的に政府は浮動債務を負ふと共に信用乃至通貨の擴張が行はれるけれども、軈て其れによつて實現される經濟振興の過程から、租稅收入及び國民資本蓄積の增加が生じ、之によつて浮動債務は償還され又は長期公債に振替へられる一方、擴張された信用乃至通貨の回收が行はれると云ふのである。換言すれば、勞働調達計畫實施の結果として生ずる國庫收入の將來に於ける增加を先取りせんとするものに他ならぬ。勿論シャハトの思想を貫くものは健全財政通貨主義であつた。隨つて、事前金融案に於ても、其の核心は政府の浮動債務に基く信用乃至通貨の擴張と云ふこと自體にあつたのでなく、逆にそれが租稅收入並に國民資本蓄積の增加によつて整理回收せらるゝ點に重點がおかれてゐたのであつて、シャハトの絕えざる努力も此の點にそゝがれて來た。

勞働調達手形は勞働調達計畫實施擔當者たる各州其の他の地方公共團體から當該工事を請負つた事業會社が賃銀の支拂や諸材料購入の爲めに振出す手形であつて、獨逸公共事業會社（Deutsche Gesellschaft für öffentliche Arbeiten）、建築及土地銀行（Bau= und Bodenbank）、レンテンバンク・クレディットアンシュタルト（Rentenbank—Kreditanstalt）等の公營金融機關と地方公共團體との信用貸與契約に基いて、其の引受を得、且つ地方公共團體の裏書を添へて、銀行其の他の金融機關につき其の割引を求むるのである。勞働調達手形の期限は三ケ月で、公營金融機關の引受があるばかりでなく、政府は其の支拂を保證し、且つライヒス・バンクに於ける再割引適格手形とせられてゐる。隨つて銀行にとつては好箇の短期投資物件である。所で、此の手形の決濟は、結局に於て當該工事の受益者に對する地方公共團體の特別賦課金により、公營金融機關に對する信用償還を通じて爲されるのであるが、それが短期間に行はれうるわけはなく、隨つて直接には政府が其の支拂義務を負ふことゝなる。國庫の收入にして餘裕があれば、政府は之を手形の決濟に充て得るが、其の事の困難は云ふ迄も無い。こゝに於て、手形切替操作が行はれ、之に基く政府の浮動債

わけはなく、隨つて直接には政府が其の支拂義務を負ふこととなる。國庫の收入にして餘裕があれば、政府は之を手形の決濟に充て得るが、其の事の困難は云ふ迄も無い。こゝに於て、手形切替操作が行はれ、之に基く政府の浮動債務が累積するに至つた。では、此の種の政府浮動債務は何を意味するか。勞働調達手形をば手許資金を以て割引した銀行其の他の金融機關が之を保有しつゞける限り大なる問題はない。然し、必ずしも充分な手許資金を有しない金融機關は之をライヒス・バンクに於て再割引に附することゝならざるを得ない。それは卽ち銀行劵の增發である。

勞働調達計畫による經濟振興は一應の成功を收め、國民所得の增加に伴つて租稅收入は增加し、資本蓄積も亦增嵩を示した。玆に於て一九三五年に入り、シャハトは愈々勞働調達手形に基く政府の浮動債務を整理すべき時期に到達したものとし、この長期借換の爲めの整理公債發行を聲明した。然るに、經濟復興の緒につくや、ナチス本來の目的たる强力獨逸國家の再建、其の爲めの再軍備計畫が前面におし出され、而して一九三五年三月に於けるヒットラー總統の再軍備聲明は、大規模の軍備擴充計畫を中外に闡明した。然も、翌一九三六年には軍需資材及原料物資の自給確立を主內容とする第二次四ケ年計畫の發程をみ、再び巨額の資金が之に必要となつた。其の結果、勞働調達手形に基く浮動債務の決濟は行はれ得べくもなく、又其の長期公債への借換へはともかくとするも、更に一層この制度を强度に利用する他なかつた。卽ち、勞働調達手形の制度と同じ仕組の下に、政府の發注を受けた軍需產業會社に對し、賃銀支拂及び原材料購入の爲め政府支拂保證の此の種の融通手形の振出を許したのである。然し、此の場合は、之を特別手形 (Sonderwechsel) と稱し、且つ軍機の祕密保持の必要上ライヒス・バンクをして直接大量的に割引かしめた。特別手形の振出は、再軍備の進捗に基く國家經費の急激なる膨脹の爲めに巨額に上り、且つ直接にライヒス・バンクの割引が行はれた爲めに、それが通貨の增發となつて現はれる所が顯著であつた。此の急に應ずる爲め、金割引銀行(Golddiskontbank)を利用し、ライヒス・バンクに代つて間接的な形式の公開市場政策を行はしめた。卽ち、金割引銀

行は短期の單名手形（Solawechsel）をば、之を極めて流動的な投資物件として購入する銀行其の他の金融機關に對して振出すことにより通貨を吸收し、更に其の手取金を以てライヒス・バンクから特別手形を讓受けることによつてライヒス・バンクに通貨を還流させると云ふことを行つたのである。

勞働調達手形及び特別手形の使用は、信用乃至通貨の擴張となつて現れたが、此の兩者は如何なる程度に利用され來たつたであらうか。特別手形の使用は、後述の如く一九三八年三月を以て打切られたが、其の現在額は百三十億乃至百五十億ライヒス麻と推定されてゐる。卽ち、獨逸諸銀行の保有する手形は、一九三三年四月から一九三八年四月の間に八十三億ライヒス麻を增加したが、他方に於ける商業手形の減少を考慮すると、勞働調達手形及び特別手形の增加は遙かに之以上に達すべく、更に銀行以外の事業會社等に於ける保有高が少くとも三十億ライヒス麻に上るのである。然もライヒス・バンクに於ける手形保有高の增加は二十七億ライヒス麻に上り、隨つてライヒス・バンクの銀行券は著しく膨脹した。卽ち、一九三二年末と一九三八年末との間に、三十五億ライヒス麻から八十二億ライヒス麻にと急激な膨脹を示し、其の過半分が特別手形使用の停止された一九三八年に於ける膨脹であるとしても、その直前たる一九三七年末迄に於て既に約二十億ライヒス麻の膨脹をみた。

獨逸諸銀行手形保有高（單位百萬ライヒス麻）

年度末	一九三三	一九三六	一九三七	一九三八
ライヒス・バンク	三、一四九	四、四二四	五、一五三	五、八五四
金割引銀行	二七四	七三〇	六五六	一、〇〇四
換算金庫	—	二二三	三七三	五七七
州立銀行	六六三	九八六	一、〇九一	一、一九二
中央振替所	三四一	一、五六六	一、八七三	二、一三四
貯蓄銀行	一〇四	一四六	二三一	二四七
五大銀行	一、六九九	二、三七四	三、一五六	三、〇三七
其他二十二銀行	六三八	一、一四〇	一、二一九	一、〇八五
合計	六、八六八	一一、六〇三	一三、七四二	一五、一二九

Balogh; The National Economy of Germany. に據る。

然らば一體、勞働調達手形や特別手形使用の前提とせられた租稅收入の增加による、其れの決濟及び其の長期

ライヒス・バンク銀行券流通高　（單位百萬ライヒス馬克）

年末	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
流通高	三、五六〇	三、六四五	三、九〇一	四、二八五	四、九八〇	五、四九三	八、二二三

公債への整理借換はどうなつたか。經濟活動の振興と共に、國民所得は增加し、租稅收入及び資本蓄積は確かに增進した。然るに尙ほ特別手形の累增と通貨の膨脹を避け得なかつたことは、それにも增して國家經費の增加が急激であつたからである。それはともかく、經濟活動振興の過程に於ける資本蓄積の增進と共に、當初から豫定されてゐた浮動債務の長期公債への借換整理は、尠からざる程度に進捗せられ、これが爲めにも幾多の措置が講じられて來た。其の主

（單位百萬ライヒス馬克）

	一九三二	一九三七	一九三八（暫定）
國民所得	四五・二	七一・〇	七六・〇
租稅收入	一〇・五	一八・四	二三・〇
賃銀收入	二五・七	三八・八	四一・五
新投資額	四・三	一六・〇	一八・五

The Economist; March 4, 1936 に據る。

たるものを列擧すると次の如くである。

（一）一九三三年十月の銀行法改正により、ライヒス・バンクの確定利附證券によるオープン・マーケット・オペレーションの可能性を擴大し、且つ確定利附證券を發券準備とすることを許した。このことは銀行に於ける確定利附證券特に公債買入の可能性を增加せしめた。

（二）一九三四年十二月の信用制度法が銀行融資の統制を强化し、特に銀行支拂準備の第二線を商業手形及び特殊の確定利附證券たるべく、且つその最高額を預金の三〇％としたことは、銀行に於ける公債投資の促進に資するものである。

（三）一九三四年三月の資本投下法並に之に次ぐ十二月の公債資金法が公債消化を目的とするものたることは周知の如くである。

（四）一九三三年六月の農業債務關係規制法、九月の地方團體借換法による第一次低金利政策と一九三五年一月の信用機關利子引下法、二月の公債（地方）利子引下實施法、一九三六年七月の抵當貸付利子法による第二次低金利政策は、其の一方に於て政府公債の低利借換を容易にすると同時に之に對する投資を誘導せんとする意圖をもつものであつた。

斯くて長期公債の發行は、一九三五年以降に於て經濟振興に伴ふ浮動債務の借換整理を中心に漸く增加し、公債は一九三三年三月末から一九三八年三月の間に七十四億ライヒス麻を增加したのである。

特別手形による資金調達が、顯著な通貨膨脹となつたことは前述の如くである。然し、その爲めに惡性インフレーションの勃發をみるまでには至らなかつた。これが金融奇蹟と云はれる一現象でもあらうが、事實は決して奇蹟ではなかつた。勞働調達手形による事前金融が開始されてから、それに基く通貨の膨脹が惡性インフレーションとして現れず、主として經濟活動振興の好影響に作用し來たつたのは、遊休態生產設備と失業群の存在に其の多くを負ふものであつた。卽ち、生產力に餘裕が存する限りに於ては、通貨の增發も敢て惡性インフレーションを齎らさない。然るに失業群が解消し、生產設備が全的活動の狀態に入るや、生產力と膨脹過程に於ける通貨との均衡は次第に破れ、隨つて通貨の增發は自らインフレーションを不可避ならしめる。此の自然の成行から、一九三七年に入り特別手形の使用は既に限度に達してゐた。斯くて一九三八年三月のライヒス・バンク總會に於けるシャハトの演說を轉機として、特別手形による資金調達の方法は停止され、之に代つて期限六ケ月の國庫證券（Liferungsschatzanweisungen）、通稱交付手形（Lieferschätze）が用ひられることゝなつた。卽ち、四月一日以降に於ては、必要なる資金にして租稅收入により賄ひ難き部分は、交付手形又は公債發行による事としたのである。交付手形は期限六ケ月、ライヒス・バンクに於ける再割引適格性を有せず、單に證券擔保貸付の保證物件たり得るに止り、其の期限に當つては租稅又は公債の發行により必ず、償還される。資金調達方法に於ける此の方向轉換は然し間も無く行きつまつた。獨墺合邦、ズデーテ

行により必ず、償還される。資金調達方法に於ける此の方向轉換は然し間も無く行きつまつた。獨墺合邦、ズデーテン進駐は、國家經費の豫想外の激增を齎し、租稅收入や公債發行によつては到底償還し得ざる程の多額の交付手形の發行を餘儀なくせしめ、且つそれが爲めに急激な通貨膨脹を惹き起した。斯くて交付手形の發行は六ケ月後の九月に至つて事實上困難となり、其の後に於ては租稅收入と公債の發行が殘されるばかりとなつた。此の結果は自ら公債の發行が激增し、其の額は一九三八年四月から十月に至る僅々七ケ月間に六十億ライヒス麻餘に上つた。公債發行に當つては、尠からざる强制策が講じられたが、ともかく毎回應募超過の狀態で推移した。然し、年末切近と共に漸く公債の發行も困難となり、財政危機の色が濃厚となるに至つた。シャハトは相當の增稅によつて此の危機を脫せんとしたが、ヒットラー總統の容るゝところとならず、遂に一九三九年一月シャハトの退場となり、之に代つてフンク新ライヒス・バンク總裁が出現した。

國家經費の增加は、更にボヘミヤ、モラビヤの倂合、之に次ぐ中歐、バルカン工作の進展により益々急激となつた。然るに、通貨は一九三八年の一ケ年間のみで二十七億ライヒス麻と云ふ大膨脹をつげ、此の狀態で推移するならば、遂には惡性インフレーションの勃發を避け得ない。他方公債の發行も、一九三八年の末期に於ては必ずしも圓滑でなく、地方起債の抑制、株式社債の發行制限を强化した外、貯蓄銀行、保險會社等に對する公債引受の强制によつて糊塗し來たつたが、旣に生產設備の全的活動狀態の下に於ては、民間企業に對しても資本調達の機會を與へることが急務となつた。フンクは部分的稅制改正を行つて增收をはかつたが、それが問題の根本的解決策となるわけはなく又財政逼迫の窮餘の策として特に軍部關係から無期限無利子の債務證書（Anerkennungsscheine）の發行が開始されたが、間も無く禁止せられ、其の現在額は凡そ十億ライヒス麻と推測する向きもあるが、公的には五千萬ライヒス麻程度に過ぎぬと云はれてゐる。ともかく、獨逸財政の危機は、再び新たな一時的短期金融の方法によつて打開する以外

に途はない。斯くて、三月に至り租稅證券（Steuergutschein）の制度が實施せらるゝこととなつた。

租稅證券案の骨子は次の如くである。即ち五月一日以降は交付手形發行を停止し、第一型、第二型の二種の租稅證券の發行を以て之に代へる。ライヒ、州其の他の地方公共團體、鐵道等は、發注代金の四〇%をば租稅證券を以つて支拂ひ、其の二〇%は第一型租稅證券を以て、他の二〇%は第二型租稅證券を以てする。租稅證券によつて支拂を受けたものは、更に其の下請業者に對する支拂、諸材料の購入に當り、支拂額の四〇%迄は租稅證券を以てすることを得る。斯くて租稅證券は實質的に通貨の役割を演ずる。租稅證券の第一型は期限六ケ月にして、期限經過後に於ては額面を以て租稅の支拂に用ひ得るが、第二型は期限三十七ケ月にして、期限經過後に於ては額面の一二%增の割合で租稅の支拂に用ふることが出來る。即ち、後者は大體年四分の利子が附けられてゐる結果となる。而して、特に第一型租稅證券に就ては、期限經過後に於て忽ちそれが租稅の支拂に用ひられることなく、出來る丈け長く民間に保有せしめんが爲めに、其の保有者に對し租稅上の特典を與へてゐる。其の主たるものは、企業設備銷却に就き斟酌が加へられることであつて、第一型租稅證券を一定期間保有するものに對しては、正常の銷却率以上の銷却を認むるのである。即ち、引續き十ケ月間（一九三九年は六ケ月）之を保有せるものに對しては保有租稅證券額の二〇%迄の追加銷却を許し、而して此の率は第二ケ年度に亘ると二五%、更に第三年度に亘ると三〇%、其の後に亘るものは三五%に引上げられる。斯くて、租稅證券の國庫還流は大いに緩和せらるるであらうが、此の特典の爲めに、所有の公債を賣却して租稅證券の買入れを爲すものゝ生ずる虞れがある。之を防止する目的で、公債賣却により租稅證券を取得したものに對しては、追加銷却許容率を著しく低下せしめることゝしてゐる。尙ほ、第二型租稅證券は銀行貸出の擔保物件とすることが許される。

右の租稅證券も亦將來に於ける租稅收入を先取りするものであつて、その爲め將來に於ける租稅收入の減少を免れ得ない。隨つて、當然に增稅を不可避とし、將來に於ては國民所得增加額の少くとも三〇%を租稅によつて徵收しなければならないであらうと豫想されてゐる。だが、當面の問題としては、公債の發行が

得ない。随つて、當然に増税を不可避とし、將來に於ては國民所得增加額の少くとも三〇%を租税によつて徴收しなければならないであらうと豫想されてゐる。だが、當面の問題としては、公債の發行が殆んど異例的場合にのみ限られる結果、公債資金法の停止による資本蓄積の可能性と相俟つて、目下の急務とされてゐる民間企業の資本調達の機會を與へることゝなるであらうし、又政府に於ても著しく增加した公債利拂負擔の加重から免れ得ることゝなる。然し、租税證券の使用によつて銀行券による通貨の增發が抑制されるとしても、租税證券も亦一定限度の範圍内に於て通貨の役割を演ずるものであるから、今後に於けるインフレーションの問題は依然解決されてはゐないのである。

第四章　公債强制保有政策

——資本會社の配當制限——

獨逸に於いては、ナチスの政權掌握以前に於いても（註一）、既に法律に依つて會社の配當に制限を加へる事例が存したが、公債政策といふが如き國家的目的の爲めに、全會社に對してこれを行ふに至つたのは、一九三四年三月の資本投下法及び同年十二月の公債基金法の制定以後のことである。

（註一）（一）商法二一三條は資本會社の定款に於いて全ての株式若くは議決權株の如き「一定株式」に就き最高配當率を確定するを得るとしてゐる。

（二）一九二四年「金表示貸借對照表令第二次施行令」は貯藏株 Voratsaktien に對する配當率を六%に制限してゐる。

（三）一九三一年十月六日附「簡易減資に關する大統領令」第二章第五節第九條並に一九三二年二月十八日附「簡易減資に關する規制實行に關する命令」第四條並第五條は、株式會社、並に有限責任會社が簡易減資の方法に依りて減資をなしたる場合には、債權者の利益の爲めに配當を制限することゝしてゐる。卽ちかゝる會社に債權者に對する擔保提供の義務を免れんとするには減資に關する決議の二年前に始まる事業年度に對して六%以上の配當を行ひ得ないとした。

（四）尙ほナチス以後に於ても一九三四年十二月の前記公債基金法と共に發布された「信用制度法」Reichsgesetz über das Kredit wesens vom 5. Dez. 1934　第十八條も會社の自己資本强化の目的上銀行管理官が資本に對する利益割前の配當に一定限度を定め、會社に對し之を超過せざるやう命ずることを得せしめてゐる。

資本投下法

一九三四年三月二十九日附「資本會社に於ける公債基金設定に關する法律（資本投下法）」(Gesetz über die Bildung

一九三四年三月二十九日附「資本會社に於ける公債基金設定に關する法律（資本投下法）」(Gesetz über die Bildung eines Anleihestocks bei Kapitalgesellschaten (Kapitalanlagegesetz) vom. 29 März 1934) は九條から成るもので其の要旨は左の如くである。

一、資本會社（株式會社、株式合資會社、植民會社、鑛業會社、鑛業法上の鑛山組合、有限責任會社）は左の場合に於いて公債基金を設定すること

（一）一九三三年十月一日より一九三四年十二月三十一日に至る期間内に終了する事業年度に於いて拂込資本金に對する利益配當が前年度に比し高率なるとき

（二）利益配當が拂込資本金の六%を超ゆるとき（第一條）

二、前年度の利益配當が六%又は六%以上なるときは前年度を超過する部分、前年度のそれが六%以下なるときは六%を超ゆる部分を公債基金投下すべし。（第一條）

三、公債基金はライヒ、ランド、地方團體（地方團體聯合）の公債を以て形成すること、公債は繼續利子附にして國內にて償還され、且獨逸取引所に於ける取引を許されたるものに限る。（第三條）

四、公債償還ありたるときは直ちに前記公債に投資すること。（第四條）

五、公債基金は會社の貸借對照表資產の部に獨立項目として記載すること。（第五條）

當時に於ける獨逸の狀態は一方に形式的にせよ金本位維持し、他方に失業救濟其の他の目的で巨額の公債發行を餘儀なくせられてゐた。

かかる狀態は、赤字公債の累積からインフレーションを招き通貨の健全なる保持を困難ならしめる虞れがあった。そこで公債の圓滑なる消化と其の價値維持を計ることが是非共必要であった。此の法律は言ふまでもなく右の要求に

應ぜるもので、主眼とするところは會社の利益配當を一定率以下に止め、それを超ゆる部分を公債に投資せしめ、さうすることによつて、直接に公債消化を促進せしめるばかりでなく、間接に高配當による株式利廻、株式相場の昂騰を抑制し、公債市場保護に資すると共に一般金利水準の低下を誘導して、國內經濟の振興をも計り、また併せて會社內容を強化せんとしたものであつた。

「資本投下法」に關して注意すべき點は、配當の一部を以て構成せしめる「公債基金」が會社の別途的積立金に過ぎないといふことにある。即ち同法は配當の絕對的限界を定めたものでなく、一定限度以上の配當に對して之と月額の公債基金を積立てることを命じたもので利潤の內一定率を超ゆる部分全體ではなく、僅かにその半額を公債基金に積立てることを以て足り、又會社の資產中から限度以上の配當額だけ公債基金を積立てた場合は利潤全部を配當することも出來た。從つて嚴密に言へば配當制限法となし得ないこともあつた。かかる不完全な點を除去して、完全な配當制限法を定めたものがその次に制定された「公債基金法」である。

公債基金法

以上の次第から同年十二月に至り一九三四年十二月四日附「資本會社の利益配當に關する法律（公債基金）」Gesetz über Gewinnverteilung der Kapital gesellschaften (Anleihestockgesetz) vom 4. Dezember 1934 が發布された。同法の趣旨とする處は、前記の如く資本投下法の缺點を除去し完全な配當制限を行つて、會社の餘剩利潤を先づ確定利付證券市場に流入せしめ、同時にナチス政府の失業救濟政策によつて、新に高利潤を擧げて資本會社をして其の配當可能な利潤の一部を國債に投資せしめ、之に依つて失業救濟事業の續行を可能ならしめ、間接に該事業の資金調達に參與せしめ、「資本投下法」以來の目的を一層有效に達成せしめんとしたのである。「公債基金法」の要旨を摘記すれば左の如くである。

一、資本金十萬ライヒスマルクを超ゆる（一九三五年二月二十七日附施行令第二條第一項）資本會社（株式會社、株式合資會

左の如くである。

一、資本金十萬ライヒスマルクを超ゆる（一九三五年二月二十七日附施行令第二條第一項）資本會社（株式會社、株式合資會社、有限責任會社、植民會社、鑛業法上の鑛山組合及其他營利を目的とし、且つ社員が法人財産に對する持分を第三者に讓渡し得べき公私法上の法人（註一）、但し登錄產業組合、相互保險會社、其の他の權利能力ある團體を除く――第二條）は社員に配當する純益金中より公債基金を形式することを要す。（第一條）

二、一營業年度に對し現金を以て配當し得る利益は拂込資本金の六%を超ゆることを得ず。前年度に於いて六%を超ゆる利益の配當せられたる場合には前年度と同率まで利益配當を爲すことを得。但し此の場合にも現金配當は八%を超ゆることを得ず。利益配當の行はるゝ年度又は其の前二年度に於いて資本の減少ありたるときは、配當率は資本減少額を考慮したる上之を算定す。（第三條）

三、公債基金の形成の基準は左の如し。

（一）純益中社員に歸屬するも現金配當を許されざる部分は、利益配當に關する決議ありたる後、遲滯なく金割引銀行に寄託することを要す。金割引銀行は、寄託を受けたる金額を直ちに當該社員の爲めに、國債に投資し（公債基金）、且つ公債基金を受託者として社員の爲めに管理するを要す。純益の中銀行に寄託されたる部分及び公債基金に對しては强制執行を爲すことを得ず。

（二）國家が利子支拂を保證し、又は支拂義務に於いて遲滯ありたる場合、國家に於いて債務履行の確保に必要なる資金を公債々務者に交附すべき證券は國債に準ず。

（三）會社資本金の全額拂込未濟の保險企業は利益配當に關する決議に際し、純益の中社員に歸屬するも現金配當を許されざる部分を公債資金の形成に代へ、會社資本金の拂込に充當すべき旨を決定することを得。（第四條）

(四)公債基金に屬する公債の抽籤償還又は償還ありたるときは、金割引銀行は當該償還金を遲滯なく再び公債基金の爲めに投資すべし、公債基金の利子收入に關しても亦同じ。

四、公債基金解除償還に關しては左の規定に從ふ。

(一)本法適用期間（第十一條）經過後の最初の年度末決算に對する利益配當の決議ありたる後は一切の公債基金は獨逸經濟大臣の定むる細則に從ひ利益配當に關する會社の定款により當時に於いて利益受領權を有する社員に分配することを要す。

(二)會社が破產し又は他の方法により解散する場合には公債基金は第一項による。其上期間經過前と雖も之を分配することを得、此の場合に於いては會社存續の決議は獨逸經濟大臣の認可ありたる場合に限り有效とす。(第六條)

尙ほ右第十一條の內容は「本法施行後權限ある會社機關により決議せらるゝ最初の年度末決算及び各最低十二個月の期間を有する之に續く二營業年度の決算に之を適用す。本法の適用範圍內に於いては一九三四年三月二十九日附資本投下法は之を適用せず。」

五、罰則其の他に關しては左の規定に從ふ。

(一)社員は本法の規定に反して現金を以て支拂を受けたる利益部分の返還義務を有す。

(二)資本會社の法定代表者にして本法に依り課せられたる義務に違反する行爲ありたる者は會社に對し之が爲めに生じたる損害を賠償すべき責任を有す。(第七條)

一定の利益配當を保證せる契約の存する場合と雖も利益の現金配當に代へ第四條による金割引銀行への寄託ありたる限り當該契約に基く權利を主張することを得ず。(第八條)

資本會社の法定代表者にして第三條及第四條の規定に違反したるものは禁錮及罰金又は其の一を以て處罰す。又本罪は獨逸經濟大臣の告發を俟つて之を爲す。(第九條)

獨逸經濟大臣は左の權限を有す。

罪は獨逸經濟大臣の告發を俟つて之を爲す。（第九條）

獨逸經濟大臣は左の權限を有す。

（一）獨逸司法大臣及び獨逸大藏大臣の同意を得て本法の施行及補充の爲め命令及び一般行政規則を發布すること。

右規定に違反せる行爲に關し、第九條に定むる刑の適用及び共の適用範圍を規定すること。

（二）獨逸大藏大臣の同意を得て各個の場合につき特に失業救濟の目的を以て本法の規定の例外を定むること。（第十條）

以上は公債基金法の概要であるが、その資本投下法に主たる改正點は後者が會社自身をして公債投資に當らしめてゐたのに對して前者が先づ資金を金割引銀行に寄託せしめ同行をして公債基金を構成せしめたる點である。又資本投下法は公債基金法の制定によつて效力を失つたものでなく、同法の規定に依つて設定されて公債基金に依然適用されたのみならず、資本金十萬ライヒスマルク以下の資本會社に適用されることゝなつたのである。

其の後の成績及び公債基金法の延長

公債基金法施行三年間（一九三五―三七年）の成績はどうであつたかと言ふと、金割引銀行への寄託額は年々約三千萬ライヒスマルクであつた。此の額は、同期間の整理公債發行額八十億ライヒスマルクなるに比すれば甚だ僅少であつたとされる（豫想は年々四千萬ライヒスマルク）。原因は會社業績の不振でなく各資本會社に於いて祕密準備金の形で利益を隱蔽したものと見られたのであるが、それは兎も角此の程度の成績では所期の目的、即ち公債消化策としてはさしたる重要性を認める譯に行かなかつた。併し一九三七年末同法の期限到來と共に政府は左の如く適用期間の延長を行つたのは寧ろ同法に依る配當制限に依つて株式利廻を公債利廻に接近せしめ、株式への投資偏向を抑制し、以て公

債整理工作に委せしめんとする意圖であると解されてゐる。

卽ち政府は一九三七年十二月九日附公債基金法改正法（Gesetz zur Aenderung des Anleihestockgesetzes vom 9. Dezember 1937）を以て公債基金法の適用期間を更に三事業年度延長することゝし、また同時に「公債基金法第三次施行並補足令」（Dritte Verordnung zur Durchführung und Ergänzung des Anleihestockgesetzes）を發布し、舊公債基金の分配に關して規定した。

基金償還に關しては前記要旨第四（公債基金法第六條）に記した通りであるが、右「第三次施行並補足令」に依り、獨逸國は金割引銀行の公債基金を以て買入れた有價證券の全部を時價にて引受け、之が代償として租稅證券（Steuergutschein）を交付し、之を當該資本會社に分配せしめることゝしたのである。右租稅證券は記名式で、百、千、五千ライヒスマルクの三種から成り、それはそれ〴〵色を異にする二十、二百、千マルク券を五枚宛綴合せたもので、共の一枚目は一九四一年四月一日以降、二枚目は一九四二年四月一日以降以下同様にして五枚目は一九四五年四月一日以降の期日に、賃銀稅、資本利子稅を除く國稅支拂に用ひ得ることゝされた。而して右證券利用の最終日は一九四六年三月三十一日で、また無利子（曩に失業救濟の爲めに發行されたるものは四%利附）なることが特色とされる。

第五章　物價政策

ナチス政府の成立當初に於て着手した獨逸經濟振興の爲めの勞働調達計畫は、軈て大規模な再軍備計畫となり、更にそれは軍需資材及原料品の自給自足を主內容とする第二次四ヶ年計畫に發展した。斯くて、經濟活動は活潑となり一般購買力の著しい增加をみたが、其の過程に於て物資に對する需要は急激に增加したに拘らず、爲替取得難に基く輸入物資の供給制限を中心に、物資の供給が需要の增加に伴はず、物資の需給關係は全く乖離するに至つた。然も急速な進捗を示した再軍備計畫の實施は、主として信用の擴張乃至通貨の增發によつて賄はれ來たつたのであつて、是れ等の結果、物價の上昇傾向が相當顯著となり、强力な物價統制の措置を不可避ならしめた。斯くの如くにして、再軍備計畫の進行と共に、ナチス政府の物價對策が注目すべき展開を示し來たつたわけであるが、一九三六年に於ける第二次四ヶ年計畫の發程を中心に、物價對策の根本的轉回が行はれ、隨つてナチス政府の物價政策には、それ以前に於ける價格監理の時代と、それ以後に於ける價格形成の時代との、二つの大きな段階が存するのである。兩者に於ける差異を、統制の目標と云ふ點からみると、價格監理時代に於ける物價統制は主として輸入原料品の騰貴を中心に不當なる價格吊上の抑壓を主たる目的としたが、價格形成時代に於ける物價統制は、諸價格の一般的騰貴を抑制する一方、物價關係を第二次四ヶ年計畫の實施に適應せしめる。換言すれば、第二次四ヶ年計畫の遂行に適應した諸價格の形成を實現することが主內容となつた。而して又、物價統制最高官廳も、前者に於てはライヒ價格監理官（時に其の權限が所轄行政最高官廳に移管されてゐたが）であつたが、後者に於てはライヒ價格形成官に變化した。

價格監理時代に於ける物價統制は、ブリューニング內閣に於ける物價引下げに遡らねばならない。即ち、一九三一

年十二月「經濟及財政ノ安定並ニ治安維持ニ關スル第四大統領令」が發せられ、之によつてライヒ價格監理官（Reichskommissar für Preisüberwachung）が設けられた。此の第四大統領令に基く物價統制は、諸價格、利子、賃銀及俸給の引下げを一時に斷行せんとするものであつて、其の目的は、平價切下げを避けて世界市場に於ける獨逸商品の競爭力を强化せんとするにあつた。斯くて明かに物價は下落したが、獨逸商品の販路擴張はおろか、財界の不況を更に深刻ならしめて失敗に終り、間も無く價格監理官は辭職し、爾來其の權限は經濟省に移された。

ナチス政府成立の當時に於ては、深刻な不況を反映し、物價は寧ろ低落傾向にあつたが、軈て經濟活動の振興が齎らされるや、物價騰貴の傾向が相當顯著に現れた。而して、一九三三年七月の「價格監理官ノ任務並ニ權限移管ニ關スル法律」により、從來經濟省に總括されてゐた價格監理官の權限は經濟大臣並に食糧大臣に分割移管され、兩者によつて價格取締が實行せられることゝなつた。斯くて、之に先立ち一九三四年三月二十二日の「工業原料及半製品取引法」により原料輸入統制に着手し、羊毛、麻、卑金屬につき夫々の商品管理所が設置され、其の後纖維品、皮革、生活必需品の價格引上禁止、卑金屬、纖維原料品の最高價格制に關する命令が發せられ、更に一九三四年九月六日の「商品取引法」により輸入統制を曩の原料輸入統制から輸入品全部に擴大し、穀物、乳製品、木材、羊毛、棉花、皮革、ゴム等の二十八主要輸入品につき商品管理所が設置され、更に九月二十二日の「外國商品價格令」は經濟相指定物品（纖維原料、鑛物等二十餘種が先づ指定さる）の價格統制を規定し、外國商品の價格統制につき、外國商品の國內價格は外國市場での一般的市場價格に商習慣上の費用及利潤を加へた額を超え得ず、且つ各商品管理所は關係者の申請により最高價格を設定しうることゝした。

其の後、物價騰貴の情勢が愈々進行すると共に、物價統制一元化の必要が痛感されるに至り、食糧品を含む全商品の價格統制を國家全體の立場から統一的に管理する爲め、一九三四年十一月の「價格監理官ノ任命ニ關スル法律」により、一九三五年七月一日を期限として、再び總統直屬の價格監理官を任命し、更に十二月の「價格監理官ノ權限擴大ニ關スル法律」により、價格監理官として勞賃を除く全商品及サービスにつき、價格の決定、監視に當ることゝなつた

より、一九三五年七月一日を期限として、再び總統直屬の價格監理官を任命し、更に十二月の「價格監理官ノ權限擴大ニ關スル法律」により、價格監理官をして勞銀を除く全商品及サービスにつき、價格の決定、監視に當らしむることゝなつた。斯くて、十二月に價格管理令が發せられたが、それによると物價統制機構の大要は次の如くであつた。即ち、價格の決定は原則として價格監理官によりなされるが、地方的價格の決定については之を州最高官廳等に委ねる。價格の監視、價格監理官の發する命令執行機關として價格監視局を設け、更に警察署、ナチス黨機關をして價格監視に當らしめる。物價統制の方法としては、先づ食糧品については最高價格を設定し、それ以上に騰貴することを抑止したが、其の他の一般商品については、組合又は團體による拘束價格のある商品につき、一九三四年十二月の「價格拘束及必需品價格引上防止令」を以て、今後かゝる拘束價格の設定を許可事項とし、又許可なくしてこれを買手に不利な樣に變更することを禁止した外、不當な拘束價格の解體を命じた。而して、拘束價格の無い自由商品については、其の國內價格は原料の外國に於ける時價に商習慣に從へる價格差及び絕對に必要な加工費を附加したものに相應しなければならぬと云ふ根本原則に基いて、夫々に就き原價計算による最高統制價格を設定し、而して、それは各種商品別の價格管理又は最高價格に關する命令として公布された。右の如き物價管理の方針は、價格監理官が一九三五年七月一日を以て任期滿了により退任し、其の權限が再び經濟大臣及び食糧大臣に移管された後に於ても、依然として變更がなかつた。

然るに、第二次四ケ年計畫の發程と共に物價統制は一大轉回を演じた。一九三六年十月十八日の總統の法律は四ケ年計畫の實施をゲーリングに委任したが、物價統制の法的根據も亦、之に歸一することゝなり、而して、間も無く十月二十九日に「四ケ年計畫實施ニ關スル法律——價格形成官ノ任命」が公布され、ワグナーがライヒ價格形成官(Reichskommissar für Preisbildung)に任ぜられた。斯くて、價格形成官は、賃銀、俸給を除く全商品・價格、サー

ビス料金の許可、決定、監督の權限を賦與せられたのであるが、四ヶ年計畫委任官の同意を得て其の權限の全部又は一部を他の機關に委託することが許され、此の條項に基く命令によつて、次の如く物價統制乃至價格形成機構が組織された。價格形成官の中央機關の外、地方的價格形成は各州の長官（但しプロシャ州では縣知事）に委任して價格形成局（Preisbildungsstellen）を組織せしめ、價格監視は州長官の從屬機關たる縣知事（伯林では警視總監）に委任して價格監視局（Preisüberwachungsstellen）を設けしめる。而して、價格監視局は直接警察權を行使し、違反行爲の監視に當るのであるが、特に輸入商品については商品管理所がその價格統制を分擔する。

第二次四ヶ年計畫下の價格形成は、前述の如く、物價騰貴を抑制すると云ふばかりでなく、物價關係を第二次四ヶ年計畫の實施に適應せしむることを目標とする。斯くて、先づ一九三六年十一月二十六日に、四ヶ年計畫委任官の名に於て、「四ヶ年計畫實施法に對する繼承命令」並に「價格引上禁止命令」が發せられた。前者は從來の價格監理に關して發せられた命令布告は、特に改正、廢止せられざる限り、之を有效として四ヶ年計畫實施法に引繼いだものであり、後者は十月十八日に遡り、全商品價格、サービス料金の引上げを禁止したものであつて、蓋し諸價格の全面的新形成に着手する第一階梯の基礎的措置に他ならなかつた。而して、今後各商品につき新たな價格が形成さるゝ場合には、一般的價格引上禁止命令に對する特別規定として公布せらるゝのである。

先づ、輸入外國品の價格については、曩に「外國商品價格令」により統制され來たつたが、更に之を全般的に統制する要ありとして、一九三七年十月十五日の「外國商品ノ價格形成ニ關スル命令」が發せられた。其の骨子は、外國商品の國內價格は、實際購入價格に國民經濟的に公正なる費用及利益を加へた額を超ゆべからずと云ふ原則を定め、價格形成官は右に拘らず、價格、費用、利益、支拂及受渡條件を指定し、特に取引所又は市場價格を有する外國商品に限り實際購入價格に代へ販賣期日に於ける外國取引所又は市場價格を基礎とするやう指定することを得るものとし、且つ價格形成官は其の權限を「商品取引法」により設置された商品管理所に委任し得るものとした。而して、一九三七年八月十日の右命令の施行細則は、國民經濟的に公正なる費用及利益は、一九三六年に於て同種類の商品取引につ

且つ價格形成官は其の權限を「商品取引法」により設置された商品管理所に委任し得るものとした。而して、一九三七年八月十日の右命令の施行細則は、國民經濟的に公正なる費用及利益は、一九三六年に於て同種類の商品取引につき支出された經費及び收得された利益の平均實際額を標準とすること、實際購入價格に取引所又は市場價格を代へるのは、斯かる價格を有するものにして商品管理所により獨逸官報に發表せられた外國商品が輸入商により販賣せらるゝ場合とすること等を定め、且つ商品管理所に於ける權限を規定した。次に、拘束乃至カルテル價格については、曩に「價格拘束及必需品價格引上防止令」により統制し來たつたが、一九三六年十一月の「價格引上禁止命令」との關係につき疑義を生じたので、價格形成官は一九三七年二月二十三日附同章を以て之を明確にした。卽ち、拘束價格の最低價格が「價格引上禁止命令」に指定された期日に於て實際に保持されてゐる限り、之を「價格引上禁止命令」の意味に於ける最高價格と認め又拘束價格にして右期日に於て實際上協定以下に下つてゐる場合は、之を再び協定最低價格まで引戻し得ず、期日に於ける實際價格を標準とすることゝした。其の他、卑金屬、紡織品、肉類及ソーセージ、皮革及皮革製品、家賃等に就き、價格形成に關する特別規定が設けられてゐるのである。

價格の形成は國民經濟的に公正なる價格の形成と云ふことである。それは國民生活の安定維持と云ふ點から、大衆的大量需要品については思ひ切つた價格の引下げを實行する一方、高級商品については寧ろ之を高價に放置すると云ふ方針にも現れるが、更に問題の中心は第二次四ケ年計畫の實施に適應した物價關係を導く樣に諸價格を形成すると云ふ點であらう。隨つて、國內生產確保必要原料物資については、避け難い其の生產費の增加による製品價格の引上げを辭せないのである。ともかく、價格形成官は一方に於て餘儀ない價格引上げを行ふと共に、諸價格の引下げに努めた。一九三七年に於ける其の引下げの一斑は次の如くである。

一、原料品及半製品

品名	引下率(%)	引下時期
窒素肥料	三〇・〇	一月一日
加里肥料	二五・〇	五月十六日
板ガラス	一〇・〇	一月一日
アルミニュウム	七・六	七月一日
ステープル・ファイバー	九・一	九月一日
ヴィスコーズ	八・〇	十一月一日
アムモニア・アセテート	四・〇	十一月中旬

二、製造品

品名	引下率(%)	引下時期
ラヂオ・バルブ	二〇―二五	七月十五日
電球	五―八	八月一日
電氣用品・ラヂオ部分品 化粧藥品・其の他化學品　平均	五―一〇	十一月十五日
時計類	八	十二月十二日
食料品	三―二	十二月十五日

（註）外務省通商局海外經濟事情による。

	卸賣物價指數			小賣物價指數
	農産物	工業原料半製品	完成品	
一九三二年	九一	八九	一一八	一二六
一九三三年	八七	八八	一一三	一二六
一九三四年	九六	九一	一一六	一二八
一九三五年	一〇二	九二	一一九	一三〇
一九三六年	一〇五	九四	一二一	一三三
一九三七年	一〇五	九六	一二五	一三三
一九三八年	一〇六	九四	一二六	一三三

斯くて、獨逸近年の物價情勢をみるに、物價指數そのものゝ安當性如何はともかく、著しい信用の擴張乃至通貨の膨脹に拘らず、極めて緩慢な上昇を示したに過ぎず、大體に於て安定狀態を示してゐる。

第六章　爲替政策及び其の動向

一　爲替管理の强化

ナチスの爲替政策も亦、他の一連のナチス金融政策の根本命題たる「インフレーションの回避」への一線に沿つて、マルク貨の對外價値下落の防止に、總ゆる手段が講ぜられたことは云ふ迄もない。而して、ナチス制覇後の爲替政策を理解するに先立つて、吾々は先づ例の一九三一年七月の金融恐慌の際に、外資引上の危機に當面した獨逸政府が如何な爲替政策を採つたかを回顧して置く必要がある。

獨逸政府は一九三一年七月の金融恐慌勃發に直面するや直ちに緊急令を發布して、全獨逸居住者に對し、總ゆる種類の外國爲替、卽ち現金、小切手、手形及び爾餘の外國通貨請求權の保有額をライヒス・バンクに申告すべき事を命じ、ライヒス・バンクは經濟上の理由に基く場合以外は之れを買上げる權能を附與せられた。同年八月に爲替管理局が設置され、爲替取引は同局の承認を要するものとしたが、イギリスの金本位が停止せられるや資本逃避の傾向が顯著となつたので之れを防遏する爲めに、爲替管理の範圍を擴大し、九月にはライヒス・バンクの許可なくして有價證券を外國人の注文に對して賣却すること、並びに有價證券を外國人の勘定に振替へることが禁止された。更に、十月及び十一月には二百マルク以上の外貨を所有する全獨逸居住者の屆出義務、ライヒス・バンク又は同行の許可を與へた銀行を通ぜずして獲得された外國支拂手段の屆出義務、その他各種の義務を加重し、益々爲替管理を强化し、資本の逃避を防止するに力めた。而して、爲替管理局の商品輸入に要する外國爲替の拂下許可に就いても、漸次嚴格なも

のとし、個人に與へる許可は二萬マルクを限度とし、それ以上許可せんとする場合には、管理局はライヒス・バンクの承認を要することになり、この他總括的拂下許可額も漸次縮減せらるるに至つた。

斯くて獨逸の爲替管理は極めて頻繁に改訂せられ、一九三一年八月―三三年五月迄の間に亘つて修正が加へられ、現行法の基礎となつた三三年五月の命令は次の如き項目を規定した。即ち、

一、爲替取引の統制はライヒス・バンクに委ねられる。

二、外國爲替及び外國證券は許可なくして得ることは出來ない。

三、獨逸居住者は許可なくして一ケ月二百マルク以上を外國に送金することを許されない。

四、他國に於ける國稅、運賃、長期外債手數料の支拂に要する外國爲替は、許可なくして外國に送付することを得ない。

五、輸入商に許可される外國爲替額は嚴重に割當てられ、時々之を變更する。

六、獨逸輸出商は其海外賣却商品代金として受領する外國爲替をば、ライヒス・バンクの勘定に入れねばならぬ。

七、在獨逸外國債權にして据置協定に包含されないものの手取金は、自由に處分するを許さぬ。

斯くの如き嚴重な規定にも拘らず、同國の金準備及び外國爲替準備は引き續き減少の一途を辿つたので、ナチス政府は遂に一九三四年四月十八日に、次の如き改訂を加へ、爲替管理の補強を施した。

一、從來無許可で外國に携帶又は送金し得た每月限度二百マルクを五十マルクに引下げ、それ以上の支拂に就いては外國爲替管理局に於いて其使途を嚴重調査の上許可する。

二、ライヒス・バンク券及び金貨の外國への輸送又は携帶を禁止し、旅行者の携帶する紙幣も國境で兩替せしむ。

三、マルクを以つてする輸出が急增し、之を外國に留置するに至つたから、外國に對するマルク債權は、取得後三日以内にライヒス・バンクに提供する義務を課した。

然も獨逸の金準備は愈々極度に低下したので、六月十四日外債の一般的モラトリアムを宣言し、續いて二三日には爲替の國別割當制を發表するに至つた。外債モラトリアムの內容は、(一)ドウズ、ヤング兩公債を含む。但し兩公債に對して、政府はマルクを以て支拂ふが、そのマルクをライヒス・バンクに保留し、外貨拂(トランスファー)を許さ

爲替の國別制當制を發表するに至つた。外債モラトリアムの內容は、(一)ドウズ、ヤング兩公債を含む。但し兩公債に對して、政府はマルクを以て支拂ふが、そのマルクをライヒス・バンクに保留し、外貨拂(トランスフアー)を許さない。(二)ライヒス・バンク及び金割引銀行の一切の私的債務並びに現狀維持協定に包含される一切の債權利子支拂は除外される。(三)外國貿易に基く債務もモラトリアムから除外される、と云ふのであつた。

次に爲替國別割當は强制的に外國爲替取引の事實上の均衡を確立し、外國爲替の國外流出を阻止しようとするもので、其要旨は次の如くである。(一)ライヒス・バンクは今後日々の受取爲替總額を限度として對外爲替を組むものとす。(一)爲替取組額は對手國によつて異り、單に爲替需要額によつて決定せられず、各國總てに對し一樣ではない。(一)各國別の爲替取組額割當はドイツ國內の原料品及び食料品の輸入に對する支拂を第一に考慮して決定される。(一)爾今海外支拂の淸算は總てライヒス・バンクの承認を得ることを要する。

二　爲替の「新政策」

併し、世界恐慌の進展は、各國をして嚴重な貿易制限と相次ぐ通貨價値の切下げを行はしめた結果、獨逸の輸出は減退の一途を辿り、名目的にせよ高き通貨價値を維持する獨逸の爲替政策並に貿易政策は更に一段の努力と、一層の考案を樹立する必要に迫られたのである。こゝにおいてシャハトは一九三四年九月に所謂「新政策」を採用した。卽ち、輸入は輸出の範圍內で許可すると云ふ原則が確立され、又一方、輸出の方面では諸外國の通貨切下げに對する對抗措置として、ドイツ全產業に亘り年額十億マルクの賦課金を徵收して、これを以つて輸出補助金とする制度を採用した。但し、補助せられ得る商品は、輸出によつて外國爲替を取得し得る商品と、今後輸出の伸張を期待し得る商品に限られ、輸出補助金額は、輸出先國の通貨の金價値に對する低落率を超えてはならぬこととされた。

かゝる「新政策」の實施によつて、約半年後には貿易收支の均衡は一應保つことに成功はしたが、外國通貨の切下げ或は其他の貿易障碍に依つて輸出の促進狀態が思はしくなかつたので、輸出振興のため更に「外貨債及びスクリップ操作」と稱するものと、「封鎖マルク」使用の新考案が行はれた。

「外貨債及びスクリップ操作」とは、獨逸のトランスファー・モラトリアムの結果海外市場に於いて低落した獨逸の外貨債又はスクリップ（換算金庫證券）を、金割引銀行若くは輸出商をして買入れしめ、其額面と買入價格との差額を輸出商に取得せしむる事に依り輸出商を補助し、以つて獨逸商品の輸出價格を安くする方法である。元來この方法はかくの如き補助がなかつたとすれば、成立しなかつたであらう輸出に就てのみ適用せられ、特に「追加輸出」と名づけられた。併し此方法は外國爲替を現實に必要とする缺點がある爲め、爲替困難の激化と共に行はれなくなつた。

比較的最近まで、新政策の中で重要であつたものは、減價された封鎖マルクの使用に依る輸出促進策であつた。普通の方法では到底海外市場に持ち出し得ない或る種の商品の購入並に輸出に付き各種の封鎖マルクの使用許可が與へられた。事實輸出の目的の爲めにはマルクは其法定價値の何分の一かに減價された。斯くして獨逸は封鎖マルクを所有する外國人を犧牲として輸出については減價された通貨を、又其輸入には減價されない割高マルクを利用して利益を收めたのである。併し乍ら、斯る方策によつて輸出が許可される商品範圍は次第に狹められる傾向がある。現に獨逸對南米ラテンアメリカ貿易の大部分は所謂アスキ・マルク乃至清算マルクで支拂はれることになつてゐるが、獨逸からの輸出に對し支拂はれる封鎖マルクの使用は殆んど停止されてゐる。尤も此の二種のマルクは本來の封鎖マルクではなく、ラテンアメリカの輸出業者が、對獨輸出代金として受取り、當該國に對する獨逸からの輸入商品代金の支拂に充當し得るものに過ぎない。此のアスキマルクの使用に依つて獨逸はイギリス、アメリカの手より中南米市場を奪取することに可成りの程度に成功したのである。

尙ほ「新政策」實施の翌夏から行はれた産業經濟界の自治的輸出補助制度があり、更に最近には輸出向注文に對し原料割當其他の優先的取扱をなすとか、輸出品生産者に對し政府注文の割當てを多くするとかの手段が行はれてゐる。

尚ほ「新政策」實施の翌夏から行はれた産業經濟界の自治的輸出補助制度があり、更に最近には輸出向注文に對し原料割當其他の優先的取扱をなすとか、輸出品生産者に對し政府注文の割當てを多くするとかの手段が行はれてゐる。

三　爲替清算協定

獨逸が爲替清算協定を採用するに至つた過程をみると、二つの場合が考へられる。一方は獨逸が積極的立場に立つた場合であり、他方は逆に獨逸が消極的立場に置かれた場合である。先づ最初は前者であるが、獨逸の清算制度採用はヨーロッパの爲替管理諸國をば特殊の支拂機構を通じて獨逸と有機的關係に立たしめ、以つて獨逸輸出貿易から生ずる債權をば外國の爲替管理から保護しようと努めたことに由來したものである。かくして最初の協定が、ヨーロッパ東部及び東南部諸國との間に締結されたのであるが、此等諸國に於いては、トランスフアーすべき債務の巨額なると、その主要生産物の價格の暴落とによつて、その爲替狀態は益々惡化し、獨逸の輸出に對する支拂も愈々遲延するのみならず、不可能にさへ陷りつゝあつたのである。その上、獨逸は此等諸國に對して、爲替管理のために封鎖された舊商品債權をも有してゐたのである。是れに對して、その他の場合に於いては、獨逸はその爲替政策の見地から云つて、極力清算制度の適用を回避して來たのであるが、遂ひに一九三三年のトランスフアー・モラトリアムの宣言以後、之を轉換せざるを得ぬことになつた。獨逸の取得する外國爲替を以てしては、總ての債權國に對する支拂を實行するには最早足らぬことゝなつたので、獨逸をして總ての債權國をば平等に取扱ふといふ舊來の原則を維持せしめようとすれば、たゞ一般的モラトリアムあるのみといふ狀態に陷つた。そこで先づ瑞西、續いて佛蘭西及び和蘭は、獨逸に對してモラトリアムを拒否し、互惠的取引への轉換を要求した。而して一方には强制的清算を實行せんとする氣勢を示した。蓋し此等の諸國は獨逸から輸入超過の關係にあり、然もその入超額を以てしても對獨債權の回收をなし

得ると確信したからである。卽ち、清算の原則は、結局投資政策の見地から國際貿易に採り入れられたのであつて、後に起つた英吉利の場合とてもこの例に洩れるものではなかつた。

かくして獨逸は多數の清算協定を締結するに至つたが、その際ヨーロッパ大陸諸國は清算取引をば出來るだけ完全且つ精確に造り上げようとしたところが、英吉利の場合には、それよりも遙かに自由な形式の調整方法が案出された。それ故に旣に一九三四年に本來の清算協定と支拂協定との二類型が成立したのである。

獨逸は現在三十五の爲替清算協定を締結して居り、その貿易の約八〇パーセントはこの制度の下に行はれてゐる勘定である。而してその清算協定に屬するものは、和蘭、伊太利、瑞西、スカンヂナヴイア諸國、チエッコスロヴアキア、西班牙、葡萄牙、ポーランド、ラトヴイア、リスアニア、エストニア、匈牙利、ルーマニア、ギリシヤ、ブルガリア、ユーゴースラヴイア、土耳古、歐羅巴外ではイラン、アルヂエンチン、チリ、コロムビアの二十四ケ國である。支拂協定は英吉利、白耳義、愛蘭、日本、滿洲國、カナダ、シリア、南阿、佛蘭西、ニユウ・ヂーランドの十ケ國である。

以上の如く、現在の處主要な型式は依然清算協定で、卽ち、獨逸輸入業者はその債務をば、伯林に保有される協定國の勘定の中に、外國輸出業者のためにライヒスマルクで拂込むものである。同樣に協定國側では、當該中央銀行に保有される獨逸清算金庫の特定勘定に、獨逸輸出業者のために當該國通貨で拂込まれる。この種の清算協定はアルヂエンチン、チリ、コロムビア等中南米諸國と結ばれてゐるが、此等の協定はその實行のために當該國中央銀行の外に幾多の民間銀行をも含んでゐる。是れに反して、支拂協定にあつては、兩國政府の協定に基き、專ら外國中央銀行のみが、伯林清算金庫の勘定に對して獨逸輸入業者はライヒスマルクで支拂を行ふのであるが、逆に外國に於ける獨逸商品輸入業者は、その輸入代金支拂のために、自國中央銀行に於いて、右の勘定宛の小切手その他の支拂指圖證を買入れるのである。この種の協定は白耳義、カナダ、英吉利、佛蘭西、シリアと締結されてゐる。

工業部門

序

ナチスが政權を掌握して以來六年半足らずの歳月の間に、歐洲に於けるドイツの地位の急速に躍進したことは洵に世界の驚異であらう。ナチス・ドイツはいつの間にかその剝奪された軍備を回復したし、戰敗によつて喪つた領土及び勢力圈を次ぎ次ぎに取り戻して來てゐる。頗る短期間に於ける、ドイツのかゝるめざましい躍進は一體何に基くものであらうか。その祕密はまづナチスの獨裁政治機構とその經濟政策の中に存するであらう。更にまたその經濟的土臺としてのドイツの恐るべき工業力の中に、躍進の原動力が藏されてゐることを見逃してはならない。

ドイツは世界屈指の工業國である。その豐富な鑛物資源と優秀な技術と獨占組織とを以て、その重工業、化學工業の發展は戰前の歐洲に於いてイギリスを凌ぎ、アメリカと世界の首位を爭つてゐた。戰敗はドイツの重要鑛物資源を奪ひ、重要經濟地域を喪はしめ、過重の賠償負擔をこの國に課したが、ドイツは技術と組織の力を以てこれに應じて來た。近代戰爭は總力戰であり、一國の重工業、化學工業設備は潛在的兵器廠である。ヴェルサイユ條約はドイツの軍備を剝奪したが、ドイツに巨大な重工業、化學工業の設備を許す限り、その潛在的軍備を剝奪し得ない、と一部の論者（例へば佛人 F. Delaisi）を歎ぜしめたその杞憂は今や事實となつて現はれて來た。

ドイツは重工業の本場であり獨占の祖國である。その重工業發展は量的にはアメリカに劣るが技術的にはこれに優るとも劣りはしない。その獨占の發展程度はアメリカを凌いでゐる。その國內市場はかゝる高度な工業發展にとつては狹く、外へ向つての膨脹力は老大國イギリスと衝突してかの世界大戰を勃發せしめた。戰後の合理化と獨占組織に

よる再建の努力は、その工業力を回復せしめたが、この努力の副産物としての、更にまた戰勝國よりの搾取の結果としての國内市場の狹隘化は再び同じ矛盾を以て、世界恐慌を深刻化せしめた。ナチスは先づ失業救濟の旗幟の下に、財政を動員して人爲的に市場を作り出すことによつて、慢性的過剩のために半ば活動を停止した尨大な工業生産力に活を入れ、次いで再軍備の下に軍事的需要と云ふ限界なき市場を提供して工業生産力を未曾有の程度に發揮せしめてゐる。その重工業技術の發展は世界に冠たるものであり、その獨占化の水準も世界一である。その缺乏を感ずる點は食料及び原料資源であり、販賣市場である。これを獲得せんがためには、ヴェルサイユ條約を基調とする戰後の體制を打破せねばならぬ。この打破は戰爭の危險を伴ひ、この戰爭に應ずるためにも愈々原料資源の缺乏が痛感されるのである。かくしてナチスは最も早くから戰時自給自足體制の確立に邁進し、一方、代用品工業の建設に向ひ、他方經濟領域の擴大に向つてゐるのである。現在世界を捲き込みつゝある軍擴經濟の動向の中にあつて、ドイツの工業とその組織・政策とはその最尖端に立つ典型である。この世界的動向の今後を見透すためにも、或ひは一部の憂ふるこの動向の限界を見るためにも、ドイツ工業は最も適當な對象である。そこで先づナチス新體制に再編成されつゝあるドイツ工業の元來の特質を明らかにすることから始めよう。

第一章　ドイツ工業の特質とその歴史的背景

第一節　ドイツ工業の近代的機構の成立

ドイツ工業の近代的機構の成立、更に廣く云へばドイツ經濟の今日の骨組が出來上つたのは、比較的新しい時期に屬する。その產業革命はイギリスよりは八十年乃至一世紀遲れ、フランスよりは三十年乃至半世紀遲れたと云はれてゐる。旣に十九世紀初頭より蒸氣機關、紡績機械等がイギリスよりシュレジェン、ザクセン方面に輸入せられたが、封建的勢力が根强く殘存し、小國家が分立して國內市場の統一を妨げ、他方國內產業の未發展に應じて外國貿易の發展も遲れ資本の原始的蓄積が不充分であつた、等々の原因に基いて、近代的大工業の成立を見るに至らなかつた。ところが一八三四年以來の關稅同盟の成立、當時の鐵道の開通は國內市場の統一を促し、一八四八年の三月革命に於ける工業ブルジョアジーの勝利は封建的殘存勢力との妥協に終つたとは云へ、從來の封建諸關係の部分的廢止を齎らし、それまで遲々たる發展を示して來たドイツの產業革命は、一八五〇年代より嵐の如き展開を示すに至つたのである。

この第一次產業革命は、相次いで重工業と獨占によつて特徵づけられる第二次產業革命に入り、遲れて出發したドイツ工業は十九世紀末より二十世紀初頭にかけて、先輩イギリスに追付き追越して重工業と獨占の祖國たるの地位を獲得するに至つたのである。而して、かゝる發展の契機となつたものは、一八七一年普佛戰爭の勝利とこれに伴ふドイツ帝國の統一である。普佛戰爭の勝利はアルサス・ローレンの豐富な鐵資源を獲得せしめ、賠償金の形で莫大な資

本をフランスより流入せしめた。ドイツ帝國の統一とビスマークの政策とは、國内市場の統一を完成せしめ、資本主義的發展を抑制して來た封建的諸障碍を撤廢せしめた。かくしてドイツ工業は大躍進を遂げ、國内の豐富な石炭、鐵資源を基礎とする重工業の發展と、一八七、八〇年代の不況裡に胚胎したカルテル組織とを以て、十九世紀末より二十世紀初頭にかけて獨占資本主義の典型としての、ドイツ工業の近代的機構を成立せしめた。

以上の如くドイツの工業的發展は頗る急速であつた。十九世紀の後半の僅か半世紀間に、ドイツはイギリスが一世紀半、フランスが一世紀かゝつて到達したところの水準に到達し、更にこれを凌駕するに至つた。ドイツはこの半世紀間に農業國より工業國に發展したのみならず、第一次產業革命より直ちに第二次產業革命をも遂行してしまつたのである。この間の事情は、第二次產業革命の中心をなした石炭と鐵鋼についての次に揭げる英、米、獨三國の生產額の比較表を見れば明瞭である。その發展に於いてドイツはアメリカには及ばないが、イギリスを凌駕してゐる。先づ鋼鐵の生產に於いては、一九〇〇年既に英國を凌ぎ、銑鐵の生產に於いては大戰直前の一九一〇年、同じくこれを凌いでゐる。石炭の生產額に於いては英國に劣るが、その生產增加率は遙かにこれを凌いでゐる。一八八〇年より一九一〇年に至る三十年間にドイツの石炭生產は三倍餘に、銑鐵生產は五倍餘に、鋼鐵生產は十九倍近くに飛躍的增加を示し、ドイツ重工業のこの時期に於ける急激な發展を物語つてゐる。これに對してイギリスに於いては同じ期間に石炭生產は二倍弱、銑鐵生產は三割弱、鋼鐵生產は五倍弱の增加を示すに止まつてゐる。

ドイツが、かくの如く急速にその工業を發展せしめることが出來た所以は、先づ第一にその豐富な國内重工業資源に基くものと云はねばならない。次ぎに先進國イギリスが長期にわたつて發達せしめて來た各種の機械及び技術を輸入の方法で急速に吸收することが出來た點を擧げねばならない。更に第三には自由主義を基調とせる時期は短く、イギリス製品の壓迫に對抗するため、國家が保護關稅及び輸出奬勵金其他の手段によつて、頗る手厚い保護を工業に加へたことである。而してこのことはまた、重工業資源の豐富なることゝ並んで第二次產業革命を逸早く展開せしめた原因でもある。

へたことである。而してこのことはまた、重工業資源の豐富なることゝ並んで第二次産業革命を逸早く展開せしめた原因でもある。

英米獨石炭・銑鐵・鋼鐵生産額

年次	石炭（單位百萬メートル噸） 英國	獨逸	米國	鋼鐵（單位千英噸） 英國	獨逸	米國	銑鐵（單位千英噸） 英國	獨逸	米國
一八七〇	一一七・四*	二九・三*	四二・五*	二一五	—	三九	五、九六四	一、二四〇	一、六六五
一八八〇	一四七・〇	四七・〇	六四・八	一、二九五	七一五	一、一七五	七、七四九	二、四二九	三、八三五
一八九〇	一八一・六	七〇・二	一四三・一	三、五七九	二、一九七	四、二〇二	七、九〇四	四、〇三五	九、二〇三
一九〇〇	二二五・二	一〇九・三	二四四・六	四、九〇一	六、三〇九	一〇、〇八三	八、九六〇	七、四二九	一三、七八九
一九一〇	二六八・七	一五二・八	五〇一・六	六、三七四	一三、一〇六	二五、九一八	一〇、〇一二	一二、九〇五	二七、三〇四
一九二〇	二三三・二	一三一・四	六五八・三	八、八〇五	一三、一七一	三一、九六六	八、〇三五	六、二九九	三六、九二六
一九三〇	二四七・七	一四二・七	四八七・〇	七、一〇七	二一、八八四	四〇、〇八四	六、一九二	九、五四二	三一、七五二

（備考）＊一八七一年。

United States Bureau of Labour, Coal Mine Labour in Europe, 1905,
Woytinsky, Die Welt in Zahlen, Vol. IV.
Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1932,
Statistics of the Iron and Steel Industries.
に據り作成。

第二次産業革命は石炭・鐵鋼業を中心とする重工業發展と、これの組織となつた水平的、垂直的獨占の發展を內容とするものであるが、その最も重要な技術的發明は製鋼法の出現を起點とする鐵鋼業技術の發達であり、その獨占形態の樞軸を形成したものは石炭・鐵鋼業を貫く縱斷的獨占である。製鋼技術の發達はベッセマー法（一八五六年）及びシ

ーメンス・マルチン法（一八六九年）の二つの革命的發明を出發點とするものであるが、未だ鋼鐵時代の初期にあつては、當時の酸性製鋼法が含燐量の少い良鑛にのみ適用し得られたので、その獲得に惠まれたイギリスは鍊鐵時代からの優越的地位を依然として保持し得たのである。然るに一八七九年トーマス・ギルクリスト法が發明せられ鹽基性製鋼法が現はれるに及んで、含燐量大なるローレン地方の尨大な鐵鋼資源が有利に處理しうるに至り、ドイツ鐵鋼業はアメリカのそれと並んで急激に勃興したのである。英國がその專門とした酸性鋼は品質は高級であるが、鹽基性鋼より生產費が高い。戰前に於いては尙ほ酸性鋼の需要は可成り存したが、戰後に至つては改良された鹽基性鋼を以て酸性鋼に代位せしむるに至り、前者は後者に對して壓倒的優位を獲得するに至つたのである。次ぎに鍊鐵時代に既に成熟したイギリスの製鐵業に於いては、その古き設備が鋼鐵時代の新組織へ推移することを困難ならしめた。これに反して新らたに製鐵業を設立するドイツ、アメリカ等は、十九世紀末以來發展した新組織、例へば燃料其他の節約をなさしめる縱斷的一貫作業の組織、或はまたコークス爐より副產物を採つて化學工業を兼營する組織等を直ちに採用し得たのである。卽ち鍊鐵・鑄鐵及び酸性鋼、これらの原料としての銑鐵等の生產に長所を有して來た英國にとつては鋼鐵時代の技術的發展の方向は著しく不利であり、新興ドイツにとつては逆に有利であつた。

以上の如く、イギリスは當時の新技術を採用するのに古い設備が障碍となつて困難を極めたのに反して、新興ドイツ工業は頗る有利であつたと云ふ事情はまた、當時の企業組織の新形態たる獨占組織の採用についても云ひ得るところである。自由競爭の制度を傳統として永く維持して來たイギリスに於いては、獨占の新形態は古き組織より反撥され、中々容れられるところとならなかつた。これに反してドイツに於いては、保護關稅その他による國家の工業保護策は夙に行はれ、この保護關稅はやがて轉じて獨占關稅となり、獨占形態の發展を促進した。大戰前を通じて輿論は時に獨占攻擊に轉じたが、國家はアメリカの反トラスト法の如き獨占取締法を制定せず、寧ろこれを保護する傾向を示して來たのである。

ドイツの國內市場は、この國の特殊の經濟機構に基いて狹少であり、工業の急激な發達は直ちに激しい競爭と過剩

示して來たのである。

ドイツの國内市場は、この國の特殊の經濟機構に基いて狹少であり、工業の急激な發達は直ちに激しい競爭と過剩生產の問題に當面せざるを得なかつた。玆に於いて一八七三年の恐慌以後徐々に出現し、十九世紀末工業の土臺となつたものはカルテルであつた。小規模工業が尙廣汎に存し、獨立企業の傾向の强きに應じ、且つ市場獨占の效果を發揮せしめる爲に採られた獨占形態は、過去のツンフト的傳統に助成せられたカルテルの新形態であつた。その最も注目すべきはルール地方に成立したライン・ウェストファーレン銑鐵シンヂケート（一八八六年成立）及び同石炭シンヂケート（一八九三年成立）並びに製鋼業シンヂケート（一九〇四年成立）であつた。

ところで石炭シンヂケートの成立は炭鐵業の垂直的トラストを發展せしめた。鐵鋼業と炭坑業との合同は既に一八五〇年代より見られたが、これを急速に促進したものは石炭シンヂケートの出現である。製鐵業が炭坑を兼營するのは、單に原料を確保すると云ふ目的のみならず、更に次ぎの如き特別の利益があつたのである。卽ち純炭坑はシンヂケートによつて生產額の制限を受けるのに反し、兼業者は製鐵用石炭の生產については何等の制限を受けない。從つて製鐵業の好況時には自家用炭の生產を增し、不況時には販賣用炭の割當極量まで供給を增加せしめうる。かくして好況不況に應じて、自家用炭と販賣用炭との間のやりくりによつて調節が自在であり、純炭坑に比して景氣の變動に對する抵抗力が大である。更に兼業者は販賣用炭の協定價格の吊上げを策して、高價格による利益を得ると同時に、競爭相手の純製鐵業者を壓迫することが出來る。このやうに兼業者は純炭坑、純製鐵業者に比して、二重の利益を收めることが出來るから、製鐵業の炭坑兼營は盛んとなるのみならず（例へばボフマー・フエライン、ゲオルグス・マリエン・フエライン、クルップ、ヘオツシユ、フエオニツクス、ラインシユタール、シユトウンム其他六大製鐵業者等）、炭坑業者の製鐵業兼營も促進されることゝなつた（例へばゲルゼンキルヘン鑛山株式會社）。更に前記の如く、鐵鋼業に於ける技術上の統

一、特に燃料上の合理化を目的とする一貫作業の發達は銑、鋼を貫く垂直的獨占を發展せしめ、從來熔鑛爐は主に鑛石產地に、製鋼工場はルール炭坑地方に設置せられたのが、今や兩者を同一場所に建設する傾向を生んだ。更に製鋼業とその製品工業、特に機械工業との結合も著しく發展した（例へば古くはグーテホフヌングス製鐵所、當時のテイツセン、クルツプ、ヘオツシユ等）。かくして炭鐵業の結合を中心とする垂直的獨占は、カルテルの水平的獨占と並んで、獨占形態の基礎となつたのである。

またドイツの銀行業が、イギリスに於ける如く、商業銀行にのみ局限されず、證券發行、事業投資をも行つたことは工業の獨占を促進せしめるのみならず、銀行と工業との結合を齎らし、金融資本のコンツエルン的支配を急速に成長せしめることゝなつた。かくして獨占資本主義の成立は典型的に進展し、國內市場の狹隘なることゝ相俟つて、植民地を求める帝國主義的傾向は强烈となり、歐洲大戰にまで突入するに至つたのである。

以上のドイツ工業の近代的機構の成立過程は、次ぎに揭げる工業構成の變化に關する表に於いて明瞭に看取される。卽ち工業從業者數の百分比について見れば、一八八二年より一九〇七年に至る第二次產業革命の時期に於いて、機械工業、金屬工業、建築業、鑛山業及び化學工業は何れもその比重を增加せしめてゐるのに、紡績工業、衣服工業、食料品工業等の輕工業は何れもその比重を低下せしめてゐる。卽ちこの時期の工業發展が重工業を中心とし、輕工業は停滯を示せることが看取し得られる。重工業中躍進の最も顯著なるものは機械工業であつて、從業者數は約三倍に激增し、全工業從業者中に占めるその地位は二倍近くに高まつてゐる。鑛山業、金屬工業、石材、窯業もその從業者數を倍加し、化學工業は二倍半、建築業は三倍にその從業者數を增加せしめてゐる。これに反して紡織工業、衣服工業、食料品工業の從業者數の增加は比較的少く、全工業從業者數の中に占める比重を見れば紡織工業は一五％より一〇％衣服工業は一九％より一二％、食料品工業は一二・五％より一一・四％へと低下してゐる。卽ち工業從業者數より見た

これら輕工業の三大部門の地位は全體の四割七分より三割三分に低下し、是に對して機械工業、金屬工業、鑛山業、建築業、石材窯業等の重工業、生產財工業の地位は三割六分より四割八分へと向上してゐる。以上の如く輕工業と重

これら輕工業の三大部門の地位は全體の四割七分より三割三分に低下し、是に對して機械工業、金屬工業、鑛山業、建築業、石材窯業等の重工業、生産財工業の地位は三割六分より四割八分へと向上してゐる。以上の如く輕工業と重工業の地位はこの期間に顚倒し、重工業がこの國の工業の中心となつたことが現はれるのである。新興工業の中心は既に述べた石炭、鐵鋼、機械、鐵道、船舶等を貫く一系列の巨大企業であり、更にA・E・G（一八八七年設立）等の大企業を擁する電氣工業、世界獨歩の地位を占めるに至つた染料、薬品工業等を中心とする化學工業の擡頭も看過し得ぬところである。

また工業全體の經營數と從業者數を比較して見ると、經營數が約一割の減少を示してゐるのに反して、從業者數は二倍近くに增加し、經營規模の擴大、企業集中及び獨占の發展を窺知せしめる。紡織工業に於いては經營數の減少は最も著しく、從業者數が稍々增加を示して居るのに對して經營數は四割に激減してゐる。食料品工業、衣服工業等に於いては、經營規模擴大の傾向は餘り顯著ではない。機械工業、金屬工業、鑛山業、石材窯業、化學工業等の領域に於いては經營數は或ひは微增し、或ひは減少して比較的大なる變化を示して居らぬのに對して、從業者數は二倍乃至三倍に激增し、重工業部面の企業集中の盛行を示してゐる。

これを要するにドイツ工業の成立期に刻印されたその特徴は次の如くである。

(一)頗る短期間に第一次産業革命と第二次産業革命とを相次いで完成したこと。從つて一方に於いて封建的殘滓を充分整理してゐないのに、他方に於いて最高度の資本主義的發展を遂げたること。

(二)國内の重工業資源を基礎として重工業はその工業の中心を形成せること。

(三)重工業を土臺とし、一方銀行との密接な結合を形成して、巨大な獨占企業が成立し、獨占資本主義的發展の最高度の水準に到達せること。

大戰前に於けるドイツ工業の構成變化（ドイツ工業に於ける近代的構成の成立過程）

	經營數			從業者數（單位千人）			從業者數百分比（%）		
	一八八二年	一八九五年	一九〇七年	一八八二年	一八九五年	一九〇七年	一八八二年	一八九五年	一九〇七年
鑛山業、鎔鑛業、鹽業	五、二八九	四、〇〇三	五、二六六	四三〇	五三六	八六一	七・二	六・七	七・九
石材業、窯業	五二、九九四	四八、二二九	四七、六二六	三四九	五五八	七七〇	五・九	七・〇	七・一
金屬工業	一六四、二三五	一五八、六一八	一五二、五三三	四六〇	六四〇	九三七	七・八	八・〇	八・七
機械器具工業	八二、八七四	八七、八七九	九四、四九二	三五六	五八三	一、一二〇	六・〇	七・三	一〇・三
化學工業	九、一九一	一〇、三八五	一〇、五六二	七二	一一五	一七二	一・二	一・四	一・六
油脂工業（燈油、油脂、石鹼、塗料等）	七、一六二	六、一九一	六、一三七	四三	五八	九三	〇・七	〇・七	〇・九
紡織工業	三四四、四八二	二〇五、二九二	一三六、三六四	九一〇	九九三	一、〇八八	一五・三	一二・四	一〇・〇
製紙業	一五、八一四	一七、六三一	一九、七八七	一〇〇	一五三	二三一	一・七	一・九	二・一
皮革工業	四四、七三五	四七、三三五	四九、七七三	一二一	一六〇	二〇七	二・〇	二・〇	一・九
木材及木製品工業	二三八、九六九	二一九、九一四	二〇五、四一八	四七〇	五九八	七七一	七・九	七・五	七・一
食料品及享樂品工業	二四五、二八六	二六九、九七一	三〇九、八三六	七四四	一、〇二一	一、二四〇	一二・五	一二・八	一一・四
衣服工業	七六六、五八七	七四二、五六四	六八三、五四三	一、一二〇	一、二二五	一、三〇四	一八・九	一五・三	一三・〇
清掃業	一一二、五五二	一〇六、二八一	一二五、七三八	一四〇	一六六	二五五	二・四	二・一	二・四
建築業	一六二、五三五	一九八、九八五	二〇八、四一八	五三三	一、〇四六	一、五六四	九・〇	一三・一	一四・四
複寫業（印刷寫眞其他）	九、六一三	一四、一九三	一八、八八六	七〇	一二八	二〇九	一・二	一・六	一・九
美術工藝業	八、〇三三	九、五一一	一一、九九九	一五	二〇	三〇	〇・三	〇・二	〇・三
合計	二、二七〇、三三九	二、一四六、九七二	二、〇八六、三六八	五、九三三	八、〇〇〇	一〇、八四三	100・0	100・0	100・0

（Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1915, SS 65—66. より作成）

（四）この國の經濟機構の特質に基き、かゝる高度の工業發展に對して國內市場は狹い。また國內原料資源は一部重工業にとつては稍豐富であるとは云へ、輕工業原料は殆んど輸入に仰がねばならず、鑛物資源も重工業の急激な發展

（四）この國の經濟機構の特質に基き、かゝる高度の工業發展に對して國內市場は狹い。また國內原料資源は一部重工業にとつては稍豐富であるとは云へ、輕工業原料は殆んど輸入に仰がねばならず、鑛物資源も重工業の急激な發展に對しては、種類に於いても量にも於いて不充分である。原料を輸入し、製品を輸出せねばならぬと云ふ事情は特に強く、植民地獲得の立遲れはこれに對する渴望を愈々大ならしめ、歐洲大戰の有力な動因となつた。

最後にドイツ工業の地域的分布を見よう。前述の如くドイツ工業の發達はその豐富な鑛物資源に基いてゐるのであるが、先づ石炭について見れば、ライン河流域地方、特にルール炭田（全ドイツ石炭埋藏の約六割、石炭生產の約七割五分を占む）が壓倒的地位を占め、次いでザール及び上部シュレジエンがある。褐炭に於いてはドイツの中部、ザクセンが中心である。鐵鑛に於いては戰前まではローレンがその大部分を供給し、然もそれでも不足してゐたのに、これを失つた戰後に於いては殆んど全部をスエーデン、スペイン、フランス等よりの輸入に仰がねばならなくなつた。次ぎにスタスフルトを中心とする中部地方には世界最大の加里鹽（加里肥料原料）資源がある。ドイツの北部及び南部は鑛物資源に乏しく、北部の泥炭及び褐炭、南部の水力資源が工業資源として擧げ得るのみである。

鑛物資源と並んでドイツの工業地帶の發達に寄與してゐるものは、緩やかに北流して北海、バルチック海に注ぐ數條の河川であつて、何れも上流まで舟運の便があり、またこれらを運河が連絡してゐる。西のラインよりエムス、ウエーゼル、エルベ、オーデル等が主要なものであり、就中ラインとエルベの兩河の役割は大きい。

かゝる條件を前提としてドイツの工業は三大工業地域に集中せられてゐる。先づライン河流域の西部工業地帶は、ドイツ第一の重工業地方であつて、ルールの石炭とローレンの鐵鑛（但しこれは戰前まで）を結んで鑛山業及び金屬工業、機械工業が集中し、更に石炭のコークス化副產物としての化學工業が發達してゐる。ルール河がラインに注ぐ一帶の地域には數多の工業都市（ドルトムント、エッセン、ヂュイスブルグ、デュッセルドルフ、ゾーリンゲン等）が重工業の巢を形

成してゐる。次ぎにエルベ河上流のザクセン・チューリンゲンの中部工業地帶は各種の製造工業の中心であり、輕工業、就中纖維工業はその首位を占めて居り、金屬製作工業、特に機械工業も注目すべきである（ライプチッヒ、ドレスデン、ケムニッツ、ツウイカウ等）。またスタスフルトの加里鹽、マグデブルグの製糖業も看過し得ない。第三の工業地域はシュレジエンの東部工業地帶であり、上部シュレジエンに於いては石炭と金屬工業が壓倒的であつて、ライン地方に次ぐ第二の重工業地帶を形成してゐる（但し戰後その主要部分はポーランドへ割讓）。他の部分では纖維工業、食料品工業（中心ブレスラウ）硝子生産等が發達してゐる。以上西より東へかけて連る三大工業地帶に對し、ベルリンとその郊外の地域を忘れてはならない。ベルリンは機械工業及び電機工業の最大中心であり、金屬、被服その他各種の工業が發達してゐるのである。またハンブルグやブレーメン等の北部の港市には造船業、輸入原料に基く特殊工業が發達してゐる。

第二節　戰後に於ける合理化と獨占

大戰に於ける敗北は、ドイツの工業に甚大なる打擊を與へた。就中アルサス・ローレン及びザールをフランスへ、上部シュレジエンの重要部分をポーランドへ奪はれたことは、ドイツ工業にとつて最も大きな痛手であつた。ヴェルサイユ條約の結果、ドイツは一九一三年の生産額を基準とすれば、鐵鑛の八〇%、銑鐵の四三%、鋼鐵の三六%、石炭の二六%、コークスの九%、石油の四一%、錫鑛及び錫の六〇%、亞鉛鑛の三九%、亞鉛の二一%を失つたと云はれる。その上、全植民地と外國投資を失ひ、貿易のための商船の大部分は奪はれた。然も戰爭によつて國內生産設備は荒廢し、勞働人口は激減した。かくの如く生産手段を奪はれ、生産力の破壞せられてゐるところへ、更に尨大なる賠償負擔を課せられたのである。

かゝる背景の下に一九二二―三年の恐るべきインフレーションが生じた。ドイツの工業資本はインフレーションを最も有利に利用し、その克服とそれに續くデフレーション時代を通じて、漸く正常の狀態に立直ることが出來たので

かゝる背景の下に一九二二—三年の恐るべきインフレーションが生じた。ドイツの工業資本はインフレーションを最も有利に利用し、その克服とそれに續くデフレーション時代を通じて、漸く正常の狀態に立直ることが出來たのである。一九一八年十一月革命以後、ワイマール憲法の下にドイツの勞働階級は未曾有の權力を獲得し、八時間勞働制、社會的賃銀、工場委員會制等を求め資本はこれを容認せざるを得なかつた。かうして失ひかけた資本の威力はインフレーションを通じて再び確保せられた。卽ちこれによつて實質賃銀は低下し、中產階級の貯蓄は無價値となり、中小企業の競爭力は破壞され、集中は急速に進行した。產業資本の價値は騰貴し、資本は巨大企業へと流入し、產業資本の勢力はインフレーションによつて强化せられた。これに續くデフレーションはインフレ景氣によつて急に出來上つたスティンネス・コンツェルンを始め多數の所謂「インフレ・コンツェルン」を崩壞せしめると共に、企業の整理、集中を促進したのである。かうして一九二五年の「整理恐慌」が克服せらるるや、ドイツ工業の一時的な安定期が到來したのである。

合理化と獨占とは、この戰後のドイツ工業の復興を齎らすための武器であつた。この兩者は密接なる關聯に立つものであつて、ドイツの合理化運動は先づ企業の結合、獨占組織の發展に始まり、戰後の獨占の形成はまた經營の內部的合理化を目ざすトラスト、コンツェルンを特徵としてゐたのである。

先づ原料資源及び生產設備の剝奪による從來の生產組織の分裂の結果、戰後の新しい條件の下に工業の根本的再編成を行ふことが必要となつた。例へば戰前ローレンやルクセンブルグの鐵工業は原料コークスをルールに仰ぎ、その生產した銑鐵、半製鋼をルールに送つて完製せしめると云ふやうな關係にあるもの多く、ルールとローレン、更にはザール、ルクセンブルグ等は一ブロックの觀を呈して居たのであるが、ローレンとザールはフランスにもぎ取られ、ルクセンブルグの製鐵所も、同國が關稅同盟を脫退したゝめブロックより離脫することゝなり、ドイツの重工業

は「中間生産過程たる熔鑛爐、製鋼工場及び壓延工場を缺如せるトルソ（首手足なき彫像）となつた」（Troso）。かうしてライン・ウェストファレンの鐵鋼業は原料を全く輸入に仰がねばならなくなると共に、一切の生産過程を自ら備へて獨立せねばならなくなつたのである。上部シュレジェンの石炭鐵鋼業地帶がポーランドに分割せられた事情も同様である。以上の如く、一聯の大企業の生産の一貫性が破壊せられた結果、新しく獨占を建て直す必要が、缺乏せる原料と、資本とを以て最も有利に經營を營まねばならぬと云ふ合理化の要求から生じて來たのである。割讓地域に工場を有したこれら企業は、その工場讓渡の補償金又は代償金をも獲得し、インフレーションによる貨幣價値の下落を見越して既設設備の支配のためにこれを投じた。かうして原料の缺乏に應じて生産過程の合理化を目ざす垂直的獨占運動が先づ發展し、また規格の統一、製品の標準化、生産の専門化等、大量生産による合理化を目ざす水平的獨占もまた發達した。インフレーションはこの工業獨占の再編成を促進し、一九二四年以來の外國、特にアメリカからの資本の流入は、獨占企業の手に集り、新體制の下にドイツ工業を復興せしめるのに寄與するところ大であつた。

ドイツに對する外國資本の長期貸付（單位百萬ライヒスマルク）

	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九二四—二九年
總額	四二	一、二六五	一、五三五	一、四一三	一、四六五	三四七	六、〇八八
アメリカより	四二	九二三	一、〇八三	八九〇	一、〇一七	一六六	四、一二一

（Wirtschaft und Statistik, 1930. 5. 1.）

ドイツに於ける合理化は、原料及び資本の缺乏と國內市場の窮乏とに直面し乍ら賠償義務の下に輸出の强行をなさねばならぬと云ふ特殊事情に基くものであるだけに、廣大な國內市場と豐富な資本及び資源を背景に持つアメリカの合理化とは稍異つた特徴を有してゐる。アメリカの合理化は何よりも先づ大量生産を第一とし、機械化及びコンヴェイヤー・システム、その他による生産設備の更新、新設の方向に中心が置かれてゐるのに對して、ドイツにおいては大量生産、新機械の採用は勿論行はれたとは云へ、寧ろ重點は、資本を比較的要せざる既存設備の再編成、これに應ずる獨占組織の建て直し及び比較的低廉な勞働力を極度に利用する勞働の科學的管理に置かれてゐる。從つて獨占化の水準はアメリカよりも高く、國內市場の狹隘化の矛盾もまたアメリカよりも深刻である。

勞働力を極度に利用する勞働の科學的管理に置かれてゐる。從つて獨占化の水準はアメリカよりも高く、國內市場の狹隘化の矛盾もまたアメリカよりも深刻である。

戰後のドイツ工業に於ける獨占が、以上の如く產業合理化、既存設備の再編成を通じて對外競爭力を强化し、輸出の增進を計ることを目的として行はれたのみならず、更にまた戰後の勞働者の勢力增大に對抗する目的をも含んでゐたことを忘れてはならない。例へば大戰直後、產業社會化委員會は石炭業社會化を提案したが、工業資本は炭坑及び鐵鋼業の縱斷的獨占を形成することによつてその實現を妨害したのである。卽ちトラスト、コンツェルンの結成は社會化に對する防禦策となつたのである。蓋し石炭、鐵鋼より機械製作に至るまでの生產過程を貫く獨占企業から、その不可分の構成分子たる炭坑のみを離脫せしめて社會化することは、事實上不可能であるからである。

戰後に於けるドイツ工業の獨占化は、戰前にはカルテルを中心としたのに對して、トラスト・コンツェルンの形態を中心としてゐるのであるが、就中注目すべきものは合同製鋼株式會社とI・G染料會社である。

前記のフーゴー・スチンネスのコンツェルンがインフレーションの終末と共に崩壞するや、このライン・エルベ・ウニオン（ゲルゼンキルヘン）とティッセン及びフェニックス團並びにドイツ・ルクセンブルグ、ボフューム、及びライン製鋼會社の六大鐵鋼會社が相合して、一九二六年五月設立した大トラストが合同製鋼株式會社である。この巨大トラストは設立直後多くのコンツェルンを自己の支配下に置き、その後更に合併を續け、一九三〇年粗鋼カルテル更新の際多くの企業を買收して其規模を擴大し、一九三二年には中部ドイツの主要鐵鋼會社をも合併し更にこれを通じて上部シュレジエン鐵鋼業をも支配してゐる。全國熔鑛爐總數一一六基の中、一九二八年には五六基が合同製鋼に屬し、更にそれはトーマス爐及びベッセマー爐三三基、シーメンス・マルチン爐一一一基、炭坑一五三を擁し、石炭資源より機械製造工場（ドイツ最大機械工業トラスト「デマアグ」の株式五割所有）に至る各生產過程を支配するのみなら

す、石炭化學工業をも支配し、ドイツ冶金工業勞働者總數の五七%はこれに屬した。その獨占的支配はかゝる縱斷的結合に止まらず、一九三一年九月現在、次の如く多數の重要カルテルに於いても獨占的勢力を有した。即ちライン・ウェストファーレン・石炭シンヂケート（參加割合二二%）、銑鐵組合（參加割合四三%）、A種製品（重鋼及び半製鋼）組合（參加割合國内三八%）、棒鋼組合（參加割合三一%）、ユニバーサル鋼組合（參加割合、國内四二%、海外六二%）、帶鋼組合（參加割合國内三九%、海外三五%）、厚鋼板組合（參加割合三九%）、中鋼板組合（參加割合國内一四%、海外一三%）、薄鋼板組合（參加割合二八%）、壓延線材組合（參加割合三〇%）、鋼管組合（參加割合五〇%）等々。而して合同製鋼株式會社の金融的背景は、ドイッチェ・バンク、ディスコント・ゲゼルシャフト其他の大銀行である。合同製鋼に次いでフリードリッヒ・クルップの大トラストがあるが、一九二九年にはこれら二大トラストを含む七大會社は全獨銑鐵生産の七八%、鋼鐵生産の七四%を支配し、その中六割以上は合同製鋼株式會社によつて占められる有樣であつた。合同製鋼は歐洲最大の冶金工業獨占であり、大陸鋼カルテルに於いても重大なる支配的役割を有してゐる。その支配者はティッセンとフリークであつた。一九三二年ドイツ政府は恐慌に惱むフリーク・コンツェルンの崩壊による混亂を憂慮し、またその株式の所有權がフランス、ルクセンブルグ等の外國に移ることを恐れて、その株式を買收して統制力を得たが、一九三三年にはナチス政權下に於ける改組を通じて、再び民營化し、「ゲルゼンキルヘン」がその統制會社となつた。合同製鋼は十三の地方別會社として分散し、炭坑は切離されたが、政府の支配力は著しく減じ、トラストの大株主ティッセンは各經營に對する支配力を保有してゐる。

　I・G染料會社は一九二五年バーデン・アニリン・ソーダ製造會社が中心となつて、バイエル染料會社其他の五大化學工業コンツェルンを合併して成立したものであつて、ドイツ化學工業株式總資本の五二%を占めてゐる。ドイツには二十餘の化學工業コンツェルンがあるが、實質的にはイー・ゲーが壓倒的支配力を握つてゐる。その直接支配する

企業は化學工業二十三社、電氣化學及び冶金工業十一社、石炭、褐炭、石油方面十七社、人絹及びフィルム七社、その他十九社、合計八十四會社に上る。イー・ゲーはドイツ化學工業製品國内供給の三分の一、輸出の三分の二を占め

企業は化學工業二十三社、電氣化學及び冶金工業十一社、石炭、褐炭、石油方面十七社、人絹及びフィルム七社、その他十九社、合計八十四會社に上る。イー・ゲーはドイツ化學工業製品國內供給の三分の一、輸出の三分の二を占めて居る。その元來の事業たる染料に於いては全ドイツを殆んど完全に獨占し、合成石油に於いてもその支配は一〇〇%に近く、窒素シンヂケートに於いてはその七五%を支配し、藥品の四〇%、人絹の二五%をそれぞれ支配してゐる。また近年人造石油、人造ゴム等の代用品工業に於ける發展は著しい。その從業員數は一九三三年ドイツ化學工業總從業員數の四割弱を占めてゐる。從つてまた世界に於ける地位も指導的であつて、殊に世界生産の過半を占めるドイツ窒素工業を支配することによつて、窒素に對する世界的支配力は獨占的である。

この外、電機工業に於けるA・E・Gとジーメンス、電力業に於けるライン・ウェストファーレン電氣會社、セメント工業に於ける三大コンツェルン、加里工業に於ける二大コンツェルンを始め、重工業、化學工業部門を中心に戰後のコンツェルンの發展はめざましく、コンツェルンの各産業部門に對する參加割合を見れば、石炭採掘業九三%、褐炭採掘業九〇%、加里採掘業九八%、鑛山企業九八%、鐵鋼業八五%、鐵金屬附屬工業八三%、電氣工業八七%、化學工業八三%、染料工業九六%に及んでゐる。

戰後の獨占化運動がトラスト、コンツェルンを中心としたとは云へ、カルテルの發展も著しかつた。戰前の一九一〇年、既に加里工業には强制カルテル制が行はれたが、大戰中戰時經濟統制の必要からカルテルを通じての政府の統制は益々急務となつたので、强制カルテルの制度は石炭業を始めとして酵母業、セメント工業及び野菜乾燥業等にまで及び、戰後の産業社會化運動はまた强制カルテル制を普及せしめることゝなつた。ところで戰後に於いては物資は缺乏し、生産力は過少であつて、一方價格の騰貴は甚だしく、殊にインフレーション時代にはカルテルに對する輿論の攻撃は激化し、遂に一九二三年には「經濟力濫用禁止令」が公布せられ、時の聯邦首相シュトレーゼマンは「協定

やシンヂケートに依つて競爭を防止せんとする時代は過ぎ、今や技術の進步、製品の改良によつて世界競爭場裡に勝利を得る事が必要である。特に現下の狀態は勞働者の生産能力の增進を要求するものであつて、是に反し勞働者の利益を壟斷するが如き價格政策は排除せねばならぬ」と述べてカルテル取締に向つた。一方資本側はコンツェルン形成に依る合理化に邁進したことは既に述べた如くである。ところが一九二五年より安定期に入るに及んで工業生産力は回復に向ひ、インフレーション時代の爲替ダンピングが不可能となるや漸く生産過剩は著しくなり、生産費の切下げと市場の獨占を目ざすカルテル運動は再び活潑となつた。戰前のカルテル數五百乃至六百に對して一九三〇—三二年には約二千五百のカルテルが殆んど總べての工業分野を統制し、就中鐵鋼及び同製品、機械、加里、窒素、石炭、瓦斯等の重工業、化學工業に於けるカルテルが特に强力である。政府はまたこれに支持を與へ、一九二九年以後に於いて若干の新强制カルテルを設立せしめ、世界恐慌に入るやこの政策は更に强化せられ、ナチスの國家的統制以後、資本の自治的獨占統制とこれに對する國家の支持とは更に高度に發展しつゝあるものと見られる。

次に掲げるドイツ工業の經營規模別統計を見ると、五人以下の從業員を擁する零細經營が一九二五年に於いても尙頗る廣汎に存し、五十人以下の從業員を擁する小經營も亦相當多いことが看取される。然し乍ら零細經營及び小經營の吸收する從業員數を見ればその地位は餘り重要性をもたぬことが判るし、更にこれを戰前の一九〇七年に比較すれば、これらの零細經營、小經營の地位は著しく低下せることが明らかとなる。卽ち工業從業員の過半を吸收せるものは從業員五十一人以上の經營であり、工業發展の中心がこれに存することを知りうる。更にこの中、注目すべきものは從業員一千人以上の巨大企業の地位であつて、特に重工業部門に於いてはその壓倒的地位は顯著である。例へば一九三〇年、鑛業に於いては、かゝる巨大企業は全從業員の七二%を吸收し、冶金工業に於いては五二%、電機工業に於いては三九%、機械工業に於いては三三%を吸收してゐる。

ドイツ工業の經營規模　（單位千）

	零細經營（從業員一—五人）	小經營（從業員六—五〇人）	中及び大經營（從業員五一人以上）	總計

ドイツ工業の經營規模　(單位千)

		零細經營(従業員一—五人)		小經營(従業員六—五〇人)		中及び大經營(従業員五一人以上)		總計	
		經營數	従業員數	經營數	従業員數	經營數	従業員數	經營數	従業員數
一九〇七年	數	一、八七〇	三、二〇〇	一八七	二、七一四	二九	四、九三七	二、〇八六	一〇、八五三
	%	八九・五%	二九%	九%	二五%	一・五%	四六%	100%	100%
一九二五年	數	一、六一四	二、八三七	二〇五	二、八九八	三三	六、九六八	一、八五三	一三、七〇四
	%	八七%	二一%	一一%	二三%	二%	五五%	100%	100%
一九三三年	數	一、七四三	三、〇七四	一五四	一、九七四	一九	四、一〇三	一、九一七	九、一五三
	%	九一%	三三%	八%	二一・五%	一%	四六・五%	100%	100%

(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1915, 1933, 1937 より作成)

以上の如きドイツ工業の集中化の程度を評價するために、獨占の典型としてドイツと並び稱せられるアメリカのそれと比較して見よう。從業員一千人以上の巨大企業數が全工業經營中に占める割合は、一九二九年アメリカに於いては〇・五%、一九二五年ドイツに於いては〇・〇三二%、その勞働者數が全工業勞働者數の中に占める割合はアメリカ二四・四%、ドイツ一三・四%、その動力馬力數が全工業動力馬力數に對して占める割合はアメリカ二七%、ドイツ四一・二%であつた。卽ちこれによればかゝる巨大企業數の量的比重に於いてはアメリカはドイツより十五、六倍も優つてゐる。然しかゝる巨大企業への勞働者及び動力の集中程度はドイツの方がアメリカよりも遙かに高い。卽ちアメリカに於いては總經營中〇・五%のものが全勞働者の二割四分、全工業動力の二割七分を占めてゐるのに、ドイツに於いては總經營中僅か〇・〇三%のものが全勞働者の一割三分、全工業動力の四割一分を占めてゐるのである。これによつてドイツはアメリカよりも企業の集中程度は遙かに高いと云ふことが出來る。

このことは獨占企業の支配力についての具體的例によつても云ひ得る。鐵鋼業に於いてはドイツの合同製鋼株式會社のみで銑鐵、鋼鐵、並びに其他一聯の生産に對して四割乃至六割を支配してゐるのに、アメリカではユー・エス・スティールが生産の四割、ベトレヘム・スティールが一割五分、リパブリカン・トラストが一割乃至一割二分を占めてゐる。石炭工業に於てはドイツのライン・ウェストファーレン・石炭シンヂケートは全ドイツ生産の七六%を占めてゐるのに、アメリカに於いては無煙炭を十三の企業が七九%、瀝靑炭を三十の企業が三三%支配してゐる。化學工業に於いてはドイツのI・Gの獨占的支配力は壓倒的であるのに對して、アメリカではデュポン、アライド・ケミカル、ユニオン・カーバイト等の巨大トラストが競爭してゐる。アメリカの電機工業に於いてはG・E・Cを始め六個以上のトラストが競爭してゐるのに、ドイツではA・E・Gとジーメンスの二大トラストに過ぎない。アメリカは企業の經營規模や生産及び資本の絶對額に於いては勿論ドイツを凌駕してゐる。然し、獨占企業の支配力に於いてはドイツはアメリカを凌いでゐるものと云へる。從つてドイツ工業の獨占化の水準は世界で最も高いと云ふも過言ではない。

既に述べた如く合理化は重工業、化學工業、電氣工業等の獨占的工業の領域に於いて最も進展した。勞働者一人當りの生産能力は一九二五年より二七年にかけて、エネルギー産業に於いては七割餘、銑鐵鋼鐵生産に於いては四割餘、機械工業に於いては四割、コークス生産に於いては三割七分、加里生産に於いては三割を增加した。

鐵鋼業に於いては、ヴェルサイユ條約によつて失つた熔鑛爐、製鋼爐、壓延工場等の補充のための新設が、ライン・ウェストファーレン重工業地帶を中心に行はれ、一貫作業の發展と燃料節約の努力がなされた。ローレンの鐵鑛を失つたため屑鐵の積極的利用の方向に進み、その結果熔鑛爐の役割は低下し、ベッセマー法は減じてマルチン法が强化せられた。熔鑛爐の數は一九一三年の二百十六から一九二七、八年には百三十四に減じたが、爐の平均規模は四百立方米から六百乃至八百立方米に擴大し、各爐當り平均銑鐵日産能力は百六十一噸から三百十八噸へと激增した。熔鑛爐一基當り銑鐵平均年産額に關する次表は、英米獨三國中に於いてドイツの擴張率が最も急速なることを示してゐる。

方米から六百乃至八百立方米に擴大し、各爐當り平均銑鐵日産能力は百六十一噸から三百十八噸へと激增した。熔鑛爐一基當り銑鐵平均年産額に關する次表は、英米獨三國中に於いてドイツの擴張率が最も急速なることを示してゐる。

英米獨熔鑛爐一基當り銑鐵平均年産額

（單位千噸）

	一九一五年	一九二〇年	一九二五年	一九三〇年
ドイツ及びルクセンブルグ	四四・二	四三・七	八七・五	一二五・一
イギリス	三〇・三	二八・二	四一・三	四九・四
アメリカ	一二八・五	一三六・八	一六七・六	二一一・七

(Seligman: Encyclopaedia of Social Sciences, Vol. VIII. P. 303.)

石炭業に於ける合理化は、機械化及び電化の方法によつて、採炭より輸送、積載、撰別に至るまであらゆる生産行程に於いて行はれた。ザール及び上部シュレジェンの炭田を失つたドイツ石炭業の合理化は、極度に押し進められ、ルール炭坑の機械化は最も著しく、その機械化率は一九二五年の四八%より一九三二年には九六%に達し、世界の首位を占めてゐる（當時のアメリカ炭坑の機械化率七二%、ベルギー七三%、フランス六〇%、イギリス二三%）。戰後の石炭資源の喪失によつて促進されたものは褐炭利用の多樣化である。就中褐炭の液化事業（人造石油）は遂に經濟的工業化を實現しうるに至つた。かゝる合理化によつて勞働者一人當り年産額は、一九二五年より二九年にかけて、石炭においては二三八噸より三一六噸へ、褐炭に於いては一、七〇三噸より二、三七〇噸へと增加した。

電氣工業については、電球製造の殆んど全過程が自動化されたこと、電力生産高が戰前（一九一三年）の四倍に增加し（一九二九年）工業動力の電化率は一九〇七年の二四%より一九二七年には六五%に達したことを擧げねばならない。

更に、戰前に比して一九二九年に於ける勞働者一人當り動力馬力數の增加率が、イギリスは五五%、アメリカは四四%なるに對し、ドイツは一二七%に及んだ事實は、機械化がドイツ工業に於て如何に急激に行はれたかを物語つて

ゐる。合理化は生産手段部門に於いて特に顯著であつたが、全工業に於ける合理化の發展はまた生産手段部門の消費資料部門に對する比重を高めた。一九二五年より二九年にかけて、生産手段部門の生産額の全工業生産額中に占める割合は五四・五％より五八・五％へと增加したのに對して、消費資料部門の生産額は四五・五％より四一・五％へと低下した。紡織工業、衣服工業、食料品工業の三大消費資料部門の從業員數の全工業從業員中に占める割合は、戰前に比して戰後（一九二五年）には何れも低下してゐる（前掲戰前工業構成表及び後掲戰後工業構成表參照）。戰後に於けるドイツ工業の發展が、戰前に既にその特徴として見られた重工業部面に於いて主として行はれたことは云ふまでもないが、更に幾多の新興工業が擡頭してゐる。卽ち自動車、ガソリン、ゴム、發動機、アルミニューム、褐炭、眞鍮、銅、瓦斯、人絹、窒素等の部門である。これらの新興工業は、その多くが、大戰中の新戰爭技術の發展に基礎を持つものであつて、特にドイツに於いて注目すべきは天然原料の缺乏に應ずる合成原料、代用品工業の發展である。新興工業は以上の如きその成長の特殊事情から何れも軍事的意義を多分に有してゐる。而してこれらの發展テムポは工業全體の發展テムポに比すれば、二倍半乃至三倍の速さであつて、一九一三年の水準に對して一九二八年には貨物自動車は十倍、アルミニュームは六倍半、人絹は六倍餘、窒素は六倍弱、瓦斯は三倍半、眞鍮は二倍半、ゴム及び銅は二倍餘、褐炭は二倍弱にその生産を增加してゐる。これら新興工業は何れも從來の重工業と同じく固定資本の比重は槪して高く、當初より高度の獨占組織と合理化の下に成長して來たものである。

以上の如くドイツ工業は戰敗の傷手を、外國資本の援助と産業の合理化及び獨占によつて切拔け、一九二七年には戰前の生産水準を回復し、一九二八、九年にはこれを凌駕するまでに發展した。

工業生産指數	一九一三年	二五年	二六年	二七年	二八年	二九年	三〇年	三一年
	100	八三	七九	100	一〇三	一〇三	九〇	六九

（P. Berkenkopf, Deutsche Industriewirtschaft, S. 19.）

第三節　世界恐慌とドイツ工業

第三節　世界恐慌とドイツ工業

前節で述べたドイツ工業の復興過程はまた同時に恐慌へ向ふ過程であつた。復興を齎した外國資本の流入、産業合理化、獨占等の諸要因は何れも恐慌を生み出す因子であつた。然もこれが、ヴェルサイユ條約に基づく經濟領域及び植民地の剝奪と賠償金支拂を通じての國際的搾取並びに戰後の世界經濟の一般的な困難の裡に行はれたのであつたから、ドイツ工業の矛盾は特に深刻であつた。

ドイツの工業はその生産力を回復はしたが、國民は窮乏から回復せしめられなかつた。ヴェルサイユ條約及び賠償金支拂等の外部より課せられた負擔と、合理化と獨占による國內工業再建のための負擔とは、何れも國民生活に脊負はされたのである。既に述べた如く、合理化は勞働能率を著しく增進し、しかも八時間勞働制は放棄せられて勞働時間は延長せられた。從つて勞働者の就業率は一九二六年より二八年にかけて約二割を低下し、合理化の最も激しかつたルール炭坑では一九二四年より二九年にかけて從業員の四分の一(九萬二千人)が解雇されたと云はれる。ヴォイチンスキーによれば、ドイツ工業の最も好況期たる一九二五年より二九年にかけて約二百萬の失業者があつた。一九二七年より三一年にかけて金屬工業に於いては勞働者の三割七分が失業し、その中二割七分は合理化に基くものであつたと云はれる。しかも勤勞階級の增加率は人口增加率を遙かに凌いで居り、一九〇七年より二九年にかけての人口增加率一三%に對して勤勞階級增加率は三〇―三五%を示し、一九二四年より三〇年にかけての人口增加率五%に對して勤勞階級の增加率は一六%を示してゐる。かくの如き失業群が好況期に際しても慢性的に存在すると云ふ事實は、ドイツ工業の矛盾を最も集中的に表現してゐる。合理化はまた熟練勞働者の地位を低下し、婦人幼年勞働の使用を盛ならしめた。名目賃銀指數は一九二五年より二九年にかけて熟練工が一割七分、不熟練工が二割三分增加したが、生

計費の騰貴を差引くと實質的には前者が〇・八分、後者が二・二分增加したにすぎない。從つて就業率の減少を考へる時には、勞働階級全體に對する賃銀支拂總額は著しく減少したことになる。

かやうにして國內市場が狹くなつてゐるのであるから、ドイツ工業は外國市場へと驅り立てられるのであるが、植民地は失はれ、ロシア市場もソヴェート政權下にあるため戰前の如くは期待し得ない。しかも賠償支拂のためには益益輸出を强行せねばならず、また實物賠償としての輸出は外國よりの支拂ひを受け得ないから、國際收支關係はこれによつては好轉しない。一九二五年より二九年にかけてドイツの輸出は著しく增加した。その過半は歐洲市場に集中し、更にその中の過半は賠償債權國に向けられた。輸出の中心は化學、機械、冶金、電機、製紙等の工業品でこれらは何れも戰前の水準を突破した。然し輸出總額に於いては一九二九年に漸く戰前の水準に到達したのであるが、工業生產力は戰前の水準を超へてゐたから過剩の矛盾は解決されなかつた。輸出力の增大のためには生產費を切下げねばならず、生產費切下げの努力は合理化の一層の强行となり、國內購買力の減少、失業の增大を益々促すことゝなつた。

過剩生產に對する獨占の政策の結果、操業短縮は甚だしい程度に達した。一九二八—九年に於けるルール炭坑の操短率は二五—二七%、一九二九年に於ける製鋼業の操短率は二五%（當時アメリカの製鋼業のそれは一八%）、機械工業の操短率は一九二七—八年の最好況期でさへ四四%、窒素工業は一般的常態に於いて三〇%、製粉業は一九二六年に五〇%、造船業は一九二八—九年に四〇%、セメントは一九三〇年初めに四三—四五%に及んだ。獨占化の程度の高い部門程操短率も高い。一九二四年より二九年にかけて、ドイツの工業の眞の生產能力は戰前の三倍に達したと云はれるのに、現實の生產增加は戰前の水準を僅かに凌駕するに止まつてゐたのである。しかも獨占企業はその利潤の多くの部分を祕密積立金として積立てたことは、配當率に不相應な株價の騰貴によつても覗はれる。この積立金は獨占協定に際しての割當額の分前を多くせんがための設備擴張、或ひは弱少企業の合併、競爭會社の買收等、獨占資本の競爭政策のために用ひられ、たゞさへ過剩な設備は益々過剩となつた。かくして過剩な設備のために「固定的費用」は激增し、生產費の低下は愈々困難となつたのである。

以上の如く獨占と合理化の結果、

争政策のために用ひられ、たゞさへ過剰な設備は益々過剰となつた。かくして過剰な設備のために「固定的費用」は激増し、生産費の低下は愈々困難となつたのである。

以上の如く獨占と合理化の結果、國内市場の狭隘化—高率の操業短縮—設備の慢性的過剰—慢性的失業群等々の一聯の相關的矛盾を以てドイツ工業は世界恐慌に沒入した。（一）既に高度の操業短縮と失業者を有し乍ら世界恐慌に這入つたと云ふこと、（二）また極度に合理化された生産機構を既に有し乍ら世界恐慌に這入つたと云ふこと、（三）更にこれに加へてヴェルサイユ體制の重壓の下に恐慌に這入つたと云ふこと、これらの特殊事情はドイツの工業恐慌を最も深刻なものとしたのである。

かゝる事情によつて、ドイツの工業恐慌に先立つ景氣昂進は、米佛に比して短期間且つ低度であり、しかも恐慌に沒入してからの生産低落率は世界の水準よりも甚だしかつた。消費財部門に於いては、生産の低下傾向は既に一九二九年末より顯著に現はれてゐた。生産手段部門は一九二九年に至るまで一九二八年の水準を維持してゐた。然し例へば機械工業に於ける一九二九年の上向は、國内的事情よりも寧ろ外國注文に基くものであつて、國内需要は既に減少に向つてゐた。そして外國注文もまた一九三〇年には減退したのである。而して生産手段部門中、石炭、鐵、機械等を除いて鑛山業、金屬加工業、電氣工業、木材工業、建築工業等の生産力は既に一九二八年より停滞又は低落傾向を辿つてゐたのである。

工業生産の總指數は恐慌の底とも云ふべき一九三二年には一九二九年に對し三九％の低落を示し、特に生産手

工業生産數量指數（一九二八年＝一〇〇）

	總指數	生産財 全體	生産財 投資財	消費財
一九二九年	一〇〇・四	一〇四・〇	一〇三・九	九四・八
一九三〇年	九〇・一	八八・七	八四・〇	九二・三
一九三一年	七三・六	六五・四	五五・四	八五・七
一九三二年	六一・二	五〇・二	三七・〇	七七・六
一九三三年	六八・九	五八・五	四七・三	八四・六

工業部門

段部門の生産は恐慌前の半分以下に激減した。生産手段部門中投資財の如きは六割四分の甚だしい減退を示したのである。これに反して恐慌前より既に低落を示せる消費資料部門の生産減退は比較的少く、一九二九年より一割八分の低下を示せるに止まる。部門別に見れば車輛工業が最も生産減退は著しく、次いで鐵鋼業、機械工業、建築材料工業が甚だしい。纖維工業は最も生産低下率は少い。ところで價格の低落は一九三三年に最低に達してゐるが、一九二九年より三三年にかけて生産財の價格指數は一九%弱の低落に止まるのに對して、消費財のそれは三五%弱の激落を示してゐる。卽ち重工業部門は獨占の政策によつて價格を維持し、生産制限を以て恐慌に應じたのに對して、獨占程度低き輕工業は逆の事情にあることが看取せられる。

主要工業生産指數（一九二八年＝一〇〇）

	鐵鋼業	機械工業	車輛工業	建築材料工業	非鐵金屬工業	炭坑業	製紙業	纖維工業
一九二九年	一〇九・九	一〇〇・九	九四・〇	九五・〇	九八・二	一〇八・六	一〇一・九	九二・四
一九三二年	三八・九	三八・二	二六・〇	三五・一	六〇・八	六八・九	七九・九	八〇・〇
一九三三年	五三・〇	四一・九	五〇・七	四七・六	七五・七	七二・九	八三・八	九〇・七

次ぎに、一九二九年に對する一九三二年の世界工業生産指數の低落率は三一・四%であり、ドイツの低落率がこの水準より遙かに大であつたことが知られる。同期に於ける主要各國別の低落率を見ればアメリカが最も甚だしく四六・二%、次いでドイツの三九%、伊太利の三二・二%、フランスの三〇・九%の順である。

ドイツ工業生産のかゝる激減に伴つて、失業者數は激增し、一九二九年の百九十萬人より一九三二年には五百五十八萬人に達し、一九三三年初頭には實に六百萬を超へるに至つた。また同期に工業に於ける就業率は四割に減少した。この失業者數はアメリカを除けば世界第一であり、失業率の點より見ればアメリカをも遙かに凌駕し、世界最惡の狀態にあつた。

かゝる危機に面して、ドイツの獨占資本の採つた政策は、獨占價格の維持、操業短縮の擴大、勞働强化と賃銀の切

にあつた。

かゝる危機に面して、ドイツの獨占資本の採つた政策は、獨占價格の維持、操業短縮の擴大、勞働强化と賃銀の切下げに外ならなかつた。極度の合理化狀態のまゝ恐慌に沒入したドイツは、合理化による生産費低下の餘地は少く、專ら勞働費用の切下げ、勞働條件の低下以外に向ふ道はなかつたのである。獨占價格と非獨占價格との鋏狀差は深まり、獨占部門の價格は世界價格より四割も高位にあつた。困難となつた輸出を打開するためのダンピング價格は、國內價格との間に甚だしい開きを示した。恐慌の原因たるこれら諸政策を以て恐慌を打開せんとすることは元來無理である。自力を以て恐慌を打開し得ざる獨占資本は國家の援助を求め、國家は企業への參與、大企業の租稅負擔輕減、信用の賦與、補助金の交附等の直接的保護救濟策を强め、强制シンヂケート制の擴大、價格統制、關稅政策等を通じて獨占企業の補强に努力し、又財政支出に基く社會事業によつて失業の救濟を計つたのであつたがその努力は空しかつた。かくして勞資の對立は益々激化し、社會的窮迫は極度に押し進められて、左右兩極の何れを選ぶかのドタン場に追ひ込まれたのである。玆に於て一九三三年、窮境の一方の原因たる外國よりの重壓を敢然排除し、國內經濟に對しては獨裁制に基く高度の國家統制と財政インフレによつて國內市場の人爲的擴張を計らうとするナチスが、政權を掌握するに至つたのである。

戰後に於けるドイツ工業の構成

	經營數			從業者數（單位千人）			從業者數百分比（%）	
	一九二五年	一九三三年	增減率（%）	一九二五年	三三年	增減率（%）	一九二五年	三三年
鑛業製鹽業及泥炭採掘業	二、九四五	一、三三四	（−）五四・七	八八五	四九五	（−）四四・〇	六・八	五・四
石材業及窯業	三五、二四三	三四、四〇七	（−）二・四	六九八	四一〇	（−）四一・三	五・三	四・五
工業部門								

鐵鋼業	二、〇二〇	一、四八六	(－)二六・四	五三三	二六九	(－)四八・六	四・〇	三・〇
冶金及金屬半製品工業	一、三九〇	一、一八六	(－)一四・七	七七	四八	(－)三七・二	〇・六	〇・五
鐵鋼、金屬製品製造業	一五一、九〇四	一五七、一二三	(＋)三・四	九〇五	五九八	(－)三四・〇	六・九	六・五
機械器具船舶車輛工業	四一、〇〇九	四一、九四四	(＋)二・三	一、二八三	六一三	(－)五二・二	九・八	六・七
電氣工業	二二、〇九〇	二七、八二〇	(＋)二五・九	四五一	二五四	(－)四三・六	三・五	二・八
光學及精密機械工業	二四、六五五	二二、八〇三	(－)七・五	一五一	一〇二	(－)三二・九	一・二	一・一
化學工業	八、八二九	七、七四〇	(－)一二・三	三二二	二五〇	(－)二二・三	二・四	二・七
紡織工業	一二三、〇九五	六七、七一六	(－)四五・〇	一、二一五	八五七	(－)二九・五	九・三	九・四
製紙業	一四、一九一	一〇、九五六	(－)二二・八	二七三	一八八	(－)三〇・九	二・一	二・一
複寫業(印刷寫眞其他)	二二、〇三六	二五、〇七九	(＋)一三・八	三〇九	二七三	(－)一一・六	二・四	三・〇
皮革及リノリューム工業	三三、七五七	三四、七四八	(＋)二・九	一六七	一二〇	(－)二八・三	一・三	一・三
ゴム及石綿工業	一、三六五	一、九五八	(＋)四三・四	六八	四九	(－)二八・四	〇・五	〇・五
木材及木製品工業	二二〇、三七五	二一六、〇三七	(－)二・〇	九七四	六一二	(－)三七・二	七・四	六・六
樂器及玩具工業	二〇、一五五	一一、〇七二	(－)四五・一	一二〇	三八	(－)六八・〇	〇・九	〇・四
食料品及享樂品工業	二九五、六六一	三〇五、五五一	(＋)三・三	一、三九七	一、四三二	(＋)二・五	一〇・七	一五・七
衣服工業	五八〇、七四〇	五四〇、五〇五	(－)六・九	一、三七五	一、〇五五	(－)二三・三	一〇・五	一一・五
建築及同附屬業	二二二、〇二八	二六三、〇五五	(＋)一八・五	一、五四六	一、〇二六	(－)三三・六	一一・七	一一・二
水道、瓦斯及電氣供給業	六、八五三	八、〇六九	(＋)一七・七	一五〇	一四二	(－)五・七	一・二	一・六
清掃業	八六、四七六	一三七、一九五	(＋)五八・七	二〇九	三二一	(＋)五三・六	一・五	三・五
合計	一、九二六、八二六	一、九二七、七八四	(＋)〇・一	一三、〇九八	九、一五三	(－)三〇・一	一〇〇・〇	一〇〇・〇

(Statistisches Jahrbuch für das Deutsche Reich, 1937. SS. 132—133)

第二章　ナチスの工業政策とドイツ工業の現狀

第一節　ナチスの經濟再編成と工業統制

ナチスが政權を掌握する數ヶ月以前に、ドイツ經濟は恐慌のドン底から僅か乍ら上向を示し始めてゐた。生産指數は一九三二年八月を底として同年十一月には一割八分の增加を示した。物價も同年六月を底として騰勢に向ひ、敏感なる株價は更に上昇を示した。伯林景氣研究所は一九三二年の下半期を評して「ドイツの景氣は原則的に新たなる發展局面に這入つた。經濟收縮は止んだ」との樂觀論を述べた。

世界の工業生産も一九三二年に底を突き翌年には回復に向ひつゝあつた。從つて、一九三三年一月政權を掌握したヒットラーは、資本主義の自働的回復の時期に便乘し得たものと云ふことが出來る。

ドイツ生産指數（一九二八年＝一〇〇）

一九三二年一月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	三三年一月
五二・九	五三・一	五三・三	五四・二	五九・八	六二・九	六一・五	六二・四

（伯林景氣研究所調査）

ところが、ドイツの資本にとつては回復の曙光が見へて來たのであつたが、大衆の困窮は深まるばかりであつた。失業者數は一九三二年初頭の六百四萬から九月には五百十萬へと一時減少を示したのであつたが、季節的關係により冬期に向つて再び增加し、一九三三年一月には再び六百萬を越へる有樣であつた。此期間に賃銀は引下げられて生計費の低下を來たし、政治、社會不安は深まつた。パーペンの後を繼いだシュライヘルは、かゝる情勢の惡化に面して勞働組合との妥協を策したが、重工業家及び大地主の反對はこれを退け、遂にヒットラーの登場となつたのであ

る。

従つてヒットラー政權の第一の任務は失業の撲滅にあつた。これによつて勞働不安を除き、一方農業を救濟し、以て緊急狀態を緩和すると同時に、工業を再編成してその統制組織を樹立し恐慌を打開すること、更に戰後のドイツの苦惱がヴェルサイユ體制の重壓に基くものである限り、この體制打破の前提條件たる軍備の充實、國防經濟の確立に向つてこの統制組織を動員して行くこと、これが將來の見透しであつた。首相となつたヒットラーの第一聲「ドイツ國民に告ぐ」演說に於いて、この第一の任務が「四ケ年計畫」として發表せられたのである。

この遂行過程の中に、「國民社會主義」の社會主義の面は消へ失せて行つた。嘗ての黨綱領中にうたはれた「不勞所得の沒收」「トラストや企業聯合の國有化」「利子奴隷制の廢止」「大經營への利益參與」等々の要求は放棄された。むしろ「聯邦及び邦政府並に多數の都市は、大戰後獲得した産業上の樞要なる地歩から、極めて不利な條件の下に、後退したのである。『企業からの政府の漸退』即ち今日ナチスのスローガンの一である企業の官有の漸減方針は、ライン及びルール地方の工業的領袖連とフーゲンベルグの國民黨とが一九三三年ヒットラーの立候補支持を同意した所謂紳士協約の條件の一であつたのである」（エルマース 多田潔譯「ナチス政治經濟讀本」九三―四頁）前記のナチスの公約を實行に移さんことを要求した急進分子は、次第に淸掃せられた。職分團體國家の本來の理想は實質的に放棄せられ、「指導者原則」が强調せられた。産業諸團體に配置された政府の監督官は解任され、大資本の巨頭が指導者の地位についた。企業家は指導者であり、勞働者は指導者に服從せねばならぬ。而して各企業を統制する經濟團體、更に全産業を一元的に統制する全國經濟會議所の指導的地位には、大資本の代表が網羅されてゐるのである。既存秩序を土台として、ドイツの復興を企圖する以上、資本勢力との妥協は致し方なきところであらう。一九三三年の緊急的狀態を解消し、失業を救濟するために、ヒットラー政府は大資本の反對に遭つて急激なる手段は一切放棄し、財界巨頭の衷心からの援助を得んことに努めたのである。

かくして、ドイツ工業の再編成は工業の直接國營と云ふ方向ではなく、既存の資本主義的獨占組織の擴大とこれに

心からの援助を得んことに努めたのである。

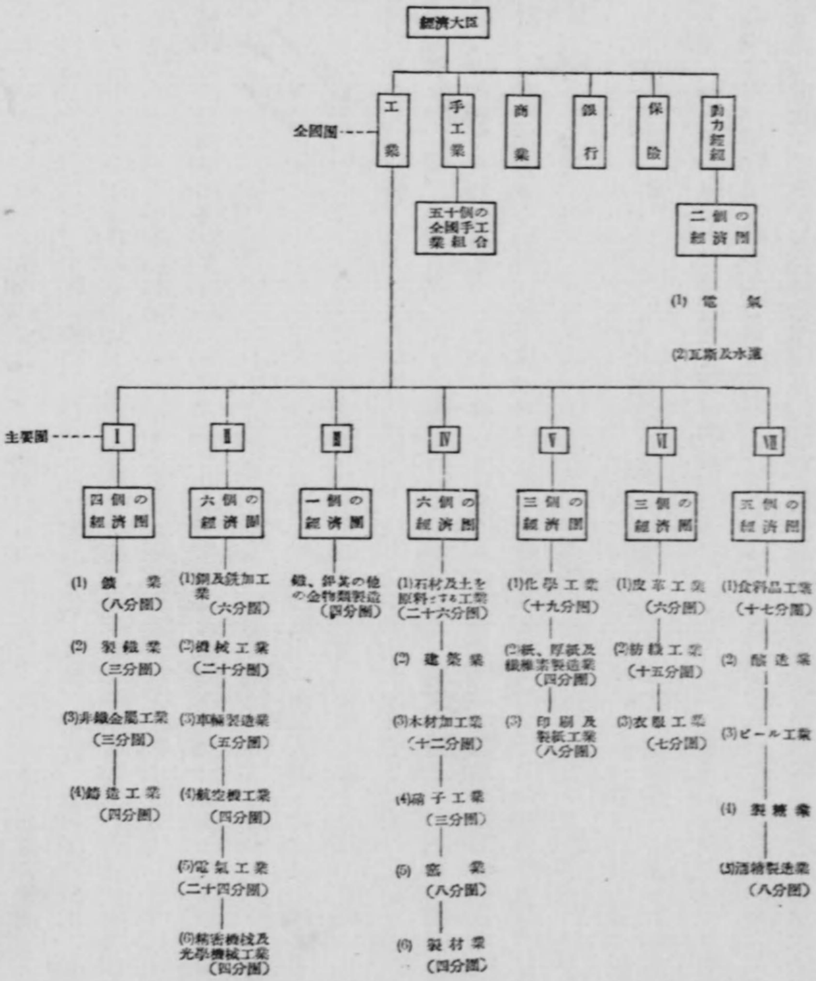
かくして、ドイツ工業の再編成は工業の直接國營と云ふ方向ではなく、既存の資本主義的獨占組織の擴大とこれに對する國家的統制の强化と云ふ方向に向つた。即ち先づ一九三三年七月十五日「カルテル令改正法」及び「强制カルテル創設法」が制定せられた。前者は前章に述べた一九二三年の「經濟力濫用禁止令」を改正したものであつて、カルテル協定中公共の利益に反するものに對する處置の權限が從來カルテル裁判所にあつたものを、直接經濟相の手に移し、カルテルに對する經濟相の職權を强化し、更に不正競爭の解釋を明瞭に規定して、カルテルの理念をも强化してゐるのである。かゝる前提の下に强制カルテル法が制定せられてゐるのであるが、これによれば經濟相は未組織の工業にシンヂケート、カルテル等の結成を命令し、アウトサイダーを既存のこれら協定に加入せしめることが出來る。更に經濟相はカルテル協定の變更又は禁止、企業の新設又は擴張の禁止、操業短縮等を命令しうることゝなつたのである。本法に附せられた公布の理由を見ると、カルテルに對する國家の干渉は、恐慌による企業滅亡の危險を救ふためのの止むを得ざる過渡的性質のものであつて、企業の自治的統制に基く現存秩序を根本より變革して國家的計畫經濟を準備するものではない、との趣旨を强調して、社會主義的意圖の存せざることを明らかにしてゐる。こゝにナチス的統制の本質躍如たるものが見られるのである。本法は私經濟が自力で當面の困難を打開し得ざる場合以外は發動せぬと述べられてはゐるが、その發動の實例は實に多數に上つてゐる。その重要なものゝみを擧げても、製鹽業、金網、石鹸、レンズ、煙草、自動車等の製造業に於けるアウトサイダーのカルテル强制加入、電球、時計、過燐酸石灰、煙草、ラヂオ受信器、自動車、鋼管、結晶曹達、セメント等の製造業に於ける企業の新設、擴張の禁止、生産制限、化學品用ガラス器の操業短縮等が命ぜられてゐる。過剰生産より過少生産に轉じつゝある今日ではこの中既に命令の解かれたものも多い。かゝる强制カルテル政策が、既に述べた恐慌裡に於ける獨占資本の政策を國家權力の下に行ひ、

以てその威力を强化せしめるのに力あつたことは想像に難くない。

以上のカルテル的統制と並んで更に注目すべきは、一九三四年二月二十七日に公布せられた「ドイツ經濟有機的構成準備法」に基く工業の再編成である。これについては既に前編に於いて詳述されてゐるところであるから、工業に關する範圍内に於いてのみ述べよう。工業は次頁表の如く七個の主要團に部門別に分けられ、更に夫れ夫れは數個の經濟團に分けられ、この經濟團が更に多數の分團に細分せられてゐる。かゝる部門別組織による縱の統制組織と並んで工業地域別グループによる横の統制組織が作られてゐる。全國は先づ十四の經濟區に分けられ、各區毎に前記の部門別グループをして地域グループを作らせ、更にその下級地區として商工會議所の管轄地域に下級地域グループが組織せしめられてゐる。十四の經濟區には夫々一個づゝ（下部ザクセン、ウェストファーレン、中部ドイツ、西部ドイツの四大重要經濟區に限り二個づつ）の經濟會議所が設けられ、これは工業の部門別グループ、商工會議所及び手工業會議所等の三團體の代表者を以て組織せられてゐる。十八の各地方經濟會議所及び商工會議所、手工業會議所、交通業團體等の代表者は最高統制機關たる全國經濟會議所を構成し、これが全産業に對する一元的統制をなすのである。而して最高の權限は經濟相の手に集中されてゐる。經濟相は全ドイツの企業及企業家をこの經濟團體に强制加入せしめうる權限を有する。各經濟團體はその産業部門の唯一の代表と認められ、「指導者原則」が玆にも貫徹してゐる。工業の部門別經濟團には經濟相によつて指導者が任命され、この指導者は更に各經濟區の地域グループの結成を命ずる。七個の工業部門の指導者には、いづれも現在ドイツに於ける當該部門の大企業家が任命され、各地域グループはまた從來の地域別企業家聯盟を指導者原則によつて改組したものに過ぎず、その指導者は概ね知名の大企業家である。商工會議所も亦既存のものを「指導者原則」に基いて改組したにすぎない。

この統制組織は前述のカルテル的統制と並存するものであつて、前者は後者の市場及び生産統制の部面には全く臨

ドイツ工業の部門別統制組織



(A. B. Krause, Organisation von Arbeit und Wirtschaft.)

與せず、これは既存のカルテルに委ねられてゐる。この統制組織の機能は、政府の經濟政策の徹底、各産業に對する調査及び計畫の立案を始め、税制、金融、銀行、信用、外國爲替管理、保險、特許、宣傳等の廣汎な領域にわたつて商工行政的役割を演ずるものと見られる。貿易統制、原料配給統制等の國策に伴ふ問題の展開と關聯して、この統制組織の役割は政府にとつても、民間企業にとつても頗る重要なものとなつてゐる。

而してこの組織が經濟相の統制權を増したとは云ふもの丶、各指導者は何れも大資本の代表者を以て占められ、「指導者原則」による廣汎な權限が與へられてゐるところを考へれば、「指導者原則」の下に於けるナチス的再編成とは云ふもの丶、前記のカルテル强化策と同じく、ドイツ工業の獨占組織の强化に外ならぬものと見られても致し方なからう。前章に述べた如くドイツは獨占資本の最高度に發達した國である。獨占資本は自力を以て恐慌を打開し、外國の重壓を取除き得なかつた。玆に、國家は自ら救濟に出動し、獨占資本組織と融合するに至つたとの見解が生れる。「ファシスト伊太利を除けば、第三帝國に於ける程、國家資本主義組織が高度の編制に到達した所は何處にもない。金融集中の强化又はカルテルや商業組合に於ける企業の自營によれば一大障碍に遭ふの危險なくしては遂行し得なかつたであらう所の高度の合理化と調整とを、政治的權力と政府の統制とが成し遂げたのである」（エルマース、前掲書九二頁）。

第二節　第一次四ヶ年計畫より第二次四ヶ年計畫へ

一　第一次四ヶ年計畫と政策の轉換

以上の如く第一次四ヶ年計畫の前半に於いて、ナチスはドイツ工業の再編成と、その統制組織の樹立を遂行したのであるが、これと並んで最初に着手した緊急狀態打開策は失業の撲滅であつた。恐慌は元來獨占と合理化による過剩生

産に基いて居り、失業はこの結果必然的に生じて來たものである。しかも獨占資本の政策は益々市場を狹隘ならしめ、それ自體の解決策を見出し得ない以上、この恐慌の打開策はたとへ一時的對策であつても、財政インフレによる人爲的な市場創設政策以外には求められない。ナチスの失業對策も亦、失業者に對して財政支出によつて仕事を創造する以外に道はなかつた。元來過剩生產に苦しんでゐるのであるから、大衆の購買力に販路を求めるが如き、平時の生產事業を起すことは矛盾を深めるばかりである。そこで勞働力を吸收すること最も大にして、しかも普通の販路を要せざる公共土木事業（自動車道路の建設、運河開鑿事業等）が最も適當であり、これらの土木事業の多くはまた軍事的意義を多分に有し、失業救濟と國防强化とを同時に狙ふ一石二鳥の策であつた。かゝる土木事業は自動車工業と人造石油工業の促進及び道路建設用機械とセメント其他の工業の助長と云ふ間接的の經濟的意義をも有してゐる（一九二九年より一九三八年にかけて、セメント生產は五倍、煉瓦は二倍弱、砂利販賣高は五倍に增加）。而して第一年度の失業救濟事業の大部分は、その費用の約半分を勞働賃銀が占め、「奉仕」の原則の下にこれに從事した勞働者の大多數は年所得八百馬克以下と云ふ低賃銀であつた。かくして就業者數は約二百三十萬人を增加し、失業者の半分近くがヒツトラー施政の第一年度に於いて救濟された。

　ところが失業救濟のための勞働創設政策は一箇年にしてその社會政策的色彩をかなぐり棄てた。政府事業の性質は一變し、その重點は失業の救濟より再軍備政策へと移つた。單純勞働より熟練勞働が必要とせられ、飛行機、銃砲の增產、巡洋艦の建造等軍需工業生產が次第に活氣を帶びて來た。生產手段部門の躍進に比して消費資料部門の回復は停滯した。これは國民の購買力が增大しなかつたためばかりではない。尨大な規模に於ける再軍備へ向つてナチスの政策が急展開して行つたからである。

　一九三三年十月ナチス・ドイツは軍縮會議及び國際聯盟脫退を宣言した。一九三五年一月ザールはドイツに復歸し

た。同年三月ヒットラーはヴェルサイユ條約軍事條項の廢棄及び强制徴兵制度の復活を宣言した。かくしてナチス・ドイツの本來の目標は公然と表はされ、ヒットラー政權は第三年度を迎へて愈々再軍備と國防經濟の確立へ向つて公公然と驀進し始めたのである。一切の工業政策は再軍備政策に集中せられた。生産は驚異的躍進を示した。その躍進は専ら軍需工業、生産手段部面に於いて行はれ、それと平和産業―消費資料部門との跛行は漸く顯著となつた。即ち後述する如く、一九三五年兩部門の生産指數は、主客を顚倒し、三六年には生産手段部門の生産は恐慌のドン底の一九三二年の三倍餘に達して恐慌前の水準を遙かに突破したのに反して、消費資料部門の生産は三割弱を增すに過ぎなかつた。原料の自給を目ざす代用品工業も、國家の大なる保護と甚だしい犧牲の下に促進せしめられた。爾來今日に至るまで、政策はめまぐるしく進展し、情勢も亦著しく變化したが、その本質は變らず、再軍備經濟體制の發展と云ふ一語に盡きるのである。

ナチスの理論家は、かくして生じた生産增大を指して「數量景氣」と稱する。物價昂騰を伴はずして生産の增加する特異な景氣の昂揚と云ふ意味である。軍備の擴張のためには軍需品價格の騰貴は財政運用上抑へねばならない。然し軍需工業に對しては利潤の恢復を保證せねばならないから、價格を安定せしめるとすれば、何よりも先づ生産費の低下を計らねばならない。原料を始め生産手段は不足し、勞賃以外の費用は必然的に騰貴するから、勞賃の切下げ以外に生産費の低下を計る道はない。輸出は增加せず、從つて、輸入力は窮屈であり、然も重工業原料の多くの部分を輸入に仰がねばならぬとすれば、當然海外よりの食料を始め消費財原料の輸入は制限されねばならず、國内に於ける原料の配給も軍需工業を第一義とせねばならぬ。こゝに農業の急速な增産、代用品工業の充分採算のとれる發達が速急に望み得ないとすれば、國民の消費抑制、その生活程度の低下は必然的である。消費資料が缺乏してゐる以上、失業者は吸收されても、國民全體の生活程度はそれだけ引下げられる。ゲーリングが「バタよりも大砲を」と云ひ、「ドイツ國民は決定的な時期において弱くならぬためには犧牲とならねばならぬ」と云つた有名な言葉は、かゝる經濟政

イツ國民は決定的な時期にかいて弱くならぬためには犠牲とならねばならぬ」と云つた有名な言葉は、かゝる經濟政策を最も良く特徴づけてゐる。

以上の如く賃銀政策と物價政策とは、ナチス經濟政策の樞軸である。「貨幣・物價・賃銀の安定」の原則は四ケ年計畫の當初に宣言せられ、賃銀は更に一九三六年秋の黨大會に於いて發表せられた、ゲーリングの賃銀固定政策によつて、一九三二年の恐慌のドン底の水準に釘付けにせられた。これと共に物價の固定が完全に行はれゝば問題はないが、あらゆる抑制策にも拘はらず、生計費は徐々にしかも確實に上昇してゐる。

ルーズヴェルトのニュー・ディールは恐慌の原因が、賃銀切下げ・產業合理化――失業・購買力減少――過剩生產――生產制限等々の目先の利潤を追求する一聯の資本の政策にあることを洞察して、財政支出による失業救濟と利潤の一時的犠牲による賃銀引上げ――これによる購買力の增大――景氣の回復――利潤の增大と云ふ逆のコースで恐慌の打開を計つたものであつた。だがこれは、資本の强硬な反對と違反行爲に遭つて充分成功したものとは云へない。ナチスの恐慌打開策は財政支出による人爲的市場創設策と云ふ點に於いては、これと同じではあるが、前記の如く賃銀引上げの道はとらず、逆にこれを最低點に据置き、就業人員を增加せしめることによつて恐慌を打開せしめんと試みたものである。先づ財政インフレに基く公共土木事業によつて失業が吸收され、生產手段部門が先づ活況を呈すれば、それに從事する勞働者數も增加し、かくして大衆の購買力は增大し、この回復は消費資料部門にも及ぶ。かくして土木事業や生產手段部門の活況はやがて全經濟の活況となり、人爲的景氣は正常景氣に移行すると云ふのがナチス經濟理論家の當初の考へであつた。ところが再軍備の强行、戰時體制への進行は事態を一變させた。過剩生產は轉じて過少生產となつた。國民の消費節約、賃銀固定策、消費財生產の壓迫は、再軍備經濟の至上命令と化した。かくして正常景氣への推移は不可能となり、再軍備を益々强化する方向へ熱狂的に向ふことゝなつた。第二次四ケ年計畫は

かゝる動向を愈々全面的に現はすに至つたのである。

二　第二次四ケ年計畫

一九三六年九月のナチス黨大會に於て、第二次四ケ年計畫を宣言した演說の中にヒットラーは次の如く述べてゐる。

「ドイツに於いては純然たる國內經濟の建設、即ち植民地を持たずして國內經濟を建設することは、遺憾乍ら無制限には爲し能はぬ。蓋しドイツの現狀は、おのれの貨幣領域に於いては、食料並に原料を充分自給し得ざる狀態にあるからである。……だからと云つて輸出の顯著な增加を近い將來に實現し得る見込はない。

從つて國民社會主義の國家經營及び經濟指導の任務は、ドイツ國內に於いて必要な原料、燃料等の如何なるものを生產し得るかを詳細に檢討することにある。かうして節約し得た外國爲替は、今後食料品を確保する資金の一部に當て、また國內で到底生產し得ない材料の購入に充當すべきである。而して予は玆に新四ケ年計畫を發表せんとする。ドイツは四ケ年以內に、次の總ての材料、即ち我々の技術、我々の科學、我々の機械により、更に我々自身の鑛業によつて、何とかして得られる總ての原料については、完全に外國より獨立せねばならない」

こゝに述べられた原料の自給自足政策は何も新しい政策ではなく、ナチスが從來行つて來たところのものであり、また各國に見られるところのものである。これを强化することは、既にアウタルキー政策が國際經濟關係に於いても國內經濟部面に於いても矛盾摩擦を生じてゐる現在この困難を加重せしめるであらうことは想像に難くない。しかもこれを强化せねばならなくなつた所以は、第一次四ケ年計畫の結果たる當時のドイツ經濟の狀態と更に再軍備體制の一層の强化の必要とに求められねばならない。即ち第一次四ケ年計畫を通じて原料及び半製品の輸入は激增したが、完成品の輸出は これに伴はなかつた。しかも輸入原料價格は騰貴し輸出品の生產費は高騰した。また外國爲替は缺乏し、貿易外受取勘定は惡化した。輸出は一九三五年來稍好轉したとは云ふものゝ、ヒットラーの述べる如くその顯著な增大は期待し得ない事情にある。かくして輸入力は窮屈となる一方、輸入の必要は再軍備の强化に伴つて益々增

著な增大は期待し得ない事情にある。かくして輸入力は窮屈となる一方、輸入の必要は再軍備の强化に伴つて益々增大するのみである。か丶る事情に加へて、第一次四ヶ年計畫の公共土木事業も再軍備ブームも飽和點に到達して、失業者の再增加、景氣の逆轉の懸念が頗る濃厚となつてゐたのである。就中、再軍備の强化、國防經濟の確立は、國際情勢の惡化とドイツの對外要求より見ても愈々急務となつた。このためには國內資源の更に積極的開發、生產力の積極的擴充、代用品工業の一層の發展を計らねばならない。また原料其他の物資の配給統制を强化して、益々これを軍需工業に集中し、或ひは輸出工業に向けねばならない。而してか丶る軍需生產力擴充を通じて再失業の懸念のある勞働力を吸收すれば一石二鳥の策である。

　第一次四ヶ年計畫に於いては、恐慌以來のドイツ工業の尨大な遊休設備の動員によつてほぼ足りたのである。生產設備をフルに運轉せしめることによつて遊休設備の負擔を減ずることが出來、かくして利潤は增大した。ところが今やこれを擴充せしめねばならなくなつた。再軍備への一路邁進、これが第二次四ヶ年計畫の根本命題であるが、これによつて財政は愈々膨脹し、原料の缺乏、貧鑛の處理、代用品工業等は生產費を益々高める傾向があり、惡性インフレーションの懸念は頗る濃い。從つて價格の統制、賃銀の抑制の必要は益々强まるわけである。一九三六年九月の黨大會でヒットラーの新四ヶ年計畫の發表と並んでゲーリングの賃銀固定策が宣言せられたことは、既に述べたナチス經濟政策の特質が、第二次四ヶ年計畫に於いて益々發揮せられることを物語つてゐる。卽ち軍需品生產の大量供給を確保するためには、一定の利潤を保證せねばならない。生產費が騰貴するのに製品價格を抑制し、しかも利潤を保證するためには、賃銀を抑へる以外に道はない。しかも消費財工業は犧牲とされ、消費節約は絕對必要とされる再軍備體制に於いては、賃銀固定策は愈々强化されねばならぬからである。

　以上の如く戰時の自給自足體制を目ざして始められた第二次四ヶ年計畫に於ける、國內資源開發、代用品工業促進

政策の效果はどうであらうか。ドイツが自給しうる重要原料は石炭と鐵鋼であるが、石炭の生産増加は運輸力の不足と坑夫の缺乏によつて停滯を示し、一九三八年には寧ろ生産の減少をすら示してゐる。鐵鋼の生産増加は著しいが、その需要もまた軍需の激増に伴つて愈々増してゐる。然もその原料たる鐵鑛は七七%までスエーデン、スペイン、フランス等よりの輸入に仰いで居り、鐵鑛の國內生産額は一九三七年にはナチス政權成立當時（一九三三年）の三倍餘に增加してゐるとは云へ需要の二割餘を充たすにすぎない。其他の重要國防資源は悉く自給不可能であり、殊に石油、各種金屬、ゴム、棉花、羊毛等は不足が甚だしい。オーストリー合邦前のドイツ主要鑛物自給率を見れば、石炭（一一〇%）、鐵鑛（二三%）、銑鐵（一〇二%）、銅（一一%）、鉛（二二%）、錫（七〇%）、マンガン（〇%）と云ふ狀態である（企畫院「企劃」第一卷七號一四頁）。また一九三五―三七年の平均に基いて算出された自給率（オーストリーを含む）を見ると、鐵鑛（二九%）、鋼鐵（一二四%）、銅（一四%）、鉛（三二%）、亞鉛（七三%）、マンガン（五七%）、硫黃（二一%）、石炭（一一九%）、石油（一一%）、羊毛（一二%）、パルプ（四二%）、木材（八一%）、ニッケル、稀金屬、棉花は何れも殆んど全く自給不能と云ふ有樣である（「國勢グラフ」十三年十一月號）。

ドイツの卓越せる科學と技術とを動員して、國內資源の開發、貧鑛の處理に努力し、就中鐵鑛については硅酸分多き國內貧鑛處理のための「選鑛處理法」「酸性熔解法」等の發達を見、元來鐵鑛資源に乏しく（世界の〇・六%）、しかもその品位は劣惡（鐵含有分、列國の五〇―六〇%に比してドイツのそれは三三%）であるのに對して、それの驚異すべき開發、利用を開始し、最近に至つては從來採掘されて來た主要鐵鑛床ジーガーランド地方に對して、パイネ・ザルツギツターを中心に其他の貧鑛地方の開發に國家自ら乘り出して、國營會社ヘルマン・ゲーリング製鐵所を新設するに至つてゐる（一九三八年七月）。かうして一九四四年までには國內鐵鑛生産を現在の四倍に高める意氣込みであると聞くが、國營でやらねばならぬと云ふ事情が自ら示す如く、生産費は高く、專ら國防的見地からのみ採算を無視して試みら

れてゐるものである。

れてゐるものである。

代用品工業に於いては、その研究は既に早くより着手せられて技術程度は列國に比して頗る高いが、その生產費の高騰、品質の低下は未だ如何ともなし難い。先づ人造纖維（ス・フ）に於いては第二次四ヶ年計畫の終りには、これを以て棉花需要量の半額、輸入羊毛の二割を代用する計畫であるが、ス・フ製品の價格は一九三五年當時は綿糸價格の二倍に相當し、羊毛に比すればス・フ製品の價格は安いが品質は遙かに劣る。

最も問題となる石油の自給率は前述の如く頗る低く、國內需要は激增する一方であり、しかも戰時を思へば最も憂慮すべき狀態にあるので、人造石油工業の發展には大童となつてゐる。石炭液化のためには褐炭資源が大なる役割を演じ、通常炭も液化せらるゝに至り、フィッシャー法を始め技術的發展はめざましい。その主要企業は既に述べたI・G染料會社を始め、石炭關係の各大企業であり、國家は輸入石油に對する高率課稅、液化設備の新設及びその生產に對する莫大な補助金支出等によつて手厚い保護を加へて居る。天然鑛油の國內生產額は一九三三年約二十四萬噸より一九三八年約六十萬噸へと三倍近くの增加を示し、合成揮發油の生產は一九三八年には百三十萬噸に達したと云はれて居り、國內產油量は著しく增加してはゐるが、その輸入はまた激增し、一九三八年には一九三三年に比し八割五分の增加を示してゐる。のみならず、他方原料たる石炭、褐炭の生產が停滯し始めてゐるのであるから未だ自給は前途遼遠と云はねばならない。而して輸入石油の價格は一立當り六ペニヒ以下であるのに對して、人造石油は二十二ペニヒと云ふ高價格に達すると云はれる。これに更に前記の如きその奬勵、維持のための莫大な國家的負擔を考へる時には、石油の自給自足實現のための費用は洵に尨大なものとなるわけである。

人造ゴム（ブナ）は代用品工業中最も技術的に發達してゐる部門であつて、最近には實驗の結果その質に於いて天然ゴムを凌ぐものが出現してゐるとのことであるが、實地使用の結果についてはこれは疑問である。その生產費は人

造石油と同じく頗る高價であるが、最近に於けるブナの生産額は國內需要額の二割を充足してゐる。

以上の如く代用品工業及び國內資源開發政策はドイツの技術を傾倒せる結果、その發展は著しいとは云ふもの〻、國內需要を充分に充足するには未だ遙かに遠く、且つその生産費は頗る高い。またこれを以て自給自足を實現し得るためには、莫大なる國家的負擔と現在よりも遙かに大なる勞働力とを必要とするであらう。しかも勞働力は第二次四ケ年計畫に這入て以來過剩どころか、漸く不足を告げ、最近に至つては熟練工のみならず一般勞働力不足の現象まで生じ、これが生産力擴充に對する新らたなる問題として現はれて來てゐる。他方鐵や其他の金屬については代用品の可能な餘地は頗る少く、貧鑛の處理は費用を騰貴せしめ、大量の勞働力を必要とする。しかも限られた國內資源の開發には人力を以ては如何ともし難い一定の限界がある。輸出の增加、輸入力の增大と云ふ貿易部面に打開策を求めることも困難の事情にあり、國民の消費節約にも限度がある。こうして第二次四ケ年計畫は代用品と國內資源の開發と云ふ方向のみによつては進み得なくなつた。再軍備の急速な進行を支持する據點は更に別個の方向に、換言すれば領土の擴張に求められねばならない。その擴張の方向は北へ向つてバルチック沿岸へ、或は東へ向つてウクライナへ、或はまた東南に向つてダニューブを下りバルカンへと三つの道が考へられる。而して民族問題其他の政治的擴張の方向はさて措き、經濟的擴張の方向としては、最後の東南歐への道が最も抵抗なくして、しかも比較的收穫多き道であることは容易に考へ得られるところである。

ドイツの必要とする食料及び原料の五割は東南歐に於いて手に入れることが出來、これを以てドイツは戰爭準備を一先づ完了しうると云はれる。東南歐は過去十年間ドイツのめざましい發展の舞臺であつて、ドイツの輸入原料の二割はこゝから來る。東南歐にとつてもドイツは薄氣味惡いが有利な取引相手であつて、農産物や原料を有利にドイツに賣り、ドイツから軍需品や開發機械を買ふことが出來る。

一九三八年に至つてドイツは遂に進出を開始した。同年三月素張らしい早業でオーストリーを合併し同じく十月ズ

一九三八年に至つてドイツは遂に進出を開始した。同年三月素張らしい早業でオーストリーを合併し同じく十月ズデーテン地方を併合した。越へて本年三月には遂にチェッコ併合を實現した。オーストリー合併のドイツ工業にとつての收穫は、同國の金屬資源、殊に鐵鑛資源である。オーストリーの鐵鑛確實埋藏量は約二億二千萬噸（ドイツは七億二千萬噸）その鐵分含有量は七千七百萬噸（ドイツは二億三千八百萬噸）と稱せられるが、その重要性は量よりも質にあり、その良質なることは世界第一のスエーデン鑛と並び稱せられる。またその製鐵業は世界の十位内外に位し、軍需工業に於いても世界的に有名な大企業（例へばスタイル・ゲウェール、シェダール・ロッセン等）を持つてゐる。この他、ドイツの資源缺乏を補ふものとして、マグネシュームの產額はソ聯と並んで世界第一であり、鉛、亞鉛、銅等も看過し得ない。更に林業及びパルプ生產、豐富な水力資源及び水力電氣事業（その現存水力はドイツより二割低いに過ぎない）、或ひはまた冶金機械、纖維工業等がある。然しゴム、羊毛、棉花、油脂、穀物等は不足してゐるから、これはドイツの負擔とならう。數字は古いが前述の獨墺兩國の重要物資自給率は、合併後の情勢についての參考となるであらう。

次ぎにチェッコの工業は東南歐隨一である。チェッコスロバキアは舊オーストリーの工業生產力の八割近くを繼承し、しかもそれは殆んどズデーテン地方に集中してゐる。先づ注目すべきは重工業生產と軍需工業である。チェッコは銑鐵、鋼鐵、石炭並びに褐炭に於いてはドイツの約一割に達する生產額を有してゐる。特に石炭は豐富で然も品質良好である。またマグネサイトはオーストリーに次いで歐洲第二、ウラニュームはベルギーと並んで歐洲第一、その他鉛、銀、金等の生產がある。チェッコの軍需工業は世界的名聲を博して居り、その生產能力はドイツの五割に及ぶと云はれ、これは現在のドイツにとつて何よりもの收穫であらう。殊にスコダ軍需工場は世界屈指の大工場であつて、この外にも數個の巨大兵器會社がある。チェッコの兵器輸出は一九三五年には世界の四割餘を占めて首位にあつた。これら大企業は兵器生產のみならず、機械、機關車その他の重工業品の生產者である。この外、硝子、製紙、パ

ルプ、化學、製靴、纖維等の諸工業も發達してゐる。而してその工業原料は概ね輸入に仰ぎ、これを製品として輸出して莫大な輸出超過を示して來たゞけに、ドイツの爲替政策がこれに適用せられる場合には輸出の不圓滑化が豫想され、またドイツ工業と並行するチェッコ工業との間の摩擦が懸念せられる。何れにしても、兩國の併合はドイツにとつて不足資源の補充、工業生産力の擴充、外貨の獲得の上に相當大なる貢獻をなすべきことは爭はれない。全領域を打つて一丸とする生産力擴充、開發が現下の問題となるわけであるが、ドイツが尙もこれで充分と感ずるものでないことは云ふまでもなからう。

卽ち一九三八年はドイツにとつて、以上の如き對外進出の劃期的な年であつたばかりではなく、これと關聯して、西部戰線の要塞は建設され、軍備も亦劃期的に增强され、現存の生産設備と勞働力とがまた最大限に緊張せしめられるに至つた年である。一九三八年の初頭まで尙百萬に及んでゐた登錄失業者數は、同年の九月までの僅かの期間に殆んどその五分の一に減じ、勞働力缺乏は愈々顯著となり、生産設備も勞働力もその活動能力の殆んど限界點にまで動員せしめられた。しかも歐洲の國際的危機は益々切迫し、英佛の軍備擴張もまた進展し、ドイツの軍備擴張は愈々押し進められねばならぬ情勢となつて來た。軍事費は益々膨脹し、現在の生産力ではこれ以上の軍需に應じ得ぬと云ふ懸念が濃厚となつて來たのである。一方、一九三七年まで增加の道を辿つて來た輸出は三八年には減少を示し、輸入は依然として增加してゐるから、再び四億馬克以上の輸入超過を示すに至つた。かうなつて來てはインフレーションの危險は頗る濃いものと云はねばならない。昨年末の財政危機とシャハトの退場はかゝる事態の反映であり、今年三月に於ける財政政策の轉換(二種の租稅證券の發行)はかゝる危險に對する防止策であるが、同時に工業統制の部面に於いても轉換が必要とされるのである。

卽ち原料も設備も勞働力も不足し、設備は過大使用によつて磨損し、また未熟練工による熟練工不足の補充、勞働時間の延長と勞働强化等によつて勞働の生産能率は低下し、從つてコストは低下せしめ得ず、利潤もまた減少の傾向

時間の延長と勞働强化等によつて勞働の生産能率は低下し、從つてコストは低下せしめ得ず、利潤もまた減少の傾向を示し、物價の騰貴が顯著となる情勢にあるのであるから、統制の强化と合理化政策が必至となるのである。玆に最も必要とされるのは産業全體に對する原料、生産手段及び勞働力等の軍需優先制に基く配給統制の强化、生産設備及び熟練工の有效なる動員、經營の合理化と勞働能率の引上げ政策等であらう。

かゝる工業に對する政策の轉換と並んで、對外進出要求は益々熾烈となるわけであつて、東南歐政策は更に强化されるであらう。本年三月末にはドイツ・ルーマニア經濟協定が締結されて、ドイツはルーマニアに於いて石油、銅、黄鐵鑛、クローム、マグネシューム及びボーキサイト等の資源の開發會社を獨羅合併の形式で設立することゝなり、ルーマニアはドイツより鑛業用機械、設備及び兵器の供給を受けることゝなつた。

第三節　ドイツ工業の現狀

以上の如きナチス工業政策の發展とこれに伴ふ工業の動向を、次に統計數字について見よう。

(一)生産手段部門と消費資料部門との跛行

次掲表について見るとナチス政權下に於ける工業生産の目ざましい躍進が先づ看取せられる。工業總生産は一九三六年には既に恐慌前の水準を突破し、一九三八年秋には三〇%もこれを超へてゐる。ナチス施政直前の一九三二年に比すれば二倍半に近い躍進であり、第二次四ケ年計畫下の月平均増加率は〇・八%であつて、これは嘗ての世界大戰直前數ケ年に於ける未曾有の工業增産率に比しても二倍半に當る。

かくの如き生産の躍進が何れの部門に行はれたかと云へば、既に述べた如く、專ら投資財——生産手段部門に於いてであつて、生産手段部門と消費資料部門との跛行は數字が明瞭に示してゐる。一九三二年より一九三八年九月にかけ

て投資財部門の生産は實に四倍餘の激増を示し、是に對して消費財部門の生産增加率は五割强に止まる。而して生産手段部門の生産增加が專ら軍需工業生産力の擴充に外ならぬことは云ふまでもなからう。生産財生産の增加のテムポが一九三六、七年に至つて停滯し、一九三八年に再び急速となつた事は、旣に述べた如くナチスの經濟政策の行詰りとその打開の爲の對外進出の必然性を物語るものであり、また、その結果としての昨年來の再軍備の躍進を示すものと云へよう。消費財部門が第二次四ケ年計畫に這入つて愈々停滯を示せることは、國防經濟體制强化の必然的結果として注目さるべきである。消費財の供給が恐慌前に比して殆んど增加してゐないことは、この間に於ける人口の增加と併せ考へ、また代用品其他に基く消費財の質的低下を考慮して、國民生活の低下を示すものではあるまいか。

産業部門別に見る時は鐵鋼業、機械工業、自動車工業等の軍需關係工業の躍進と紡織工業の停滯が右の事情を明らかにしてゐる。この場合前述の一九三七年以來の炭坑業の生産停滯は軍需生産力擴充に於ける暗影となつてゐる。次ぎに表には示されてゐないが、消費財部門中、家具、ラヂオ機械、或はオートバイ等の高級品、奢侈品等の生産增加が衣服、食料等の大衆品の生産增加よりも大きくなつてゐることは、特記すべき傾向である。これは一面に於いては跛行景氣による收入の偏向、軍需工業關係者の收入增加を反映し、他面に於いては限られた材料を利益の多い高級品生産に向けようとする生産者側の傾向に基くものと思はれる。

ドイツ工業の生産活動

年月	生産指數（一九二九＝一〇〇）						月平均生産額（單位千米噸）			
	總生産	投資財	消費財	機械	＊＊＊自動車	紡績	銑鐵	鋼鐵	石炭	褐炭
一九二八	九八・六	九七・一	一〇三・一	九九・一	一〇九・八	一〇八・二	九八四	一、二〇五	一三、五七三	一三、七九九
一九二九	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一、一〇三	一、三五四	一三、六二〇	一四、五三八
一九三〇	八五・九	八一・六	九四・〇	八三・四	七三・四	九七・四	八〇八	九六二	一一、八九三	一三、一六八

一九三〇	八五・九	八一・六	九四・〇	八二・四	七二・四	九七・四	八〇八	九六二	一一、八九二	一三、一六八
一九三一	六七・六	五二・六	八九・二	五九・〇	五一・三	九四・九	五〇五	六九一	九、八八七	一一、一〇九
一九三二	五三・三	三四・四	七六・三	三九・二	三一・四	八六・六	三二八	四八一	八、七三八	一〇、三二一
一九三三	六〇・七	四三・六	八二・六	四六・八	六五・五	九八・一	四三九	六三二	九、一四一	一〇、五六六
一九三四	七九・八	七二・六	九二・四	六二・五	一〇四・九	一〇六・八	七二八	九九〇	一〇、四〇五	一一、四四〇
一九三五	*九四・〇	*九九・四	*八八・二	八二・一	*一四九・四	*九八・五	*一、〇七〇	一、三七一	*一一、九一八	一三、二五六
一九三六	一〇六・三	一一三・二	九八・七	九八・七	一七七・六	一〇六・五	一、二七五	一、六〇一	一三、一九〇	一三、四五〇
一九三七	一一七・二	一二四・四	一〇四・六	一一九・六	二一四・四	一〇八・一	一、三三〇	一、六五四	一五、三七六	一五、三八九
一九三七・九	一二三・二	一三三・五	一一二・〇	一二六・三	二四二・〇	一一二・九	一、三四九	一、六九〇	一五、六三四	一六、〇三七
一〇	一二三・九	一三一・八	一一二・八	一二三・三	二三九・九	一一二・四	一、四一八	一、七二二	一六、一一三	一六、四一九
一一	一二五・四	一三二・七	一一四・一	一二四・六	二二二・三	一一二・九	一、三七二	一、七九一	一五、九八八	一六、四一九
一二	一二〇・〇	一二三・二	一一二・一	一四〇・八	一九二・五	一一五・六	一、四〇〇	一、七六五	一六、二四二	一七、〇四二
一九三八・一	一一四・六	一一三・三	一〇九・六	一一六・二	二〇三・〇	一一四・五	一、四七〇	一、八四八	一五、九三九	一六、四三七
二	一一九・三	一二二・三	一〇九・九	一二五・八	二二六・一	一一六・五	一、三八一	一、八〇六	一五、一七六	一五、一二三
三	**一二二・九	**一二九・四	一一二・七	一三六・八	二二六・二	一一九・二	一、五五八	一、九八九	一六、六七九	一六、〇七二
四	一二三・九	一三五・一	一〇六・四	一四〇・六	二三八・一	一一〇・〇	一、四八〇	一、八一八	一四、四九五	一四、六八二
五	一二七・〇	一四〇・八	一〇六・三	一四三・七	二五〇・六	一一五・五	一、五九五	一、九六四	一五、二八六	一五、七〇三
六	一二五・一	一四〇・八	一〇一・二	一四八・七	二四六・五	一〇五・六	一、五五五	一、八九〇	一四、八七四	一五、三四八
七	一二六・九	一四三・六	一〇五・二	一四〇・三	二三七・一	一〇六・六	一、六二五	一、九八一	一五、七六五	一六、五〇一
八	一二七・六	一四二・三	一一四・九	一三八・三	一八七・三	一一五・八	一、五八五	二、〇一八	一五、八八五	一六、六四六
九	一三〇・二	一四四・四	一一六・四	—	二三七・一	一二三・五	一、五四一	一、九八四	一五、〇六一	一六、二四七

*一九三五年三月以降ザール地方を含む。 **一九三八年三月中旬以降オーストリーを含む。 ***自動車は旅客車に限る。
(League of nations, Monthly Bulletin of Statistics, 1938. No. 12. P. 584—588 による)

（二）　資本の集中と獨占の高度化

ナチスの經濟再編成と工業統制及び再軍備政策が資本の集中をうながし、獨占の高度化を瘤してゐることについては、既に述べたところであるが、更に一九三七年十月の新株式會社法はこの傾向を促進するものである。これによれば資本五十萬馬克以下の株式會社は新設し得ないことゝなり、從來のかゝる小株式會社は合資又は合名會社に改組せねばならなくなつた。また株式の額面は一千萬馬克以上に制限され、株主の權限は廢棄されて、指導者原理が株式會社の經營にも貫徹され大企業家の威力を加へることゝなつた。次表はナチス政權下の株式會社數の減少とその規模の擴大、特に五百萬馬克以上の大企業への資本集中の事實を示してゐる。

ドイツ株式資本の集中

年末	全ドイツ株式會社總數	全ドイツ株式會社公稱資本（百萬馬克）	一會社當り平均資本（單位馬克）	五〇萬馬克以下の小株式會社		五〇萬乃至五〇〇萬馬克までの中株式會社		五〇〇萬馬克以上の大株式會社	
				會社數	公稱資本（百萬馬克）	會社數	公稱資本（百萬馬克）	會社數	公稱資本（百萬馬克）
一九三三	九、一四八	二〇、〇六三	二、二三五・七	五、四五三	八一五	三、〇一六	四、五七四	六七九	一五、二四六
一九三四	八、六一八	一七、九〇五	二、二九六・四	五、〇八三	七八七	二、八七五	四、四〇二	六五五	一四、六〇一
一九三五	七、八四〇	一九、五五六	二、四九四・四	四、四一四	七〇八	二、七七六	四、二三九	六五〇	一四、五八九
一九三六	七、二〇四	一九、二二五	二、六六八・六	三、八六三	六四一	二、六九七	四、一六一	六四四	一四、四二三
一九三七	六、〇九四	一八、七〇五	三、〇六九・三	二、九八六	五三四	二、四八六	三、九〇八	六二二	一四、二七三

（Wirtschaft und Statistik, 1938, 1.März-Heft）

次ぎに、企業利潤について伯林景氣研究所の調査（同週報一九三八年十二月二十三日號）を見ると、主要産業株式會社（約一千四百社）の製品販賣高は一九三五年より一九三八年にかけて六三%の增加を示し、これによる純益金は同期間に二〇%の增加を示してゐる。從つて販賣高に對する純益金の割合は減少を示し、一九三五年三・三%から一九三八年

二〇%の增加を示してゐる。從つて販賣高に對する純益金の割合は減少を示し、一九三五年三・三%から一九三八年二・四%となつてゐる。販賣の利益率は減じたが、販賣高の增加によつて總收益は增してゐると云ふ狀態である。販賣の利益率は一九三五年まではめざましい回復を示し、一九三二年の純損率 四・一%から轉じて一九三五年には前記の如く純益率 三・三%になつてゐる。何れにしてもナチス政策の下に資本利潤を增加し、三五年以後生産販賣高當りの收益率は減じたとは云ふものゝ、資本に對する利潤率は增大して居る。

ドイツ工業收益率

	自一九三四年七月 至一九三五年六月	自一九三五年七月 至一九三六年六月	一九三六年 下半期	一九三七年 下半期
製造工業	四・六%	五・三%	五・一	七・〇
基礎産業	三・〇%	四・一%	四・八	五・八

（ドイツ統計局調査）

次ぎに注目すべきは資本銷却額の著しい增加率であつて、六分以上の株式配當制限政策以來特に顯著となつて來てゐる。從つて收益率として現はれざる收益增加を看過してはならぬのである。

（三） 勞働者の狀態

右の如き企業利潤の增加に比して、既に述べた賃銀固定政策によつて賃銀は殆んど釘付けにされ、恐慌前の水準よ

時間當り賃銀と生計費指數

		一九二九年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年
時間當り賃銀（單位ペニヒ）	熟練工	101・1	八一・六	七八・五	七八・三	七八・三	七八・三	七八・五	七八・八
	不熟練工	七九・四	六四・四	六二・三	六二・三	六二・二	六二・三	六二・三	六二・五
生計費指數（一九一三—一四年＝一〇〇）		一五四・〇	一三〇・六	一一八・〇	一二一・一	一二三・〇	一二四・五	一二五・一	一二五・六

（E. Wagemann, Statistik des In- und Auslands, 1938/39, Heft. 4. S. 107.）

りも二割以上低く、一九三二年の恐慌のドン底の水準よりも尙低い。生計費指數との關係を見れば恐慌前に比して惡化してはゐない樣であるが、ナチス政權直前の一九三二年と比較すれば狀態の惡化は明瞭である。卽ち一九三二年より三八年にかけて生計費は約四%の騰貴を示してゐるのに、時間當り熟練工賃銀は約三%半、不熟練工賃銀は約三%の低下を示してゐるからである。

次掲表は一九三八年に至つて再軍備體制の一段の强化の結果、年初まで尙百萬を越へた失業者數が秋には殆んど五分の一に減じ、勞働力不足が漸く顯著となつた事情、從つて勞働時間の延長が漸く著しくなつて來たことを示してゐる。而して工業延勞働時間指數を投資財及び消費財兩部門につき比較すれば、勞働力の吸收が專ら前者に於いて行はれたことは明らかであり、兩部門の跛行はこゝにも看取せられる。

勞働力の一般的不足、就中熟練工不足の傾向に對しては、勞働力の配給統制、殊に熟練工配分の再編成等によつて現在の勞働力の合理的配分を行ふのみならず、一方不況期の失業對策たりし短時間制の廢止は勿論、一九三八年六月の命令は國民勤勞義務制——全國民一定期間勞働奉仕義務制——を定めてゐる。またナチス政權當初以來婦人の家庭への復歸が唱導されたにも拘はらず、婦人勞働は減少せず、むしろ增加の傾向を示し、政府もまた一九三七年十月、婦人勞働制限を解除した。積極的に熟練工を養成することは愈々急務となり、民間工場に於ける職業訓練が最も適當な方法とされてゐる。また不況期失業のために熟練を失ひ、或ひは工業の再編成によつて轉職の止むなきに至つたもの等の再訓練が試みられてゐる。

一方生產力擴充の强行、生產能率の增大が是非とも必要とされるのに、勞働力不足が漸く顯著となつた今日、勞働の强化は必然的であり、しかも賃銀は尙も固定せられねばならぬと云ふ狀態にあるのである。

ドイツの勞働狀態

年月末	就業勞働者及サラリーマン總數（單位千人）	工業延勞働時間指數（一九二九＝一〇〇）總工業	投資財工業	消費財工業	工業勞働者一日當り平均勞働時間（時）	登錄失業者總數（單位千人）
一九二九・九	一七、八七〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	七・六七	一、八九二
一九三二・九	一二、五八〇	五三・九	四〇・〇	六三・八	六・九一	五、五七五
一九三三・九	一三、〇八〇	六〇・八	四八・四	六九・三	七・一六	四、八〇四
一九三四・九	一五、〇九〇	七九・〇	七四・八	八〇・一	七・四三	二、七一八
一九三五・九	一六、〇〇〇	八七・〇	九五・五	七九・五	七・四一	二、一五一
一九三六・九	一八、三七〇	九六・五	一一〇・五	八五・五	七・五九	一、五九三
一九三七・九	一八、三七〇	一〇六・四	一二五・〇	九二・六	七・六八	九一二
一九三八・一	一八、〇七九	一〇四・九	一三一・七	九四・二	七・六二	一、〇五二
二	一八、三二八	一〇七・九	一三三・〇	九五・六	七・七〇	九四六
三	一八、八三一	一一〇・七	一三三・二	九五・九	七・七三	五〇八
四	一九、四〇一	一一四・〇	一三四・七	九七・二	七・八五	四二三
五	一九、八五七	一一五・六	一三七・三	九七・四	七・八六	三三八
六	一九、九九八	一一三・二	一三七・三	九一・七	七・六五	二九二
七	二〇、一七〇	一一一・六	一三七・八	八七・九	七・四六	二一八
八	二〇、二四五	一一二・六	一三八・二	九〇・四	七・五一	一七九
九	二〇、二四二	*一一七・二	*一四〇・七	*九六・八	*七・七九	一五六

（E. Wagemann, Halbjahrsberichte zur Wirtschaftslage, 1938/39, Heft. 2. S. 119.）

*暫定數

農業部門

第一章　戰後に於けるドイツ農業の諸變化

第一節　ドイツ農業の資本主義的再建とその諸矛盾

戰前のドイツは食料及び飼料の國内供給を以てしてはその人口及び家畜を養ふに足らず、多量の生活資料を輸入に仰いでゐた。生活資料の輸入はドイツに於ける貿易差額の主要な支拂項目であつた。加之、ドイツ農業はその主要な生産手段を外國から得てゐた。東部及び中央北部ドイツの大經營は、毎年外國から大量の安價な勞働力の供給をうけ、西部ドイツは安價な外國飼料に依存し、更にドイツの土地耕作は外國の化學肥料に俟つこと大であつた。大戰はこれ等の世界的關聯を失はしめると共に、勞働力及び資本の損失によつて農業生産力を極度に局限した。土地收穫は遞減し、特に家畜所有高は急減した。大戰の結果領土の喪失と相俟つて、土地力、家畜數、凡ゆる種類の經營手段及び勞働力の減少は、ドイツの農業生産力の五〇・一%を失はしめたと云はれてゐる。(Vgl. Die deutsche Landwirtschaft unter volks- und weltwirtschaftlichen Gesichtspunkten. Berichte über Landwirtschaft. 50. Sonderheft. S. 17 ff.)

然し家畜數の回復は、長い間の耕地荒廢の修復よりは當然速かに齎らされた。一九二八年には既に牛の頭數は戰前の水準を回復し、又豚の頭數は一九三〇年には一九一三年の頭數より遙かに增加して二千三百四十萬頭に達した。牛乳及び乳製品價格は農業生産物價格より比較的騰貴したので、乳牛頭數は年々增加し、牛乳收益は戰前の水準を取り

戻し、多くの經營に於てはそれ以上に上つた。かくして、農業生產力は土地の回復よりも牧畜に於て、又家畜の回復につれて厩肥を利用し得る小、中經營に於て先づ急速に回復せられた。

相對的安定期以來のドイツ資本主義の發展は、農業部面に於ても寔に著しいものがあつたと云へよう。そしてその再建は合理化の地盤の上に、殊に安定化以來の金融資本の、强力な、且つ計畫的な農業部面への浸潤と相俟つて、資本主義化の方向に向つて行はれた。この傾向を刺戟し、促進せしめたものは貨幣價値下落に伴ふ物價騰貴、殊に農業生產手段價格以上に農產物價格の昇騰であり、貨幣價値安定後、大規模な補助金、信用政策の形をとつてあらはれた新ドイツ國家の農業救濟策であつた。

卽ち巨大なる外國信用の上に築かれたドイツ復興經濟は、その故に又當時のドイツ經濟の基礎の脆弱さをあらはすものではあつたが、それは同時に農業に於ける技術的改革をひきおこした。生產技術の改革、農業の工業化の進展の特質の一は農業經營特に大農經營に於ける農業用機械の著しい普及に存する。戰前に比較して戰後の機械普及の狀況は次表に示す如くであるが、小經營にあつては機械普及の增加の割合の大なるに比して、その普及の度は依然として小さい。五ヘクタール以下の經營に於てはその僅か〇・〇九%がバインダーを持ち、〇・〇四%が十六馬力以上のトラクターを、〇・一四%が施肥用機械を所有し、播種機に於てすらその普及は三・一一%に過ぎない。卽ち小經營にあつては機械化の進步は見られず、單に播種及び除草機の數の增加が見られるにすぎない。

機械を使用せる農業經營の割合(%)

年次	二ヘクタール以下	二―五	五―一〇	一〇―二〇	二〇―五〇	五〇―一〇〇	一〇〇―二〇〇	二〇〇ヘクタール以上
一九〇六・〇七年	四・八	三三・一	六五・三	八六・六	九三・二	九四・二	九六・三	九八・二
一九二四―二五年	一〇・九	六六・三	九〇・三	九七・七	九八・八	九八・五	九八・八	九九・〇

(Statistik des Deutschen Reichs. Bd. 410. S. 21.)

機械使用農業經營數　(自一九三二年六月至一九三三年七月)

機械使用農業經營數（自一九三二年六月至一九三三年七月）

	電動機 一般	電動機 六馬力以上	蒸氣機關	輕・重油機關	蒸氣犂	トラクター及動力犂 一六馬力以上	小トラクター 一六馬力以下	播種機
〇・五—二ヘクタール	三三、三七八	三、〇三六	八二〇	一、八三〇	一〇	二三九	八九七	六、九四八
二—五	一八六、六三三	一〇、九〇三	二、五九二	九、〇四七	三三	三五三	一、〇六八	四三、四八八
五—二〇	五四〇、七四〇	八七、八五三	七、六四六	三九、三一三	一〇五	八八七	一、七二九	三六九、二九九
二〇—五〇	一八八、一八七	八六、五八六	四、八八一	二一、〇四一	七一	二、三〇七	八九七	一八一、八五六
五〇—一〇〇	三九、一五四	二七、五一一	二、六六一	五、三七〇	八三	三、七三一	五三一	四三、九〇八
一〇〇—二〇〇	一〇、六一二	七、九〇四	二、三九三	一、四一七	一六八	三、七九三	三一三	一三、一六〇
二〇〇以上	九、五五七	七、二一八	五、八二一	二、〇九三	九二一	六、五六四	六九七	一一、〇三三

	施肥用機械	耕耘機	刈取機 一般	刈取機 バインダー	馬鈴薯收穫機	打穀機 動力	打穀機 馬引捲轆轤	經營總數
〇・五—二ヘクタール	三三三	五三〇	四、三五三	二三九	一、〇三四	四三、六四五	四、四六六	八三四、〇一四
二—五	一、九九一	三、二四〇	六六、五四〇	一、二九九	一三、八九五	一六九、五二四	四一、三七五	七八七、七〇七
五—二〇	四四、四五八	四四、七四四	五二七、一〇九	五三、八五五	一六八、六三三	五一四、〇六〇	一六〇、四四二	一、〇六九、七三六
二〇—五〇	六三、一八六	四一、七八九	二三四、七八一	七一、四七〇	一一一、八一一	一八三、八五三	三三、七七二	二六七、〇九四
五〇—一〇〇	二四、四一三	一六、一五三	四八、三二一	二四、六一五	三〇、五九七	四〇、四九〇	三、七六五	五四、四九一
一〇〇—二〇〇	九、二九八	七、〇五五	一三、七六〇	八、八〇三	九、九三三	一一、三三三	五四〇	一六、五四二
二〇〇以上	一〇、〇八七	八、七〇四	一一、一三一	九、五三六	七、八二七	一〇、四七一	一九三	一七、三〇一

(Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich, 54. Jahrgang, 1935, S. 70 u. 75.)

技術改革の第二の特質は、その機械化の性質、特に動力機の增加に存する。「コムバインに取りつけられてゐる三〇乃至四〇頭の馬が操縱し易い發動機に取り換へられ、打穀機にとりつけられてゐる馬引捲轆轤が電氣モーターで驅逐

されると始めて機械的な牧穫方法及び牧穫物精製方法が急速に普及するに至つたのである。嘗て工業にとつて蒸氣機關が演じた役割は農業の發展にとつては發動機——内燃モーター及び電氣モーターが演じてゐる」。（エム・ケムパー「ドイツに於ける農業恐慌」、農業問題研究會譯編「農業恐慌」第一輯一五九頁）一九〇七年二〇乃至三〇萬馬力に過ぎなかつた動力機は二七年には約二十倍四百萬馬力の電動機に置きかへられた。ドイツ農業の發展は全くこの上に行はれたと云つてもよいであらう。小經營に於ける機械使用の增加は主として小規模の農業生産にとつて非本質的な部分に屬するものであるのに對して、大經營に於ける技術は量的にも質的にも發展し、從つてドイツ農業の資本主義化は、特に一九二三年の貨幣價値安定後數年間に於て、地主經營又は大經營と農民經營との間に於ける技術の量的な又質的な差を益々擴大せしめた。

肥料供給高の增加　（千噸）

年次	N	P_2O_5	K_2O
一九一三—一四年	一八五	五五五	四九〇
一九二一—二二年	三〇〇	三一二	七七五
一九二三—二四年	二五五	一六七	五三八
一九二四—二五年	三四〇	三七一	六六三
一九二五—二六年	三三〇	三八〇	六〇九
一九二六—二七年	四〇〇	四八五	七一七
一九二七—二八年	三九〇	五〇八	七三三
一九二八—二九年	四三〇	五五三	七八三
一九二九—三〇年	四一五	五四八	七七六

(Die deutsche Landwirtschaft. S. 18.)

農業機械化と同じく、施肥及び耕作方法も合理化の基準の上に發展した（上表は化學肥料供給高の增加）。そして機械使用の增加が農場規模を決定し、農業勞働者數の指針となると共に、施肥量の增加と相俟つて、農業經營は集約化の方向に押し進められ、ドイツ農業はこの合理化の地盤の上に、資本主義的經營の地盤の上に、一層の發展が期待されたかの如くであつた。主要農作物は一般に一九二八——三〇年には戰前の水準を取りもどし、その生産力、ヘクタール當り收穫高に於て、或ひはその絕對數に於てすらも增加の傾向を示した。更にライ麥、馬鈴薯等を飼料として任意に增加することの出來る豚、其の他の家畜數に於ても亦增

ライ麥　小麥　大麥　燕麥　馬鈴薯　甜菜

	ライ麥		小麥		大麥		燕麥		馬鈴薯		甜菜	
	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）	總計（千噸）	ヘクタール當（dz）
一九一一—一三年	九、五八五	一八・六	三、七六五	二三・七	二、八七〇	二一・二	七、六八〇	一九・八	三七、九六二	一三七・七	一三、九八六	二九九・七
一九二七年	六、八三四	一四・五	三、二八〇	一八・八	二、七三八	一八・五	六、三四七	一八・三	三七、五五〇	一三四・一	一〇、八五四	二五〇・〇
一九二八年	八、五三三	一八・四	三、八五四	二三・三	三、三四七	二三・〇	六、九九六	一九・九	四一、二六九	一四四・九	一一、〇一〇	二四二・三
一九二九年	八、一五五	一七・三	三、三四九	二〇・九	三、一八一	二〇・五	七、三八三	二〇・七	四〇、〇七七	一四一・四	一一、〇九一	二四三・五
一九三〇年	七、六七九	一六・三	三、七八九	二一・三	二、八六〇	一八・八	五、六五六	一六・四	四七、一〇〇	一六七・九	一四、九一九	三〇八・九
一九三一年	六、六八〇	一五・三	四、二三三	一九・五	三、〇一八	一八・六	六、二〇五	一八・八	四三、八六六	一五五・三	一一、〇三九	二八九・八
一九三二年	八、三六四	一八・八	五、〇〇三	二一・九	三、二二五	二〇・五	六、六五〇	二〇・二	四七、〇一六	一六三・三	七、八七六	二九〇・九
一九三三年	八、七二七	一九・三	五、六〇四	二四・二	三、四六八	二一・九	六、九五二	二一・八	四四、〇七一	一五二・六	八、五七九	二八二・二

(Statistisches Jahrbuch. 1935. S. 86—87.)

加の傾向を——小農地域に於ては停滯的ではあつたが——みとめることが出來た。

かくの如く二八——三〇年の間にドイツ農業は戰前の水準を取り戻したが、耕作に利用され得る面積の大戰による減退は人口の減少より遙かに大であつた。然かも、出生率の增加、割讓された土地、植民地、外國からの移入等による人口の增加の結果（一九三〇年の人口數は戰前一九一三年の九六％に及んでゐる）ライ麥、燕麥の生產は、人口當りその耕作面積に於ても、收穫高に於ても四分の一——五分の一の減少となつてゐる。一九二八——三〇年に於て作付面積の著しく擴大した小麥に於てすら十分の一の減少である。唯馬鈴薯のみ單位收穫の增加と共に略々戰前の水準に達する生產高を示してゐるに過ぎない。

他方に於て、農業生產の合理化、機械化過程の進展に伴ふ農業の工業化は、工業資本或ひは農業用機械工業生產に對

（A）人口千人當り耕地家畜數

	舊帝國領 一九一三年（A）	新領 一九一三年（B）	新領 一九二七年	新領 一九三〇年（C）	Aに對するBの減少の割合（%）	Aに對するCの減少の割合（%）
人口數	百萬 六六・九八	六〇・三〇	六三・三〇	六四・二九		
山林	ヘクタール 二二二・三	二〇九・七	二〇一・二	一九八・六	一・三	六・五
農耕利用面積	四九七・二	四六七・三	四四一・九	四三四・七	五・六	一三・六
牧場	三八・七	三八・〇	三九・七	四〇・八	一・八	（＋）五・一
草地	八九・四	八八・五	八七・一	八五・六	一・〇	四・二
耕地	三八一・八	三五七・一	三二七・五	三三〇・二	六・五	一六・一
小麥	三三・六	三二・三	二九・六	二九・六	三・九	一一・一
ライ麥	九七・四	九一・七	七四・六	七三・三	五・九	二四・七
燕麥	六六・四	六五・二	五五・一	五三・五	一・八	一九・四
大麥	二五・五	二三・七	二三・五	二三・六	七・一	七・五
馬鈴薯	五一・九	四七・一	四四・五	四三・六	九・二	一六・〇
甜菜	八・三	七・九	七・二	七・五	四・八	九・六
飼料蕓菜	一三・六	一二・九	一五・八	一五・九	五・一	（＋）一四・五
秣草	三九・六	三七・七	三七・九	三六・一	四・八	八・八
家畜 馬	六八	六三	六〇	五五	七・四	一九・一
牛	三一三	三〇六	三八一	二八七	二・二	八・三
豚	三八三	三七四	三六一	三六三	二・三	五・二

(Die deutsche Landwirtschaft. S. 19—20.)

（B）人口千人當り生產高　(dz)

	舊領 一九〇九—一三年（A）	一九二五—二七年	一九二八—三〇年（B）	Aに對するBの減少割合（%）
小麥	六六三・五	四七六・五	五七〇・五	九・九
ライ麥	1、七三〇・五	1、二二六・一	1、二六三・一	二七・〇

する關心を深めしめ、それと共に商品生產の增大、從つて生產物の販賣獨占への傾向を高めしめたのであるが、戰後に於るドイツ農業の發展は、農業生產への金融資本の進出に伴つて「農業の收益性の回復」しかもそれは「工業化、合理化、標準化によつての收益性」の回復の上に置かれたものである。從つて此の過程は一方に於て農業勞働者の生產力を增大せしめたけれ共、他方に於てそれに相應じて失業者を增加し、消費者の購買力を減少せしめた。農業勞働者の生產力が二〇—三〇%も增大したのにも拘

ライ麦	一、七三〇・五	一、一二六・一	一、二六三・一	二七・〇
燕麦	一、三二四・九	九五六・五	一、〇三九・九	二〇・九
大麦	五一一・六	四〇八・六	四八七・四	四・七
馬鈴薯	六、六九八・五	五、七三六・六	六、六〇五・一	一・四
甜菜	二、〇二四・六	一、六五九・六	一、九三五・七	六・三

三〇%も増大したのにも拘はらず、一九二八年に至るまでの名目賃銀は一〇%の増加を見たに過ぎない。そして一九二六年に五七千の農業失業勞働者は二七年には七一千、二八年には一一九千、二九年には一四七千、三〇年には一九五千に增加してゐるのである(Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich)。合理化と巨大な外國信用の結果ドイツ經濟は復興し、それに伴つて農產物價格も騰貴を見た(戰前を一〇〇として、二七―二八年東部及び中央ドイツに於ける市場價格はライ麥一五六、小麥一二七、燕麥一三五、大麥一四二、馬鈴薯一三九、甜菜一三八、牛及豚一一一、羊一二四牛乳一三四。Die deutsche Landwirtschaft. S. 42.)。それにも拘はらず、否それ故に、農業生產力の增大に對して大衆の購買力と消費力の減退がもたらされたのであつた。特に農業生產の標準化は、飼料・肥料・種子・農具機械等の高價格、或ひは借地料・租稅・公課・利子等の支拂から大經營又は大農場經營よりも著しく不利にある小農經營にとつて、農產物の販路を益々狹隘にした。戰後合理化と資本主義化の基礎の上に築き上げられたドイツ農業の再建、發展は、大衆の購買力と消費力の低下を伴つて、その中に過剩生產の原因を含んでゐたのである。

今主要農產物の輸入狀態の示すところを見れば次の如くである。(Ⅰ)バター、蔬菜、果實等は戰後絕えず輸入超過の增大しつゝある狀態にあること、(Ⅱ)小麥、鷄卵、大麥、玉蜀黍、橄欖種子、油糟、生獸等は一九二七―二八年を境として漸次輸入超過量は減少しつゝあること、(Ⅲ)ライ麥、燕麥、牛乳、チーズ、肉類、獸脂等は輸入超過漸減の傾向にあるが、その中前二者のみ輸出超過に轉じてゐること。卽ちこれ等より知り得ることは、ライ麥、燕麥、馬鈴薯等は、耕作面積の減少にも拘はらず尙供給過剩であるのに對して、動物的生產、脂肪、蔬菜、果實、小麥等は供

農産物輸入超過數量（1000dz）の變化、十は輸出超過

		一九二五年	一九二六年	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九一一―一三年
I	バター	九六五	九七七	一、〇八二	一、二六五	一、三五三	一、三三九	五五〇
	蔬菜	四、四〇八	三、九三〇	四、二〇八	四、九一七	五、〇一三	四、二七六	二、八二九
	果實（熱帶）	三、七九八	三、八七一	四、二〇五	四、九六二	四、九九二	六、三七九	二、八九二
	果實	三、八八五	三、八八三	三、九六八	四、七七三	四、四〇九	四、七三五	五、五三五
II	小麥	一四、六六二	一八、八五五	二五、三〇八	三一、〇〇〇	一八、二九一	二一、七四七	二〇、五三六
	鷄卵	一、四三二	一、四一三	一、六二五	一、七八三	一、六七九	一、六〇一	一、六二五
	大麥	九、一九八	一七、三五二	一九、九五七	一九、二六六	一七、五八〇	一四、七一七	三三、七八二
	玉蜀黍	五、四九九	七、〇四一	二一、〇四八	三一、八四五	六、六八九	六、五一三	九、三四八
	油性種子	一五、二四六	一六、八一七	一九、四八〇	二四、五八七	二五、八五八	二三、一一〇	一四、七〇一
	油精・麩	一、一六〇	三、九三〇	九、七三六	七、六八五	六、〇二〇	四、一一四	二四、二八八
	生獸*	八四〇	一、一四七	一、五九九	一、五一〇	一、六〇五	八一四	一、七八三
III	ライ麥	一、八四五	（十）三四九	六、六〇三	（十）六五三	（十）四、〇七八	（十）一、八一三	（十）四、〇六〇
	燕麥	三、三九五	一、七六二	一、八〇〇	（十）一、六三一	（十）三、九四七	（十）三、八六〇	（十）一、五三〇
	牛乳	一、〇六九	三九五	三九七	三〇八	二九五	一四八	六三三
	チーズ	七三八	六三〇	七〇六	五九八	六四三	五九九	二三〇
	肉類	二、四八八	二、三二八	二、〇七〇	一、四九三	一、三〇〇	一、一一〇	五一一
	獸脂	一、四三〇	一、五五三	一、四六一	一、三〇一	一、二九六	一、〇七八	一、五二四

（* 馬を除く。一九一一―一三年の欄は一九一三年の數字。ibid. S. 22.）

給不足である（註）。ドイツに於ては年々約四―五百萬噸のライ麥が食料として消費されてゐるのであるが、二八―三〇年には約八―八・五百萬噸の收穫があり、その餘剩は大部分飼料に用ひられたとは云へ、尙一―二百萬噸の餘剩がありその一部は外國市場へ、一部は國內市場を動搖せしむる禍根となつてゐる。又馬鈴薯はその收穫高の動搖（二五―

ありその一部は外國市場へ、一部は國内市場を動搖せしむる禍根となつてゐる。又馬鈴薯はその收穫高の動搖（二五—四五百萬噸）に伴つて、最も組織化の困難な部門である。良作の場合には國内市場は著しい供給過剰に見舞はれると同時に、不作の場合には豚飼育の爲めの飼料に不足を生ずる。從つて、平年作に於てすら潜在的過剰生産は馬鈴薯市場を壓迫してゐるのであるが、安價な化學肥料、改良種の栽培、農業機械の普及等によるヘクタール當りの收穫の增加によつて、二九年には四〇百萬噸、三〇年には四七百萬噸に上り價格を急落せしめた。

（註）燕麥の過剰は機械化による役畜・馬の遊離によるものである。一九一三年に三百八十萬頭の馬匹數は一九三〇年には三百五十萬頭に減じてゐる。

所でこれ等の農產物の生產過剰はドイツ農業にとつてどんな意義をもち、又それをどんな風に變化したか。

今一九三三年度の耕地面積別經營數を見るに、五ヘクタール以下のものは一、六二二、七二二で總經營數の五三・二%を占めてゐるのに對し、その耕作する面積は八・五%にすぎないが、他方總經營數の一・一%（一七、三〇一）に過ぎない一〇〇ヘクタール以上の耕地面積を有する經營は總面積の三七・九%を占めてゐる。

ヘクタール	實數 經營數	實數 面積（1000ヘクタール）	割合（%） 經營數	割合（%） 面積
〇・五—二	八三四、〇一四	九三四	二七・四	二・三
二—五	七八七、七〇七	二、五八二	二五・八	六・二
五—一〇	六一九、二〇九	四、三五九	二〇・三	一〇・五
一〇—二〇	四五〇、五一七	六、二七一	一四・八	一五・一
二〇—五〇	二六七、〇九四	七、九四九	八・八	一九・二
五〇—一〇〇	五四、四九一	三、六一九	一・七	八・七
一〇〇—二〇〇	一六、五四二	二、二五六	〇・五	五・四
二〇〇以上	一七、三〇一	一三、四五三	〇・六	三二・五
計	三、〇四八、八七五	四一、四二三		

(Statistisches Jahrbuch, 1935, S. 70 より)

しかし之を地方別に見るならば一〇〇ヘクタール以上の大經營は

北部並びに東部ドイツ（東プロイセン、ポメルン、シュレジイエン、メクレンブルグ等）に多く、西部（ラインランド、バーデン、ヘッセン等）は一般に五ヘクタール以下の小經營が支配的であり、シュレスウィッヒ・ホールシュタイン及び中央北部には中小經營地方が農作物の複雜な、多角的な組合はせを有するのに對して、ドイツ東部及び北部に於てはライ麥が主要農作物で、燕麥、馬鈴薯が之に次ぎ、これ等が此の地域にとつての主要市場生産物である。特に東プロイセンの大經營は主としてライ麥の價格に依存してゐるのであるが、この結果として、ライ麥は總農業生産の八％を占むるに過ぎないに拘はらず、戰後ドイツの關税、貿易政策に對する重要な刺戟の一つとなつたのである。

ドイツ農業に於ける指導的役割は以上の如き東部或ひは中央北部の大土地所有者の手に置かれてゐることは明らかであるが、この故にドイツ農業政策は穀物政策の形をとり、穀物の過剩に對しては保護關税、輸入制限等の諸政策によつて價格維持が行はれた。一方、動物的生産はその高い價格水準から大衆の購買力減退を最も強く反映するので、この傾向は漸次に西部の中・小經營をして穀物生産へ轉向せしめ、穀物生産をして益々過剩ならしむると共に、家畜生産の東漸及び變質をもたらした。卽ちドイツ農業の中・小經營に於ては、家畜の所有はその經營を維持せしむる必須的條件であつて、經營規模の小なるに從つて利用家畜よりもむしろ役畜としてあらはれる傾向をとつてゐるが、これ等利用家畜及び役畜は自然經濟的組織に對する前提であると共に、農耕地の收穫を動物的生産に代へることによつて現金收入に對する可能性を與へるものであつた。けれ共近來西北ドイツ、東プロイセン、ポメルン等の大農經營が家畜生産に於ける標準化及び品質生産への發展を示してゐる（例へば豚生産のこの地域への移動によつてその一端を知り得るであらう。一九二九—三〇年に於ける豚生産はオルデンブルグ九％、ハノーバー九・三％、ウエストフアーレン一一・六％、東プロイセン二六・五％、オーバー・シュレジイエン三七・一％と云ふ數字を示してゐる）。この西北部及び中央ドイツの中農乃至は大農經營、並びに東部の大經營の集約的な家畜飼養への發展は戰後ドイツに於ける經營組織及び耕作關係の著しい變化の

經營、並びに東部の大經營の集約的な家畜飼養への發展は戰後ドイツに於ける經營組織及び耕作關係の著しい變化の徵候であつた。

第二節　恐慌後に於けるドイツ農業の特質――ナチス農業政策の基礎

戰後ドイツ農業が生産の強度化から收穫の增加を來したこと、又この結果生産の過剩がもたらされたことは前に述べた所である。一九二八―三一年の間に穀物の輸入額は三六億マルクから七億マルクに減少し、小麥の正味輸入すらも二二・〇千ドッペル・ツェントナアから五・七千ドッペル・ツェントナアに減少した。政府の輸入禁止・制限政策にも拘はらず、過剩穀物の增加してゐることは大衆の過少消費が累進的に擴大しつゝある結果に外ならない。（註）

農業恐慌の徵候は一九二九年末に於ける二三の農業部門に於ける價格低落にあらはれたが、ドイツ農業の世界市場への關聯は、當時の僅かな保護關稅と相俟つて、農産物は工業市場よりも一層強く世界市場からの供給に壓迫された。價格低落は先づ穀價にあらはれた。そして三〇―三一年には價格下落は動物的生産にも及んだ。就中、ライ麥、燕麥、馬鈴薯及び屠獸は著しい下落率を示したが、先づミューラア、次でブリュ

（註）穀物消費は次の如くである。（人口一人當り、キログラム）

	ライ麥	小麥	大麥	馬鈴薯
一九二八―二九年	一一六・二	九一・五	七四・七	五四九・六
一九二九―三〇年	一〇九・五	六九・八	八一・〇	五三一・二
一九三〇―三一年	一〇八・二	六八・〇	五三・四	六二六・五
一九三一―三二年	九九・八	七〇・八	五三・〇	五七三・一
一九三二―三三年	一三一・〇	七四・八	四八・三	六三三・七
一九三三―三四年	一一八・四	七九・七	五四・二	五八一・三
一九一三―一四年	一五三・一	九五・八	一〇八・〇	七〇〇・二

（備考）Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich. 1935. S. 333.「又農業市場研究」の資料によれば人口一人當りの肉の消費は一九三〇年七・六キログラム、三一年七・一キログラム、人造バタの消費は一九三〇年七・九三キログラム、三一年七・三二キログラム、三二年七・九九キログラムである。

ーニングによる價格維持策、保護關稅政策は、戰前に比べての價格下落を世界市場の水準の上に食ひ止めるのに與つて力があつた。尤も從來ドイツ農業組織の指導は前述の如く東部プロイセンの大農經營、大土地所有者(ユンカア)の手に置かれたので、從つて農業問題は穀物問題として、救農政策は一面に於て穀價維持の爲めの保護關稅の設定となつてあらはれた結果、價格下落の割合は、穀物價格に於て緩であつたのに對して、大衆の購買力の減退は特に高價格生產物に強く反映するのと相俟つて、動物的生產物の價格、特に牛、豚及びバタの價格は急落を示し、一九一三年には戰前の水準を遙かに下廻つた。

農產物市場價格指數（一九〇九／一〇—一九一三／一四＝一〇〇）

七月より翌年六月	ライ麥	小麥	大麥	燕麥	馬鈴薯	牛	豚	バタ	卵	計
一九二八—二九年	一二二	一〇八	一二〇	一二六	一三五	一〇五	一四一	一四四	一八二	一二二
一九二九—三〇年	一〇八	一二四	一〇八	九五	一〇七	一一〇	一四四	一三八	一六六	一二六
一九三〇—三一年	一〇二	一二九	一一六	九七	九五	一〇一	一〇二	一〇九	一四五	一〇七
一九三一—三二年	一二二	一一六	九九	九一	八九	九五	八一	九五	[illegible]	八九
一九三二—三三年	九七	九九	一〇〇	七八	六五	五六	七三	八四	一二五	七七
一九三三—三四年	九五	九二	九六	八六	七五	六二	七九	一〇一	一二六	八四
一九三四年　七月	九六	九〇	一〇七	一〇六	一三一	六四	七九	一〇七	一二四	八九
一九三四年　八月	九六	九四	一〇八	九一	一三五	六八	八二	一〇三	一二六	九一
一九三四年　九月	九五	九七	一〇七	九二	一二七	七一	八五	九九	一二一	九二
一九三四年一〇月	九六	九九	一〇六	九四	一三二	七四	八七	九六	一二六	九五
一九三四年一一月	九九	一〇一	一〇八	九七	一三四	七四	八五	九七	一二九	九三
一九三四年一二月	一〇〇	一〇二	一一一	九九	一三三	七五	八九	九八	一二八	九三
一九三五年　一月	一〇〇	一〇一	一一三	九八	一一六	七六	八八	九九	一三一	九三

一九三五年 二月	一〇二	一〇二	一一五	九八	一〇八	七六	九〇	九八	一三〇	九三
一九三五年 三月	一〇四	一〇三	一一三	九九	一一〇	七九	八九	九七	一一七	九三
一九三五年 四月	一〇三	一〇一	一一四	九八	一一二	八四	九〇	一〇四	一三〇	九六
一九三五年 五月	一〇〇	一〇〇	一一四	九七	一一一	八七	九一	一一〇	一三〇	九九
一九三五年 六月	一〇〇	一〇一	一一三	九八	一〇一	八八	九四	一一五	一二七	一〇一

(ibid. S. 261.)

農業生産物の減少する購買力に對して農業生産費は相對的に增加する。(註) 主要な農業生産手段の價格指數は次の如くである。

	農業用機械	耕作器具	馬車及荷車	一般農具	計
一九二八年	一二六・八	一三〇・六	一三六・五	一六三・二	一三九・四
一九二九年	一二七・〇	一三三・五	一三九・二	一六五・九	一四一・三
一九三〇年	一二六・六	一三三・四	一三八・二	一六一・四	一三九・四
一九三一年	一二四・三	一二八・一	一三九・三	一四三・五	一三〇・七
一九三二年	一一三・五	一一一・三	一一一・二	一二六・八	一一六・一
一九三三年	一〇九・三	一一〇・五	一〇六・四	一二一・七	一一一・六
一九三四年	一〇七・一	一〇八・四	一〇五・二	一二四・二	一一一・一

(ibid. S. 260.)

(註) 生産費の相對的增加は技術の進歩を停滯せしめた。化學肥料の使用は一九三〇—三一年、窒素三七五千噸、燐酸四五一千噸、加里七〇〇千噸、一九三一—三二年、窒素三二五千噸、燐酸三九三千噸、加里五六〇千噸となつてゐる。(尙、二三二頁肥料供給量の增加參照) 又農業用機械の生産及消費高は次の如くである。(百萬マルク)

	農業用機械生産	國內賣上高	輸入高
一九二七—二八年	約四〇〇	三〇〇	二六
一九三〇—三一年	三三〇	一七六	一〇
一九三一—三二年	一三〇	九三	五

かくして農業所得は一九二八—二九年から三二—三三年の冬までに一三八億マルクから八八億マルクに減少した。(これは三五%の減少、しかも三二—三三年度は豐作であつて、生産數量は五%の增加である)。所得の減少の下では肥料、飼

料等の必須的な生産手段乃至機械の修繕、勞賃等に對する支拂がやうやく行はれるのみで、租税、利子、地代等に對してはその全額が支拂はれることは稀であつた。(註一)農業信用、殊に農業復興期乃至好況期に於て行はれた新投資の爲めの農業信用は固定化し、農業負債の増加となつてあらはれざるを得なかつた。貨幣價値安定以來七年間に農業負債は一二〇億マルクに達したと云はれる。債務支拂の爲めの利子總額丈でも一九三二―三三年には一二億マルクで、農業所得の一四%に及んでゐるのである。(註二)

(註一)　ボン農科大學の調査によれば小作及び零細小作の小作料は戰前に比べて一四〇―一六〇%高くなつてゐる。(Das landwirtschaftliche Pachtrecht in den europäischen Ländern. III Teil. Landwirtschaftliche Pachtverhältnisse in den einzelnen Gebieten Deutschlands.—Berichte über Landwirtschaft. 17. Sonderheft. 1931.)

(註二)　聯邦統計局の調査によれば小・中經營は大經營よりも面積當り比較的多くの負債利子を負つて居り、特に西部及び南部の農民地域に於て著しい。(一九三〇年十月)(Einzelschriften zur Statistik des deutschen Reichs. Bd. 12.)

農業の不振は工業製品に對して、それ自身狹小となつた國內市場を一層狹隘にし、(特に農業機械工業と肥料工業にとつて)、農業信用を固定化せしめると共に、失業の増加は農業過剩生産、農業恐慌を更に恒常的ならしめる。そこで國內農業生活保護の手段として、農業保護關税の引上げが行はれた。これは世界市場から絶緣することによつてドイツ農業の價格水準を安定化して工業の爲めの國內市場の强化をはからんとするものである。卽ちミューラア聯立政府は「綠色戰線」の要求を容れて一九二九年十二月及び三〇年三月の關税法案によつて農業關税の引上げを行つたが、これは更にブリューニング＝シーレ政府によつて引繼がれた。

この結果は直ちに穀物價格に反映し、三一年七月シカゴに於ける小麥相場八二マルク、ライ麥五七マルクに對してベルリン相場を夫々二六〇マルク、一八七マルクに保たしめてゐる。然しながら農産物關税の引上げは、(一)相對的にも亦絶對的にも

關税の引上げ

	小麥	飼料用大麥
一九二五―二九年	五・〇〇	二・〇〇
一九二六年六月の改正	六・五〇	二・〇〇
一九二六年十二月の改正	七・五〇	五・〇〇
一九三〇年　一月	九・五〇	五・〇〇
〃　三月	一二・〇〇	一〇・〇〇
〃　四月	一五・〇〇	一〇・〇〇

〃 三月	一三・00	一0・00
〃 四月	一五・00	一0・00
〃 五月	一五・00	一三・00
〃 九月	一八・五0	一三・00
〃 十月	二五・00	一三・00
〃 十二月	二五・00	一八・00

（ドッペルツエントナア當り、マルク）

相場を夫々二六〇マルク、一八七マルクに保たしめてゐる。然しながら農産物關稅の引上げは、（一）相對的にも亦絕對的にも生計費を引上げることによつて勞賃を騰貴せしめ、或ひは恐慌切拔策としての勞賃切下げと相俟つて購買力の低下、國內市場の縮少をもたらすこと、（二）農産物輸出國の報復的關稅引上げによつて、工業生産物の海外市場を狹小にすることによつて、工業資本家の利益と二重の關係に於て對立するものである。

（註）景氣研究所及び農業市場研究所の計算によれば、關稅による食料品騰貴は次の如くである。

（一九三〇・四・一—一九三一・四・一）

	食料として使用された數量(dz)		平均價格（dz當りRM）			農業人口以外に對する食料價格騰貴
	全人口	農業以外の人口	ベルリン	世界市場		百萬M
ライ麥	五二、000	四0、五00	一六・四0	（ポーゼン及びロッテルダム）	八・0一	三四0
小麥	四八、000	三七、五00	二六・四0	（ロンドン）	一四・四九	四四八
牛	一七、五00	一三、六五0	九六・三0	（コペンハーゲン）	七七・0三	二六三
豚	二三、五00	一七、五00	一二一・0五	（ポーゼン）	七三・八七	八二三
バタ	五、000	三、九00	二七三・六0	（コペンハーゲン）	二六一・二0	四四
卵	五、二六0	四、一00	一八八・00	（ワルシャウ及びコペンハーゲン）	一三八・00	二0五
粗糖	一六、五七0	一三、九00	三0・八四	（チェコスロヴァアキア）	一0・六0	二六一

農産物の國內自給政策は保護關稅引上げに加ふるに「製粉强制」並びに小麥作付面積の增大によつて補强されてゐ

る。穀物製粉の場合にはドイツ産の小麥は少くともその二五%に達しなければならないとするミューラアの政策は、シーレによつて八〇—九五%にまで高められた。更にシーレの所謂「計畫經濟的」試みによる小麥作付面積の増大は國内の食糧をして次第に外國農産物の輸入から獨立せしめるに至つた。けれ共景氣研究所も言つてゐる如く、「作付面積と收穫高が依然增加するならば、ドイツは次の數年間自國産の小麥で滿し得るであらう。しかしその前提は現在小麥價格の躍進から生じてゐる刺戟を今後も持續するといふことである」(Vierteljahrsheft zur Konjunkturforschung. 1930. Heft. 4.)(註)

(註)　聯邦食糧省の見解では小麥七〇—八〇萬噸の增收は國内需要を外國輸入から獨立させ得ると見てゐる。

兎に角、以上の諸政策の結果穀物輸入數量は減少しつゝあるが、小麥耕作への轉換は飼料としてのライ麥の貯藏及び耕作面積の減少と相俟つてライ麥輸出を減退せしめた。(次表參照) 更に三一年七月にはドイツ小麥價格維持及びドイツ諸市場に於ける外國競爭の排除の爲めに製粉强制を九七%に高め、同時に輸入證劵制度の援助を以てドイツ小麥の輸出を行はんとしてゐる。結局三一年三月二十八日關稅全權委任法によつて具體化されたシーレの農業綱領はあらゆる農業生産物に對して關稅を自由に設定する大臣への無制限な全權委任を要求し得るものであつて、ドイツ農業保護主義への劃期的な綱領であつたと同時に、特に農業保護に寬大であつた關稅設定、通商條約をめぐつて、前述の如き二重の意味に於て工業資本との鋭い對立を喚び起し、更に關稅によつて引上げられた生活資料と、農業生産物標準化の促進によつて農民的經營と資本主義的經營との徑庭を大ならしめた。

前述の如くドイツ農業政策の中心が東プロイセン、及び中央北部に置かれてゐるといふことは食糧自給、農産物價格維持を目的とする保護關稅の設定と共に負債整理が他の重要な政策としてとられたといふことによつて一層明らかに視はれる。一九三二年六月二日ブリューニング内閣崩壞の後をうけて成立したパーペン内閣によつてとられた政策は、穀物輸入の減少、動物的生産の東漸及び供給不足の傾向と共に、(一)蔬菜、

一九三〇年以後の主要農産物の純輸入超過額

一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年

一九三〇年以後の主要農產物の純輸入超過額

		一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年
小麥		二二七・九	八〇・四	七四・八	四二・二
			五〇九、〇二八	五五三、八八〇	二二四、二六一
ライ麥		（+）一六・〇	三・三	五七・九	七・七
			一六、九二四	五五三、四三七	（+）二四、七九一
大麥		一九九・八	六七・一	五二・一	一四・二
			七七五、九五二	五六八、四九五	二三五、一七六
燕麥		（+）三九・三	四・〇	〇・五	二・七
			四七、五三〇	五、五一四	（+）五七、七三四
馬鈴薯		二三・六	（+）一五・四	（+）三・八	三・二
			（+）三七六、一三五	（+）七六、五四九	三七、〇二八
果實		四四八・九	三六七・三	二八一・七	二五四・五
			九三三、二七四	九九七、一六三	一、〇二三、四五九
肉類		一一〇・九	五二・三	三九・八	三四・四
			五五、一七八	五七、三九七	四七、七〇四
牛乳		（+）二・六	〇・三	（+）〇・一	一・三
			二、七四七	一、四五六	三、〇七三
バタ		三七六・二	二二九・五	一〇六・三	八三・八
			一〇〇、〇九九	五九、三六二	五九、一三五
人造バタ及び其他食料油脂		（+）一四・三	（+）一九・七	〇・二	一・三
			（+）二一、八二五	一三、〇五四	一三、六八七

は、穀物輸入の減少、動物的生產の東漸及び供給不足の傾向と共に、（一）蔬菜、果實、獸脂、バタの輸入制限、（二）農業負債輕減の爲め二ケ年間農地抵當債務利子の二％引下げ、（三）所謂「エルベ東岸地方救濟法」(Osthilfe) の擴張、卽ちその一部一九三一年十二月八日ブリューニング內閣によつて決定された緊急令の一つである「農村强制執行猶豫法」の六ケ月間延期であつた。（註）

（註） 農產物輸入制限はその報復としてドイツ工業製品に對する外國市場の制限によつて工業資本家の利害に對立してゐる。ドイツ工業家聯盟其の他の反對。之に對してパーペンは租稅拂戾證券を中心とする勞働振興政策を以て之に酬ひた。

かくの如きドイツ農業政策に對するユンカア的要求は一九三二年十二月二日パ

植物性油脂	（十）三・〇	（十）九・四	一四・二	〇・七
		（十）二、四〇九	五〇、九三一	三、二九三

（備考）右側の數字は價額、百萬マルク、左側は數量、噸。

（Statistisches Jahrbuch, 1933. 1934. 1935.）

ーペンに代つて內閣を組織したシュライヘルに對する翌年一月十一日のライヒス・ランドブンドの聲明に於て最も明らかにあらはれてゐる。

「農業の貧窮化殊に農民の貧困化は純マルクス的政府の下に於て到底堪え難い程度にまで達した。當聯盟は、國際的立場に立つ輸出工業及びその亞流の强い拜金主義に都合のよい農業搾取の政策に憤慨の意を表するものである。現政府はオランダとの間の通商條約の期限が切れたことを利用して關稅の引上げを實行せず、又そのために起る外國農產物の流入を防ぐためにその制限をも行はず、更に一般的モラトリアムの聲明によつて、農民がその土地及び家屋から放逐されるのを防がうとさへしない。ドイツ農民の團體たる當聯盟は、非常手段に訴へる準備をも持つてゐる。」

シュライヘルの農業綱領はアウタルキー政策の拋棄、國內植民（innere Siedlung）の復活にあつたが、（註）この結果シュライヘルはユンカアに對する讓步として、曩にパーペンによつて六ケ月延期された農業用土地に對する强制執行猶豫に關する緊急命令を更に六ケ月（三三年十月三十日迄）延期し、又目的物の範圍を擴大した。しかもこの讓步は大土地所有の强制賣却を不可能にし、植民のための土地の存在を否定する點に於て、シュライヘルの掲げた農業綱領、國內植民に對する一大障害とならざるを得なかつたのである。

（註）從つて農業關稅についても高率の引上げは行はれず、又マルガリンとバタの混合等もマルガリン工場の反對によつて通過には至らなかつた。

かくしてドイツ國權黨と深い關係にあり、又ナチスとも深い了解を持つてゐるランドブンドと政府との決裂は政府と國權黨との間隙を深め、更にライン、ウェストファーレン地方の炭鐵資本家によつて企てられた「ハルツブルグ戰線」の再建を促進するに至つた。ドイツ・ファッシズムを大衆の基礎の上に置かんとしたシュライヘルの政策は反對に反ファッシズム戰線を擴大せしめたのみならず、無效果な社會政策的施設、勞働振興政策に對する工業資本家の反

線」の再建を促進するに至つた。ドイツ・ファッシズムを大衆の基礎の上に置かんとしたシュライヘルの政策は反對に反ファッシズム戰線を擴大せしめたのみならず、無效果な社會政策的施設、勞働振興政策に對する工業資本家の反シュライヘル的氣運はナチスとドイツ國權黨とを結ぶ反シュライヘル戰線の結成となつてあらはれたのであつたが、この運動はユンカア特にランドブンドと政府との衝突によつて一層强められた。一九三三年一月三十日ヒットラアを首相に、パーペンを副首相に、フーゲンベルグを經濟食糧大臣にする「ハルツブルグ戰線」內閣はかくして出現したのである。

第二章　ナチスの農業政策

第一節　ナチス的農業政策への過渡期——フーゲンベルグの農業政策

戰後の農業政策の主要傾向は、農産物の自給政策を行ふことによつて國內市場の强化をはからんとした點にあつたことは前に述べた如くである。それは先づ農業保護關稅政策による穀物生産の增加、穀價維持の方向に向けられた。その結果穀物の自給は達成せられ、ライ麥、燕麥、其の他の家畜飼料、馬鈴薯等は供給過剩を來したのに對し、蛋白質飼料、脂肪其の他の動物的生産は依然輸入に依存し、供給の不足を告げるに至つたこと、特に戰後ドイツ經濟復興の立脚點であつた合理化運動が、その結果として大衆の失業と購買力の減少をもたらしたことによつて强められた穀價の下落に際して、保護關稅政策は主として穀價の維持に向けられたのに對して、大衆の購買力減退の影響を强く反映する動物的生産物價格が急落の傾向をとつたのと相應じて、農村産業機構の變化と相俟つて、農産物の發達は益々不均衡となるに至つたことも前に述べた所である。更にドイツ農業の指導者である東プロイセンの大土地所有者の要求は第一に農業保護關稅の設定による農産物價格の維持であり、第二に農村モラトリアムの要求である。著しく反ユンカア的であつたシュライヘル內閣の打倒に與つて力のあり、曾てのプロイセン保守黨の後を繼いだドイツ國權黨（三三年六月二十八日解散を强制された）がこれ等の大土地所有者と密接な關係の下におかれてゐたことは云ふまでもない。その黨主であるフーゲンベルグが、國民經濟の復活によつて初めて世界貿易の振興を齎らすことが出來、輸出入貿易の犧牲によつてのみ國內市場の繁榮を豫想することが出來る。又國內經濟の繁榮は農業の復興によつて齎らされるものであり、農業の復興は先づ農産物價格の騰貴に俟たねばならぬとなすアウタルキー的色彩の極めて濃厚な彼の

貿易の犠牲によつてのみ國內市場の繁榮を豫想することが出來る。又國內經濟の繁榮は農業の復興によつて齎らされるものであり、農業の復興は先づ農產物價格の騰貴に俟たねばならぬとなすアウタルキー的色彩の極めて濃厚な彼の理論から、シュライヘル內閣の後をうけて行つたものは先づ第一に農產物關稅の引上げであつた。殊に關稅の引上げられた農產物は穀物よりもむしろ脂肪類、家畜、材木、飼料類であるが、これ等の生產物の有する意義は前述に於て明らかであらう。(穀物殊に小麥及び大麥は一九三二—三三年に於ては數量に於て輸入超過の減少を示し、ライ麥及び燕麥は輸出超過に轉じてゐる。馬鈴薯のみ一九三一年以來輸出超過は減少して、三三年には逆に輸入超過となつた。然しながら農產物の貿易關係については尙牛乳の輸入の增加しつゝあること、一九三一年には輸出超過を示してゐた人造バタ及び食料油脂、植物性油脂が輸入超過になつて來たこと、特に前者の輸入の增加しつゝあることを注意すべきである(前節、主要農產物の輸入超過參照)フーゲンベルグは穀物引上策として輸出證劵制度を設け、之を小麥及ライ麥に對して適用してゐる)。

然しフーゲンベルグによる食糧自給政策のうち最も著しいものは三月二十三日決定せられた「油脂經濟統制計畫」(ナチス政府成立後一ケ月に亘る論議の後發せられた二つの命令、Zweite VO. zur Förderung der Verwendung inländischer tierischer Fette und inländischer Futtenmittel 及び VO. über die gewerbsmässige Herstellung von Erzeugnissen der Margarinefabriken und Ölmühlen. 前者はシュライヘル內閣による緊急令の補足である。)である。この計畫の目的は從來多量の輸入原料を以て生產されてゐた人造バタ、人造食用脂肪、食用油、植物性脂肪類、硬化魚油等の生產を制限し、國產動物性脂肪の消費を增大せしむると共に、國產食油種子の利用を强制するものであつた。かくして脂肪の國內供給を確保し、脂肪價格を引上げると共に、農民を穀物生產から轉ぜしめて、穀物(特に食料)の生產過剩を防止することを目的としたものである。

政府が油脂類の國內自給の爲めに特に人造バタの原料の輸入を統制し、その國內生產額を制限した理由は、第一に

ドイツがバタ若しくは人造バタを輸入してゐる諸國がドイツ工業品に對する顧客であるといふことである。即ち既に輸入制限を行つてゐるバタに對して、更に關稅を引上げることは當然そこに顧客をもつてゐるドイツ工業資本家の反對を喚び起すと共に、人造バタなる代用品がある。バタ價格の引上げは人造バタの輸入增加となつてあらはれるが、人造バタの輸入國もドイツ商品の重要な輸出國なのである。從つて國內のバタ生產を增加し、然かも輸出諸工業の利益を阻碍しない爲めには、その輸出國がドイツ商品の重要なる市場ではない所の、人造バタ原料の輸入制限によるの外はない。そこで第一に人造油脂原料の輸入を政府の獨占としたのであるが、この結果、人造油脂の生產を制限すると同時に、從來主として外國から輸入せられた人造油脂原料に代つて國內產の亞麻、油菜、豚脂等の生產を增大せしめることゝなる。同時に國內の人造バタの生產を現在の六〇%に制限し、又人造バタの代用品となる凡ゆる油脂の關稅引上げ又はその輸入を政府の統制下に置き、旅館、飮食店、菓子屋等に於ける人造バタの使用を明記せしめ、その使用を制限した。かくして人造バタ及び外國から輸入せられる代用品の供給及び需要は著しく減退することゝなり、それに代つて國產バタ及び天然油脂に對する需要が增大し（バタに對しては既に輸入制限が設けられてゐる）、價格が引上げられるであらうと考へたのである。

この結果國產バタ及び獸脂に對する需要は增大し、價格は騰貴した。バタの値上りは加工用ミルクの値を引上げ、又獸脂の價格騰貴と相俟つて家畜の價格を引上げた。

一九三三年に於ける動物的生產物の卸賣價格の騰貴（マルク）

	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月
バタ（100kg.）	一七四・九三	一七一・三四	一七六・〇〇	二二七・七八	二二八・四四	二三四・七六	二四一、五六	二五〇、五六	二五二・〇〇
	100	九一	101	一三五	一三五	一三八	一三八	一四三	一四五
獸脂（100kg.）	五八・九八	五四・九五	五五・八六	六四・七三	六二・三四	五六・四九	五一・三三	四九・九〇	四七・四八
	100	九三	九五	110	10五	九五	八六	八四	七九
人造バタ	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇

獣脂 (100kg.)	五八・九八	五四・九五	五五・八六	六四・七三	六三・三四	五六・四九	五一・三三	四九・九〇	四七・四八
	100	九三	九五	110	10五	九五	八六	八四	七九
人造バタ (50kg.)	四四・〇〇	四四・〇〇	四四・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇	六九・〇〇
	100	100	100	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七	一五七
ミルク (100l)	六・七九	六・五〇	六・五五	八・二七	八・五三	八・五〇	九・二九	九・五〇	九・五〇
	100	九五	九六	一二一	一二五	一二五	一三六	一三九	一三九
牝牛 (50kg.)	三二・八〇	三三・三〇	三三・10	三三・00	三五・五〇	三五・10	三五・九〇	三四・三〇	三四・三〇
	100	100	10二	101	一一二	110	一一四	10六	10六
豚 (50kg.)	三五・三〇	三四・七〇	三二・七〇	三一・八〇	三一・六〇	三四・六〇	四〇・二〇	四三・四〇	四六・〇〇
	100	九八	九二	九八	八九	九八	一一四	一二三	一三〇

（備考） バタはベルリン、獣脂はハンブルグの卸賣價格。

人造バタの五月以降の價格は 50kg. 當り 25M の課税を含むものである。

それと共にバタの販賣量は一五%の増加、人造バタの販賣量は三〇―三五%の減少を示してゐるのであるから、政府の目的とするところは、一應は達成せられたと云ふことが出來よう。然しながら、その現實の效果はどうであつたか。

ドイツに於けるバタの供給は年約五・五百萬ドッペルツエントナアであるが、その中一九三〇年の數字によれば一・三二九百萬ドッペルツエントナアが輸入されてゐる（二三六頁参照）。卽ち供給量の約二三・六%は輸入に、七六・四%が國內供給によつてゐるわけである。更に國內供給のうちでも二・四百萬ドッペルツエントナアが農民自身で、殘りが酪農工場で生産されるが、その中一・四百萬ドッペルツエントナアが酪農組合で生産されてゐる。（Deutsche Agrarpolitik im Rahmen der inneren und äußeren Wirtschaftspolitik. 3 Bde. Berlin, 1932.—Veröffentlichungen der Friedrich List-Gesellschaft

e. V. 5. Bd. Teil I. S. 266) 又バタ生産のうち約二二%は農民によつて消費されるので、農家によつて市場へ出されるバタは約一・二百萬ドッペルツエントナアといふことになる。即ち市場に供給される國内生産のうちで農民生産は四〇%、酪農工場は六〇%（その中乾酪協同組合七八%）を占めてゐる。從つて、バタの騰貴、販賣量の増加に伴つて利益をうけるものは第一に酪農工場、就中酪農組合であるが、そこに得られた利益は必ずしも組合員となつてゐる農民の利益とはならない。たとへバタ生産による利益が得られたとしても協同組合經營資本の七〇%以上に及ぶ借入資本の利子として銀行資本その他に流出するであらうと考へられるからである。（註）

（註）　酪農組合數及びその資本構成は次の如くである。

	組合數	調査組合		經營資本（1,000M）					
		組合數	組合員數	組合員出資額	%	積立金	%	借入金	%
一九三〇年	三、七八二	二、九八一	三七一、〇三一	七、七九五・七	八・七	一九、一八二・〇	二〇・〇	六八、八八五・九	七一・三
一九三一年	三、九五二	三、二五八	三九六、二五三	一八、一九七・九	一一・二	二七、五一一・五	一六・九	一一七、〇八五・八	七一・九
一九三二年	四、一六六	四、一六六		一八、五一八・〇	一一・三	二九、九一九・四	一八・二	一一六、一五八・〇	七〇・五

（Statistisches Jahrbuch. 1934. S. 379 より算出）

又農民自身によつて生産されるバタについて見れば、人造油脂原料の輸入制限は、國産動物性脂肪の消費を増加したので、農民特に酪農業にとつては利益が齎らされたわけであるが、同時に油性種子輸入の政府獨占は油糟の供給を制限し、價格を騰貴せしめてゐる。即ち外國産の飼料、玉蜀黍、油糟等の獨占的價格の引上げは一般的飼料の價格を騰貴せしめ、ミルクの、從つてバタの生産費を増大せしめた。尤も飼料の騰貴による不利益はバタ價格の騰貴によつて補はれるかもしれない。然しながら酪農業の中心は次表に見る如く大體二〇―一〇〇ヘクタールの經營規模に置かれてゐると云ふことが出來、從つて、バタ生産に於て、又は加工用ミルクとして市場に提供するものは主としてこの

層である。更に大・中農經營に於ては穀物生産を制限して飼料生産に轉換し得。從つてこれ等の事情から安い生産費で生産し得るのみならず、生産力は小農に比して大である。即ちバタ價格の騰貴或ひは加工用ミルクの騰貴による利益は特に著しいものと云はねばなら

A　一九三三年に於ける酪農業の經營規模

ヘクタール	乳牛を有する經營數	乳牛頭數	一經營當乳牛數	所有頭數別經營數 一—二	三—六	七以上
〇・五—二	三七五、〇八〇	五三三、四三五	一・四	三六二、一四四	一三、六三八	二九八
二—五	七二一、〇六八	一、六二八、三四一	二・三	四六二、一一三	二四七、五〇三	一、四四八
五—二〇	一、〇三七、一九〇	四、三〇三、四一八	四・一	一七四、三一三	七七四、〇九九	八八、七七八
二〇—一〇〇	三一〇、〇二六	二、七〇三、六三六	八・七	五、二七五	一一五、五一五	一八九、二三六
一〇〇以上	二三、七七七	八四〇、五三四	三・五	五三四	一、一三七	二二、一一六

(Statistisches Jahrbuch, 1935. S. 100.)

B　一九三〇—三一年に於ける一乳牛當り生産額（リットル）

ヘクタール	東プロイセン	シュレジィエン	北ドイツ	中部ドイツ
五—五〇	二三五〇	二一六〇	二三八〇	二四四〇（五—二〇ヘクタール）
五〇—二〇〇	二六五〇	二八七〇	二九三〇	二七九〇（二〇—一〇〇）
二〇〇以上	三四四〇	三一九〇	三一六〇	三一五〇（一〇〇以上）

ない。反之、五ヘクタール以下の小農の生産するミルクは大部分は自家に於て消費されるか、又は市場に出されたとしても單にミルクの形に於て販賣されるので（加工用ミルクの値上りに對して、飲料用ミルクの價格は少しも騰貴してゐない）ミルク又はバタの價格騰貴の利益を受けることは出來ないのみならず、むしろ飼料價格騰貴による生産費高の不利益の方が大である場合すらあり得るであらう。

フーゲンベルグの油脂經濟統制計畫が國產動物性脂肪の生産を增加し、脂肪の國內自給を確保すると共に、一般農產物價格を引上げて國內市場の回復をはからんとするものであつたことは、前述の如くである。然しながら、バタ及

び人造バタ價格の騰貴は――小賣價格の騰貴は一層大である――人造バタの生産が高級品にうつゝてゐるのと相俟つて、たとへ一ポンド當り二五ペンニッヒの脂肪證券が與へられたにしたところで、消費大衆にとつては、バタ又は人造バタに對して、從來より遙かに多くの支出を强要することになるであらう。脂肪價格の騰貴は、更に、他の食料品の消費をも縮減させ、特に肉類の消費は著しい減少を惹起してゐる。かくして國內購買力の增加を圖らんとしたフーゲンベルグの對策は、反つて廣汎な都市小市民及び農民層のうちに反對を喚び起す結果となつたのであつた。

フーゲンベルグの政策のユンカア的性格は上述の「油脂經濟統制計畫」と共に、强制執行猶豫法の擴張並びに農業負債整理法の實施に於ても亦明らかにあらはれてゐる。

嘗てパーペン及びシュライヘルによつて再度の延期を見た强制執行猶豫法は、從來債務者の申込によつて一定條件の下で差押が猶豫せられたが、原則として農業用、林業用、園藝用の土地に對する差押は三三年十月まで猶豫され、唯債權者の申込によつて一定の條件が備はつた場合にのみ履行せられることになつた結果、農業用動產及び不動產に對して實質上廣汎なモラトリアムの施行となつたが、中・小農經營に信用を與へてゐる中・小商工業者に對しては何等の優先的地位も與へられてゐないことにより、又債權回收の不可能に堪へ得る資本力を有しないことにより、中・小商工業者の反對運動を惹起した。この結果差押猶豫から生ずる損失塡補の爲め五年間千五百萬マルクを債權者保護の爲めに支出するに至つてゐる。

强制執行猶豫法の一般化は農業負債整理の前提であつた。一九二五年に八、〇二三百萬マルクであつた農業負債は三二年には一一、四二五百萬マルクに增加して居り、特に負債額は西部ドイツよりも東部ドイツに於て大である。從つてライヒス・ランドブンド會長カルトロイト伯は二月十八日のブラウンシュワイヒ農業大會に於て、十月三十日迄の間に四〇億マルクに達する短期農業債務の長期切替の必要を力說し、農務次官フォン・ロールも亦二月二十二日のラヂオ演說に於て單に東北地方のみならず全國的農業債務切替實施の必要を說いてゐる。

一ヘクタール當り負債額の割合
（公定土地價格に對する％）

一ヘクタール當り負債額の割合

（公定土地價格に對する％）

經營規模（ヘクタール）	東部	西部
五—二〇	四九	三八
二〇—五〇	四八	三五
五〇—一〇〇	六〇	三九
一〇〇—二〇〇	七三	四六
二〇〇—四〇〇	七五	四七
四〇〇以上	六四	—

ラヂオ演説に於て單に東北地方のみならず全國的農業債務切替實施の必要を説いてゐる。

三三年六月一日付を以て發表せられた新農業負債整理法は農業負債の利子を四・五％に引下げ、債權を出來る丈切り下げて、政府の資金によつて債務の償還を行はんとするにあつた。その結果たとへ利子が引下げられ、元本が一〇—二〇％切下げられたにもせよ、固定化した債權の流動化は先づ債務者によつて迎へられたであらうことは云ふまでもない。然し、この債務整理は六億マルクに上る國庫負擔によつて行はれる。（註）この國庫負擔は、間接税が租税收入の八〇％以上に上るドイツ財政に於ては、結局間接的にはその過半が一般消費者大衆に轉化されることになるであらう。

（註）この負債整理の爲めの金融は一九四〇—四二年の三年間毎年一億マルクを農業負債の整理の爲めに支出し、それまでは必要に應じて利子付の大藏省證券をレンテンバンク信用銀行に交付する。同銀行は交付された大藏省證券に基いて債務整理所に金融する。更に同銀行は三億マルクを限り、債務整理證券を發行し得ることが出來る。

フーゲンベルグの政策は、前述した所に於ても明らかであり、又二つの農業負債整理法がその一般化にも拘はらず依然オストヒルフェの延長であり、主としてその地方の大土地所有者の救濟に向けられたものであると考へられてゐる如く、その政策は大農經營、大土地所有者に厚く、中小農に惠むこと比較的少かつた。他方に於て金融資本及び重工業資本と密接な關係にあるナチスが、フーゲンベルグの非工業資本的政策と相容れないことは當然であつた。ナチス政府は「油脂經濟統制」の失敗をフーゲンベルグの無能に歸せしめ、ナチス外廓團體を動かして、この閣內の異分

子、ドイツ國權黨主フーゲンベルグ失脚の手段としたのである。

第二節　ナチス農業綱領

一九三三年六月二十九日フーゲンベルグの經濟農業大臣辭職と共に、農業大臣に生粋のナチス農業理論家ワルタア・ダレ、經濟大臣にクルト・シュミットが任命され、ドイツ經濟政策は全くナチス的になつた。爾後あらゆる方策はドイツ經濟生活に對する國民社會主義的綱領の實現に資することになつたのである。

尤もナチスが農民階級に働きかけ、强くその支持を得るに至つたのは一九二八―三〇年である。この間にナチスはその傳統的地盤である北部バイエルン其の他の中央及び南部の農業、手工業地方に於ける發展の徐々たるに比して、北部及び中部ドイツの大農地方に急速な勢力を伸張した。このことから一九三〇―三二年に於けるナチスの進出は數年間の深刻な恐慌期に於ける北部農業地域の獲得に負ふ所大であつたと云へるであらう。元來土地所有者又は占有者としての農民は、その自己の生産手段及び勞働力の所有から、著しく個人主義的保守的偏向を示すものであるが、恐慌の進展は現在の秩序への疑惑を深めると共に、特にその中・小自作農的綱領によつてナチスへの趣向を示すに至つたのである。

一方に於て一九二〇年二月十九日ミュンヘンのホフブロイハウスの大會に於て可決された二十五ヶ條の綱領に於ては「利子奴隷制」の打破、貸付資本による「不勞所得」並びに「土地投機」の否定の條項を有してゐたにすぎなかつたが、農業恐慌は農民階級の沒落に、負債、利子、租税の負擔に或ひは農産物價格及び農業收益の低減に呻吟する農民に、今更の如く注意の目を向けしめた。特にその經濟觀から經濟的自主の主張は當然食糧及び原料供給者としての農民の尊重とならざるを得ない。アウタルキーの爲めの「ドイツの再農化」(Re-Agrarisierung Deutschlands) の主張は積極的な農業政策の樹立を要請する。その意味に於て農業收益遞減の主要原因を、金融的勢力を握るユダヤ人の介在による不當利得の搾取に求めた一九三〇年の農民及農業問題に對する黨聲明は重大な意義をもつものであつた。

農民の尊重とならざるを得ない。アウタルキーの爲めの「ドイツの再農化」(Re-Agrarisierung Deutschlands) の主張は積極的な農業政策の樹立を要請する。その意味に於て農業收益遞減の主要原因を、金融的勢力を握るユダヤ人の介在による不當利得の占取に求めた一九三〇年農民及び農業問題に對する黨報告は重大な意義をもつものであつた。

この報告書に基いて、ドイツ國民による土地所有の確保、並びにドイツ國民による、又ドイツ國民のための土地利用に關する綱領が打ち樹てられ、この目的實現の爲めの手段として、(一)萎縮せる需要の匡正、(二)利子の引下げ、(三)輸入稅の賦課及び輸入統制による國內生產の保護、(四)農產物價格の形成をして投機的影響より絕緣せしめること、(五)農業生產費の減少、增產計畫其の他の農業政策の直接的遂行のための協同組合の結成等を掲げた。

この農業綱領が、ヒットラアによつて、彼が一九一九年黨首となるに及んで確立された國民社會主義の根本的イデオロギーにうち樹てられたものであることは云ふまでもない。

ナチスは民族又は國民をその出發點としてゐる。民族的世界觀は、人種的要素の中に人類の意義を認める。それは原則的には、國家の中に目的に對する手段を見るのであつて、その目的として人類の人種的存在の維持が考へられてゐる。かゝる見地から國民は最高の人間生活の手段として考へられる。從つて先づ第一にこの國民、民族の維持存立が問題となる。

民族に於て本質的なものは血と土とである。ローゼンベルグに從へば、血は貨幣より、土塊は株券より、名譽は高い配當より以上のものであり、國民は一切の業務よりも高位に位する。從つて土地はナチスに於ては單なる生產要素ではない。それは國民全體の生存の前提である。「我々は我が民族の生活の爲め、並びに我が過剩人口の移住の爲めに土地(植民地)を要求する」(第三條)、又は「我々は我が國民の需要に適應せる土地制度改良、公益的な目的の爲めにする土地の無償收用に應ずる法律の制定、地代の廢止及び凡ゆる土地投機の禁止を要求する」(第十七條)なるナチ

ス綱領に於ける規定はこの主張に基いたものである。

以上の如き見地から、農民は單なる身分又は階級ではなくして經濟的生存一般の前提であり、ドイツ國民更生の基本的支柱となる。農民は「全生活の永遠の源泉」であり、新國家建設の礎石である。從つて農民は單なる企業家たることを捨てゝ、あらゆる身分階級のうちにあつてドイツ國民の更生に際しての支柱としての任務を、偉大なる歴史的意義を有する農民本來の國民的使命を自覺しなければならない。從つてその意義は當然、單純な經濟的なものを超越したものでなくてはならない。

卽ち農民は「血と土から生れる新貴族」として、先づ第一に德性と古き傳統の擁護者として、民族性（古代ゲルマン種族の高貴なる騎士としての民族性）、血統の源泉としての意義を附せられる。農民（Bauer）とは元來土地所有と結びついてゐる家族の長と同意語であるが、生命の基礎と、高潔なる血統を導く結婚の選擇性とは全くこの農民に懸つてゐる。優れた選擇性に對する前提要件は一世紀から次の世紀へ家族のうちに傳へられる北方民族の農場と、その相續法のうちに存する。（Darré: Das Bauerntum als Lebensquell der nordischen Rasse, 1928, S. 366—7）從つて政府はドイツの農家に於て古くから存する相續の習慣をドイツ國民の血の源泉として保護し、又農民はその世襲農場に確りと根を下すことによつて、再びドイツ國民復興の擔當者となり得るのである。

第二には全ドイツ國民への食料の供給者としての意義が附せられる。ドイツの隷屬狀態からの解放は食料自給の基礎の上にのみ可能である。この立場に立つて「自給自足」、「ドイツ國民に對する食料は自國の土地から」、これが農民に對して與へられたも一つの意義であつた。

經濟的自給、それはナチスの世界觀乃至經濟觀に基く所の國民的自由並びに國民的文化發展の前提であると共に、それは又戰後に於けるドイツ經濟の要求でもあつた。

「ドイツ國民はその食糧の著しい部分を外國の食糧輸入によつて補つてゐる。世界大戰以前にあつては我々はこの輸入に對して、我國の工業的輸出貿易、外國への投資資本の受取高を以て支拂ふことが出來た。この可能性を世界戰爭の結果は我々から遮斷してしまつた。今日我々はこの食糧輸入に對して、主として外資借入によつて支拂つてゐ

「ドイツ國民はその食糧の著しい部分を外國の食糧輸入によつて補つてゐる。世界大戰以前にあつては我々はこの輸入に對して、我國の工業的輸出貿易、外國への投資資本の受取高を以て支拂ふことが出來た。この可能性を世界戰爭の結果は我々から遮斷してしまつた。今日我々はこの食糧輸入に對して、主として外資借入によつて支拂つてゐる。かくて、ドイツ國民は益々深く信用を提供する國際的高度資本の負債的奴隷に陷ち込まざるを得ないのである。……國際資本は信用の遮斷によつて、從つて又食糧供給の遮斷によつて、即ち收入を激減せしめたることによつて、特に、ドイツ・プロレタリアをして飢餓賃銀を以て勞働するか、外國植民地へ勞働奴隷として移動することを强制する。この隷屬狀態からの解放は、ドイツ國民が自己の土地によつて自らを養ふときに於てのみ可能である。從つて國內農業の生産力の增加はドイツ國民にとつては一つ死活問題である。」(G. Feder: Das Program der N. S. D. A. P. 1932, S. 6—7)

又「我々のなしとげねばならぬ最も重要な二つの任務がある。その一つは農民の救濟であり、これは如何なる困難を排しても成しとげねばならない。我國民間に於てこの階級を沒落せしめることは、最も恐るべき結果を將來するであらう。農業經營に相當の收益をもたらすためにとられる政策は消費者にとつては相當の負擔となるかもしれない。しかし農民階級の沒落によつて全國民が蒙るであらう恐るべき運命に比すれば殆んど問題とはならない。……農民を健全な狀態に維持することは、ドイツ工業、國內市場及び輸出の繁榮の爲めの必須的第一條件である。」(ヒットラアの三三年三月二十三日に開かれた內閣組閣後最初の議會に於ける演說)又「我々は第一に農業及び農民の經濟を復活させることから始めるであらう。何故ならば我々はそれと共に他の總ての經濟復活の爲めの前提も亦與へられると信ずるからである。」(ヒットラアの三三年五月一日の演說)

この食料自給の爲めの政策が早くからナチスの農業綱領の重要な一項をなしてゐたと共に、その爲めの輸入制限乃

至農産物保護關税政策が社會民主黨のヘルマン・ミューラアによつて、或ひはブリューニングによつてとられたことは我々の曩に見た所である。然しながら、この自給自足政策は如何なる意義を有するかは、次の二つの引用に於て明らかであらう。

「我々は目下の外國爲替の不十分なる現狀に鑑みて我々が食糧品の輸入のために外國に支拂ふ金が多ければ多い程、工業原料品の輸入の減少をひきおこし、勞働授職を阻害し、軍備の達成を遲延せしめることを知らなければならない。反對に食糧品のために支拂ふ金が少ければ、それ丈原料の購入を多からしめ、勞働從業者の數を增加せしめ國防を强固にすることを得るのである。」（食糧農業省書記官ベッケ氏の一九三五年八月二十八日の訓示）

「ドイツ國民社會主義勞働者黨の云ふ自給自足とは各國民及び各民族の生存の權利を意味する。卽ち一國の經濟の商業政策的、貨幣政策的乃至戰時的紛糾の場合に於て全く飢餓に陷ることなき城廓を形成することである。このことによつて自給自足の範圍は自ら明らかであらう。危急の際にかゝる城廓內に於て豐かな生活が出來ないのは當然であり、尙一層の緊張が必要である。然し生存の基礎の獨立性は如何なる場合にも保證されねばならない。……かゝる說明から直接にナチス外交政策の第二の原理が導き出される。卽ち『自給自足』とは、かくの如く、經濟政策的關係の限界を閉鎖することではなく、國防的觀點からの需要の編成を意味するものである」（同じく外務省のダイツ氏、三三年六月二十四日「ベルリーナー・ターゲブラット紙」）

以上に於てナチスはその經濟的、文化的要求から、農民を土地に定着せしめ、それをドイツ民族の血統及び食料の源泉といふ意味に於てドイツ國民更生の基本的支柱とするに至つたのを見た。農民の土地への定着過程は具體的には一九三三年九月二十九日の國世襲農場法（Reichserbhofsrecht）の發布である。

一九三三年九月二十九日の國世襲農場法（Reichserbhofsrecht）の發布である。

更にナチスは一層廣汎且つ强力な農業統制機構を整備し、農業生產に關係する一切の機構を組織化することによつてその主張を實現しようと試みてゐる。それは同年九月の國家食糧團體（Reichsnährstand）の結成である。卽ち國家食糧團體はナチス經濟機構の基礎としての職分的秩序の建設であり、世襲農場法はその基底としての農民階層の確立、維持である。

ナチスによれば經濟は「目的の爲めの手段の體系」である。國民は經濟の爲めに生きるものではなく、又經濟は資本の爲めに存するものではない。むしろ資本は經濟の爲めに、經濟は國民の爲めに、國民理想實現の爲めに奉仕するものである。換言すれば經濟は人間の精神活動の目的達成のための手段を創造する世界である。然るに精神活動の多樣性、從つて目的の多樣性は手段の多樣性を伴ふ。卽ち目的の世界が多樣の職分協同體（Stand）に分割され、この職分協同體の有機的、段階的結合から成り立つに從つて、經濟の世界も多數の職分協同體に分岐し、多數の職分協同體の有機的、段階的結合から成立つ。社會及び國家の職分的秩序には必然的にかゝる職分的經濟秩序が伴ひ、職分國家（Ständestaat）が社會の本質に合せる政治形態であると等しく、職分的經濟秩序は社會の本質に合せる經濟秩序なのである。從つて職分的秩序建設こそ新社會建設の原理なのである。

ナチスは既に一九二〇年の綱領に於て「國家に委任された範圍內の法規實施の目的を以てする職分協同體會議、職業協同體會議の創設」なる條項を設けてゐる。（二十五條の二）一九三〇年七月十五日「農業の職分的結成の統制に對する國家權限に關する法律」（Gesetz über die Zuständigkeit des Reiches für die Regelung des ständischen Aufbaues der Landwirtschaft）によつて先づ農業に於て職分的秩序への改造が企てられた。そして九月十三日「國家食糧團體の臨時的組成並びに農業生產物の市場及び價格統制の措置に關する法律」（Gesetz über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstandes und Massnahmen zur Markt und Preisregelung für landwirtschaftliche Erzeugnisse＝Reichsnährstandsgesetz）十二月八日の「國家食

糧團體の暫定的結成に關する命令」(VO. über den vorläufigen Aufbau des Reichsnährstandes) 其の他に基いて國家食糧團體は漸次その確立を見るに至つたのである。

第三節　ナチス治下の農業統制

フーゲンベルグの行つた關稅引上げ政策及び油脂統制計畫が消費者の生活費の騰貴をもたらし、又工業資本家の反對を惹起したことは前節に於て述べた如くである。從つてその後をうけたダレに於ては農產物關稅は多少の園藝的農產物に對するものを除いては實行されず、逆に工業生產物の關稅が引上げられた。又三三年三四年度の穀價維持の爲めに政府が穀物市場に干渉することを中止する旨を聲明した。けれ共、ナチス陣營内からさへ最も強く反對された油脂經濟統制計畫については油脂割引購買證券の交附範圍が多少擴張されたことゝ、人造バタの生產制限が六〇%より五〇%に減じたこと、及び人造バタ生產に對して二五ペンニツヒの生產稅免除が行はれたに過ぎなかつた。

A「血と土のイデオロギー」と世襲農場の意義

既に一九三〇年の農業綱領に見られる如く、農民の土地への定着、自營農民の創設はナチス農業政策の基本的なものであつた。ダレは世襲農場法發令に先立つ三三年七月に次のやうに述べてゐる。

「もしも農民大衆がドイツ民族の體内に於て血の盡きせぬ源泉となるとしたならば、これに對して家族を保護し、農業家族の血統をして定着せしめる所の法律を課すべきである。何故ならば、多くのものはこの土地への定着を條件としてゐるからである。國家はその代償として、農民大衆に、健康な子孫に對する保證を與へるやうな結婚を期待することを要求し得る權利を獲得すべきである。然らされば新しい血の源泉としての農民大衆の觀念は單なる言葉の映像となつてしまふだらう。」(Darré: „Stellung und Aufgabe des Landstandes" in Deutsche Agrarpolitik, Juli, 1933. S. 5—6.)

となつてしまふだらう。」(Darré: „Stellung und Aufgabe des Nährstandes

卽ち、農民をドイツ國民の血の源泉として保護する爲めには過重なる負債や、相續に際しての分割から農場を保護し、かゝる農場を一家の相續財產として永く自由なる農民の手に留めて置かねばならない。然かもそれは農業所有地の適當な分割を基礎として達成せらるべきである。蓋し出來る限り平均的に全國に遍く分割せられた、生存の必要を充すに足る無數の中小農場こそ、國民及び國家の健全なる維持に對する最善の保證となるものである。「その世襲農場に確かりと根をおろすことによつて、自營農民は再びドイツ國民の民族的再生の土臺となるであらう。」(三三年十月五日新聞代表への演說)(Im Kampf um die Seele des deutschen Bauern, S. 42.)

ナチス的農民階級確立の基底としての世襲農場の意義は以上の如きものであつた。世襲農場とは少くとも耕作生計(Ackernahrung)に達し、最大限百二十五ヘクタールを越えざる農業及び林業用の土地であつて、農民たる資格あるものに屬するものを云ふ。そして農民(Bauer)とはかゝる世襲農場の所有者であつて、農民たり得る資格はドイツ人又はこれと同種の血統を有するもので、尊敬に値するものに限られる。この世襲農場は分割されることなく、相續人(原則として長子)に相續される。更にこの世襲農場は賣却することも出來ないし、又負債の抵當とすることも出來ない。卽ちダレの言ふ所によれば、世襲農場法は土地の商品化の排除であり、從つて又農業に於ける資本主義化の根柢の排除である。「農民に對して再び國民の生命の基礎としての重要な使命の遂行を可能ならしめる爲めには自由主義の影響から完全に逃避せしめなければならない。自由主義的な政策の影響と資本主義的經濟組織の破壞作用の下に我が農民は土地との間の血肉の如き關係を絕たれ、貸付資本家の賃銀奴隸と化し、良心なき投機業者の不健全な勢力下に立たされるに至つたのである。……土地世襲制度は如何なる制度にも增して自由主義的、資本主義的考へから遠ざかりつゝあることを明瞭ならしめる。」(三三年七月十一日新聞代表者への演說)

然しながら、ドイツ農業經營のうち、どれ丈がかゝる世襲農場法の下に保護されたか。勿論世襲農場法の下の限界

世襲農場の割合

	經營數		所有面積		總經營面積		農業利用面積	
	總數（千）	%	千ヘクタール	%	千ヘクタール	%	千ヘクタール	%
所有面積七・五ヘクタール以下のもの	二、一七五	七一・四	五・六	一五・三	八・四	二〇・三	七・四	二七・八
七・五―一二五＝世襲農場	八四五	二七・七	一七・二	四六・九	一八・〇	四三・五	一四・四	五四・一
一二五ヘクタール以上	二七	〇・九	一三・九	三七・八	一五・〇	三六・二	四・八	一八・一
計	三、〇四七	100・0	三六・七	100・0	四一・四	100・0	二六・六	100・0

（Wirtschaft u. Statistik. 1934. 2. Dez.—II. S. 806.）

を作る「市場及び一般の經濟界とは無關係に一家族に食料、衣服を供給し得る土地」は夫々の地方によつて異なるけれ共、今七・五ヘクタールをその一般的な限界として推定すれば、世襲農場の割合は右の如く、總經營數の二七・七％所有面積の四六・九％にすぎない。

この世襲農場法の結果、土地の分散喪失は防止される。然しながら土地を所有し得る相續人以外のものは、たとへ「農場の資力の許す限り」丁年に達するまで扶養され、職業的教育をうけるにしても一〇〇ヘクタール以下の經營の六〇％が缺損を示してゐるやうなドイツ農業經營の下ではこれ等の經濟的保證は極めて困難なことであらう。又たとへそれが可能であつたにしても「農民」としての保護からは拒否されるので、手工業者、工場或ひは農業經營に於ける賃銀勞働者、乃至は産業豫備軍とならざるを得ず。結局ドイツ農業經營の僅かな部分を占むる中農層を定着化することを目的としてゐるにすぎないこの制度は必然的に農民層の階級分化の原因をそのうちに含んでゐるものといへないであらうか。勿論一方に於て東部エルベ地方の大土地所有の分割及び國内に廣汎に散在する荒蕪地の開墾の上に、世襲農場法によつて農場から排除されたもの、及び一般的離村によつて都會に流れ込み就職を求めてゐる農業勞働者に對して土地への安定性を與へる爲めに内地植民が計畫されてゐる。然しながらこれによつて果して農民として獨立し

對して土地への安定性を與へる爲めに內地植民が計畫されてゐる。然しながらこれによつて果して農民として獨立し得るに足る丈の基礎が與へられるかどうかは大いに考へなければならないところであらう。

又世襲農場は債務の擔保とすることが禁じられてゐるので、農場に於ける負債の增加を阻止することは出來るが、之は他方信用の途の杜絕を意味する。たとへ農民は信用を必要としてゐても、土地は世襲法によつて賣却出來ないことになつてゐるので銀行は信用を與へることを喜ばない。その爲めに世襲法の裏をくゞるやうな種々な方法が考へ出され、或ひは高利の對人信用によらざるを得ない狀態である。農業に於ける資本主義化の根柢を排除し、資本主義の破壞的影響から救ふと共に、農民を土地と不可分の關係に置くことによつて農民階級の基礎を强固にせんとするこの世襲法は、農場が充分の收益を擧げ得ない限り、土地への結びつきは逆に農業に於ける進步發展を阻害する結果となる。ナチス陣營內に於てすら經濟大臣シャハトは公然と世襲制度の廢止に對する問題を提起してゐる。「農業に於ける進步を阻害する農業制度は、吾々が生產十字軍を開始する爲めの機關として甚だ不適當である。これはドイツ國民の利益を全體として促進するものでは決してない。」（一九三五年ドイツ法律學士院に於ける演說）

B　農產物價格及び市場統制の機構

ナチスの職分概念の發現である「國家食糧團體」（Reichsnährstand）を中心とする農業統制の機構は、又、アウタルキー政策の基礎として、農業に於けるカルテル化を促進し、獨占農產物價格の形成によつて農業收益の安定化を圖らんとするものであつた。（註）

（註）農產物カルテル化促進の爲めの農產物輸入統制については穀物、飼料及び其他の農產品、畜類及び畜產品、乳酪製品及び油脂、卵等の重要農產物輸入が輸入管理局の手によつて統制されてゐる（一九三四年九月十一日）。

この國家食糧團體は、ダレに從へば「何よりも先づ經濟的大結合、卽ちドイツ全經濟內に於ける一生產部門の結合」

の實現でありドイツ農業の職業身分的建設、及び職業身分的統制の機關たらしめんとしたものである。このことはダレの三三年九月十日新聞代表に行つた次の演説に於てよく看取し得るであらう。

「國家食糧團體の結成の爲めに今日法律的可能性が與へられたことは正に時宜に適したと云ふべきである。市場狀態が不充分なことは、穀物市場の第一線に於て充分に證明されてゐる。我々は農業者（Landwirt）は通常の意味に於て企業家でないことを明らかにしなければならない。この協同體は自由價格形成の遊戲に參加し得ないし、又してはならない。協同體のその國民に對する使命は非常に重大であるから、この競爭に附隨する危險に身を曝すやうなことはさけなければならない。我々にとつて必要なのはドイツ國民に對する血の源泉としての農民（Bauer）であり、ドイツ國民に對する食糧供給者としての農民なのである。それ故に農民がその生産物に對して出來る丈高い價格を要求し、その經營に對して出來る丈大なる利得を得ることが出來るかどうかは問題とならない。むしろ重要なことは、農民がドイツ農民の權利によつて土地と確かりと結合し、その勞働に對して正當な賃銀を、換言すればその生計を維持するに必要な正當な價格を取得することにあるのである。農民は、その行動に際して、常に彼の任務はその民族並びに國民の爲めに身を捧げるにあるのであつて、決して貨幣を儲ける純粹の經濟的なものではないことを銘記しなければならない。この目的の上に眞の農業政策が樹立されねばならない。農業經營を自由主義的資本主義的經濟組織に織込まんとする人々、或ひは近年種々の部面から試みられた如く、農業經營を益々自由主義的方法に押しやらうとする人々は、ドイツ農民階級の精神を、從つて又ドイツ國民をあやまるものである。

農業部面に於ては、農民が、コンツェルン、トラスト、シンジカート、同業組合其他に對して、農業生産物の分配及び加工についての農民側の組織を以て對抗し得る場合にのみ、農業生産物に對する正當なる價格、換言すれば農業生産物と農業需要品との價格差を排除することが出來る。……

「國家食糧團體結成に關する新法律は原則的に、農民に對して正當なる價格を與へる組織にうつる可能性を與へるるのである。」(R. Walter Darré: Im Kampf um die Seele des deutschen Bauern, 1934, S. 31.)

「國家食糧團體結成に關する新法律は原則的に、農民に對して正當なる價格を與へる組織にうつる可能性を與へるものである。」(R. Walter Darée: Im Kampf um die Seele des deutschen Bauern, 1934, S. 31.)

卽ち國家食糧團體はドイツ農民及び、農業勞働者、農業協同組合、農産物商、加工業者等すべての農業關係部門にたづさはる全國民を加入者とする公法上の自治體であつて、その使命は國民及び國家に對する責任に於て、ドイツ國民の建設、保護、强化に資する能動的支柱にその所屬者を結合することにあるが、特に自治機關として、この協同體は、ドイツ農民及び農業、農業協同組合、農産物販賣業、加工業者を促して、農産物生産を促進し、その所屬者間の經濟的、社會的關係を調節、統制し、或ひは所屬者の利益を社會全體の利益に一致せしめるやうに誘導しなければならないとなすものである。この協同體（國家食糧團體）の結成が獨裁的農業政策の强制力を增すに與つて力があつたと云ふことは出來るが、然し多數の利害を異にせる分子から成るこの協同體が、工業に於けるカルテルの如き强力の組織となることは困難であらうし、又それ自身に於て充分に市場を監督し得る力をもつことも困難ではないかと思はれる。

ナチスは以上の如きあらゆる農業關係者を綜合せる職分協同體の結成と共に農産物價格の引上げを企てた。穀物價格保證法及び製粉所合同法が之である。（註）

（註）前掲九月十三日の法律及び九月二十六日の「穀物價格保證法」(Gesetz zur Sicherung der Getreide) 及び同二十九日の（穀物價格に關する命令」(VO. über Preis für Getreide)。九月十五日の「製粉所合同法」(Gesetz über den Zusammenschluß von Mühlen.)

(I) 食糧農業大臣は穀物の生産、販賣、價格を統制し得る權能を與へられ、之に基いてライ麥及び小麥に就て一種の公定價格を設けて穀物の騰貴をはかつた。公定價格は市場渡の標準相場で、全國を九地方に分ちその各々の地理的

條件によつて、收穫高と國民購買力を參酌して、異なつた價格が附され、公定價格以下で爲される賣買契約は無效であつて、違反者は嚴罰に處せられる。更にこれは穀物價格維持政策による農產物生產增加の傾向、穀物耕作の擴張に對する警告を含むものである。

第一回穀物公定價格（一ツエントナア・マルク）

	一九三三年10月	一一月	一二月	一九三四年一月	二月	三月	四月	五月	六月
ライ麥	一四七	一四八	一四五	一五三	一五五	一五七	一五九	一六三	一六五
小麥	一八二	一八三	一八四	一八六	一八七・五	一八九	一九一	一九三	一九五

（外務省國際事情三六八號）

(Ⅲ)　食糧農業大臣は內地產小麥、ライ麥の消費調節のため、小麥、ライ麥を材料とする製粉業を合同し、その新設擴張を禁止し、又、製粉業合同各員が購入する小麥、ライ麥の數量及び價格、生產される麥粉の數量及び價格を定めることが出來る（製粉所の買入れ價格は公定價格に六マルク附加されたもの）。

その初期に於ては以上の如く單に權力による穀價の維持、及び製粉數量の制限による製粉價格の維持によつて行はれた穀價引上策は、一九三四年に至つてより强度の統制機構の中に組み入れられることによつて、穀價の統制は一層整備されるに至つた。卽ち一九三四年六月二十七日の「穀物經濟の整理に關する法律」(Gesetz zur Ordnung der Getreidewirtschaft) によつて食糧農業大臣は從來より一層大なる權能が附與せられ、穀物生產者の穀物販賣量及び販賣方法、更に協同組合、取引商人、其他製粉同業者の原料購入、製品販賣についてその量及び方法をも統制し得ることになつた。又公正價格は最低價格ではなく、その價格で賣らねばならぬ價格となつたのみならず、價格統制は燕麥及び大麥にも適用され、更に穀物商人の取得すべき商業利潤額並びに生產者の販賣數量が決定された。しかし最も重要なことは七月十四日の「穀物經濟團體に關する規定」(Satzung für Getreidewirtschaftsverbände) 及び「ドイツ穀物經濟中央聯合規定」(Satzung der Hauptvereinigung der Deutschen Getreidewirtschaft) による穀物强制カルテル

要なことは七月十四日の「穀物經濟團體に關する規定」(Satzung für Getreidewirtschaftsverbände)及び「ドイツ穀物經濟中央聯合規定」(Satzung der Hauptvereinigung der Deutschen Getreidewirtschaft)による穀物强制カルテルの結成である。これによつて「穀物經濟團體」及び「ドイツ穀物經濟中央聯合」が組織せられ、十一月以降は穀物統制はこの二組織を通じて行はれることになつた。

以上のドイツ穀物經濟中央聯合、並びにドイツミルク經濟中央聯合、ミルク生產物統制局は其他の家畜、馬鈴薯、鷄卵、果樹、葡萄、ビール、砂糖、水產業、飼料業、全國羊毛・絹・紡績用纖維植物販賣、及びドイツ農業組合の諸聯合と共に國家食糧團體に所屬し、農產物全般に亘る市場及び價格の統制機構が出來上つてゐるのである。

ナチスは生產者の任意的組織になる自治團體による市場の統制を目的としてゐるものであるが、現在に於ては到底そこまでは至つてゐない。例へば「穀物經濟團體」總裁はその權力を强制する爲に食糧農業大臣に警察力の動員を要求することが出來る。卽ちその統制力の基礎は警察力に置かれてゐると共に、每年穀物に關する政府の法律が發令されて、それによつて價格及び販賣量の制限が決定されてゐる。

第四節　ナチス農業統制のもつ意義とその效果

ナチスの農業統制の機構がその職分概念に基くものであると共に、それに基く「一國の經濟的、社會的及び政治的新秩序を包括する所の一國民の欲求の意識的表現」(F. Fried: Autarkie, 1932. S. 46)としてのアウタルキー政策が、大戰後のドイツ經濟の變化と相俟つて、その當然の結果として農業生產の保護、歸村政策による農業の强化、農業統制組織の充實＝市場及び價格統制、就中、ドイツ國民更生の擔當者としての農民意識の高揚、(農本主義)、農民の種族的、階級的自負の鼓吹(註一)にその政策の重點を置いたことは前に述べた。卽ち國家食糧團體を通じて農業生產、生活必

需品部門の總體（生産香料・飼料・工業生産）が國家の經濟指導によつて握られ、その外廓として肥料工業の强制的シンジケート化、製粉工業の强制的シンジケート化、ミルク生産及び乾酪製造との結合其他が設けられた。一方ナチスは食料自給のために全力を擧げて努力するのは勿論、特に亞麻、羊毛、オリーブ實等の如き國內の原料基礎をも、耕作奬勵金、價格保證、國家補助金等によつて確立しようとした。その爲めに嘗て一九二七—二八年の三億萬マルクから三一—三二年には九千二百萬マルクに低減した農業機械の賣行はヒットラア政權獲得の第一年度に於て一億一千七百萬マルクに高められたと報じられてゐる。（註二）又インスタープルグに於ける亞麻紡績所は莫大な耕作奬勵金と價格保證とによつて亞麻耕作の中心地となると共に、一九三四年には四、五〇〇ヘクタールの耕地から其必要の一七%を生産して居り、三〇、〇〇〇ヘクタールに擴大すべき計畫を立てた亞麻生産は一五三五年には既に二一、二七六ヘクタールに增加して居り、三六年の概算播種面積は四〇、五九五ヘクタールに及んでゐる。（Wirtschaft und Statistik, 1936. 1. Juli-Heft. 16 Jahrg. Nr. 13. S. 502） 又同時に現在は需要の七%しか生産されない羊毛を三〇%に迄高めやうと努力が行はれてゐる。

（註一）　全青年農民及び青年農業勞働者は强制的にヒットラア青年團或ひは突擊隊に加入せしめられ、國家食糧團體とドイツ青年團の指導者との間には特別の協定が存してゐる。

（註二）　一九三三年に於ける機械の增加は前年に比して約七七%の增加であるが、特に此の增加は、メクレンブルヒ・シュトレリッツでは二二九%、メクレンブルヒ・シュヴェリンでは一二〇%、西プロイセンでは一一一%、東プロイセンでは一〇九%、ポメルンでは九九%に及んでゐることを注意しなければならない。

然るにナチス・ドイツはその食料自給自足政策にも拘はらず、食料恐慌に惱んでゐる。天候の不良もあるであらうが、農業統制の方向は主として價格統制、配給統制に向けられて來たといふことゝ、軍事的需要の爲めの蓄積、農民の不法取引等がその主要な原因であらう。一九三四年六月の法律は、前述の如く、農民の賣るべき價格を公定すると共に、穀物・馬鈴薯・ミルク・バタ・卵・牛・豚等を規定された品質、規定された數量に於て引き渡すことを强制

の不法取引等がその主要な原因であらう。一九三四年六月の法律は、前述の如く、農民の賣るべき價格を公定すると共に、穀物・馬鈴薯・ミルク・バタ・卵・牛・豚等を規定された品質、規定された數量に於て引き渡すことを強制した。しかも一九三四年の凶作は食料缺乏を一層激しいものにした。三四年の收穫高は馬鈴薯及び甜菜を除き何れも左の如きの減少を示してゐる。その結果價格の騰貴に拘らず、農業收入は減少した。又ナチスの輸入制限政策に加へて金爲替の缺乏はドイツの穀物輸入を增加してこの事情を緩和することを困難ならしめた。凶作による穀物（ライ麥・小麥・大麥・燕麥）の減收は前年に比し三、九五五・六千噸であるのに對して、輸入增加は六〇五・八千噸にすぎなかつた。

主要農產物收穫高

	一九三五年		一九三四年		一九三三年	
	總收穫（千噸）	一ヘクタール當り（噸）	總收穫（千噸）	一ヘクタール當り（噸）	總收穫（千噸）	一ヘクタール當り（噸）
ライ麥	七、四七八・二	一六・五	七、六〇七・六	一六・九	八、七三七・二	一九・三
小麥	四、六六七・二	二二・二	四、五三三・七	二〇・六	五、六〇四・三	二四・二
冬大麥	一、〇〇一・九	二五・九	六九一・一	二二・五		
夏大麥	二、三八五・六	一九・六	二、五一二・八	一九・〇		
大麥合計	三、三八七・五	二一・一	三、二〇三・九	一九・六	三、四六八・一	二一・九
燕麥	五、三八五・七	一九・三	五、四五三・三	一七・三	六、九五三・五	二一・八
馬鈴薯（早生）			二、三五一・九	九九・四	三、一〇〇・六	一二六・四
（晩生）			四四、四二八・七	一六六・四	四〇、九七〇・八	一五五・〇
甜菜			一〇、三九四・三	二九一・六	八、五七八・九	二六二・二

（Wirtschaft und Statistik, 1936. 2. Feb.—Heft. 16 Jahrg. Nr. 4. S. 138. 及び Statistisches Jahrbuch für das Dentschen Reich. 1935. S. 86—7.）

穀物輸入超過（噸）

	一九三四年	一九三五年
小麥	四六一、二四〇	一四五、七二四
ライ麥	（十）二四、五八八	一八三、一三三
大麥	五五一、九四〇	一五八、三六一
燕麥	二四、一二三	一八〇、四六三

（註）　尙二四五・二四六頁參照。

公定價格の設定は一九三三年九月より三五年八月までに約一二％の穀價騰貴をもたらして居り、三五年七月に始まる穀物年度に於ける國家公定價格はライ麥・小麥何れも一噸に付約二十マルク方上値に定められたが、穀物相場は一般に年度末に近付くに從ひ昇騰を見てゐ、然かも實際に於て必要食料品中この價格で得られるものは極めてまれである。今ドイツ統計局發表の農產物卸賣價格指數及び生計費指數を見るに次の如くであるが、農產物卸賣價格指數は三四年六月九三・七であったのに對して、三五年六月一〇一・五、三六年六月一〇五・七を示し、又生活費指數は三四年六月の一二〇・五に對し、三五年六月一二三・〇、三六年六月一二四・五を示してゐる。然るに、三四年六月より三五年六月に至る間に肉類の小賣物價の騰貴は七—一〇％、野菜は二〇％を示して居り、實際の生計費はこゝに表はれたよりは遙かに高いものと思はれる。

農產物卸賣價格及び生活費指數

	農產物	生活費	右の中食料品指數
一九三三年	八六・八	一一八・〇	
一九三四年	九五・九	一二一・一	
一九三五年一月	一〇〇・三	一二一・四	
〃　二月	九九・七	一二一・五	
〃　三月	九九・三	一二一・二	
〃　四月	一〇〇・〇	一二一・三	
〃　五月	一〇〇・六	一二一・八	
〃　六月	一〇一・五	一二三・〇	一二〇・六
〃　七月	一〇三・一	一二四・四	一二三・九
〃　八月	一〇一・三	一二四・五	一二三・二

特に飼料不作の結果は飼料價格を著しく騰貴せしめた。この結果は飼料價格を考慮に入れない公定價格は家畜生產の利益を著しく削減した。このことは從來は多く輸入に依存してゐた飼料が、輸入の閉鎖によって大農經營に移ったことゝともに、家畜の爲めに飼料を買入れなければならない中・小農層に特に強く影響したことは云ふまでもない。この結果は一方に於て公開市場によらない不法取引が行はれると共に、他方家畜數を著しく減ぜしめた。加ふるに、バタ共他の油脂類の輸入も亦減少してゐる（特にマルガリンの原料である採油用種子の輸入減少）。かくして農產品の

〃	六月	一〇一・五	一二三・〇	一二〇・六
〃	七月	一〇三・一	一二四・四	一二二・九
〃	八月	一〇一・三	一二四・五	一二三・二
〃	九月	一〇三・七	一二三・四	一二〇・九
〃	一〇月	一〇四・二	一二二・八	一一九・六
〃	一一月	一〇四・七	一二二・九	一一九・九
〃	一二月	一〇五・〇	一二三・四	一二〇・九
一九三六年	一月	一〇五・二	一二四・三	一二二・三
〃	二月	一〇四・八	一二四・三	一二二・三
〃	三月	一〇四・五	一二四・二	一二二・二
〃	四月	一〇五・〇	一二四・三	一二二・四
〃	五月	一〇五・三	一二四・三	一二二・四
〃	六月	一〇五・七	一二四・五	一二二・八

（Wirtschaft u. Statistik 各號より、農產物指數は一九一三＝一〇〇、其の他は一九一三－一四＝一〇〇）

家畜數（百萬頭）

	一九三三年	一九三四年	一九三五年	前年に比較して一九三五年の增減割合
馬	三・四	三・四	三・四	（＋）一
牝牛	一九・七	一九・二	一八・九	（－）二
その中 乳牛	一〇・一	一〇・一	九・九	（－）二
豚	二三・九	二三・二	二二・七	（－）二

（Virteljahrshefte zur Konjunkturforschung. 11. Jahrg. 1936. Heft I. Teil B. S. 28.）

數を著しく減ぜしめた。加ふるに、バタ其他の油脂類の輸入も亦減少してゐる（特にマルガリンの原料である採油用種子の輸入減少）。かくして農產物の缺乏は農產品の値上りと相俟つて食料恐慌を益〻著しくすることになつた。その結果三五年八月四日に至つて牛肉豚肉・ソーセージ・卵の最高價格を決定する政府の布告が發布され、これ等の價格は二五年三月の水準以上に上るべからずと規定された。そしてそれは農業者特に大土地所有者の供給サボタージュを伴つた。

國家食糧團體を中心とする農業統制乃至は自給自足政策が其の企圖の一半を國防的意義に求めてゐることは前述の如くであるが、三四年第一四半期に於けるドイツ貿易經濟の停止、その本位制危機と相俟つて、自給自足政策は更に「大地域經濟」への要求、大ドイツ主義の下に中歐ブロックの形成の要求へと變化した。一九三三年三月末より三五年六月に至る間に、ドイツ國債は約七〇

バタ・人造バタ共他油脂の輸入超過 (100dz)

	一九三五年	一九三四年	一九三三年
バタ	(一)六〇三・四	(一)五三五・〇	(一)五〇二・七
豚脂	(一)二七四・九	(一)三七一・五	(一)六八二・三
人造バタ	(一)一八四・三	(一)四九・二	(一)一八七・三

(Wirtschaft u. Statistik, 1935. 1 März–Heft. S. 166. u. 1936. 1 März–Heft. S. 194.)

億マルクの増加を示したと云はれ、又増税額は五〇億マルクに及んでゐる。特に三六年三月のロカルノ條約破棄に基く再軍備擴張は、軍需費を益〻増大させるに至るであらうことは明らかである。即ちドイツに於て生産せられる價値の大部分は不生産的に向つて投資せられ、その結果生産手段と消費資料生産部門に於ける著しい不均衡をもたらし、潜行的にインフレーションを進展せしめる。

この間にあつて國家食糧團體は三四年以來輸入を増加せず、專ら配給狀態の改善によつて食料品供給を確保することに努めて來たのであるが、三四年の凶作以來農産物生産の増加が要望されてゐる。そして又一九三五年度の作柄はよく、單位面積當りの收穫の増加と共に小麥・大麥は増收を見た(前掲の表及び作付面積表)と云つても、それ以上に穀物輸入は減少して居り、ライ麥・燕麥は生産額減少に伴つて輸入額の増加を見せてゐる(特にライ麥は、輸出超過より輸入超過へ轉じてゐる)。尤も三五年八月末に於ける穀物在庫高は次表の如くであるから、食糧供給難は幾分緩和されると考へられるが、三六年度の穀物作付面積は前掲表の示す如く決して増加の傾向を示してゐないし、又上述の如き諸事

主要農作物作付面積 (1000 ha)

	一九三四年	一九三五年	一九三四年に對する一九三五年の増減率(%)	一九三六年	一九三五年に對する一九三六年の増減率(%)
耕地面積	二〇、四一三・一	一九、三三一・三	(十)五・三		
冬ライ麥	四、四二三・七	四、四七二・七	(十)一・一	四、四三九・六	(一)一・三
夏ライ麥	六七・二	六七・二	(±)0	五七・八	
冬小麥	一、八八九・三	一、九一六・二	(十)一・四	一、九二二・八	(一)一・八
夏小麥	三〇八・四	一九〇・一	(一)三八・三	一六三・四	

冬小麥	一、八八九・三	一、九一六・二	(+)一・四	一、九二三・八	(−)一・八
夏小麥	三〇八・四	一九〇・一	(−)三八・三	一六三・四	
冬大麥	三〇六・五	三八七・二	(+)二六・三	四三八・九	(+)一八・四
夏大麥	一、三三四・四	一、二一七・六	(−)八・一	一、一九六・〇	
燕麥	三、一四五・七	二、七八九・三	(−)一一・三	二、七七三・二	(−)〇・九
馬鈴薯	二、九〇六・七	二、七五〇・三	(−)五・七	一一七・一	(−)一一・三
甜菜	三六八・一	三八八・七	(+)五・二		
飼料用甜菜	八四五・〇	八四六・五	(+)〇・二		

(Wirtschaft u. Statistik, 1935. 1 Nov.—Heft. S. 786. 及び 1936. 1 Juli—Heft. S. 502.)

情の下にあつては、容易に食料恐慌が解決せられるとは云へないであらう。

三五年十一月十六日には、織物、鐵、金屬、ゴムの各工業原料品、獸皮、化學油脂、馬鈴薯、食用油脂の輸出を禁じてゐるが、その理由は、(一)隣接諸國に對する食料品及び工業原料品輸出額は異常な多額に上りドイツ國內の需要を充し得なくなつたこと、(二)不作のため本年度の馬鈴薯生產は國內の需要を充足し得ないことに基くものである。

穀物在庫高

(八月末現在千噸)

	一九三四年	一九三五年
小麥	一、四一〇	一、二四六
ライ麥	八八四	一、一五一
燕麥	四二	一四五
大麥	一三八	一八八

(國際經濟週報昭和十一年十月三十一日號二六三六頁)

第三章　ナチス農業の現狀

農業がナチス經濟の基礎であることは、上に述べた通りである。ナチスが目標とする自給自足の達成も戰爭經濟の完成も、主としてその農業計畫の成功如何に懸るものと見ていゝ。從つて農業促進のため政府の費すところも、亦大ひに他産業に超ゆるものがあつた。政府直接の補助金は一九三二年以來五十億マルクに上り農産物騰貴、農民負債の免除、勞働キャンプよりする無償勞働等の形態で間接に與へられたものは、その三倍に達すると見積られて居る。

世襲農場は一九三六年一月現在六〇五、四一六に增加した。面積は全農地面積の約四割を占むと稱せられる。しかしその賣買抵當の禁止、相續の制限等この農場に加へられた保護的諸拘束は、却つて農村に於ける信用制度を破壞し、土地所有を求め得ぬ農村青年を增加した。

一九三六年には農産物義務納入制が實施された。これは特殊農産物の一定割當を一定價格で納入を强制するものであつて、三七年五月には其範圍が殆んど全主要食糧農産物に擴張された。「如何なる用途にその裸麥や小麥を振り向けるかの自由決定權を農民に許容する場合不可避的に發生し來る幾多の摩擦」を皆無ならしめることを目的とするのである。統制の實施が多大の費用を伴ふことは言ふまでもない。ドイツの場合には全農産物價格の四分の一に上ると稱せられる。しかもそれ等は、小規模な世襲農場經營に伴ふ經濟的困難を含めて、農業の進步を促進する方向にあるものでない。

ドイツでは第一に、穀物、馬鈴薯、甜菜の如き主要農産物の增産が實現されなかつた。ナチス政權成立前、この國

の主要農産物の國內生產高は、全所要量の四五％を供給して居た。而して爾餘の三〇％は輸入動物性食糧品、二五％は國內飼料による動物性食糧品といふ割合であつた。從つて自給自足政策の成功を言ふためには、三〇％の輸入動物性食糧品を國內農產物增產によつて交替する必要がある。この故に農業計畫は小麥・裸麥・馬鈴薯の六〇％增產と砂糖の四〇％增產を計畫した。しかし遙かに平年以上であつた一九三五年ですら、その收穫は一九二八―三四年の平均に及ばなかつた。翌三六年に至つては別に不作とも思はれなかつたが、約一五乃至二〇％の減收を見たのである。かくてナチスの農業政策は失敗であるかに見えた。

等しく重要なのは、輸入防壓のための國內飼料增產不成功に基く農業生產力の減退である。一九三三年以來飼料の輸入は約七五％減少せしめられた。然るに國內では八―一〇％增產されたに過ぎない。その結果家畜の飼育が不利となり、犢、幼鷄が大量に屠殺された。信ずべき筋の調査によれば、第一級の乳牛、產卵鷄の數は一二％減少して居るといふことである。

然るに最近の報告は、一九三八年の收穫が惠まれた天候により大戰以來の大增收を擧げたことを告げて居る。昨年九月の豫想によれば、舊ドイツ國內だけで穀物の收穫は、二五・九百萬噸と見積られて居る。これは從來最も豐作を傳へられる一九三三年よりも一百萬多く、本年の需要を充足して餘りあり、端境期まで輸入の必要はあるまいと想像されて居る。これによつて見れば、農業の如き自然的要素を多分に含む產業にあつては、一年乃至數年の經驗をもつてして、遽かにその計畫の成功不成功を――計畫そのものは不利なる場合をも考慮して立案されなければならぬものであらうが――斷じ得ないもののやうである。一九三六年より三八年に至る主要農產物の收穫高を示せば、次の通りである。

最後に昨年四月に行はれた墺太利併合のドイツ農業に對する影響に就いて觸れるところがなければならない。ドイ

主要農産物收穫高　（單位　百萬噸）

自一九三六年至一九三八年	一九三六年	一九三七年	一九三八年（一）	一九三八年（二）
小麥	四・五	四・六	五・五	五・九
裸麥	七・四	六・九	八・五	九・一
燕麥	五・六	五・九	六・三	六・七
大麥	三・四	三・六	四・二	四・五
混穀	〇・九	一・二	一・二	一・三
玉蜀黍	―	〇・一	〇・二	〇・三
馬鈴薯	四六・三	五五・三	五〇・三	五三・六
甜菜	一三・一	一五・七	一五・〇	一六・一

（一）舊ドイツのみ、（二）墺太利を含む。

(Halbjahrsberichte zur Wirtschaftslage. 13 Jahrg. Heft. 2. 1938. S. 136.)

墺太利及びドイツの人口持養力

	墺太利	ドイツ	墺太利	ドイツ
	單位　ヘクタール		人口一人に付き單位一〇〇アール	
全面積	八・三九	四七・〇七	一二・五	七・〇
山林及森林	三・一四	一三・七一	四・七	一・八
農業利用面積	四・三四	二八・七五	六・五	四・三
耕地	一・九八	一九・四二	三・〇	二・九
牧地	二・二三	八・五四	三・三	一・三

(ibid. Heft. 1. 1938. S. 26, 27.)

ツはこれによつて七千五百萬の人口を增加した。また同時に人口持養力をも增加したのだが――ドイツでは人口一〇〇に付き農業利用面積四五ヘクタールであるに對し、墺太利では六五ヘクタールである――、しかし生活手段自給力はこれに比例して增加しなかつた。蓋し墺太利では、農業利用面積の大部分が唯だ粗放的農業を容すに止まり、純粹な耕地と雖もその山地的地勢から農耕を困難ならしめてゐるからである。要するに墺太利の併合は、舊ドイツの農業生產條件を本質的に變化せしめて居ないもののやうである。墺太利及び舊ドイツの人口持養力は上表の通りである。

商業部門

第一章　內國商業政策

第一節　獨逸資本主義の發展と國內商業

獨逸資本主義の發展が緖に着いたのは一八九〇年前後からである。獨逸は產業革命の進展が英佛より遲れて行はれた。普佛戰爭によつて國內の政治的統一が實現するまでは大規模の產業經營は發達しなかつた。國內商業も況んや對外貿易も國民經濟の統一完成を前提として發展する。獨逸に產業革命が進み、之に伴つて國內商業組織の變革が始まり、貿易に、植民地開發に目覺しき進出を始めたのは一八九〇年代に到つてゞある。特に獨逸資本主義の發達に隨伴した鐵道の普及狀況を見れば、卽ち上掲表の如くである。

年次	線路の延長
一八四〇年	四六九粁
一八五〇年	五、八二二
一八七〇年	一八、五六〇
一八九〇年	四一、八一八
一九〇〇年	四九、八七八

斯くて人口の都市集中が急速に增大し、國內物資の需要と配給量とは激增した。その中でも特に國內商業組織に於て重大な變革に當面したものは小賣商業組織であつた。現代小賣商業に於て資本主義經營の王座を占める百貨店が獨逸に於て本格的に發達を始めたのは矢張り一八九〇年代に於てゞあつた。勿論獨逸の百貨店の起源を求むれば九〇年代以前にも存してゐる。卽ち一八七六年に出來たMesson und Waldschmidt は最古のものであつて、其後相次いで若干の設立を見たとは云へ、少くとも獨逸百貨店の七割以上は一八九〇年以後に於て設立せられたものである。然かも初期のものは未だ小規模で本格的百貨店の形式を

整へるに至つたのは矢張り一八九〇年以後である。

然るに一九〇〇年代に這入つて百貨店の目覺ましき發達は中小小賣商側との對立抗爭を開始せしめた。玆に於て遂に各聯邦に百貨店稅の實施を見るまでに至つたが、それにも拘らず百貨店の發達は依然として盛んであつた。Preussenのみに就いても當時の百貨店の發達狀況を示せば次の如くである。

年次	企業數	擔稅賣上高（百萬マルク）
一九〇一年	一〇九	一七九・〇
一九〇三年	七二	一四三・〇
一九〇七年	一〇一	二一六・四
一九一二年	一三一	二九六・〇
一九一四年	一三三	—
一九一六年	一二四	—

(Grundriss der Socialōkonomie, V. 11. S. 243)

元來獨逸の產業者は英米人のそれの如く個人主義的單獨行動の自由を欲しないで、團體的行動を好む傾向がある。卽ち生產者側に各種のカルテル的結合の發達を見る如く、商業に於ても亦高度に發達した同業組合があつた。小賣商業に於ても各業種を代表する大なる小賣商同業組合が今日六十以上も存在し、之が更に全國的な小賣商組合を組織してゐる。此の全國組合は常に小賣商に有利な立法の獲得、彼等に不利益な立法の廢除に努力してゐるのである。而して百貨店稅の實施の如きも百貨店の進出に對する中小小賣商側に於ける斯かる團體的抗爭の結果たることは云ふまでもない。

此の外、獨逸に於ける資本主義的小賣商形態には連鎖店、均一價格店、低小價格店、系列價格店、消費組合店の諸形態を擧げることが出來る。此等の諸形態は百貨店とともに、何れも中小小賣商側の敵意の中に出現したものであつて、小數經營による大量の販賣は、中產階級的社會大衆層を形成してゐる多數の中小小賣商に對して重壓を加ふるものとして、中小小賣商側の非難の對象となつたのである。從つて經濟政策的見地よりも、寧ろ社會政策的見地より此等大規模小賣商への取締乃至抑壓政策が要望せられ、更に中小小賣商の保護政策が主張せられるに至つたものである。

斯くの如くして世界大戰前に於ける獨逸小賣商業政策としては前記の百貨店稅の外に百貨店の制限取締、不正競爭取締法、支店・連鎖店稅、大規模小賣商販賣稅、消費組合及職場購買部の制限、移動小賣商取締等を擧げることが出來る。併し乍ら中小小賣商側の抗爭と斯かる國家的商業政策とにも拘らず、戰前に於ける資本主義的大經營商業の發

斯くの如くして世界大戰前に於ける獨逸小賣商業政策としては前記の百貨店税の外に百貨店の制限取締、不正競爭取締法、支店・連鎖店税、大規模小賣商販賣税、消費組合及職場購買部の制限、移動小賣商取締等を擧げることが出來る。併し乍ら中小小賣商側の抗爭と斯かる國家的商業政策とにも拘らず、戰前に於ける資本主義的大經營商業の發展は之を阻止することが困難であつた。然るに世界大戰の勃發は資本主義大經營商業と中小小賣商間の抗爭を一時的に緩和したかに見えた。卽ち戰時に於ける小賣商業統制策に於ては兩者の對立關係は後退して、共通的利害關係の上に竝立することになつたからである。而して資本主義大經營は前述の如く生産の經營の兼營によつて垂直的結合經營にその自立の道を發見し、中小小賣商は協同組合的活動の擴充强化によつて自力的更生策へと轉換するに至つたのである。

然るに大戰の終結は再び兩者の抗爭を再燃せしめた。戰後のインフレーションと自由主義的資本主義經營の中小小賣商への壓迫は再び强力なる小賣商業政策への要望となつて現はれた。殊に戰後に於ける百貨店の更生發展は目覺ましく、その單位經營規模を擴大するに止まらず、連鎖化又は多數經營の水平的及垂直的聯携又は結合化へと發展し、その資本力は米國よりの流入資本を得て益々强化せられるに至つたのである。卽ち一九二六年に至りて獨逸の百貨店賣上高は小賣總額の四乃至五%を占めるに至り、特に纖維品の如きに於ては小賣總額の一三乃至一五%、下着及びリンネルはその二七%を占めるに至つた。斯くの如くして中小小賣商の窮況は加重せられるの一途を辿り遂にナチス政權成立の直前卽ち一九三二年に至つて、「經濟保護の爲めの緊急令」第三部、その改正を含む「經濟及財政に關する緊急令」第一部の「均一價格店令」となつて現はれた。而してそれはやがてナチス政權の成立と共に「小賣業保護法」なる統一的立法の制定を見るに至つたのである。

第二節　ナチスの小賣商業政策

ナチス政權が中產階級的背景をその最も有力なる足場としてゐる以上、中產階級の中堅層を形成する中小商工業者に對する庇護的態度こそナチス黨の一貫せる綱領政策であつた。ナチス綱領第十六條には「吾人は健全なる中產階級の維持、大百貨店の卽時公有化と小經營者に對するその低廉なる貸付並びに國、州又は公共團體への納入品に付き小經營者を特に優先せしめることを要求する」ことを宣言してゐる。

而してナチス政權確立の前後に於て中小小賣業の大經營商業への抗爭は最も熾烈を極めたものであつた。卽ち當時の中小商業者の抗爭宣言の內容を一二例示すれば次の如くである。（深見義一氏獨逸に於ける小賣商統制政策の動向（東京商科大學研究年報商學研究(4)）

ベルリン中產小賣商大會宣言

一、大規模小賣店への卽時累進課税要求。
二、百貨店、チェーンストア、均一價格店、低小價格店、消費組合、職場購買部、大通信販賣店、直配店、行商等に對する必需性證明の要求。
三、手工業法に倣ふ中產小賣商への公法的權利附與の要求。

カールスルーエ小賣商團體の宣言

一、養氣飲食物食堂の禁止。
二、百貨店及均一價格店に於ける徹底的なる食料品部撤廢。
三、百貨店及均一價格店に於けるすべての本質外に涉る部門及施設にして只顧客誘引の爲めのみのもの、正常經營に無關係なるものの禁止。
四、特賣デー等の禁止。
五、百貨店其他のコンツェルン經營に對する更に尖銳化せる建築警察的乃至防火警察的取締規則の制定。

ものの禁止。

四、特賣デー等の禁止。

五、百貨店其他のコンツェルン經營に對する更に尖鋭化せる建築警察的乃至防火警察的取締規則の制定。

六、百貨店、チェーンストア、消費組合への均一價格制禁止の擴張。

七、百貨店其他の大規模店に對するガス、水道料金の引上。

バイエルン商工會議所は大規模店の無制限擴張に對する政府の容喙を希望し、理髪部、寫眞部、靴修繕部、裝飾部等への干渉を要求した。

以上の外各地中小商業者團體及び商工會議所等によつてなされた同樣の要求、宣言は二三にして止まらない。斯かる中小商業者側の抗爭宣言に對して、大經營商業の側に於ても亦之が反駁及び對抗運動がないわけではなかつた。併し乍ら中小商業者保護の基礎に立つナチス政權の確立は、遂に一九三三年五月十二日に至つて小賣業保護法の制定を見るに至つたのである。

小賣業保護法の目的とする所を要約すれば、

（一）均一價格店の禁止。

（二）商品販賣所の設立及び讓渡の制限。

但し販賣の設立は政府の定めた標準に從て除外例が認められる。

（三）販賣所内の獨立手工業經營の禁止。

百貨店、均一價格店、低小價格店、系列的價格店其他の特殊の價格制度を採用する販賣店、消費組合又は工場購買部の配給等に於ては其の内部に獨立の手工業經營をなすことを禁ぜられる。蓋し資本を擁する販賣經營企業が一般中小工業者を壓迫する

からである。

即ち獨逸小賣保護法を通しての小賣商業統制なるものは、小賣業をして强力なる國家的統制の下に置かんとするものので、既存營業經營の權利は之を認めるが、之が新設に對しては只に制限を加ふるのみならず、殆んど地域的割當制に近き企業經營の存續を許すに過ぎない。而して同一營業部門の密度が高くなつて企業利潤の低下することを防止せんとするものである。斯くて獨逸の小賣業保護法なるものは結局大經營への取締制限と、小賣業自體の經營數を制限することによつて經營內容の充實向上を企圖せんとしたものに外ならない。特に販賣所設立の除外例を認むる條件として販賣所經營に必要なる專門的知識として計算簿記、一般商業知識、重要法律、商品學、販賣知識等が要求せられ、又人格的要素として適性なる人格と相當の資力とが要求せられてゐる。之等は何れも小賣商自體の質的向上への意圖に外ならないものである。

獨逸小賣業保護法は前述の如くナチス政權の確立直後の一九三三年五月十二日に公布せられたが、其後同年七月十五日と十月二十五日、及び一九三四年六月二十七日と同年十二月十三日、更に一九三五年五月九日と五回に亘り改正が加へられ、その內容は益々强化せられることになつた。又小賣業保護法施行法令も一九三三年十一月二十八日に制定せられ、一九三四年七月二十三日に變改せられてゐる。

第二章　貿易及び貿易政策

第二章　貿易及び貿易政策

第一節　ナチス以前の獨逸貿易の囘顧

獨逸に於ける資本主義の飛躍的發展は一八九〇年前後を以て始まることは前述の如くである。國內に於ては產業革命が此の時期に於て進展し、貿易及び海外植民地の發展に於ても此の時期に於て大飛躍を遂げてゐる。獨逸が西部並びに東部アフリカに植民地の建設をなし、英佛二國に立ち遲れながら急速に海外進出に有力な割り込みを始めたのは一八八〇年代のことで、引續いてその對外的發展の勢力は東洋にまで及んだ。貿易に於ては一八八〇年に於ける獨逸の輸出入合計は僅かに五十九億七千六百萬マルクであつたが、一八九〇年には七十四億七千二百萬マルクとなり、更に一九〇〇年に於て百三億七千六百萬マルクに激增してゐる。獨逸貿易額の此の時期に於ける增加率は英佛兩國のそれを遙かに凌いでゐる。而して一八七八年以來獨逸は保護貿易政策を以て基調とするに至り、英國の自由貿易政策に對立して强靱なる努力を海外市場の爭奪戰に於て試みたのであつた。斯くて世界大戰前の一九一三年に於ては獨逸の輸出入貿易額合計は實に二百八億六千六百萬マルクに達した。要するに世界大戰が英獨帝國主義の衝突であり、世界制覇に於ける兩國の決戰であつたことは云ふまでもない。

大戰中獨逸は聯合國側によつて徹底的な經濟封鎖を受けたゝめ外國貿易は勿論生產、配給等經濟の全分野に亘つて公表を停止し、自足自給經濟の確立に努めたが、食料品や特殊の工業原料に就いては自給は到底困難であつた。從て農產物に對する輸入稅は全廢せられ、更に輸出入の全面的統制を實施するために一九一六年二月に帝國輸出入委員會

Reichs Kommissar für Ein- und Ausfuhr を設けた。之はその後輸出入統制々度 Ein- und Ausfuhr Kontrolle に代り、政府が外國貿易に對する强力な統制權を掌握するに至つた。是れ獨逸に於ける貿易統制の端緒であり、戰時中はその效果も充分に上つたと云はれてゐる。

然るに、戰後に至りマルク貨幣價値の暴落により爲替相場が激落したゝめに、獨逸商品は海外市場に於て事實上ダンピングに等しき結果を齎らし輸出は急增したけれども、國內市場に對しては却つて惡影響を及ぼし、又生產者と商人等の間に於ける大なる利潤の不均衡を生ぜしめた。玆に於て一九一九年十二月に戰時貿易統制とは異なつた主旨の下に、外國貿易の統制が行はれることになつた。この時の貿易統制は多分に社會政策的目的を有するものであつて、爲替相場の下落によつて生じたところの不公平を矯正せんとしたものであつた。卽ち輸出又は輸入を行はんとするものは輸出入監督官の許可を得ることを必要とし、輸出に對しては租稅を課し、その徵收額を以つて社會政策的目的に使用せんとしたものであつた。輸出稅率は工業製品に輕く、原料品等に對して重く定められた。然し、戰後に於けるかゝる貿易統制は大なる成果を擧げることが出來なかつた爲め、遂に一九二三年九月に輸出稅等の廢止を見るに至つた。

更に輸入に於ては一九二二年に至り一九〇二年制定の關稅法を改正し、戰後に於ける工業保護の爲めの關稅率を著しく引上げた。卽ち工業品の大部分に就いて一九〇二年の稅額の五割乃至十割を增加せしめた。尤も戰前に比して物價が四、五割騰貴してゐるから、稅率の引上げが直ちに稅額の實質的引上げとならないものもあるが、多くは增加を見てゐる。而して關稅法改正の趣旨として當局者の擧げる所は第一、奢侈の防止、第二、財政收入の增加、第三、爲替相場下落に基く關稅收入の減少の防止の三つであるが、本法が工業保護を目的として制定せられた一九〇二年の關稅法の改正なる限り又工業保護の目的を無視することは出來ない。

兎もあれ戰敗國獨逸が戰後に於てその國民的活動の源泉をあらゆる方面に亘つて聯合國側によつて褫奪又は抑止せられ、國民經濟の內外に未曾有の混亂と絕望を經驗したことは明かである。而して斯かる絕望狀態の獨逸に第一に活力を與へ之が再起の端緒を作つたものはドーズ案の出現であつた。卽ち獨逸國民は敗戰によつて千六百三十二億マルクの戰費と、數百億の賠償金の負擔によつて、海外植民地や資源喪失と共に殆んど立つことの出來ない窮況に沈淪した。然るに先づドーズ案によつて八億マルクの外資が流入することになり、爾來一九二九年の米國金融恐慌まで五ヶ年間の外資流入額は實に二百二十八億マルク乃至二百四十億マルクに達し、更らに經濟外の個人關係のものを含めて二百五六十億マルクにも達したと云はれる。かゝる莫大なる外資の流入は瀕死の獨逸經濟再建のための救世主であつた。かくて獨逸經濟は枯渇せる資金の供給を受けて全面的に活潑なる活動を開始した。之を貿易部面に就いて見れば次の如き躍進振りを示してゐる。(Wirtschaft und Statistik)

	輸入額 百萬マルク	輸出額 百萬マルク
一九二五年	一二、三六二	八、七九九
一九二六年	一〇、〇〇二	九、七八四
一九二七年	一四、一一四	一〇、二二九
一九二八年	一四、〇四六	一二、〇五二
一九二九年	一三、四三五	一三、四八三

上表の經過を看るに一九二八年までは特に輸入に於て活潑な增加を示してゐるが、之は外資の流入によつて缺乏物資の充足が盛んに行はれるに至つた爲めで、輸入品の大部分は原料品及び食料品であつた。之によつて國內景氣は急速に回復し、失業者は減少し工業の發展又目覺ましく所謂產業合理化運動華やかなりし時代であつた。一九二八年及び二九年に至つて輸入は漸く減少し輸出の增加したことは、獨逸產業の復興が漸く緒につき世界市場への復活進出を示すものである。特に戰後の回復に於て獨逸が他の諸國に遲れたことは當然であるが、一九二七年及び二八年に於ける獨逸の貿易額の增加率は、他の何れの國をも凌ぎ獨逸の世界市場進出の目覺しさを示してゐる。而して當時獨逸貿易が地理的には如何なる割合を以て世界に分布せられてゐたか、一九二九年度の貿易額に就いて之を見れば次の如くである。

地名	輸入額（百萬マルク）	輸出額（百萬マルク）
ヨーロッパ	七、〇八九（五二・八%）	九、九三五（七三・六%）
アフリカ	六八六（五・一%）	三一二（二・三%）
アジア	一、六〇五（一一・九%）	一、〇四二（七・八%）
アメリカ	三、七〇六（二六・六%）	二、〇九三（一五・五%）
オーストラリヤ	三四九（二・六%）	一〇一（〇・八%）

斯くて一九二九年まで順調なる經過を以て回復して來た獨逸貿易も遂に同年を轉機として落調の一途を辿ることゝなつた。蓋し一九二九年の米國の金融恐慌以來外國資本の流入は再び困難となり、莫大なる對外債務の支拂に再び支障を來し國內產業不況の因を增した。加ふるに一九三一年七月の金融恐慌の勃發、一九三二年に至つて遂に世界的不況の襲來となり外資流入の途は茲に全く斷絶し、資金難と失業群の驚くべき激增とは深刻なる產業不安を招致するに至つた。戰後貿易の最高潮に達した一九二九年を一〇〇として、其後の貿易の落調振りを示せば次の如くである。

年次	輸入額（百萬マルク）	輸出額（百萬マルク）
一九二九年	一三、四四七（一〇〇・〇）	一三、四八三（一〇〇・〇）
一九三〇年	一〇、三九三（七七・三）	一二、〇三六（八九・三）
一九三一年	六、七二七（五〇・〇）	九、五九九（七一・二）
一九三二年	四、六六七（三四・七）	五、七三九（四二・六）
一九三三年	四、二〇四（三一・三）	四、八七一（三六・一）

斯かる貿易の急激な落調と外資の杜絶及び之に伴ふ國內產業不安は、政府をして遂に貿易の統制に乘出さゞるを得ざらしむるに至つたのである。

獨逸の貿易統制は既に大戰中に於て行はれたことは前述した如くであるが、戰後特にドーズ案以來莫大なる外資の流入によつて國民經濟再建に努力しつゝあつた獨逸が一九二九年以來の外資の杜絶と貿易の落調により、再び貿易の統制を行はざるを得なくなつたのである。而して此度の貿易統制の方法としては（一）爲替管理、（二）商品管理、（三）支拂又は清算協定の三つの方面から之を行はんとしたのである。

爲替管理に就いては先づ一九三一年八月一日制定の外國爲替管理令によつてその端緒が開かれた。尤も此の時の爲替管理は寧ろその目的が「ライヒスバンク」の金準備激減に基く通貨擁護に存した。即ち一九二九年以來貿易の落調

爲替管理に就いては先づ一九三一年八月一日制定の外國爲替管理令によつてその端緒が開かれた。尤も此の時の爲替管理は寧ろその目的が「ライヒスバンク」の金準備激減に基く通貨擁護に存した。即ち一九二九年以來貿易の落調

に加ふるに外資の杜絶、外國債權者の在獨信用の引揚、爲替思惑及び獨逸資本の海外逃避等により「ライヒスバンク」の金準備は著しき減少を來したからである。

然るに其後一九三二年五月二十三日制定の外國爲替管理令及同施行令以後に於ては著しく貿易統制の目的が加味せられるに至つた。即ち同法規の中には輸出者の特別義務として輸出貨物は通過貨物を除き爲替管理の必要上之を屆出づることを要し、若し外貨に依り支拂を受けたる場合は「ライヒスバンク」又は爲替銀行に其外貨を提供せしむることゝした。更に一九三二年六月二十三日附外國爲替管理に關する準則に於ては爲替拂下許可制によつて輸入の制限を行つた。其の大要は次の如くである(外務省調査部報告に據る)。

(一) 一九三一年八月四日以前に締結したる契約に基き貨物を買入れたる者には爲替の許可を無制限に附與する。

(二) 一般的許可 商業登記簿、産業組合登記簿又は手工業登記簿に登記せられたる個人又は團體にして從來の營業の範圍內に於て國內消費又は加工の爲輸入したる貨物支拂の爲には個々の取引に對して許可を與ふることなく一般的に許可を與ふ。

(三) 個別的許可 前掲一般的許可を受くる資格なき者に對しては個々の輸入に際して許可を與へる。而して(a)生活上重要なる貨物輸入代金の支拂に付ては無制限に、(b)其他の貨物輸入代金に付ては經濟大臣の指圖に從てのみ許可を附與するを得る。

茲に生活上重要なる貨物とは小麥、飼料用大麥、玉蜀黍等の農産物で其の輸入支拂に對して特に政府の穀物管理所の管理に服するものである。而して爲替の交付は一九三〇年七月一日——一九三一年六月三十日の一ケ年に於ける輸入額に對する月平均爲替需要額より一定の減額を行つた額を以て基準とし、之に對して毎月經濟大臣の定むる拂下率を適用して最高額を決定する。

次に、直接輸入商品に對する管理を實施したのは、一九三〇年十二月一日の油脂原料の輸入制限に始まる。而して同年以來開始せられた商品の輸入、生産、分配及び消費の全面に亙る直接の統制は、何れも獨逸の食料品及び原料品の自給確立を目的としたものである。一九三二年九月には「キヤベツ」類、「トマト」、玉葱、豌豆、切花、食卓用葡萄、果物類、製紙用材、針葉樹、肉牛、豚脂、「ベーコン」、「バター」、「チーズ」、鯉等の輸入に對して割當制度を採用することになつた。斯かる輸入割當制度は、その割當商品の輸入先が何れも獨逸重要輸出國なる爲め、圓滿なる協定を必要とし、此の爲めに種々の障害が發生して一部分の成功を見たに過ぎなかつた。更らに一九三二年一月には獨逸と通商條約關係なき國及び獨逸品の輸入を冷遇する國よりの輸入品に最高の關税を課し、一九三三年九月には「獨逸商品輸出保護法」を發布して、獨逸商品に對し輸入制限をなす國よりの輸入商品に同樣の輸入制限をなすことになつた。

最後に支拂及び清算協定とは爲替によらずして國際的支拂を決濟せんとするもので、卽ちその方法は自國の特殊銀行内に設けられた相手國特殊銀行の特別口座に自國の貨幣を以て輸入代金を支拂ひ、相互に之によつて輸出入代金の決濟を爲さんとするものである。而して斯かる決濟手段の實施を見るに至つたのは、爲替管理の實施により貿易上の國際收支に著しき障害を來し、爲めに貿易が萎縮するに至つたので之を打開せんが爲めの貿易上の新工夫であつた。獨逸は一九三二年四月洪牙利との間に此種の支拂協定を締結するに至つたが、其の後漸次他の諸國との間にも協定の成立を見るに至つた。而して支拂協定は之を二種に大別することが出來る。次に掲ぐる獨洪支拂協定に屬するものは、主として獨逸が債權國の地位にあつた東歐諸國との間に締結せられたもので、獨洪協定以來一九三四年九月までに「ブルガリヤ」、「ルーマニア」、「ギリシヤ」、「トルコ」、「ユーゴースラビヤ」、「オーストリア」、「フインランド」、「エストニア」及び「ラトビヤ」等の諸國と締結せられたものである。

に「ブルガリヤ」、「ルーマニア」、「ギリシヤ」、「トルコ」、「ユーゴースラビヤ」、「オーストリア」、「フインランド」、
「エストニア」及び「ラトビヤ」等の諸國と締結せられたものである。

一九三二年四月十三日調印せられた獨逸洪牙利間の貨物取引支拂協定の内容を例示せば次の如きものである。

一、兩國間ニ於ケル貨物取引ヨリ生ズル支拂ハ原則トシテ兩國中央銀行ヲ通シテ行ハル。

二、獨逸輸入者ハ其ノ對洪牙利債務ヲ「ライヒスバンク」ニ於ケル洪牙利國立銀行特別口座ニ獨逸貨ニテ拂込ムベク、同國立銀行ハ「ライヒスバンク」ヨリ右拂込通知到着後直ニ洪牙利債權者ニ對シ右拂込額ヲ洪牙利貨ニテ支拂フベシ

三、洪牙利國立銀行ハ「ライヒスバンク」ニ於ケル右特別口座預託金殘額ノ四分ノ一ハ本協定發效前期限到來ノ對獨債務、四分ノ三ハ本協定發效後期限到來ノ對獨債務ノ支拂ニ使用ス

四、兩國中央銀行間ニ於テ特別口座ヨリ支拂ハルベキ對洪牙利債權ニ關スル諒解成立セル場合ニハ洪牙利國立銀行ハ同國債務者ニ對シ其ノ債務額ヲ洪牙利貨ニテ同行ニ拂込ムベキコトヲ要求スベク右拂込アリタル節ハ同行ハ遲滯ナク之ヲ「ライヒスバンク」ニ通知シ獨逸債權者ニ對シ右拂込額ヲ獨逸貨ニテ支拂ハムコトヲ委託スベシ。

五、兩國貨幣相互間ニ於ケル換算相場次ノ如シ。

一〇〇「ペンゴ」　七三、四二「ライヒス・マルク」

一〇〇「ライヒス・マルク」　一三六、二〇「ペンゴ」

六、「ライヒスバンク」ニ於ケル洪牙利國立銀行ノ特別口座預託金ニ對シテハ利子ヲ付セズ。

七、本協定ハ差當リ三ケ月間有效トシ第二月末ニ於テ廢棄通告ヲ爲スヲ得但シ右廢棄通告ナキ場合ニハ引續キ效力ヲ有シ其後ハ遲クトモ毎月十五日迄ニ同月末限リ之ヲ廢棄スベキ旨ヲ通告スルヲ得。

此種協定は締約諸國の爲替管理により凍結した獨逸の商品債權を回收する爲め、獨逸側から積極的に協定申込がなされたものである(前揭調査報告)。

第二節　ナチス治下の貿易及び貿易政策

一　貿易統制强化の理由

ナチスの政權獲得と共に所謂第一次四ケ年計畫の樹立となり、國內經濟の全面に於て統制の强化が行はれた。それは當時六百萬に近いと云はれた失業者對策と再軍備計畫の急務に對處せんが爲めであつた。併し乍ら國內經濟と對外經濟とは全國民經濟の一環として分離し難き一體をなすものであつて、國內經濟の統制を强化して貿易をのみ自由に放置することは勿論出來ない。況んや一九二九年以來の獨逸貿易は落調の一途を辿り貿易に對する統制は既にナチス以前の獨逸政府によつても一九三〇年頃より實施せられつゝあつた所である。而してナチス政權確立の當時は斯かる貿易關係の惡化にも拘らず國內の生產振興と再軍備の爲めに必要なる原料品並に食料品の輸入を確保しなければならず、此の必要なる輸入確保の爲めには輸出の振興を圖らねばならなかつた。卽ち國內經濟の振興に不可缺の物資を輸入する爲めには外國爲替及び金に乏しい獨逸は、輸入の支拂に現金を以てすることが出來ないから之に對應して輸出を振興し、獨逸商品を以て輸入の支拂に當てなければならなかつた。從て輸入物資確保の爲めには常に輸出の割合を高めて置くことが必要であつたから、輸入物資は必要なる種類と量の最少限度に之を抑制し、輸出振興の爲めには總ゆる努力が惜まれなかつた。斯かる輸出と輸入の均衡の破壞は國內經濟に重大な影響を齎らさゞるを得なかつたからである。

二　ナチスの輸入統制

ナチス治下の輸入統制も亦前政府の着手した爲替管理と商品管理並に支拂協定又は淸算協定による統制政策の徹底化に外ならなかつたが、それは又ナチス型貿易統制の特色を遺憾なく發揮したものであつた。

ナチス治下の輸入統制も亦前政府の着手した爲替管理と商品管理並に支拂協定又は清算協定による統制政策の徹底化に外ならなかつたが、それは又ナチス型貿易統制の特色を遺憾なく發揮したものであつた。

國内産業の振興と再軍備の爲めに必要なる原料品並びに食料品を輸入する爲めには外國爲替の取得を必要とした。而して外國爲替取得の途は二つあつた。第一は輸出の增進であり、第二は貿易外の外國爲替の支拂を制限することであつた。然るに輸出の側に於ては、國内景氣に伴ひ國内需要の增加と、國外に於ては世界恐慌及びナチス獨逸への一般的嫌惡から輸出は減退するに至つた。即ち一九三二年から一九三四年に至る三ケ年の輸出入狀況は、次の如くであつた(單位百萬マルク)。

年次	輸出	輸入
一九三二年	五、七三九	四、六六六
一九三三年	四、八七一	四、二〇三
一九三四年	四、一六六	四、四五一

他方に於てライヒスバンクの金保有高は一九三二年末に八億六百萬マルクであつたが、一九三三年末には三億八千萬マルクに激減した。

茲に於てライヒスバンク總裁に新任したシヤハト博士は金及び外國爲替準備を之以上に減少せしめることを阻止せんが爲めに、一九三三年七月一日中期及び長期の外國公債の部分的トランスファーモラトリアムを聲明し、外國公債の分割償還は極めて少數の例外を除いては之を停止し、利子及び配當額の中で外國爲替で支拂ふものは五〇パーセントとし、殘額は獨逸外國公債換算金庫證券（スクリツプス Scrips）なるものを以て支拂はれ、之が外國市場で取引せられることになつた。獨逸商品の輸入者は輸入商品の七〇パーセントを此の換算金庫證券で支拂ふことが出來ることになつてゐるので、獨逸の輸出業者はその輸出商品に對して支拂はれたる此の證券を換算金庫に持參して額面通りライヒスマルクを以て換へられるのである。即ち此のスクリツプス制度は外國債權者の支拂に對し獨逸商品を以てすることになるのである。

併し乍ら以上の如き制度も結局輸出の增進として間接に役立つたに過ぎず、直接外國爲替の取得に對しては效果を生じなかつた。即ち一九三三年七月から十一月までの五ケ月間に於ける外國貿易尻殘高三億二千七百萬ライヒスマルクの中で外國爲替で支拂はれた額は一億二千七百萬ライヒスマルク即ち僅かに三九パーセントであつて、他の大部分

はスクリップス、弗公債及び封鎖マルクスで支拂はれてゐるのである。然かも輸入の側に於ては一九三三年末以來軍需景氣と見越貯藏の爲めにする買込みによつて增加の一途を辿つてゐた。

斯くて遂に直接輸入商品の統制に乘り出さねばならなくなつた。卽ち既に一九三二年以來獨逸と通商條約關係なき國又は獨逸商品を冷遇する國よりの輸入品に最高關稅を課する政策を採つて來たが、かゝる關稅政策のみを以てしては獨逸商品の對外輸出を充分保護し得ざるに至り、一九三三年九月「獨逸商品輸出保護法」を制定して獨逸商品の輸入に制限を加へつゝある諸國から、獨逸へ輸入せられる商品に對して夫々輸入制限を實施することとした。

獨逸商品輸出保護法（一九三三年九月二十二日付）

第一條　獨逸生產品ニ對シテ輸入制限ヲナス國ノ生產品ノ輸入ハ獨逸品輸出保護ノ爲メ同樣ニ之ヲ制限スルコトヲ得當該國ニヨリ爲サレタル輸入制限ガ通商條約ニ於テ當該國ニ留保セラレ其施行ガ同條約ニ牴觸セザル場合ト雖モ之ヲ行フコトヲ得

一國ニ對スル輸入數量ノ決定ニ當リテハ當該國ニ於テ獨逸商品ノ輸入ガ第三國商品ヨリ不利ナル待遇ヲ受ケ居ラザルヤヲ考慮スベキモノトス

第二條　外務大臣、大藏大臣、經濟大臣及農業食糧大臣ハ本法施行ノ爲メ輸入制限ヲ命令シ之ニ必要ナル法律命令ヲ發スルコトヲ得

更に一九三四年三月二十三日には「原料及び半製品の取引に關する法律」を公布し廣汎且つ嚴重なる輸入統制策が開始せられた。之によつて一方には必要なる工業原料品を確保し、他方には爲替割當最高と輸入額との間の間隙を少なからしめんとしたものである。同法の要旨は次の如くである（前掲外務省調査）。

（イ）　經濟大臣は工業原料及半製品の取引、就中其の製造、分配、貯藏、販賣及び消費を管理し、統制する權能を附與せらる。

（ロ）　經濟大臣は前項の目的の爲めに一定の商品に關し管理局を設置することを得。管理局は凡そ經濟大臣の任命する管理官の

（イ）經濟大臣は工業原料及半製品の取引、就中其の製造、分配、貯藏、販賣及び消費を管理し、統制する權能を附與せらる。

（ロ）經濟大臣は前項の目的の爲めに一定の商品に關し管理局を設置することを得。管理局は凡そ經濟大臣の任命する管理官の指揮に從ふ。經濟大臣は各管理官を代理する一名又は數名の代理官を任命す。經濟大臣は管理局經費を關係當業者より徵收することを得。

（ハ）各管理官は補助評議會を設置することを得。經濟大臣は補助評議會の委員數を決定し、關係當業者より之を任命す。

斯くて經濟大臣は本法の規定に基き先づ同年三月二十六日に棉花、羊毛及び非鐵非金屬に關する管理局を設置し、次いで四月九日には皮革、五月九日には「ゴム」に關し漸次本法適用範圍を擴張し遂に同年九月二十四日までに十一種の商品に對する管理局が設置せられた。此等の商品管理局は一九三四年九月「シヤハト」新計畫によつて商品管理所として繼承せられた。

管理局の事務は同年五月五日より開始せられたが、それまで暫時の間政府は此等原料の輸入を禁止し、此の期間中に在庫品の調査を行つた。又商品管理局は全原料品購入の最高率を定め、加工業に從事する一切の企業家及び一部商人の在庫品狀況を規定する規則を發布する權限を與へられた。

併し乍ら右の如き制度も亦一九三二年以來獨逸が諸國との間に締結した前述の如き支拂協定によつてその效果を減失せしめた。卽ち輸入商は支拂協定によつて外國爲替許可規則の拘束を受くることなくして商品輸入をなすことが出來た。彼等は今までの供給者を取換へて此等の特別勘定を有する國々から商品を受取り、若しくは少くとも此等の國國を經由して商品を輸入した。原料品購入禁止令が出てゐる場合は同一の原料品から出來た半製品及び完成品を輸入した。從て「ライヒスバンク」に設けられた外國發券銀行の特別勘定は急增し、特別勘定マルクの供給過多とさへなつた。（Dr. Hans E. Priester; Das Deutsche Wirtschaftswunder, 1936. 加倉井肅之氏邦譯）

斯くて此の對外强制クレヂット制の支拂が困難となるや販賣條件を改め、現金拂を要求するに至つたので、外國爲替の缺乏は玆に愈々急を告げ、一層嚴重なる爲替制限を必要とするに至り一九三四年六月二十五日以降「ライヒスバ

ンク」は次の如き措置を執ることとなつた。

一、「ライヒスバンク」の下に爲替割當委員會を設け、爲替交付額を交付申請當日の爲替受入限度に止むること。

二、爲替分配に際しては原料品及び食料品の輸入決濟の爲めにするものを優先せしめること。

更に一九三四年七月頃から主として西歐及び北歐の諸國との間に、前述の支拂協定と特色を異にする支拂協定を締結する事となつた。此等の諸國に對しては獨逸は從來輸出超過の地位にあつたが、獨逸の爲替管理の爲め此等の諸國も亦報復的に獨逸商品の輸入を阻止したので、獨逸は此等の諸國に對して却て輸入超過となり、債務國となつてしまつたので、相手國の制限を緩和し相互の貿易量を囘復して從來の輸出超過を維持する爲めに締結せられたものであつた。

此種支拂協定は爲替拂下許可限度以上の追加輸入代金の支拂を必要とする場合に、該輸入代金を自國の通貨にて「ライヒスバンク」に一方的に設けられた相手國中央銀行の特別口座に拂込み、相手國への輸出代金と淸算する。此の際獨逸は相手國に對して債務國の地位にあるから、其の債務を履行する爲めに獨逸は相手國に對して輸出超過の關係にあることが必要であり、之によつて獨逸は相手國に一定範圍の輸出超過を維持せんとしたものである。而して此の協定により獨逸の輸入を容易にし、輸出を減少せしめる恐ある爲め、特に「當事國の輸出入の現存關係に著しき變化を生ずる場合には何時にても解除し得」ることを規定してゐる。而して此條項は最初瑞典との協定に規定せられたので之を瑞典條項と稱せられる。

然るに一九三四年以來爲替拂下制限が嚴重になつた爲め、獨逸の輸入商は益々此の特別口座を利用して輸入の不足を補はんとしたのみならず、第三國商品までも協定國の特別勘定を通じて多額に輸入せられ、輸入抑制の目的は却て阻害せられるに至つた。そこで「ライヒスバンク」は一九三四年六月爲替割當制度採用と共に此種の支拂協定を改訂し、特別口座の濫用を防止せんとした。卽ち特別口座の利用によつて大體制限なく輸入し得る商品は相手國の生産品

阻害せられるに至つた。そこで「ライヒスバンク」は一九三四年六月爲替割當制度採用と共に此種の支拂協定を改訂し、特別口座の濫用を防止せんとした。卽ち特別口座の利用によつて大體制限なく輸入し得る商品は相手國の生産品又は相手國に於て主として加工せられた商品に限定し、相手國の通過貿易品に對しては一定の制限を加へた。此種條項は和蘭との間の支拂協定に最初規定せられたので之を和蘭條項と稱する。

然るに其後獨逸輸入商の特別口座に對する「マルク」資金拂込額が却て增加し爲替制限が事實上效を奏しなくなつたので、一九三四年八月十日の英獨支拂協定に於ては從來の瑞典條項及び和蘭條項を補充して、明白に金額的制限を加へることゝした。卽ち右協定の大要は次の如くである(前掲外務省調査報告)。

一九三四年八月十日付英獨間支拂ニ關スル爲替協定概要

一、一般的爲替許可ヲ有スル獨逸商社ガ從來ノ範圍ニ於テ商品ヲ購入スル場合每月ノ爲替割當額ヲ以テシテハ英國品輸入代金支拂ニ不充分ナルトキハ其ノ爲替不足額ヲ英國輸出商ノ爲ニ「マルク」貨ヲ以テ「ライヒスバンク」ニ於ケル英蘭銀行特別口座ニ拂込ムコトヲ得(第一條第一項)、英蘭銀行ハ受入ノ順序ニ從ヒ英國輸出業者ノ爲ニ右特別口座ニアル「マルク」ヲ賣リ、手數料($\frac{1}{8}$)%ヲ差引キ、殘額ノ英貨ヲ該輸出業者ニ交付ス

一、右規定ニヨル支拂ハ英國產及英國ニ於ケル加工商品タルコトヲ證明(爲替管理令ニ基キ管理局ヨリ許可ヲ受ケタル者ハ原送狀ヲ提出シ英國品ニ關スル支拂ナルコトヲ證明スルコトヲ要ス)セラレタル者ニ對シテハ無制限ニ行フコトヲ得、其ノ他ノ商品ニ對シテハ獨逸輸入商ニ付與セラレタル一般爲替許可額ノ一〇%ヲ以テ限度トス(第三條、第四條)

一、右特別口座ニ於ケル「マルク」勘定殘高ガ五百萬「マルク」ヲ超過シタルトキハ「ライヒスバンク」ハ何時ニテモ「マルク」貨ノ拂込ヲ拒絕スルコトヲ得、但シ右殘高ガ五百萬「マルク」以下トナリタルトキハ「ライヒスバンク」ハ直ニ右特別口座ヘノ拂込ノ再開ヲ許可スルヲ要ス

一、英蘭銀行ハ特別口座ニ於ケル「ライヒスマルク」ヲ獨逸品輸入代金支拂ノ爲又ハ「ライヒスバンク」承認ノ下ニ其ノ他ノ對獨支拂ノ爲ニ處分スルコトヲ得(第六條)

一、本制度ニ依ル爲替決濟ハ强制的ノモノニ非ズシテ輸出入業者ガ右特別口座ヲ利用スルト否トハ自由ナリ、從テ當該口座ノ利

用ニ依ル支拂ノ遲延或ハ其ノ他ノ損失ヲ招來スルコトアルモ英蘭銀行ハ其ノ責ニ任ゼズ、斯カル爲替上ノ危險負擔其他支拂遲延ニ依ル金利ニ付キテハ當事者ノ協定ヲ以テ獨逸輸入業者ヲシテ特別勘定ニ追加拂込ヲ爲サシムルコトヲ得（第八條）

一、本協定ハ一九三四年八月二十日ヨリ實施シ兩國共二週間ノ豫告ヲ以テ取消スコトヲ得

此種の支拂協定は一九三四年九月までに瑞典、瑞西、和蘭、佛蘭西、伊太利、丁抹、諾威、芬蘭、白耳義、西班牙、葡萄牙及び英國との間に締結を見たものである。

扨て右の清算協定によれば獨逸の輸入は特別口座の利用によつて却て增加の傾向を示し、然かも獨逸の輸出代金は相手國の清算口座へ相手國の通貨を以て支拂はれる爲め、爲替管理を實施しない諸國との貿易に於て獨逸の爲替受取高は減少することになつた。而して一九三四年八月から九月にかけて獨逸が從來輸出超過の地位にあつた西歐諸國との貿易は出超差額を喪失して入超に逆轉した爲め、再び此等清算協定の根本的改訂を要することとなつた。卽ち從來の清算協定が兩締約國間の輸出入關係を一定の比率に定めるべき規定を有せず、唯間接に之を維持せんとしたに止るから、新協定に於ては輸出入の比率を確定し、又從來の協定が獨逸の對外支拂は「マルク」貨を以て在獨相手國特別口座に拂込んだのであるが、新協定に於ては爲替を以て支拂ふことが出來るから、之に依て獨逸は輸出超過を確保し、從て自由爲替取得の機會を多くし、新商品債務の發生を防止し、舊債務の履行を圖ることが出來る極めて巧妙なるものである。此の種協定は一九三四年十一月一日英獨間に締結せられ、續いて佛蘭西、瑞西、和蘭、致須國、葡萄牙、羅馬尼、白耳義、西班牙等の諸國との間に新協定が締結せられた。その一例として英獨協定の大要を示せば次の如くである（前掲外務省調査）。

一九三四年十一月一日調印の英獨間淸算協定概要

一、獨逸政府ハ英國ヨリノ總テノ商品輸入ニ對シテ無制限ニ爲替證明書ヲ發給ス、特ニ石炭、「コークス」、鯡、絲、織物ヲ優先

一九三四年十一月一日調印の英獨間清算協定概要

一、獨逸政府ハ英國ヨリノ總テノ商品輸入ニ對シテ無制限ニ爲替證明書ヲ發給ス、特ニ石炭、「コークス」、鯡、絲、織物ヲ優先セシム

一、「ライヒスバンク」ハ對英輸出ニヨリテ受ケタル外國爲替中ヨリ英國品輸入ノ支拂ノ爲ニ二ケ月前ノ對英輸出額ノ五五%ニ相當スル額ヲ毎月控除シ置ク、若シ此ノ爲替控除額ガ英國商品輸入代金支拂ノ爲ニ著シク不充分ナルコト證明セラレタルトキハ獨逸政府ハ英國政府ノ了解ノ下ニ必要ナル範圍ニ於テ外國爲替證明書ノ發給ヲ制限スルコトヲ得

一、獨逸政府ハ從來英領植民地ヨリ英國經由又ハ直接ニ輸入シ居ル原料及食料品ノ爲ノ爲替付與ニ付キテハ之等商品ノ對獨輸入上ニ於ケル從來ノ割合ヲ減少セシムル措置ヲ行ハズ

一、獨逸ハ未回收債務返濟ノ爲英正貨四十萬磅ヲ下ラザル金額ヲ提供シ且ツ獨逸ガ英國ニ於テ有スル未回收債券ヲ回收シ右債務ノ返濟ニ努ム

斯クテ從來爲替許可額ニヨリ制限セラレ、其レ以上ノ支拂ニ對シ清算制度ヲ適用シ居タリシモノヲ改正シ新協定ニ於テハ英帝國ヨリスル總テノ輸入品ニ對シテ原則トシテ無制限ニ爲替許可ヲ與フルコトトナレリ、即チ英國ヨリノ輸入ニ對シテハ再ビ爲替ヲ以テ比較的自由ニ取得シ得ル制度トナレリ、但シ本協定ガ圓滑ニ運用セラレズシテ廢棄通告ガ行ハレタル場合ハ自動的ニ支拂制度ガ發效スル樣ニ用意シタリ。

ナチス治下に於ける輸入統制は斯くの如く爲替管理、商品管理及び支拂協定の三つの政策により益々統制の强化が行はれたのであるが、それにも拘らず貿易の均衡は益々惡化の一路を辿り、一九三四年の後半に至つて從來の出超は逆轉して入超となり、前述の清算協定によつて獨逸に供與せられた貿易上の强制クレヂツトは遂に十億マルクを超える額に達し獨逸貿易は重大な危機に到達した。玆に於て經濟相シヤハト博士は國內經濟及び貿易機構に根本的の改正をなすべき聲明を發し、一九三四年九月に至り數個の命令を發して新經濟政策の實施に着手した。所謂「シヤハト」新計畫(Neue Plan)と稱せられるものが之であつて、之が根本要旨は、(一)將來に於ける輸入額はその支拂に要する

外國爲替の取得し得る範圍内に限ること、（二）從來の爲替管理及び商品管理による二元的の輸入統制を廢し、兩者を統合して全般的の輸入統制を實施することであつた。即ち新計畫に於ては輸入商品の如何なる種類たるを問はず、又相手國の如何なる關係のものたるを問はず一切の商品輸入を組織的に統制するものである。而して輸入は輸出收入金額の範圍に限定し、輸入量を個々の商品種目に對して國民經濟上の必要により分割する。即ち之によつて緊急を要する軍需工業原料品及び食料品の輸入が優先的に確保せられる。更に又その輸入商品の供給國の選擇も個々の清算殘高並びに商業殘高に應じて行はれることになつた。

「シヤハト」新計畫は一九三四年九月二十四日より實施せられた「爲替管理令變更に關する命令」及び同月十一日の「爲替證明書發給に關する獨逸國爲替管理局の囘章」の二つによつて先づ爲替證明制度を確立した。又同九月四日「商品管理所設立に關する命令」が發布せられ、二十五の商品管理所が設立せられた。之は從來原料及び半製品輸入統制の爲めに存した十一の管理所と、農産物取引統制の爲めの四の管理所を繼承し、外に十の管理所が新設せられたのである。之によつて從來原料品のみに對して指令するに過ぎなかつた輸入商品の管理が、輸入商品の全般に亙り擴大せられることになつた。二十五の商品管理所名は即ち次の如くである。

一、木材及植物管理所
二、園耕生産品、飲料及其他食料品管理所
三、石炭及鹽管理所
四、鑛油管理所
五、化學製品管理所
六、絹、人絹、衣類及類似品部門管理所

五、化學製品管理所

六、絹、人絹、衣類及類似品部門管理所

七、毛皮類管理所

八、紙類管理所

九、工藝生産品管理所

十、雜商品管理所

十一、穀類飼料及其他農産品管理所

以上新設管理所、以下は移管又は繼承管理所

十二、動物及動物生産品管理所

十三、牛乳生産品及油脂管理所

十四、卵類管理所

十五、煙草管理所

十六、工業用油脂供給管理所

十七、羊毛及其他獸毛管理所

十八、棉花管理所

十九、綿糸管理所

二十、纖維管理所

二十一、皮革經濟管理所

二十二、護謨及「アスベスト」管理所

二十三、煤烟類

二十四、非金屬管理所

商業部門

二十五、鐵及鋼管理所

斯くて新計畫の下に於ける廣汎且つ强力なる輸入統制は、遂に國内經濟の全般的統制にまで發展せざるを得なかつた。從て又輸入統制の目的を以て設立せられた商品管理所は次第に國内經濟全般の指揮者として君臨するに至つたのである。

三　輸出統制

ナチス獨逸が再軍備と國内景氣政策の爲めに必要なる輸入物資の確保を絶對に必要とし、此の爲めに總ゆる輸入統制政策を採用し來つたことは之を述べた。而して金及び外國爲替に乏しい獨逸は輸入債務の履行には獨逸商品を以てする外に道がない爲めに、斯かる輸入確保の爲めに輸出貿易の振興に依存しなければならぬことが如何に痛切であるかは明らかである。然るにナチスの政權獲得の頃から獨逸の輸出貿易は次第に困難となつて來た。その對外的原因として擧げらるべきものは第一には一九三三年の春米國が金本位を離脱した爲め、通貨上の優位を利用して獨逸の有力な競争者となつたこと、第二には諸國の貿易政策の轉換により關税障壁が高められ、割當制度等の採用を見るに至つたこと、第三にはナチス政權への嫌惡が獨逸商品の購入を忌避するの傾向を生じたこと等であらう。他方對内的には國内市場が國家景氣によりその需要を高めたことである。然かも獨逸は政治上及び經濟上の理由により平價の切下を行ひ得ない事情にあつた爲め、對内的にはマルク購買力を維持しつゝ、對外的に平價切下げと同一の効果ある方策を工夫することが先づ第一に必要であつた。以下斯かる狀勢の下に於て輸出振興の爲めに採用せられた諸政策を列擧して簡單な説明を試みよう。

第一に採用せられた輸出振興策は追加輸出制度 (Zusatz-Export Geschäfte) と稱するものであつた。此の制度は種

て簡單な說明を試みよう。

第一に採用せられた輸出振興策は追加輸出制度（Zusatz-Export Geschäfte）と稱するものであつた。此の制度は種

次

SING

欠

MISS

ドイツの植民地問題

序説

近世資本主義は其の成立の基本的條件の一を、第十五世紀以降の地理的大發見と、是れに伴ふ近世植民制度並びに世界商業の設定に置いた事は周知の事實である。換言すれば、近世的植民活動は、其の當初より近世資本主義の軌道に沿ひ、是れと不可分の關係に置かれた。

近世初期、先づ活潑なる植民國として現はれたのは葡萄牙及び西班牙の兩國であり、軈て和蘭が是れに加はり、次いで英國及び佛蘭西の登場となつた。當時、是等の諸國は、何れも其の國家的統一を遂げた國々であり、從つて其の植民活動の主たる目的は、夫々の國家的權力の援護の下に、植民地貿易の手段によつて、巨額の商業利潤を獲得するに在つた。

是れ卽ち、當時支配的であつたマーカンチリズム政策の一表現に外ならず、又飽く迄商業資本の利益を中心とする活動であつた。斯くて植民地より齎らされた富が、母國に於て產業資本に轉化され、其の蓄積を增大するに伴つて、母國の資本主義的發展は益々促進せられた。特に第十八世紀中葉以後の產業革命の開始により、機械的生產を基礎とする近代的大工業制度の發達を見るに及んで、資本主義的な一大變革が成就され、玆に所謂產業資本主義時代への進展が見られた。此の段階に於て、植民地は母國工業製品の販路として、最も重要性を帶びるに至り、同時に又、母國工業への原料供給地としての役割を演ずる事となつた。

從つて先進諸國の植民活動も此の目的に向つて行はれる事となつたのであるが、就中、産業革命の過程を經驗する事最も早く、他國に率先して工業化を完成した英國は、暫らく「世界の工場」としての獨占的地位を誇る事が出來、一八五〇年前後の英國自由主義の最盛期に於ては、植民地放棄論の擡頭さへ見た。然し軈て佛蘭西に於ける産業革命の進展と共に、英・佛兩國は漸次工業國として競爭的立場に立つに至り、從つて夫々の植民地領域の確保を目指す様になつた。一八九〇年迄に、世界の植民地領域の大半は、是れ等兩國によつて分割を完了せられたと謂はれる。

然るに其間を通じて獨逸は、連續的な國內紛爭と對外戰爭の爲め、其の中世的・封建的生產關係を脫却出來ず、産業革命の過程に入る事も非常に遲く、全く立遲れの狀態を示した。

併し乍ら、一八四八年頃を中心に、其の產業革命が一度び開始せられるや、それは非常な速度を以て進展し、引續いて一八七〇年前後より重工業に於ける機械の發明及び應用に依る所謂第二産業革命の過程に入るに及んで、着々其の產業資本主義的發展を遂げるに至つた。他面に於て、十九世紀初期以來の數次の關稅同盟、一八六六年の北獨逸聯盟の成立等によつて、政治的な國內統一の機運は次第に釀成せられ、殊に一八七〇年に於ける普佛戰爭の勝利を契機として、一八七一年獨逸帝國が樹立せられた。斯くて獨逸の國家的統一は叙上の產業上の發展と相俟つて、益々獨逸資本主義の發達を促進し、軈て近代的資本主義列國の一としての獨逸帝國の全般的な國家活動が開始せられると共に其の積極的な植民活動が現はれるに至つた。然かも前述の如く、世界の植民地領域の大半は、既に先進諸國の勢力下に在つた當時の事情よりして、獨逸の活動は其の最初より是れ等諸國との軋轢、鬪爭を內容とした。更に各國の資本主義的發展の高度化によつて、一八九〇年以降に於ける所謂獨占資本主義の段階が到來してよりは、植民地領域は從來の商品市場及び原料供給地としての意義にも增して、資本投下地としての重要性を著しく增大し、玆に列强による植民地及び半植民地領域に對する獨占的支配の强化と激烈な爭奪戰が展開せられた。世界領域の分割を巡る帝國主義

的植民活動と呼ばれる所のものである。

斯かる列強の帝國主義的對立下に於て、獨逸は如何にして其の植民地領域を獲得し擴張し得たか。對英、對佛、對露の資本主義的利害關係對立の窮極の歸結は世界大戰に求められる。

以下本稿に於ては、前半に於て世界大戰前に於ける獨逸の植民活動を取扱ひ、後半に於てベルサイユ條約による獨逸全植民地奪取の事情と、戰後主としてナチスの運動を通じての植民地返還要求を叙述して現在に及ぶ事としよう。

第一章　世界大戰前の獨逸の植民活動

第一節　植民活動の開始

歐羅巴先進資本主義國の近代的植民活動への獨逸の參加は、既述の如く一八七一年の獨逸帝國成立以後の事に屬し更に其の活動の積極化は一八九〇年以降に於て見られるのであるが、獨逸に於ても近世初期以來、植民運動が全然行はれなかつた譯ではなかつた。此の點に就いて、十六世紀に於けるウエルゼル及びフツガー兩商館の活躍、十七世紀に於けるブランデンブルグの大選擧後フリードリツヒ・ウイルヘルム、プロシヤ王フリードリツヒ一世及び其後のフリードリツヒ大王等の活動は特に顯著であつた。然し是れ等の諸活動も强大な國家權力の背景を有しない爲、或は內外の多事な政情の爲に、大なる成功を見るに至らず、從つて何れも永續されなかつた。

其後十九世紀の前半に至るに及んで、植民的思想は漸次普及され、植民地の重要性如何が論議の對象となつた。例へば獨逸歷史學派の經濟學者F・リスト、W・ロツシヤー等は、何づれも植民地領域獲得の必要と利益を說いた。就中、リストが其の一八四一年の著書「經濟學の國民的體系」中に於て、植民活動を先進文明國の正規の行動として是認した事は、後の獨逸植民政策論者によつて、卓越した見解として評價せられた。斯かる思想の傳播に應じて、實際的な植民計畫も樹立せられ、一八四〇年より六〇年代にかけて、フランクフルト、ベルリン等に幾つかの植民會社、植民協會の設立を見た。然し當時に於ても尙國家の積極的な援助は行はれず、プロシヤ宰相ビスマークは、植民地經營費用の過大なる事を主張して斯かる領域の獲得に反對した。

的な植民計畫も樹立せられ、一八四〇年より六〇年代にかけて、フランクフルト、ベルリン等に幾つかの植民會社、植民協會の設立を見た。然し當時に於ても尙國家の積極的な援助は行はれず、プロシヤ宰相ビスマークは、植民地經營費用の過大なる事を主張して斯かる領域の獲得に反對した。

更に獨逸帝國成立以後に於て、獨逸資本主義の急速な發展が實現され、其の必然的結果として、原料供給地且つ商品販路としての植民地獲得の要求が獨逸國內に廣く叫ばれるに至つたにも拘らず、帝國宰相ビスマークの冷淡な態度は依然變はる所がなかつた。蓋し彼にとつては、植民地問題よりも、成立直後の獨逸帝國の內部的統一の强化と、歐羅巴大陸に於ける帝國の地位向上が最重要關心事であつた。然も對外關係の圓滿なる發達を熱心に希求し、特に英國の態度に注意を傾倒した。

然るに國內的統一が完全に鞏固となり、其の資本主義的發展が更により以上の段階へ進み、又、對外的にも一八八三年獨・墺・伊の三國同盟が結成されるに及んで、玆に始めて植民活動に對する獨逸帝國政府自身の積極的な援助が開始される事となつた。其の最初の例を我々は一八八四年に於ける南西阿弗利加への進出の中に見出す事が出來る。それ以後世界大戰の開始に至る迄、獨逸の植民地獲得の運動は如何に展開されたか。其の考察に際し我々は是れを二期に分つのを便利とする。其の第一期はビスマークの植民政策を中心とする時代で、一八八四年より一八八八年に及ぶ。此間に獨逸帝國は後述する如く、阿弗利加及び太平洋（南洋）に於て幾多の植民地を獲得した。第二期は一八八八年に始まるカイゼル・ウイルヘルム二世の時代であり、此間に獨逸は阿弗利加、極東、太平洋に於て新たに植民地を擴張したのみならず、カイゼルの世界政策に關聯して、バルカン・近東方面に顯著な活動を行つたのである。

第二節　第一期——ビスマーク時代の植民活動

第一期の植民活動は阿弗利加大陸を中心とした。舊獨領南西阿弗利加に當る地方に於ては夙に英國ウオルフイシュ灣會社の活動が見られたが、一八六〇年より多數の獨逸人宣教師が傳道事業に入り込むに及んで、英・獨間に紛爭が惹起された。然かも一八八三年、ブレーメンの商人リユーデリツツが同地に商館の建設を企圖し、同年五月土人酋長よ

りアングラ・ペクナ灣周圍の內地へ四英里の地を購入し、更に八月にはオレンヂ河口より南緯二十六度の沿岸（港灣全部を含む）と沿岸より內地へ二十哩の地域の購入契約を結んだ。そこで同地域の主權に關し、英・獨間に交渉が開始された。英國側は同地域を隣接せる自國のケープ植民地へ併合せんと計つたが、是を知つたビスマークは玆に從來の消極的方針を一擲して、一八八四年四月、ロンドンの獨逸大使並びにケープ・タウンの獨逸總領事に「リューデリッツの植民事業は獨逸帝國の保護下に置かるべき」旨を打電し、植民的活動に對する積極的援助の態度を明かにした。此の電報こそ獨逸帝國の植民政策上最初の公式行動と目されるものである。而して是れに對する英國側の抗議を一蹴し結局同年九月に、英國をして前記地域に對する獨逸の領有權を承認せしめた。リューデリッツの事業は翌年獨逸南西阿弗利加植民會社により繼承され、後に一八九〇年七月に至り阿弗利加各植民地の境界を決定した英獨植民協約によつて此の地方一體の兩國勢力範圍の確定を見た。又北方葡領植民地との境界に就ては、一八八六年に獨・葡條約が締結された。

次に獨逸の植民活動は西阿弗利加トーゴーランドに向けられた。同地には一八八〇年以來、獨逸商人の商業的活動が行はれてゐたが、ビスマークは同地方の確保を計つて、一八八四年ナハテイガル博士を西阿弗利加總領事に任命派遣した。博士は大いに才腕を振つて同地方の國王、酋長連と相次いで條約を結び、同年夏までに早くもトーゴーランドを獨逸の保護領として宣言した。次いで博士はカメルン地方へ進んだ。當時同地には英・佛（特に前者）の利害關係が濃厚であつたが、博士は既に一八八四年ハンブルグの個人商會が同地の酋長と結んで居つた條約を、帝國の名に於て批准する事によつて巧みに英・佛の機先を制した。且つ英國の抗議に對しビスマークは强硬な態度を以て臨み、結局一八八五年協定が成立して獨逸は同地方を取得した。更に前述の一八九〇年の英獨植民協約により同地方の兩國勢力範圍は確定された。

又元來白耳義により開發せられたコンゴー河沿岸の所謂コンゴー盆地に就て、一八八四年英・葡兩國は其の支配權獨占を企てゝ條約を締結した。是れに對しビスマークは獨逸を含む他の諸列國への此の差別的待遇に反對し、佛蘭西の援助を得て前掲四箇國の外に白・和・墺・丁・伊・露・瑞典・諾・米・土の諸國を招いてベルリンに國際會議を開催した結果、一八八五年同地方一帶の門戸解放の議定書作成に成功した。

一方、東阿弗利加に於ける活動は、ピータース博士を首班として開始された。博士は一八八四年末ザンジバル島より大陸のウサガラ國に渡り、酋長との條約によつて一箇月間に六萬平方哩の地域を得た。その後博士はベルリンに歸つて獨逸東阿弗利加植民會社を設立し、一八八五年二月政府の保護狀を受けて再度東阿に赴いた。此の時ザンジバルのサルタンは抵抗を試みんとしたが、ビスマークによつて急遽本國より派遣された獨逸艦隊の示威の前に屈服し、遂に獨逸の領有權を承認し、同年末には通商條約をも結んだ。更らに、一八八六年末の英・獨協定により、英獨はザンジバル島及び對岸地方十哩間に於けるサルタンの主權を認め、且つ兩國間の權益を定めた。又葡領植民地との境界も、同年末の獨・葡條約により決定され、こゝに獨領東阿植民地は成立した。一八八八年に至つて、東阿會社はサルタンより前記の對岸地方を租借し、後に一八九〇年の英獨植民協約は、獨領東阿植民地の境界を新たに完全に劃定し、獨逸はヘルゴランドを得、ウイテユーの保護權を英國に讓り、またサンジバル島とペンバに對する英國の保護權を承認した。

斯く第一期を通じて阿弗利加大陸の各地に於て積極的な活動が遂行される間に、獨逸は又南洋方面へ進出した。卽ちニユー・ギニアの北方諸島には、それ迄二・三の個人的植民會社の下に獨逸の勢力が普及されてゐたが、濠洲が英國の援助を背景として侵入を企てるに及んで、形勢は惡化した。一八八四年ベルリンに設立されたニユー・ギニア會社は、獨逸政府の援助により蘭領ニユー・ギニアの北方地域及びニユー・アイルランド、ニユー・ブリタニア兩群島

を占領した。此の問題を巡つて英獨間の談判は緊張を見せたが、結局一八八五年四月の協定により獨逸は占領地域の領有權を確保し、且つニュー・ギニアの北部占領地域をカイゼル・ウイルヘルムスランドと改名し、又前記の二群島を合してビスマーク群島と改稱した。ヤルイト島方面に於ては一八七八年獨逸海軍と酋長の修交條約により、一貯炭所を得てゐたが、一八八五年の英獨協約により獨逸はマーシャル諸島を得、ナウル島も一八八八年に獨逸の治下に入つた。

以上が第一期卽ち一八八四年以降に於けるビスマークを中心とした獨逸の植民活動の展開である。此の期間を通じて、獨逸は世界に於ける大植民地領有國の一たる地位へ躍進的に近づく事が出來た。此の事は斯かる植民地獲得の運動を必然ならしめた獨逸國內に於ける近代的資本主義の發展を雄辯に物語るに外ならない。指導的人物であつたビスマークは從前の消極策を一變して、此の期間の植民活動を凡ゆる場合に熱心に保護援助し、且つ特に對英態度を强硬化して、英國の孤立化に努力した如くである。然かも彼は獲得した植民地の統治に際しては、英國特許會社制度を模倣して、植民會社に對する特許狀下付の方針を以て臨んだが、斯かる方策は當時に於ては全く失敗に終つた。南西阿弗利加に於ても東阿弗利加に於ても、植民會社は主として財政困難のために、植民地の管理、發展を期し得ず、何れも國家の直接經營に移讓せざるを得なかつた。蓋し英國が特許制度に依つて成功した近世初期とは異り、世界資本主義の發展が獨占段階へと着々進みつゝあつた當時にあつては、植民地の維持經營は强大な國家權力と其の經濟力を背景としてのみ、能く實現され得たのであり、一特許會社の能力以上のものであつた。

斯くて一八八八年のカイゼル・ウイルヘルム二世の卽位後、大海軍主義と世界政策を標榜する此の新帝の意圖に對し、何れかと言へばより多く國內充實論者であり、安全第一主義を採るビスマークの見解は一致せず、遂に此の偉大な宰相も翌年職を辭して隱退した。然しより高度の資本主義的發展が實現され、列國の帝國主義的對立が愈々深めら

斯くて一八八八年のカイゼル・ウイルヘルム二世の即位後、大海軍主義と世界政策を標榜する此の新帝の意圖に對し、何れかと言へばより多く國內充實論者であり、安全第一主義を採るビスマークの見解は一致せず、遂に此の偉大な宰相も翌年職を辭して隱退した。然しより高度の資本主義的發展が實現され、列國の帝國主義的對立が愈々深められんとしつゝあつた當時の狀勢より見るならば、此のカイゼルの主張の方が、一層時宜に適するものであり、こゝに彼の雄大な世界政策を基調として、益々進取的な植民活動が實行されることとなつた。以下是れを第二期として叙述しよう。

第三節　第二期——カイゼル・ウイルヘルム二世時代の植民活動

第二期に屬する獨逸の植民活動の目標は、言ふ迄もなく第一期中に取得した領域への獨占的支配の確立と、より一層の擴大にあつた。例へば第一期の叙述中に言及した一八九〇年の阿弗利加植民地に關する英・獨植民協約の締結は既得領域確保を計る目的以外の何物でもない。又一八九三・四年頃より阿弗利加植民地の各所に起つた土人の叛亂に對しては、カイゼルは大部隊の軍隊を派遣して强壓的な鎭定に努力した。加之、經濟的には漸次、資本輸出の關係を通じて其の本國への從屬性の强化が企てられた。次に領域擴大に就て阿弗利加大陸で特に問題となつたのはモロツコの紛爭と、蘭領阿弗利加を繞る英・獨間の係爭である。即ちモロツコに對する佛蘭西の優先權を認めんとする一九〇四年の英・佛協定に對し獨逸は嚴重なる抗議を提出した。併し、是れは結局一九一一年十一月の協約によつて、佛蘭西はモロツコを保護領とし、獨逸は上部カメルンの一部を佛蘭西へ讓る代りに佛領コンゴーの一部を得て問題は落着した。

また葡萄牙は其の財政的困難から、一八九八年蘭領東阿弗利加の關稅收入を擔保として、英國政府と借款の交渉中であつたが、獨逸は是れへの割込みに成功し、同年四月の協定によつて、同領若干地方の關稅收入に就いて權利を取得した。しかしながら獨逸本來の要求は領土そのものゝ分割にあり、一九一二年にいたつて英國を誘つて其の實行に着手し、一九一三年八月、兩國間に具體的な分割案が成立したが、實現にいたらずして世界大戰の開幕を見たのであ

る。

次に高度の發展段階に到達した當時の歐洲資本主義列强國にとり、前資本主義的體制を固執せる國々は半植民地的領域として絕好の活動領域を形成した。其の代表的なものは支那であり、夙に英・佛・露等の進出が行はれてゐたが、支那沿岸は又太平洋上の活動に對する軍事的根據地としても利用せられた。獨逸も亦對支活動への參加を企て一八九七年山東省に於ける宣敎師殺害事件を口實に、膠州灣を占領し、翌年には同灣周圍に租借地を獲得すると共に山東省內地に鐵道敷設權、採掘權等を得た。

此の間に於て獨逸の南洋方面に於ける活動も更に擴大され、一八九九年カロリン、パラウ、マリアナ諸島を西班牙より二千萬マルクを以て購入した外、一八六〇年代以來英・米・獨三國の利害關係錯綜して、解決を見なかつたサモア群島に關しても一八九九年前記三國の協約により獨逸は其の大部分を取得した。

カイゼルの下に於ける叙上の如き海外植民活動と關聯して忘れる事の出來ないのは、此の期間を通じての獨逸のバルカン・近東方面への進出工作である。同地方の諸國は歐洲に於ける最良の農業領域の提供者として、當時から歐洲資本主義列强の帝國主義的鬪爭の地盤を提供した。此の方面へは獨逸は豫てから野心を抱き、一八八八年早くも小亞細亞のスクタリ・イスミッド間の鐵道租借權を得た外、翌年にはカイゼル自ら土耳古を訪問して示威を行ひ、一八九三年には前記鐵道をバクダッドに延長する權利を獲得した。此のバクダッド鐵道はベルリン、ブカレスト、バクダッドを結んで波斯灣に至る獨逸の所謂三B計畫の發端を成すものであつたが、英・露・佛三國の激しい反對と妨害に遭遇した。蓋し此の鐵道の完成は英國の印度との連絡を脅かし、露西亞の南下政策を阻むに足り、佛蘭西の小亞細亞に於ける權益を脅かすが故であつた。

斯かる鐵道計畫以外に就いて見ても、一八八八年より一九〇〇年に掛けて、獨・土間の貿易額は非常な巨額を示し

遇した。蓋し此の鐵道の完成は英國の印度との連絡を脅かし、露西亞の南下政策を阻むに足り、佛蘭西の小亞細亞に於ける權益を脅かすが故であつた。

　斯かる鐵道計畫以外に就いて見ても、一八八八年より一九〇〇年に掛けて、獨・土間の貿易額は非常な巨額を示し

其の經濟的關係は極めて密接であつた。又カイゼルはパレスチナに對しても進出を企圖し、一八九八年トルコ、パレスチナへ第二回の訪問を行ひ、軍略上、通商上の權益や鐵道敷設權の獲得に成功した。斯の如く、獨逸の攻勢的態度が續けられ、それが亦同じバルカン・近東方面に利害關係を有する墺・伊との三國同盟を背景にするのに對立して、同樣に此の地方への進出を窺ふ英・佛・露は必然的に結び付けられ一九〇七年、三國協商が成立した。而して獨・墺が土耳古と親善關係を結び、其の保全を圖つて勢力の扶植を志すのに對し、協商國側はバルカン聯邦が獨・墺の東方進出を恐れるのに乘じて之と結ばんとし、玆にバルカン・近東方面を舞臺として同盟國側と協商國側の著しい對立が展開された。其後一九〇八年に至つて墺太利がボスニヤ及びヘルゼゴヴィナを併合するに及び、獨逸は近東方面への通路を得、益々其の經濟的進出を積極化した。然かも斯かる關係の間に在つて、一九一四年バクダッド鐵道の建設並びにメソポタミア共同開發に關して、英獨間に一應協定が成立したが、間もなく世界大戰の勃發と共に再び混亂狀態に陷つた。

　更に第二期の後半、獨逸の關心は中・南米へも向けられた如くである。政府自身の活動は行はれなかつたが、個人的な金融、商工業は或程度進捗を示し、殊に同地方への資本輸出額は漸次增大傾向にあつた。

　斯くの如く、カイゼル・ウイルヘルム二世を中心とする第二期の植民活動は頗る活潑であつた。而して其の際注目すべき事は此の活動は常に彼の世界政策の一環として相關聯しつゝ遂行された事である。此の期間に於て、阿弗利加を主として、海外に於けるカイゼルの政策は、晩年甚しく排英的であつたビスマークのそれに比して、著しく緩和され、英・佛に對し協調化を策した感がある。然かも我々は此の點にこそ、カイゼルの深遠な策謀を讀み取る事が出來る。蓋し彼は阿弗利加其他に於て、英國或は佛國に或程度の自由活動を認容し、兩國の關心を海外開發に集中せしめる事に依つて、其間にバルカン・近東方面に對する獨逸の勢力扶植と、併せて歐洲に於ける獨逸帝國の强大化を意圖

したのである。

而して此期間の植民活動の中心的動機を爲したものは、此の高度の資本主義的段階に特質的な資本輸出であつた。大戰前に於て獨逸の國外投資額は、英・佛のそれには及ばないが一九一三―一四年に於て大體八〇乃至九〇億弗と推定され、それは次の內譯を以て投下された。以て如何なる地方に努力が向けられたかを知るに足る。

獨逸の國外投資の地理的分布
（一九一三―一四年）

阿弗利加	八・五%
亞細亞	四・五%
ラテン・アメリカ	一六・二%
北米合衆國及びカナダ	一五・七%
歐羅巴	五三・二%
バルカン	七・二%
西班牙・葡萄牙	七・二%
露西亞	七・七%
土耳古	七・七%
墺・洪國	一三・八%

（註）Eugene Staley; War and the Private Investors. P. 11.

世界大戰直前の獨逸植民地の面積及人口

植民地名	獲得年時	面積（平方粁）	總人口	歐洲人	獨逸人
阿弗利加					
獨領東アフリカ	一八八五―九〇	九九五、〇〇〇	七、七五〇、〇〇〇	五、三〇〇	四、一〇〇
獨領南西アフリカ	一八八四―九〇	八三五、〇〇〇	二六〇、〇〇〇	一四、八〇〇	一二、三〇〇
トーゴー	一八八四	八七、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三七〇	三二〇
カメルン	一八八四	七九〇、〇〇〇	三、八五〇、〇〇〇	一、八七一	一、六五〇
全阿弗利加植民地	一八八四―九〇	二、七〇七、〇〇〇	一二、八六〇、〇〇〇	二二、三四一	一八、三七〇
亞細亞膠洲領	一八九七	五〇〇	一九〇、〇〇〇	四、五〇〇	四、三〇〇
太平洋					
獨領ニユー・ギニア（ビスマルク群島を含む）	一八八五―八六	二四〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	九七〇	七五〇
マーシヤル・マリアナ・カロリン群島	一八八六―九九	二、五〇〇		四六〇	二六〇
ソロモン群島	一八八六	一〇、八〇〇			
獨領サモア	一八八九―九九	二、六〇〇	四〇、〇〇〇	五五〇	三三〇
全太平洋植民地	一八八四―九九	二五五、九〇〇	六四〇、〇〇〇	一、九八〇	一、三四〇
獨逸全植民地	一八八四―九九	二、九六三、四〇〇	一三、六九〇、〇〇〇	二八、八二一	二四、〇一〇

（註）G. K. Johannsen und H. H. Kraft, Das Kolonialproblem Deutschlands. 1936, S. 18. Royal Institute of International Affairs, The Colonial Problem. 1937, P. 13.

斯くて結局、一九一四年世界大戰が勃發する迄に獨逸は幾何の植民地領域の獲得に成功したか。大戰直前に獨逸が實際に領有した植民地面積は合計二百九十六萬平方粁に及び、是れは本國面積の約六倍に相當し、前掲の諸地域を包含した。

第四節　世界大戰の勃發

以上見る如く、英・佛に對する後進資本主義國獨逸の、立遲れの植民活動は當初より極めて困難な途を辿つた。獨逸の進む所、阿弗利加に極東に又バルカンに、至る所軋轢紛爭が惹起された。然かも獨逸にとつて最も利害相反したのは英國であつた。カイゼルの意圖した海外領域に於ける對英協調策にも拘らず、獨逸資本主義そのものゝ急激な發展は、世界經濟上英國資本主義の保有する獨占的地位を脅かし、殊に獨逸商品の歐羅巴及び英國植民地への進出は目覺しかつた。兩國資本主義の此の基本的對立は、カイゼルの大海軍主義が、世界最大海軍國として自他共に許した英國を刺戟する事に依つて倍化された觀があり、更に前述のバクダッド鐵道の計畫は英國の苦痛を堪え難いものとした。又獨佛間の利害關係は兩國國境地方の鐵鑛、石炭產地を繞つて衝突した。過去數世紀間、國境地方は兩國鬪爭の禍根であつた。然かも十九世紀末以來、高度の資本主義發展段階に進み來つた兩國資本主義にとつて、是等重工業資源の持つ意義は一段と增大し、各々其の確保を目指して兩者の抗爭は必然となつた。

叙上の英・獨・佛の勢力爭に、南露西亞より地中海へ延びんとする露西亞の南下政策が絡み合ふ事に依つて、列強國の利害對立は益々錯綜化した。從つて一九一四年六月セルビアの一青年による墺國皇儲暗殺事件を契機として、七月墺太利・セルビア間に宣戰の布告を見るや、列國は夫々自己の利害關係の爲に戰爭の渦中に捲込まれるに至り、墺國側に立つた獨逸の對露宣戰（八月一日）對佛宣戰（八月三日）に次いで英國の對獨宣戰（八月四日）により、戰爭は世

界的規模にまで擴大した。其後土耳古及びブルガリヤは獨・墺側に加はつたが、日本を始め多數の國は獨・墺を敵として聯合國側に參戰し、窮極に於て其の數は二十八箇國の多きに及んだ。斯くて世界大戰は列强國の資本主義的對立の總決算を意味するものであつたが、其の根本的要因を爲したものは、實に英・獨兩國間の抗爭であり、即ち世界大戰が兩國の帝國主義の衝突・鬪爭として理解せられる所以である。

第二章　世界大戰後の獨逸の植民地返還要求

第一節　ヴェルサイユ平和條約と戰後の世界經濟動向

開戰以來四年三箇月の歲月に亙つた世界大戰も、一九一八年十一月獨逸の休戰條約調印を以て終幕となつた。翌一九一九年聯合國側との間に締結されたヴェルサイユ平和條約が戰敗國獨逸に課した所は獨逸から奪ひ得る一切のものであつたと謂はれる。卽ち同條約により獨逸は、領土及び植民地の割讓、巨額の賠償金支拂、極端な軍備の制限等を餘儀なくせられ、特に大戰中既に聯合國側により其の殆んど全領域を占領されてゐた植民地に關しては、同條約は何等の補償なしに其の全部を獨逸の手より奪ひ、是れを國際聯盟によるB式或はC式委任統治地とした。(註)

(註) B式委任統治地とは、獨立國として承諾を受ける程度には發達してゐない領域であり、C式とは人口稀薄、文明低度にして住民自ら統治能力なき領域であり、受任國の領土の一部として其の國法の下に一切の施設をなす場合がある。

其の分割の內譯は次の如くである。

ヴェルサイユ條約に依る獨逸植民地の分割

委任統治地		委任統治國	面積(平方粁)	總人口	白人	有色人
獨領東阿弗利加	タンガニイカ	英(B式)	九四一、五五〇	五、〇三三、〇〇〇	八、三二八(內ドイツ人二、一四九)	インド人 二三、四〇〇 アラビア人 七、〇〇〇
	ルアンダ・ウルンデイ	白(B式)	五四、八〇〇	三、五〇〇、〇〇〇		
	キオンガ	葡領東阿弗利加に併合				

南西阿弗利加		南阿聯邦(C式)	八三五,〇〇〇		三一,〇〇〇	三二八,〇〇〇
カメルン	北部	英(B式)	八八,七〇〇	八〇〇,〇〇〇		
	南部	佛(B式)	四三一,三二〇	二,二〇〇,〇〇〇		
		佛(併合)	二七一,〇〇〇			
トーゴー	東部	佛(B式)	五二,〇〇〇	七五〇,〇〇〇		
	西部	英(B式)	三三,七七三	三〇〇,〇〇〇		
太平洋	ナウル島	英(C式)	二一			
	獨領ニューギニア(ビスマーク群島を含む)ソロモン島	濠(C式)	二五〇,八〇〇	四六〇,〇〇〇		
	サモア島	新西蘭(C式)	二,六〇〇	五〇,〇〇〇		
	マーシャル、カロリン、マリアナ群島	日本(C式)	二,五〇〇			
膠州灣租借地		日本より支那へ返還	五〇〇			

(註) G. K. Johannsen and H. H. Kraft, ibid., SS. 19—21.

斯くて舊獨領植民地は全く若干列强國の掌中に歸し、戰前より既に大なる植民地所有國であつた英・佛二國は、益益其の領域を擴大した。

その上獨逸は又歐洲に於ける本國領土の一部割讓を餘儀なくせられた。然かも此の地域內にはアルザス・ロートリンゲンの如き鐵鑛產地や、上部シュレジエンの炭坑地方を含む事に依つて、獨逸にとつての打擊は大であつた。從つて此の歐洲に於ける失地の囘復要求は、植民地返還要求と共に戰後の獨逸が固執する所であり、又此の二要求が常に巧妙に相關聯して提出せらるる點に、最近のナチス政權下に於ける外交政策の一の妙味が見出される。

ヴェルサイユ條約による獨逸本國の割讓は次の如くであり、是により獨逸は大戰前の面積の約一三%、人口の約一

て此の歐洲に於ける失地の回復要求は、植民地返還要求と共に戰後の獨逸が固執する所であり、又此の二要求が常に巧妙に相關聯して提出せられる點に、最近のナチス政權下に於ける外交政策の一の妙味が見出される。

ヴェルサイユ條約による獨逸本國の割讓は次の如くであり、是により獨逸は大戰前の面積の約一三%、人口の約一〇%を失つた。

割讓地方	割讓先	面積（平方粁）	人口
アルザス・ロートリンゲン	佛	一四、四六〇	一、八七四、〇一四
西プロイセンの大部、ポーゼン、東シユレジエン、東プロイセン	波	四五、九六五	三、八五四、九六一
上・シユレジエンの一部	チエコ	三一五	四八、四四六
メーメル地方	リトアニア	三、一一一	一四一、二三八
ダンチヒ自由市	國際聯盟下へ	一、九〇七	三三〇、六三〇
オイペン・マルメディ	白	一、〇三三	六〇、〇〇〇
シユレスウイツヒ・ホルシユタインの一部	デンマーク	三、九七八	一六六、三四八
合計		七〇、七六八	六、四七三、七三七
ザール地方	十五ケ年間國際聯盟下へ	一九、〇四〇	七七三、七六四

（備考）ザール地方は一九三五年一月、人民投票により獨逸歸屬に決定す。

（註）東京政治經濟研究所、世界政治經濟年鑑（昭和六年）一八頁。

加之、獨逸以外の戰敗國も、それぞれ聯合國側との平和條約によつて、本國領土の割讓、植民地の讓渡を强制された。就中、墺・洪王國は其れ自身チエツコスロバキア、墺太利及び洪牙利の小國に分裂せしめられた外、其の領土の可成りの部分が伊太利、羅馬尼亞及びセルビアに合併された。而してセルビアとその新併合地を合してユーゴースラヴィアが誕生した。土耳古も亦本國領土の大部を失つて一小國に轉落し、イラツクの石油資源、パレスチナの加里資源等を含む其の戰前の植民地領域も、擧げて英・佛の委任統治下に入つたのである。

斯くてヴェルサイユ條約を中心とする戰後の平和機構の確立は、一方に於て戰勝の列强國を一層强大ならしめると共に、著しく戰敗國側の勢力を殺ぎ、他方に於て、其の基本的原則である民族自決主義の結果として、バルチツク沿岸、中歐地方、並びにバルカン・近東地方に於て多數の小民族國家の成立を齎らし、此の事は又獨逸を盟主とする舊同盟國側の連絡を遮斷するに役立つた。

斯かる國際間の貧富の懸隔――列强國間に於ける植民地領域と資源の偏在、或は列强國と小國間の關係――は、其

後の世界政治・經濟部面に於ける各國の勢力消長を容認する限り、發展的な國々に對して桎梏とならざるを得ない。先づ列强國間に於ける叙上の不均衡は、所謂「持てる國」と「持たざる國」の世界的な對立を生み、然かも此の對立關係は、近時の世界經濟の發展傾向に伴ひ、特に原料資源の獲得と關聯して「持たざる國」の困難を更に激化せしめつゝある。蓋し世界恐慌の影響の下に、從來國際通商上主要な地位を占めてゐた諸國は、漸次自國産業乃至貿易に對して保護主義を採用し、其の强化は軈て自國の經濟利害を中心に其の勢力範圍の確保を目標とするブロック經濟形成を導いた。卽ち一經濟ブロック内部に於てのみ原料、製品及び資本の自由な移動は保證せられる。從つて此の目的に向つて植民地領域の所有は疑もなく極めて有利である。其の故に獨逸の植民地返還要求は玆數年來特に熾烈であり、又同時に本國に於ける失地回復も着々强行せられてゐる。

次に戰後に簇出した多數の小民族國家の存在は前述の國際的な對立を更に助成するものである。蓋し夫れ等の多くは政治的經濟的に實力に乏しい半獨立國たる點に於て、世界獨占資本主義の發展に伴ひ、必然的に列强國の資本主義的活動の舞臺たらざるを得ない。列强國が如何に是れ等小國の上に其の勢力の扶植を企圖するか、吾人は其の好例をバルカン地方に見出す事が出來よう。然かも最近此の方面に向つての獨逸の進出は誠に積極的である。從つて此の問題はナチス・獨逸の植民政策の一環として、其の海外植民地返還要求及び歐羅巴に於ける失地回復の努力等と相關聯して考察する時、甚だ意義深いものがある。

以下植民地返還を中心に其間の事情を叙述しよう。

第二節　植民地返還要求運動の展開

抑々ヴエルサイユ條約は、獨逸國民にとつては正に一大國民的屈辱として感ぜられた。從つて大戰後現在に至る迄

第二節　植民地返還要求運動の展開

抑々ヴエルサイユ條約は、獨逸國民にとつては正に一大國民的屈辱として感ぜられた。從つて大戰後現在に至る迄の獨逸の活動は種々の方面からして同條約の桎梏より離脱せんとする努力であると謂ひ得る。そこで舊獨領植民地返還要求も、既にナチス統治以前より試みられた所であり、夙に一九二五・六年代に於て、舊植民地の總督等を中心として若干の植民協會或は委員會等が組織され、或程度の運動が開始されてゐた。然し當時の獨逸にとつては、國內的には戰後の經濟立直し、對外的には賠償金問題の解決が最重要關心事であり、從つて其の植民地返還への要求は比較的穩健な範圍に止まらざるを得なかつた。此の事實は當時の外相シュトレーゼマンの平和的外交政策に最も良く具現され、彼は英・佛との提携を以て獨逸外交の基調となし、西部國境に就ては特に佛蘭西との關係に於て讓步的態度を示した。然し其の反面彼は其他の東・南・北國境に關しては强硬に出て、其の改訂を要求して止まなかつた。此の點はナチス政權確立後の本國失地囘復の努力と關聯して特に注目すべき所であり、ヒツトラーの外交方針も或程度是れと軌を一にするの感がある。

此の間に在つて、ナチスは最初よりヴエルサイユ條約の全面的破棄を意圖し、其の實現なくしては獨逸の繁榮囘復は望み得ないとの主張を明かにして居つた。さればナチスは夙に一九二〇年の黨大會に於て發表した二十五箇條の綱領中に於て、獨逸國形成の根本として、次の三箇條を規定した。

第一條　我々は民族自決權に基き全獨逸人が一大獨逸國に結合される事を要求する。

第二條　我々は他國民に對する獨逸民族の平等權、ヴエルサイユ並びにサン・ジエルマン條約の廢棄を要求する。

第三條　我々は獨逸民族の生存の爲め並びに我が過剩人口の移植の爲に土地（植民地）を要求する。

爾來ナチスは一九三三年ヒツトラーの統率下に其の獨裁權を確立するに至るまで、十數年間の在野時代を通じて、常にヴエルサイユ條約の廢棄、失地植民地の囘復を叫び續けた。ヒツトラー自身も亦其の著書「我が闘爭」に於て、「領土の狹少な爲め大民族が沒落に瀕せる場合には、土地や領土を求むる權利は義務にまで轉化し得るものである」

と述べ、祖國獨逸の復興の爲には領土擴大不可缺なる事を强調した。併し乍ら當時ヒツトラーが本國に於ける失地と舊海外植民地の何れの回復を求めるに切であつたかは興味ある問題である。無論前掲の所言にも明かなる如く、舊植民地への回復要求を棄てる事はなかつたが、彼も亦獨逸の國內的統一の結成を第一目標とし、是れに隨つて本國の失地回復に、より以上の重點を置いた樣に解される。蓋し前掲の著書中に於て、獨逸の擴張要求の解決は主として本國面積の增大に存する旨の見解が數箇所に見出される。

軈て一九三三年ナチスが政權を獲得するに至るや、其の外交政策の根本原則として採用された所は、前掲の綱領其儘の敷衍であつた。卽ち其の(一)は獨逸民族の團結であり、(二)はヴエルサイユ條約の廢棄、(三)は世界大戰による失地植民地の回復である。

此の時になつてもヒツトラーの前述の態度は變らなかつた。卽ち一九三三――三五年を通じ、外國使臣或は外人記者等との會見に際し、或時は舊植民地回收の必要を强調し、他の機會には植民地保有の負擔過大を說いた。併し何れにせよ歐羅巴に於ける獨逸の地位向上、勢力擴張を中心目標とし、其の基礎の上に獨逸の世界的强大化に向つて進まんとする點に、其の眞意が在る事は過去・現在を通じて變りがない。

然るに其後の世界經濟の發展は、世界恐慌打開の方策として、各國に依るブロツク經濟形成の傾向を著しく助長する事になつた。然かもそれが一列强國を中心に其の勢力範圍の確保を內容とする事によつて、世界各植民地領域の經濟的、政治的意義は一段と重要性を增大するに至り、玆に獨逸も舊領域の返還要求を前面に押出し、銳意其の實現に努めざるを得なくなつた。斯くて一九三五・六年を轉機として其の返還要求は著しく積極化された。例へばシヤハト博士は一九三五年三月四日ライプチツヒのメッセの開場式に臨んで、獨逸は植民地獲得により原料輸入が容易となり從つて獨逸工業の利益となるべき事を說き、ヒツトラーも一九三六年三月七日議會での演說で、獨逸政府の名に於て

舊植民地の返還を要求した。

此の間に在つて、獨逸は其の對歐洲工作を怠らず、一九三五年春ヴェルサイユ條約軍事條項破棄、再軍備の爆彈宣言を投じて是れを强行し、更に一九三六年三月にはラインランド進駐を强行し、其の接收に成功した。斯くて前揭の綱領三箇條に關する限り、殘された問題は領土擴張問題のみとなり、此の目的の爲めに植民地返還要求の聲は益々頻繁となつた。卽ち一九三六年四月一日、駐英大使フオン・リツペントロツプ氏が、英國政府へ提出した歐洲平和計畫第十八條に於ても此の要求は明記され、爾來獨逸に於てはヒツトラー、リツペントロツプ、フオン・エツプ、ゲツペルス等を中心として同樣の主張が幾回となく繰返されてゐる。特に一九三七年一月の議會に於てヒツトラーは舊植民地の回復も權利として强調し、其後要求は一層の强化を示してゐる。而して既に一言せし如き世界經濟の最近の發展段階に於て顯著となつた統制主義の傳播、ブロツク形成の促進に加へて愈々再軍備に乘出した獨逸が、軍事費捻出の爲めに一九三六年秋に新たに四箇年經濟計畫を樹立し、準戰時體制下に食料及び工業原料の獲得蓄積を開始した事により植民地問題の重要性は倍化されたと考へられる。

第三節　植民地返還要求の理由・根據

然らば獨逸は如何なる理由、根據に基いて植民地の返還を要求するか。我々は是れを次の二項目に分つて考察する事が出來る。卽ち其の第一は合法的、道德的且つ政治的理由であり、第二は經濟的理由である。

一　合法的・道德的・政治的理由

返還要求に際して、先づ第一に問題となるのはヴェルサイユ條約の非合法性である。蓋し元來同條約の基調となつ

た一九一八年のウイルソン平和綱領第五條は、「凡ゆる植民地に關する自由な公平な判定は左の原則に依るべき事、即ち植民地主權の決定に當つては關係植民地住民の利益は、その統治權を附與せらるべき政府の要求と、同等の重要性を有する」と規定し、是れに從へば、大戰中に於ける獨逸植民地の占領は、占領國に何等獲得の權利を與へぬ筈であつた。

然るに是は聯合國側の裏切る所となり、獨逸はヴエルサイユ條約第一一九條に依り海外植民地に關する一切の權利要求の放棄を餘儀なくせられた。獨逸より見れば此の事は聯合國側の甚だしい不信、非合法の行爲である。從つて斯く不法に奪取せられたものに對しては再び其の回復を要求する合法的權利を保有すると主張する。此の意味に於て獨逸の要求は嘗ての所有物の返還にあり、從つて獨逸自身、所謂「持たざる國」には屬さぬとさへ力說する。

次に聯合國側が獨逸の植民地を分割するに際して口實とした所は、「獨逸には植民地經營の能力無し」との言であつた。獨逸にとつては、斯かる言葉は國民への大なる侮辱であり、事實を誣ふるも甚だしいものである。玆に於て獨逸は斯かる虛言を排擊する道德的權利を保有すると主張し、又多くの論者は戰前に於ける獨逸人の植民地統治の功績を指摘し、其の未開地の文化的開拓の手腕を讃へ、或は又現在白人種は未開地を統治、支配すべき任務を有し、獨逸も列強と共に是れに參加すべきとの主張を開陳する。ヒツトラー自身も一九三六年一月二十六日ミユンヘンでの演說で「白人種は支配すべき運命を持つ」と力說し、更に一年後の一九三七年一月國會での演說中に於て獨逸人の植民地經營の有能を强調した。

斯くて「獨逸の植民地返還要求は合法的・道德的意義を有する」事は明白であるが、此の事は又獨逸の國家的威信の問題と謂ふ大きな心理的な然かも政治的理由と結び付くものである。獨逸國民にとつては其の母國が一片の植民地領域をも有しない事は、他の列强に比して著しく其の國威を減殺するの感を與へる。さればヒツトラーを始めナチス

斯くて「獨逸の植民地返還要求は合法的・道德的意義を有する」事は明白であるが、此の事は又獨逸の國家的威信の問題と謂ふ大きな心理的な然かも政治的理由と結び付くものである。獨逸國民にとつては其の母國が一片の植民地領域をも有しない事は、他の列強に比して著しく其の國威を減殺するの感を與へる。さればヒツトラーを始めナチス

の幹部は、獨逸國民の此の感情を掻立る事によつて、國威の保持、發揚を以て植民地返還要求の一の有力な根據と爲す。然かも斯かる主張の反面には、此の對外的敵愾心の利用によつて獨逸國民の精神的統一を計らんとする意圖が始めより含まれてゐた。殊にナチス獨裁權下に四箇年經濟計畫遂行中に在る現在に於て、獨逸國民の關心をば此の對外問題に集中せしめる事によつて、國內的な諸障害を乘越えんとする巧みなナチス對內政策の一班が玆に看取されるのである。卽ち此の主張は對外的要求たると同時に、對內的意義を多分に持つものである。

二　經濟的理由

上述の諸理由は何れも戰敗國たる獨逸の特殊事情に基くものとして理解され、又夫々是認せらるべきものであらう。併し現下の世界狀勢に於て、より以上の重要性を帶びるに至つたのは、植民地領有の經濟的意義であり、獨逸の返還要求も近代的な植民活動の線に沿ふ限り、次の三項目を經濟的理由として提出する。卽ちそれは(A)原料資源供給地としての植民地、(B)商品販路としての植民地、(C)移住地としての植民地の利用である。

獨逸に限らず今日世界的に見られる植民地再分割要求の經濟的根據の一は明かに原料資源の問題である。玆久しく原料資源再分配の問題は活潑な國際的論議の對象であつた。而して特に世界全植民地原料資源の持つ意義に就いて多くの考察が行はれた結果、若干の特殊の原料及び食料(護謨、錫、植物油、ココア、紅茶、黍、砂糖等)を除くの外、大多數のものは現在迄の所其の產出高も比較的少量であり、從つて原料資源供給地としての植民地の價値は左程大でない事が略々明白である。それにも拘らず此の目的の爲めに植民地領域の獲得、確保が望まれるのは、一に近時の世界經濟の發展傾向、換言すればブロツキズムの傳播强化と、更にブロツク相互間の對立激化より招來される戰爭の危機に備へての軍備擴張競爭とに依存するものと謂へよう。

	獨逸輸入總量（一九三四年）米突噸	舊獨領植民地輸出總量（一九三四年）米突噸
油種、胡桃、果實（採油用）	七一九、四六九	九八、〇八九
各種の熱帶性果實	五八五、九一八	二六、四二九
其内バナナ	九六、一四九	—
コーヒー（原料）	一五〇、七四一	一五、八五九
ココア（原料）	一〇一、三八一	三五、九二八
各種の亞麻及大麻	一一五、一九九	
其内シサル麻	三七、九七一	七三、五一〇
皮革	一五七、一一九	五、六〇八
羊毛及其他の獸毛	一六四、七六二	九九二
棉花	三三七、四一三	七、三四五
護謨	六〇、二八二	二、〇七一
燐酸鹽	八三〇、五三五	六一九、八五九
製材	一六九、六四七	二、一五一
熱帶性木材	二四八、〇〇〇	五四、五二三
穀類（玉蜀黍、稷等）	三八八、三二八	一六、〇三五
金（鑛）	—	三三二、六〇二（オンス）
ダイヤモンド	—	二五八、九六七（カラット）

（註）The Royal Institute of International Affairs; Germany's Claim to Colonies. (Information Department Papers, No. 23). 1938. P. 72.

獨逸自身の事情に就いて見るならば、現在其の使用原料及び食料の多くを外國よりの輸入に仰ぎ、且つ四箇年經濟計畫遂行下に在つて、其の獲得の必要性は益々增大傾向にある。斯かる際に在外正貨の乏しい獨逸は、其の支拂の爲に自國製品の輸出增進を計るの外はない。然かも現時の國際交易の狀勢が輸出に對して防碍的、又輸入に對して制限的なる時、斯かる困難打開の途は必然的に原料供給地としての植民地領有に求められる。特に獨逸にとつては、其の舊植民地が現實に必要原料の或程度を產出しつゝあるのを見ては、假令其の產出力が英領其他の植民地に比し貧弱であるとは云へ、是等領域の返還を要求せざるを得ないであらう。試みに一九三四年に於ける舊獨領植民地よりの主たる原料食料の輸出數量と同一品に對する獨逸の輸入數量を對照すれば、次の如くである。

上表によれば、シサル麻は獨逸の需要を充たして餘りある外、燐酸鹽、バナナ、熱帶性木材、植物油等は夫々寄與する所大なるべきであり、又金（ニユー・ギニア及タ

ダイヤモンド　（カラツト）

（註） The Royal Institute of International Affairs; Germany's Claim to Colonies. (Information Department Papers, No. 23), 1938. P. 72.

上表によれば、シサル麻は獨逸の需要を充たして餘りある外、燐酸鹽、バナヽ、熱帶性木材、植物油等は夫々寄與する所大なるべきであり、又金（ニユー・ギニア及タンガニイカ產）及びダイヤモンド（南西阿弗利加產）等も注目に價する。併し乍ら現在に於ては是等輸出品の最大の顧客は、言ふ迄もなく夫々の領域の委任統治國である。從つて獨逸の立場としては戰後其の舊植民地よりの輸入額が激減した事實を指摘して窮狀を訴へる。

尤もゲツベルスに從へば「近代的工業の基本的原料は石炭、鐵、石油　棉花、護謨、銅である」。所で是等六種中、獨逸が自給し得るのは石炭のみであり、鐵は大部分を、其他四種は凡てを輸入に仰ぐ。而して是等原料の舊獨逸領植民地よりの產出に就て見れば、主たるものは前表の棉花、護謨の二種に止り、何れも其の數量は大でない。此の點に就いては原料資源供給地としての是地領域の將來の發展性が考慮に入れられねばならない。植民地返還要求の第一目標が阿弗利加大陸に向けられるのは、此の間の事情を物語るものである。

次に本國製品販路としての植民地に關しては、獨逸は自國と舊植民地間の貿易關係の推移を示す事に依り、返還要求の一根據と爲す。卽ち其の貿易總額は近時に於て大戰前に比し著しい減少を示す。然かも其の場合、獨逸より舊植民地への輸出額の減少は、舊植民地よりの輸入額の減少を凌駕し、結果に於て輸入超過とさへなつてゐる。大戰前の一九一三年には可成りの輸出超過であつた事を想ふならば、其の變轉の如何に激しいかゞ理解出來る。

今、貿易額の統計を比較すれば次の如くである。

	輸入	輸出	差引
一九一三年	金マルク 五三、二六四、〇〇〇	金マルク 五七、一六五、〇〇〇	金マルク 三、九〇一、〇〇〇（出超）
一九三五年（膠洲領除外）	ライヒスマルク 一九、二七八、〇〇〇	ライヒスマルク 五、八五三、〇〇〇	ライヒスマルク 一三、四二三、〇〇〇（入超）

（註） G. K. Johannsen and H. H. Kraft, ibid., S. 80.

然かも舊植民地への輸出に際し、夫の委任統治國の利益が優先的に確保される事は、是等領域からの原料輸入に就いて見たと同樣である。例へば一九一二年には獨逸はタンガニイカ地方

（舊獨領阿弗利加）の輸入額中 五一・三%を占めて居つたに反し、一九三四年には僅か九・八%に轉落し、委任統治國たる大英帝國が 四七・三%（英本國二七・六%、英國屬領一九・七%）を占めて是れに代り、又一九一三年に舊獨領南阿弗利加の輸入額中八一%を獨逸が獨占してゐたのに反し、一九三四年には南阿聯邦が七四%を占めて此の位置に代つた如くである。（尚比率の詳細は Royal Institute of International Affairs, Raw Materials and Colonies. (Information Department Paper, No. 18.) 1930. PP. 61—62. 參照）

然かも斯る傾向はC式委任統治地は當然の事、通商上の門戸解放が約定されてゐるB式委任統治地の多くに就いても見られるのであり、從つて返還が獨逸商品の販路擴大にとつて有利なる事は多言を要しない。蓋し「貿易は國旗に從ふ」は今や常識的な通則であり、況んやブロツキズムの進展する今日、其の本國製品の輸出增進を計るには植民地獲得以外に方法はない。特に獨逸の場合には既に一言した如く、對外輸出を通じて取得する收入が、必要原料購入資金の重要構成部分を成すのであるから、製品販路確保に向つての植民地の必要は、一段と強いものがある。

最後に移住地としての、換言すれば本國過剩人口の捌口としての植民地の意義が、獨逸の返還要求の有力なる一の根據として擧げられる。斯かる主張は、獨逸に限らず所謂「持たざる國」側に於て一様に見受けられる。而

	面積（平方粁）	人口（人）	一平方粁當密度	調査年度
英本國	二四四,〇〇〇	四六,〇四六,〇〇〇	一八九	一九三一
佛蘭西	五五一,〇〇〇	四一,九〇六,〇〇〇	七六	一九三六
白耳義	三〇,〇〇〇	八,〇九二,〇〇〇	二七〇	一九三〇
和蘭	三四,〇〇〇	七,九三六,〇〇〇	二三三	一九三〇
蘇聯邦	二一,一七六,〇〇〇	一四七,〇二八,〇〇〇	七	一九二六
北米合衆國	七,八三九,〇〇〇	一二二,七七五,〇〇〇	一六	一九三〇
獨逸（ザールを含む）	四七一,〇〇〇	六六,一四七,〇〇〇	一四〇	一九三三
伊太利	三一〇,〇〇〇	四二,九一九,〇〇〇	一三八	一九三六
波蘭	三八八,〇〇〇	三二,一三三,〇〇〇	八三	一九三一
日本	三八二,〇〇〇	六九,二五四,〇〇〇	一八一	一九三五

（註） Statistical Year-Book of the League of Nations 1937/38, Geneva. 1938. PP. 14—23.

して其の議論の根據を成すものは、各國人口密度の相違である。

前掲表によれば、白・英・和・日諸國は獨逸よりも高度の人口密度を示し、伊太利は獨逸と略々等しい。然かも日・伊を除いては何れも本國面積の數十倍に相當する大なる植民地領有國であり、英國の一四二倍を筆頭に、白耳義八一倍、和蘭六〇倍、佛蘭西二四倍を計算される。加之、日・獨・伊の三國は年々の人口增加數も極めて高く、一九三五年に於て日本百〇二萬人、獨逸約三七萬人、伊太利四〇萬人を算する。以上の觀點より現在一片の植民地領域を持たない獨逸が、其の捌口として植民地の返還要求を提出するのは當然であると說かれる。

獨逸の此の主張に對しては、主として英・米側の諸論者より批判が與へられる。卽ち、それ等は歷史的に見て、植民地が過剩人口の收容に對して、殆んど役割を演じなかつた事を指摘するもので、最も代表的な見解は米國のグロヴア・クラークの著作に見出される、而かも今日斯かる見解は常識的にも可成り有力である。又獨逸にあつても、一部論者は此の事實を承認し、移住地としての植民地は第二義的意義を有するに止まる事を認め、唯自國の植民地領有によつて、幾分なりとも母國の人口問題の緩和を期待する。斯く見る時、獨逸の返還要求に際して過剩人口捌口の問題は、其の理論的根據と言ふよりは、寧ろ有力な口實として唱へられるの觀がある。近世初期、世界植民地領域未分割の時代なら兎も角、現時の如く其の領有の既定的なる時に、人口捌口としての植民地を求める事の困難は何人にも明白である。從つてナチス幹部を中心に展開される此の主張も、眞意は移民の奬勵による母國人口問題の緩和と、活動的な青少年國民への精神的效果にあると見るのが至當であらう。

植民地返還要求の經濟的理由として、獨逸側が公式、非公式に主張する所は上述の三項目に盡きる。勿論是等の諸事情は夫々有力な根據である事は疑を容れない。且つ現時の世界經濟狀勢下に於て、原料資源獲得の問題が中心的である事は屢々指摘した如くである。

然かも十九世紀末葉以來、列强國による近代的植民活動の最も基本的な經濟的要求は、母國に於ける過剩資本の輸出にあつた。植民地乃至は半植民地領域に於て、其の低廉な勞働賃銀や、安價な原料及び土地等を基礎として確保せられる所謂植民地的高利潤を目指して、列强國の對外投資活動の角逐は極めて活潑であつた。加之、是等領域に對する資本の輸出は、前述の原料資源の獲得、或は商品販路の擴大と常に密接に結び付いてゐる點で、其の經濟的意義は一層大なるものがある。蓋し資本輸出が植民地（半植民地）への借款の形態で行はれる場合には、屢々其の附帶條件として母國製品の購入を强要する。例へば軍事借款ならば兵器や其の材料を投資國から購入する事が條件とされ、又鐵道借款ならば殆んど例外なく其の材料の購入が條件となつてゐる。次に資本輸出が產業資本或は金融資本の形に於て植民地に於ける直接事業經營や植民地企業への金融的參與に向けられる場合には、極めて通則的に、植民地原料生產事業の獨占的經營が企てられ、又植民地企業の金融的支配權掌握が計られる。斯くて資本輸出が如何に近代的植民活動の基底を爲すかゞ理解されよう。而して本國資本が是等領域に設立した所謂特殊權益を擁護する爲に、種々の政治的軍事的手段が採用され、又或る場合には國家權力の發動を見る事も我々に親しい現實である。

世界大戰後に於て、列强國間に勢力の消長は見られたが、上述の基本的傾向は現在に至る迄大差は無い。蓋し高度の資本主義的發展は、一方に於て益々市場の擴大を必要とすると共に、他方に於ては既得の自國市場を封鎖的に確保する事を必要ならしめる。然かも世界恐慌下にあつて、自國の市場である勢力範圍（植民地、半植民地を含む）を確保し、恐慌より獨自的に脫出せんとする努力が、屢々言及したブロック經濟の結成を生むに至つたものである。卽ちブロック形成の目的は其の內部に於ける自給自足經濟の達成にあり、此の關聯に於て、現在原料資源獲得の問題が緊切となり來つたに外ならない。然かも、其の反面に於て、各ブロックは外部市場に對しては多分に積極的に活動し、自己の勢力伸長を企圖する。斯くて、列强國は今やブロックを單位として對立關係にあり、各々其のブロック强大化に奔

命する。斯かる目的に向つて商品輸出と共に、否寧ろそれよりも一段と有效な手段として、資本輸出が企てられるのである。

大戰後現在に至る迄の列強國の投資活動中最も顯著なのは北米合衆國の擡頭である。現在英・米・佛は世界の三大投資國を成す。是れに反し、戰後の獨逸は今迄の所、國内經濟の立直しに汲々として居り、其の對外投資は少額に過ぎない。併し乍ら叙上の國際情勢下に着々復興の途を辿り乍ら、其の舊植民地返還を要求する時、自ら公然とは掲げないとは云へ、其の有力なる經濟的理由の一は資本輸出に在ると見なければならない。

以上が返還要求の經濟的諸理由である。然かも是れと關聯して植民地には軍事上戰略上の意義が附加されなければならない。即ち既に一言した如く、植民地領域に於ける權益保護の爲めに、警察權、駐兵權が要求され、又軍港、要塞等が築造される。所がそれ以外に全く戰時に備へて軍事的根據地の目的に向つて利用される領域が存する。例へば英領のジブラルタル、マルタ島、米領のグアム島等は其の代表的なものである。獨逸も戰前東阿弗利加に要塞の築造を實行し、又舊太平洋植民地の多くは主として此の軍事的戰略的意義を有するものであつた。列強國間の對立關係の激化する現在、斯かる根據地の獲得は、それ自身大なる重要性を持つ事は言ふ迄もない。獨逸の返還要求の裏面に斯かる意圖が含まれて居らないと果して何人が斷言出來ようか。

第四節　阿弗利加大陸の再分割問題

所で上述の諸根據に基く返還要求を現實の問題として見た場合に、獨逸によつて先づ第一に要請されるのは阿弗利加大陸の再分割である。大戰前の舊獨領植民地の大部分が同大陸に位置し、然かも同大陸が現在歐洲への原料資源供給の中心地である事を考へるならば、それは極めて當然の成行きである。一般に植民地生産の原料資源が世界全生産

中に占める割合は、目下の所それ程大でない事は既に述べた。併し其の間にあつて比較的多量の産出高を示す數個の原料資源は、主として阿弗利加大陸に見出され、例へば植物油、燐鑛石、落花生、銅、マンガン、ヴァナデューム、シサル麻等は其の主なるものである。又其の中、舊獨領植民地が如何なる程度の意義を有するかも既に考察した。併し乍ら尙多くの未開拓地域を含む同大陸の原料資源地としての將來性、或は商品販路且つ資本輸出地としての其の發展性を思ふならば、近き將來に於て同大陸は必ず、列强國の資本主義的利害の相對立する一の地盤たる運命を擔ふべき事を豫想され、又獨逸の植民地返還要求も、暫くは此處に集中されるものと豫測される。現在に至る迄も既に、此の線に沿つて此の暗黑大陸開發に對する獨逸人の文化的手腕の有能性、或は其の國際的協力への參加の用意等に關しヒツトラー始めナチス幹部連又は國内諸論者により、講演に著述に、多くの機會に發表が行はれてゐる。

叙上の如き熱烈な獨逸の要求に對し、舊獨領植民地領域の現委任統治國たる英・佛等は如何に對處するか。本問題に就いての論議は英國に於て特に盛んである。其の場合或論者は獨逸側の國威回復の希望を容認し、且つ國際的平和の爲め一部返還を止むを得ずとするも、多くは現狀維持派としての英國の立場を擁護して、領土そのものゝ再分割を拒否せんとする。

即ち獨逸が要求の經濟的理由とする所を其の儘捉へ來つて經濟的手段による問題の全部的解決を計らんとする。此の目的に沿つて唱へられるのは世界的な原料資源の公平な再分配であり、獨逸商品に對する販路の門戸解放等である。併し乍ら今日の世界經濟狀勢よりして斯かる姑息的な方法が效果無き事は略々明白である。獨逸の要求も亦領土そのものゝ回復にある以上、斯かる提案に滿足すべきではない。然かも既に言及した如く、獨逸の要求は歐洲に於ける領土擴大を第一義的とするのであり、從つて植民地返還要求はそれとの關聯に於ての考察を必要とするのみならず、歐洲他列强國の惱みも亦實に此の點に係ると見るのが至當であらう。

土擴大を第一義的とするのであり、從つて植民地返還要求はそれとの關聯に於ての考察を必要とするのみならず、歐洲他列强國の惱みも亦實に此の點に係ると見るのが至當であらう。

第三章　東漸・南進政策との關聯（附、最近の情勢）

獨逸の對外植民地活動は戰前に於ても歐洲に於ける獨逸本國の勢力擴大要求と密接に關聯するものであつた。即ち此の傾向はビスマークにあつては極めて顯著であり、又世界政策を標榜したカイゼル・ウイルヘルム二世にあつても多分に看取された。

斯かる事情は戰後も同樣であり、其の植民地返還要求は、より一層緊密な程度に於て本國失地の回復要求及び其の東漸・南進政策と結び付くと見られる。蓋しナチス・獨逸の復興は歐洲に於ける大帝國の建設を以て其の目標と爲すのである。此の點に關して一九三五年一月、人民投票によるザール地方の回收は幸先よいスタートであつた。併し北歐及び西歐に於ての國境改訂は、列國との關係上、一番後廻しにされた如くである。殊に一九三六年二月、獨逸はラインランド進駐を斷行したが、是れに依る列國の對獨感情惡化に鑑み、ヒツトラーも當時歐洲平和案を發表し、一先づ西歐に於ては二十五箇年間、關係國と相互不可侵條約締結の用意ある事を明かにした。此の事は反面に於て東歐への積極的進出を暗示するものに外ならない。

東歐に於ての獨逸の關心は近隣の諸小國に及び、北部よりメーメルを抱くリトアニア、ポーランド廻廊地帶及びダンチツヒ自由市を含むポーランドを始めとしてチエコ、墺、洪、羅、ユーゴーの諸國を連ね、南方バルカン・近東諸國に至る。而して獨逸が是等小國への進出を企てる場合には次の二種の方策を採用する。其の一は目的とする小國內の少數民族たる獨逸人に働きかけて、ナチス黨を結成せしめ、以て獨逸本國への合併運動を策動せしめるのであり、其の二は經濟的依存關係により、獨逸への接近を圖るのである。

第一の方法は近隣の諸小國の殆んど全てに對して行はれ、又舊植民地の南西阿弗利加にも試みられた。無論、獨逸の斯かる活動はそれ等各國內に於て著しい摩擦を惹起したが、一九三八年三月の獨墺合邦の成立、同年九月のチエコ・ズデーテン地方の獨逸への割讓決定の背後には、オーストリヤ・ナチス黨或はズデーテン・獨逸黨の目覺しい活躍が存した事は、尙我々の記憶に新らしい所である。

第二の方法は主として農業的なバルカン諸小國に對して行はれた。世界恐慌下、時に深刻な農業恐慌の襲來に喘ぐ是れ等諸小國の農產物及び鑛產物を、獨逸は好意的に購入を計り、其の歡心を買ふに努力したのである。事實、一九三三年以來、ブルガリヤ、希臘、ユーゴースラヴイア、羅尼亞、土耳古等の諸國より獨逸への輸出額は著しい增大傾向を示し、其の輸出總額の二割乃至五割に達してゐる。

然かも其の反面に於て、獨逸は是等の輸入への支拂に、自國の工業品を以て當て、玆にバルカン・近東諸國は獨逸に對して原料供給地、商品販路として經濟的に密接な相互依存關係に捲込まれつゝある。此の事が今後の獨逸資本主義の發展にとり、特に其の南進政策の一要因として重要意義を持つ事は多言を要しない。

以上の如き獨逸の東漸・南進の政策を可能ならしめた間接的な援助手段として、我々は一九三六年十一月に成立した日獨防共協定の締結と翌年十一月の伊太利の參加を忘れてはならない。獨逸の東南方に位する社會主義的國家ソヴエート聯邦は、新興獨逸と根本的に相容れない一の脅威的存在である。獨逸とソ聯の中間に存する波蘭とは既に一九三四年、十箇年不可侵條約を締結する事によつて、獨逸の東南國境への攻擊は一應延期の態であつたが、日獨伊防共協定の成立は歐洲に於けるソ聯の活動を牽制するものとして、獨逸に資する所大であつた。斯くて獨逸は全力を以て、先づ南方國境改訂に乘出す事が出來、墺太利及びチエコ・ズデーテン地方の併合實現により、一大帝國建設の地步を進め得たのである。

先づ南方國境改訂に乘出す事が出來、墺太利及びチェコ・ズデーテン地方の併合實現により、一大帝國建設の地歩を進め得たのである。

共間を通じて、舊海外植民地返還の要求も、依然として熱心に續けられた。然かも獨逸の態度に注目するならば、此の要求が强く叫ばれて、列國の關心が其處に集中される間に、歐洲に於ける實質的な領土擴大が强行された感が深い。此の點に於て、返還要求は國内獨逸人の精神的統一と云ふ對内的意義の外に、斯かる國際政治上の一の策略的意義を帶びるものと解されよう。少くともそれは對歐洲政策との關聯に於て提出せられるものである。

昨年九月、ズデーテン地方問題を巡つて戰爭の危機に直面した歐洲政局も、同月三十日ミュンヘンの「總統の家」に開かれた英・佛・獨・伊四箇國首相の會談によつて、一先づ安定を見た。然かも當時ヒツトラーが聲明した「ズデーテン地方の割讓こそ歐洲に於ける最後の領土的要求である」との言は、其の儘受入れる事が困難としても、兎も角歐洲に於ける獨逸の攻勢に關し一時的終止符を印すものとして、英・佛並びにバルカン諸小協商國の憂慮を拭ひ去つたかの感を與へた。其後に於て、現實に獨逸の舊植民地返還要求が再び盛んに唱へられた。例へば昨年十一月八日のナチス蜂起十五周年記念祭に際し、ヒツトラーはあく迄軍備擴充に邁進する旨の所信を披瀝した後、「獨逸は虚僞の口實により奪取された舊植民地以外、何等他國の所有物を欲するものでない」と獅子吼した。是れに應ずるかの如く、當時南阿聯邦國防相ピローは獨逸への具體的な植民地割讓案を提げて歐洲列國を歴訪したが、何等效果ある解決を見出すに至らなかつた。又一方獨逸の餘りにも積極的な態度に恐怖を感じた波蘭はソ聯への接近を劃策し、十一月二十六日、ソ波親善關係確認の共同コンミュニケを發表した。是れに對し一九三四年以來波蘭との間に不可侵條約を締結して居つた獨逸が、良い感情を抱かなかつた事は言ふ迄もない。

然かも前掲のヒツトラーの所信にも拘らず、ズデーテン問題の解決後に於て、獨逸の勢力は更に東南に進出し、ルーマニアを始めバルカン諸國に及ぶか或は又ソ聯の寶庫ウクライナを窺ふに至るであらう事は、當時に於ても亦容易に想像され得る所であつた。蓋し、國際間の確定的條約さへ、恰も一片の紙片同樣に葬り去られる現代に於て、個人

的聲明の如きに絶對の信賴を掛ける事の危險は甚大であると考へねばなるまい。加之、昨年初頭來の獨逸の東漸政策が、極めて積極的且つ決定的な過程を踏みつゝある實情を顧れば、斯かる憶測も又當然と言へよう。

昨年の十二月六日、一切の對立の歷史を淸算し兩國の平和的、善隣的關係の促進を標榜して成立した獨・佛不可侵共同宣言は、獨逸の東方進出を一層容易ならしめる一つの手段と見られる。斯るが故に其後英・佛のバルカン工作も著しく積極化し、殊にユーゴースラヴィアを舞臺とする獨・伊間の利害對立の到來を豫想し或は故意に劃策し、以て獨・伊樞軸の離間に努めた如くである。前述の獨・佛共同宣言も、佛蘭西側より見れば、其の一つの現はれと見られぬ事もないし、又本年一月チエンバレン英國首相のローマ訪問は、明かに此の意圖を以て、英・伊及び佛・伊の國交調整を目的とするものであつた。而かも會談は伊太利の對佛强硬態度が原因となつて失敗に終つた。此の事は獨・伊樞軸の結合力が、英・佛の想像以上に鞏固なものである事を明白に示す結果となつた。

更に又、一月十六日の洪牙利の防共協定參加聲明（二月二十四日正式調印）は、東歐における獨逸の勢力擴大に有效なる援助を與へ、又同月二十六日バルセロナの陷落によるスペイン人民戰線派の潰滅は、防共スペインの出現を通じて西歐及び地中海にをける獨・伊勢力の增大强化を意味するものであつた。

斯くて去る一月三十日、ナチス政權獲得六周年の記念國會に於て、ヒツトラーは植民地問題が依然として獨逸國の生活に關する問題である事を强調した後、「昨年のオーストリア合併及びズテーテン問題等に於て、伊太利が獨逸に示した好意に對して、獨逸は今後伊太利が如何なる理由からにせよ、攻擊された場合には、斷然伊太利側に起つべき事を決心したのを知らなければならぬ」と獨・伊樞軸の强化を明言し、且つ又「英佛に對しては植民地返還の要求あるのみであつて、他に何等の領土的要求を持たない」と力說した。然かも同時に他の箇所で「獨逸はその北、西、南の國境に於て平和的なるを得てゐる」と述べて、何故か東方のみを除外した事は、東方進出の企圖を暗默の裡に示すも

事を決心したのを知らなければならぬ」と獨・伊樞軸の強化を明言し、且つ又英佛に對しては植民地返還の要求あるのみであつて、他に何等の領土的要求を持たない」と力說した。然かも同時に他の箇所で「獨逸はその北、西、南の國境に於て平和的なるを得てゐる」と述べて、何故か東方のみを除外した事は、東方進出の企圖を暗默の裡に示すものとして、英・佛の神經を一層刺戟するに役立つた。

斯くする内に、去る三月十日チエコ中央政府のスロヴアキア自治高壓を契機として、獨逸は遂に强力的にチエコ・スロヴアキアを解體せしめ、三月十六日ボヘミア及びモラヴィアを保護領として大獨逸に編入せしめ、是れをベーメンレーメンと改稱し、一旦獨立したスロヴアキアも亦獨逸の保護國と化した。而してルテニア地方のみを洪牙利に讓渡し、其他のチエコ全土の併合を僅か數日間に成就した。獨逸の此電光石火的な行動に、虛を衝かれて啞然とした英・佛は、單なる抗議に止めて積極的軍事的干涉に乘出し得なかつた。此事は又獨逸に對し乘ずべき絕好の機會を提供した。卽ち獨逸は引續きリトアニアより懸案のメーメル地方奪還に成功し（三月二十一日）、且つ又羅馬尼亞との間には廣汎な經濟協定を締結して（三月二十三日）、羅馬尼亞に於ける經濟的優越權を確立を企てた。更に波蘭に對してはダンチヒ自由市の還附と、波蘭廻廊地帶を通ずる鐵道敷設權並に其治外法權の附與を要求したが、波蘭の强硬な反對に遭つた。

所で昨年のオーストリヤ併合、ズデーテン合併或は今回のメーメル地方奪還に關する限り、これはナチス・獨逸が常に目標とした獨逸民族の團結による大獨逸國家結成の線に沿ふものであり、民族延いては血の統一を求める點に理論的一貫性が見出される。然し今回のチエコ併合は是れとは軌を異にし、專ら擴大の爲めの擴大の感を與へる。殊に羅馬尼亞への工作も既に或程度進捗し、更に此處を足場としてウクライナを覦ふ事となれば其の感は益々深い。然かもそれは獨逸の傳統的政策 Drang nach Osten の必然的方向でもある。獨逸の此の攻勢は又、石油や加里資源豐富なイラン、イラク、パレスチナを含む近東へ、そして更に波斯灣より印度洋への道を拓くこととなるかも知れぬ。而して此の點に於て、我々は雄圖空しく倒れたカイゼルの世界政策の再建を、此のナチス・獨逸の下に見出すのである。

斯く考へる時、英國の焦慮は俄然高められる。然かも比較的近き將來に於て、疑もなく問題となるのは、英・佛共に從來相當の經濟的勢力を保有するバルカン諸國である。玆に於て英國は佛蘭西との提携の下に對獨包圍陣營を結成す

べく、波蘭、羅馬尼亞、土耳古、希臘等諸國の抱込みに狂奔的活動を開始した。他方伊太利は三月二十一日のファシスト大評議會に於て、國際情勢を討議した結果、伊太利外交の基調を飽く迄獨・伊樞軸に置く事を決定し、又二十六日ファシスト黨結成二十周年記念祭に際して、ムツソリーニ首相は斷乎たる決意を以て、民主主義ブロックの排擊と獨伊樞軸の擁護を力說した。是れに答へるが如くヒツトラーも亦四月一日、ウイルヘルムス・ハーフエンに於ける演說中に於て「我々は獨逸を包圍せんとする如何なる政策をも默過する譯には行かない。獨伊樞軸は正義と理想主義との上に築かれた結合である」と述べた。斯くて今やバルカンを舞臺として獨・伊と英・佛の對立は極めて尖銳化し、夫々バルカン諸小協商國の自國陣營引込みに努力を傾倒してゐる。英・佛側としては小國側を決心せしめ得るだけの軍事的協力と經濟的援助の保障を與へる事が必要であらうし、反對に獨・伊側としては、地理的軍事的事情による獨伊の優越性と英・佛援助の無效力を小國側に納得せしめねばならない。英國が波蘭の引入れに成功し、双務的援助條約が發表された四月五日、伊太利はアルバニアに出兵し、瞬く間に同國を席捲して、十二日早くも其の倂合を完成した。斯くてユーゴー・スラヴィア、羅馬尼亞は獨・伊二勢力に狹擊される事となり、此の事が英・佛の對獨包圍陣結成の上に一大障害を提供した事は疑ない。其の間四月七日にはスペインの防共協定正式參加が公表せられ、防共陣營は又新しい一勢力を得た。

更に英國首相は四月十三日議會に於て、希臘・羅馬尼亞に對する一方的獨立保障を聲明したが、羅馬尼亞は是れに組せずして、親獨的態度を示しつゝある事が新聞に傳へられる。又、英國の慫慂により米國ルーズベルト大統領は、十四日獨・伊兩巨頭に對し「卅一箇國の十年以上平和保障を勸告し、國際會議に參加の用意ある旨」通告したが、伊太利は早くも是れを全體主義國家への侮辱であると反駁し、獨逸は愼重に對策を練つた揚句、四月二十八日國會に於けるヒツトラーの大演說中に於て徹底的に是れを論駁した。ヒツトラーは又同時に英國に對して從前通り舊植民地返

太利は早くも是れを全體主義國家への侮辱であると反駁し、獨逸は愼重に對策を練つた揚句、四月二十八日國會に於けるヒットラーの大演說中に於て徹底的に是れを論駁した。ヒットラーは又同時に英國に對して從前通り舊植民地返還要求を提出する傍ら、一九三五年の英・獨海軍協定の破棄を宣言し、波蘭に對しては一九三四年の不侵略條約の廢棄を宣明して、世界の耳目を惹いた。然かも此の聲明は斯かる積極的な一面を持つ反面に於て、又多分に妥協的性質を含むものであつた。卽ち英國に對しても又波蘭に對しても、出來得れば戰爭を回避して、事件の平和的解決を計らんとする獨逸の希望を明かにした。此點に關し英・佛陣營側には幾分安堵の色が見られたが、獨逸のかゝる態度に全幅の信頼を置く事は、言ふ迄もなく危險である。卽ち此のヒットラーの聲明に對抗して、先月末以來、英國により策動中であつた英ソ間の提携は或程度進捗を見せたが、それがソ聯の根本的要求である世界赤化の機會に惡用されなければ幸甚である。斯くて現在の所では、獨伊樞軸を中心に洪牙利、ユーゴースラヴィア、ブルガリアに相對して、英佛の傘下には波蘭、希臘、土耳古があり、羅馬尼亞は猶ほ最後的な去就に迷ふ態であり、是れに親英的な米國・ソ聯の介入を加へて、歐洲の政局は日々に暗憺たる狀勢である。各國間の動きは頻繁を極め、事情は如何に展開するか全く豫測を許さない。波蘭が既述の獨逸の要求を容れるならば、暫定的な解決も不可能ではないが、最惡の場合には戰爭の勃發をも考へねばならぬ。

斯くて最近の獨逸の東漸政策を巡つて、歐洲の對立は頓みに激化を示してゐる。現狀に關する限り、舊植民地返還要求の問題は第二次的となつた。此の問題が表面化するのは、歐洲の政局が、何等かの形で一應安定して後の事か或は安定の手段としてであらう。玆でヒットラーが「わが鬪爭」に書いた次の文句を想ひ起して見る事は、意義深いものがあらう。「我々は歐洲の南と西へのゲルマン人の不斷の行進を止めて、眼を東方の國へ向ける。我々は戰前の植民政策と商業政策を終結させて、將來の土地政策へ移行する。而して今日歐洲に於ては、新しい土地について語り得るとすれば、先づ第一にロシアとロシアに從屬してゐる周邊諸國のみが考へられる」。

卽ちヒットラーの根本的要求は東方への發展にあつたのである。然かも戰後獨逸の國力が經濟的にも政治的にも脆

弱であつた間は、其の實行は到底不可能であつた。そこで彼は先づ舊植民地返還要求を基本的なものとして提出し、其の口實の下にカムフラージュして、既述の如き熾烈なる返還要求運動を展開しつゝ、實質的には本國失地の回復、就中、東方への進出を成就し來つたのである。其の根柢には、前述の如く民族的國家統一の理論が横はり、彼も亦此の理論に忠實に進み來つた。然し事情は昨年來一變した。墺太利、ズデーテンの併合により又伊太利との樞軸强化により獨逸は歐洲に於ける最大强國の一と成り得た。玆に於て其の傳統的東漸政策が前面に表はれたのである。最早それは民族統一の理論を超越し、全體主義國家としての發展擴大の要求である。隆々たる國力を背景に獨逸の東漸政策は益々發展を示すであらうし、同時にそれは第二次的要求として舊植民地返還要求を提出するのみならず、其他の植民地の再分割に向つても進む事とならう。

とまれ獨逸の植民地返還要求は其の對歐洲政策を基調とする對外政策の一環として考察してこそ、始めて眞の意義を理解し得る。新興獨逸が歐洲に海外に如何なる發展を續けるか、現時の國際政治・經濟情勢よりして、其の前途は益々多事多端なるを思はせる。

〔附記〕本稿校正中、歐洲政局の新展開として、五月五日波蘭外相ベック氏の對獨示威演説により、獨波間の空氣は頓に惡化を見せ、更に七日には獨・伊政治軍事協定の締結が發表せられて、獨伊提携の具體的强化が實現された。然かも是に先立ち五月三日には、ソ聯のリトヴィノフ外務人民委員の失脚が明かにされ、英國の對獨包圍陣構成の上に又新たに一の悲觀材料が加へられた。其の後、米國よりの報道として、獨ソ接近の風説が流布されたが、其の眞僞は疑問である。兎も角最近の情勢に關する限り、次に解決せらるべき問題は、ダンチツヒ自由市並びに波蘭廻廊地帶の問題であると見られるに至つた。今や波蘭の對獨態度如何に、歐洲和戰の鍵は握られてゐる。波蘭の凡ゆる示威工作にも拘らず、ダンチツヒ自由市にハーケンクロイツの旗が翻るのは案外に近いのではあるまいか。それは實に獨逸年來の要求の貫徹を意味すると共に、玆數年間に亙つて波蘭が其の外交政策の基調とした所の、近隣强大國への御都合主義的な依存態度が、自ら掘つた墓穴であるとも言へよう。

は案外に近いのではあるまいか。それは實に獨逸年來の要求の貫徹を意味すると共に、茲數年間に亙つて波蘭が共の外交政策の基調とした所の、近隣强大國への御都合主義的な依存態度が、自ら掘つた墓穴であるとも言へよう。

(厚角製本)

昭和十四年六月十七日 印刷
昭和十四年六月二十日 發行

ナチス經濟及經濟政策

定價 金參圓

編者 慶應義塾各國經濟研究會

發行者 山本三生
東京市芝區新橋七ノ十二

印刷者 植田庄助
東京市芝區濱松町一ノ十三

發兌 改造社
東京市芝區新橋七丁目十二番地
振替東京八四〇二番
電話芝(43)自一二二一番 至一二二四番

(成文堂印刷所印刷)